

令和7年第3回西会津町議会定例会会議録

第1．招 集

- 1．招集日 令和7年3月7日
- 2．場 所 西会津町役場

第2．開会、閉会及び会期

- 1．開 会 令和7年3月7日
- 2．閉 会 令和7年3月21日
- 3．会 期 15日間

第3．議員の応招・不応招

1．応招議員

2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣
5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義		

2．不応招議員

なし

令和7年第3回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

令和7年3月7日（金）……5～8頁

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
- 日程第4 付議事件名報告
- 日程第5 提案理由の説明
- 日程第6 報告第1号 委任専決処分事項

令和7年3月11日（火）……9頁～61頁

- 日程第1 一般質問（仲川久人、長谷川正、上野恵美子、小林雅弘、荒海正人）

令和7年3月12日（水）……63頁～108頁

- 日程第1 一般質問（秦貞継、猪俣常三、青木照夫、武藤道廣）

令和7年3月14日（金）……109頁～147頁

- 日程第1 議案第1号 西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例
- 日程第2 議案第2号 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第3 議案第3号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第4号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第5号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第6号 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第7 議案第7号 西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第8号 西会津町都市公園条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第9号 西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 西会津町森林活用交流促進施設条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 令和6年度西会津町一般会計補正予算（第10次）

日程第13	議案第13号	令和6年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)
日程第14	議案第14号	令和6年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算(第3次)
日程第15	議案第15号	令和6年度西会津町介護保険特別会計補正予算(第3次)
日程第16	議案第16号	令和6年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)
日程第17	議案第17号	令和6年度西会津町下水道事業会計補正予算(第3次)
日程第18	議案第26号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
日程第19	議案第27号	西会津町過疎地域持続的発展計画の変更について

令和7年3月17日(月) ……149頁～174頁

日程第1	議案第18号	令和7年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第19号	令和7年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第20号	令和7年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第21号	令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第22号	令和7年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第6	議案第23号	令和7年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第7	議案第24号	令和7年度西会津町簡易水道等事業等会計予算
日程第8	議案第25号	令和7年度西会津町下水道事業会計予算

令和7年3月19日(水) ……175頁～202頁

日程第1	議案第18号	令和7年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第19号	令和7年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第20号	令和7年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第21号	令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第5	議案第22号	令和7年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第6	議案第23号	令和7年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第7	議案第24号	令和7年度西会津町簡易水道等事業会計予算
日程第8	議案第25号	令和7年度西会津町下水道事業会計予算

令和7年3月21日(金) ……203頁～216頁

日程第1	提案理由の説明	
日程第2	議案第28号	令和6年度西会津町一般会計補正予算(第11次)
日程第3	議案第29号	令和7年度西会津町一般会計補正予算(第1次)
日程第4	ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会報告	
日程第5	議会案第1号	西会津町議会ハラスメント防止条例
日程第6	請願第1号	国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願

- 日程第 7 請願第 2 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願
- 日程第 8 常任委員会の継続審査申出について
- 日程第 9 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第10 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

令和7年第3回西会津町議会定例会会議録

令和7年3月7日（金）

開 会 10時00分

散 会 11時39分

出席議員

2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣
5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会長	江 川 新 壽
健康増進課長	岩 渕 東 吾	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和 7 年第 3 回議会定例会議事日程（第 1 号）

令和 7 年 3 月 7 日 午前 1 0 時開議

開 会

開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議長諸報告

日程第 4 付議事件名報告

日程第 5 提案理由の説明

日程第 6 報告第 1 号 委任専決処分事項

散 会

（全員協議会）

○議長　ただいまから、令和7年第3回西会津町議会定例会を開会します。(10時00分)
開会にあたり、一言挨拶を申し上げます。

議員各位には年度末を控え、公私誠にご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、令和7年度当初予算をはじめ、条例の制定、改正、令和6年度補正予算など重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適当・妥当な議決に達成されま
すよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げ
まして、開会の挨拶といたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長　ご報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり27件の議案が提出され、受理いたしました。

次に、本定例会までに受理した請願は2件であり、請願の要旨等はお手元に配付の請願
文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は9議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手
元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを
配付しております。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育長、監査委員、農業委員会会長に出席
を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第121条の規定に係る説明人者として、町長からは副町
長各課長及び会計管理者を、教育長からは学校教育課長、生涯学習課長、農業委員会会
長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり、受理いたしました。

以上です。

○議長　以上で、諸報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、3番、長谷川正君、10番、猪俣常
三君を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月21日までの15日間にしたいと思います。ご異議あり
ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月21日までの15日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

12月定例会以降、現在までの議会活動はお手元に配付の議長諸報告のとおりであります。
次に、請願の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました請願は2件であります。

会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託いたします。

日程第4、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第5、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

- 町長 提案理由の説明の前に、紫藤眞理子議員のご逝去に謹んで哀悼の意を表しますとともに、心からご冥福をお祈り申し上げます。

(町長提案理由の説明)

- 議長 日程第6、報告第1号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

- 総務課長 報告第1号 委任専決処分事項の報告についてご説明いたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、令和6年3月19日にご議決をいただいております町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関することについて、委任専決処分を行いましたので、その内容についてご報告するものでございます。

件数は1件で、物損事故に係るものです。

それでは、議案書の一番最後に近いページ、後ろから2枚目をご覧いただきたいと
思います。の、報告第1号をご覧いただきたいと
思います。

まず、事件の発生年月日につきましては、令和7年1月15日であります。

その内容であります、新郷大字富士地内、林道荒木線において、町所有の除雪ドーザーによる除雪作業中、前方からの対向車を通行させるため後退した際、除雪ドーザー後方に停車していた相手方の車両に衝突し、損傷させたものであります。損害箇所等及び事件の相手方は記載のとおりであります、和解の年月日及び賠償額につきましては、令和7年2月21日、1,491,500円であります。

なお、過失割合につきましては、当方100%であります。

以上、地方自治法第180条第1項の規定に基づく委任専決処分事項の報告を終わります。

- 議長 ただいまの報告に対し、質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

これで、報告第1号、委員専決処分事項の報告を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。(11時39分)

令和7年第3回西会津町議会定例会会議録

令和7年3月11日（火）

開 議 10時00分
延 会 16時02分

出席議員

2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣
5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和7年第3回議会定例会議事日程（第5号）

令和7年3月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

延 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|-----------|
| 1. 仲川 久人 | 2. 長谷川 正 | 3. 上野 恵美子 |
| 4. 小林 雅弘 | 5. 荒海 正人 | |

○議長 令和7年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

皆さんに申し上げます。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から14年がたちました。改めまして、心から犠牲になられた方々のご冥福をお祈り申し上げます。発生時刻の午後2時46分に犠牲となられた方々のご冥福を祈り、謹んで黙とうをささげたいと思います。

その時刻が本会議中の際は、暫時休議にしますのでご了承願います。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。なお、重複している質問がありますので、質問答弁を確認し、同じ質問はしないように努めていただきたいと思います。

2番、仲川久人君。

○仲川久人 皆さん、おはようございます。2番の仲川久人です。

一般質問のほうを通告に従い行います。

まず、改めて今冬の豪雪により被害に遭われた方々に対してお見舞い申し上げます。

さて、今回の定例会の一般質問は、災害などの緊急時における要支援世帯や高齢者だけの世帯などの状況確認、これについては、役場や民生委員さんが中心に対応しております。

しかし、自治区との連携をした取組が必要であるとも考えております。特に近年の気候変動の影響なのか、災害発生が多く、また災害規模も多くなる傾向にあります。自然災害に限らず、大船渡市の山林火災といった災害もあります。こうしたことから、緊急時の対応について、お伺いします。

まず一つ、今冬の大雪で停電になった地区がありましたが、自然災害時及び緊急時の対応に改善が必要な点はなかったか。

二つ、町と自治区とで災害時の対応マニュアルを策定してはどうか。

三つ、近隣住民や自治区長などが、自治区内に住んでいる要支援世帯や高齢者世帯をどのようにして支援するのか。マニュアル化しておくことで、緊急時の対応がスムーズにできると考えますが、町の見解は。

四つ、豪雪時などの緊急事態に備え、町中心地から離れた地域にさらなる支援体制の充実が必要なのは。

次に、町道の管理について質問いたします。

自治区によっては、町道の堰上げや、草刈りといったことを自治区住民が行っている地区もあります。近年の人口減少や高齢化により、自治区での管理が厳しくなっているとの声も上がっています。新郷自治区長会でもそのような意見がありました。

こうした状況から、今後の自治区での維持管理作業について以下の点を伺います。

一つ、自治区が草刈りなどを管理している路線はどの程度あるのか、町は把握しておりますか。

二つ、町道付近の維持管理が、その自治区のみでできるのか調査検討が必要なのではな

いでしょうか。

三つ、自助、共助、公助の考えから、自治区での取組が重要なのは理解できます。高齢化や人口減少の激しい自治区などに対し、さらなる行政からの支援を検討すべきではないでしょうか。

四つ、今冬は記録的な豪雪に見舞われ、町道の損傷箇所も多数見受けられます。町道の損傷箇所復旧に対する町の考え方と、町民が利用しやすい町道維持への考え方をお伺いします。

五つ、今後の町道新設への町の考え方を伺います。

以上です。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 2番、仲川久人議員の災害時における緊急対応についてのご質問にお答えいたします。

近年の自然災害は今冬の豪雪を含め、気候変動に伴う異常気象の影響を受けて局地化、激甚化の傾向にあり、いつでもどこでも季節に関わらず発生し、私たちの想像をはるかに超えて日常生活を脅かす存在となっております。

このため、日頃から災害に対する備えが重要であり、自分の命は自分で守る「自助」、次に地域で助け合う「共助」、行政などの公的機関が救助・支援を行う「公助」を連携させ円滑な対策につなげるため、町防災訓練への参加や各種会議においてその対応について話し合う場の設定など、地域や関係機関、団体と協力・連携し地域防災意識の高揚と地域防災力の向上に努めております。

初めに、1点目の停電時の対応についてであります。地域への電力供給については電気事業者が発電、送配電などを担っており、停電時には箇所や原因の特定を行い、早期の復旧にむけ作業にあたっております。また、その停電の情報については、電気事業者において情報を公開しており、町でもその情報をもとに防災行政無線等で周知に努めております。

今回の停電時においては、復旧の見通しなど電気事業者と情報連携を密にし、その状況の把握に努め停電が長時間に及ぶ場合に備えて、新郷連絡所や奥川支所に避難所の開設準備を行うなど、その対応にあたっております。

なお、日頃から停電に備え懐中電灯や電池式ラジオ、カセットコンロ、石油ストーブ、使い捨てカイロ、湯たんぽなどを各家庭で備えていただくよう呼びかけて注意を促しております。

次に、2点目の自治区との災害時連携マニュアルの策定についてであります。災害時に地域と行政が連携することは必要不可欠であると認識しております。

そのため災害時に地域と行政が連携した対策が円滑に機能するためにも地域において防災に備えた組織が大切な役割を担うことになります。

まず「自分たちの地域は自分たちで守る」という地域における強い連帯感を醸成し、地域が一体となって具体的に災害時の行動や役割を事前に話し合う場として、自治会活動によるもののほか、より防災を意識した自主防災組織等の設立について町が支援しており、町といたしましては、その組織と個別具体的な連携方法について相互に構築や確認を行い

対応してまいります。

次に、3点目の自治区内の要支援世帯等への緊急時支援についてであります。町では西会津町地域防災計画に基づき、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、障がい者等何らかの支援が必要な方について、災害発生時に円滑な支援を行うため自治区ごとに避難行動要支援者として登録し名簿を調整して管理しております。

この情報は、消防・警察、関係機関などで災害時に活用いただくため事前に情報を提供しておりますが、個人情報にあたるため、厳重に管理・保管いただいているほか、災害時には自治区や自主防災組織等に情報を提供し、その必要な対応にあたっているものとしております。

なお、この避難行動要支援者名簿登録者のほかにも自治区内で支援を必要とする方の存在が想定されるため、先ほどの自治会活動や自主防災組織等で自治区内の個人ごとの支援を事前に話し合う場への情報提供や具体的な支援方法について、町といたしましても密接に関わってまいります。

次に、4点目の町中心部から離れた地域への支援体制についてであります。町といたしましては、自らの命は自ら守る「自助」のほか、地域の実情を踏まえた災害への備えとして、地域や団体等が互いに助け合う「共助」による力が災害発生時に大きな力となることから、自治区における自主防災組織等の活動への支援のため、自主防災組織に対して防災用資機材の購入費や活動に要する経費の補助を行うなどしてその充実を図っております。

今後は、自主防災組織等がない自治区においてその結成及び活動を広げ、もって災害による被害の防止及び軽減に地域と連携して努めてまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長から答弁いたさせます。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 2番、仲川久人議員のご質問のうち、町道の管理についてのご質問にお答えいたします。

現在、林道を含む生活道路につきましては、町内の全域において、町直営の道路整備員やシルバー人材センターの業務委託等により、草刈りや道路の補修・修繕作業を適時行いながら、適正な道路維持活動に努めているほか、各自治区で毎年7月に実施しているクリーンアップ作戦を始め、適時、草刈り等の奉仕作業を行っていただきながら、適切な交通の確保に努めています。しかし、近年の人口減少や高齢化等により、自治区内での奉仕活動が困難な状況になってきていることも事実であり、これからの道路維持活動につきましては、最も重要な課題の一つと捉えています。

初めに、自治区で自主的に管理している路線の把握についてお答えいたします。今ほど申し上げましたとおり、生活道路において、各自治区でクリーンアップ作戦等により草刈り等の奉仕作業を行っていただいている箇所については、おおむね把握をしています。

次に、自治区により自主的に管理していただいている、町道の維持管理に係る町の対応についてであります。町ではこれまで「トラクター装着型の草刈り機械」の貸出を行う等、奉仕作業の軽減化や補修に係る資材や燃料等の支援をしてまいりました。また、さらなる作業の軽減化や簡素化を図ることのできる機械の導入等について検討を行っているところであります。

次に、人口減少や高齢化が著しい自治区への支援についてであります。各自治区で状況が異なっていること等から、個別にどのような問題があり、どのような支援が適しているのか等、対応方法について検討するとともに、他の自治体の事例なども研究して行きたいと考えております。

次に、町道の損傷における復旧の対応についてであります。町では被災や損傷を受けた箇所について、当該路線の重要度や緊急度等を勘案した上で、優先順位をつけて順次、復旧や修繕を行うこととしています。また、今冬は降雪量が多く除雪機械の稼働も多かったことから、路面の損傷は例年より多いものと想定されます。このようなことから町では、雪解け後、速やかに路面の補修を行うこととしています。

次に、町道新設の考え方についてであります。町では政策的に新設する道路以外につきましては、地域からの要望に基づき、路線の必要性や重要性等を総合的に勘案するとともに、補助事業等の有利な財源を活用できる事業の有無等、総合的な判断の元、事業化について検討を行うこととしています。

道路は、生活に欠かすことのできない最も重要なインフラの一つであることから、町といたしましては、今後も引き続き適正な道路・道路施設等の維持管理を図り、利用者の安全・安心の確保に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 それでは、順次再質問のほうをさせていただきます。

まず1番の、今冬の大雪で停電になった地区ということで、町長のほうの答弁の中でも自主防災組織、そういった組織を有効活用してというお話がありました。

こういった中でですね、今回の停電の中で具体的に、新郷連絡所に避難所が開設されたわけなんですけど、その避難所に各避難所が開設されましたという連絡は、自治区長を通して各世帯に連絡がいききました。そうした中で、高齢世帯であったり、体が思うように動かないで移動手段を持たないという、こういった世帯の方が、連絡所まで行けないので、家にそのまま待っていたというのが、後で分かりました。こういった避難の体制、これは全て役所だけが全てを補う必要はないと考えますが、自治区の中でどこにどれだけの、そういう避難の支援を必要とする人がいるのか、そういったことを自治区のほうでも、十分把握しておく必要が出ている状況だなというふうに感じました。

そういったことで、町と自治区の間で、そういう避難体制、避難を取る支援を必要とする方の避難ということについては、どのような体制に現在なっているのでしょうか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは仲川議員のご質問にお答えいたします。

今回の大雪の際に、停電が長引くことを想定しまして、町のほうでは新郷連絡所と奥川支所に避難所の開設準備を事前に行いました。そういった中で電力事業者と停電の状況などを逐次確認を取りながら、その支援が必要な自治区を判断して、時間経過とともにその対応について具体的に対応してきたところでございます。

今冬の大雪の際には、停電の時間がそう長くはならず、夕方に電力供給の停止が復旧したということで、避難所の利用にまでは実際のところは至っておりません。そういった中で避難を必要とする方へのアプローチとして、自治区長さんを通じて避難が必要な方を把

握しながら、その人数などで避難所の開設準備を進めてきたところでございますけれども、仲川議員がおっしゃった避難所までの移動支援について必要な方の情報は、町のほうでも情報が届いておりませんで、今お聞きしたところなんですけれども、自然災害、今回の大雪災害のみならず、自然災害が発生した際には、やはりそういった情報を基に、より安全に避難所までおいでいただくための移送の手段については、町のほうで対応をしてみたいというふうに思います。

ただ町でも、その対応については限りがございますので、あと関係機関と連携しながら行うこととなりますけれども、限りがありますので、そういった際には議員がおっしゃるように、やはり地域の共助による助け合いの精神で、そういった方への対応をしていただくというのが非常に大切なことになろうかと思えます。よって、先ほど町長の答弁にも申し上げましたように、やはり地域の自治会活動の中で日頃からそういった方への防災、災害時の避難行動の在り方ですとか、あとは自主防災組織での避難行動に対するその計画などを事前に備えておいていただいて、迅速な対応ができるように町としてもさらに支援、協力をしてまいる体制はとっていきたいと考えておりますので、相互に協力し合いながら体制づくりに努めてまいりたいというふうに思います。

○議長 仲川久人君。

○仲川久人 分かりました。

要支援避難者、避難を必要としている方が取り残されないような施策を、行政だけでなく地域住民が協力して、今、人口が減少している中で、行政だけでそれを補うというのは、やっぱり無理があると考えます。そういった意味でも、やっぱり自治区なりに協力いただくところは協力していただいて、そしてそのためには情報を共有しながら、今どういう状況になっているというのを確認しながら、というのは必要になってくると思います。

2点目と3点目、これについては、この答弁書にもあります自主防災組織、こういった組織があることを町民の中でも知らない自治区が結構あるようなので、この自主防災組織というものについて、簡単な説明でも構いませんので、こういったもので、こういった対応ができる組織なのかということをお示しいただけると、非常に聞いている町民の皆さんも理解できるようになるのではないかと思いますので、お願いいたします。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは自主防災組織に対してのご質問にお答えいたします。

町では、町内に18の自主防災組織が既に設置されておりまして、活動を行っていただいております。その中で16の組織が自治会を単位とした自主防災組織となっておりまして、結成時、時点はそれぞれまちまちではあるんですが、結成されてから相当年たっている自治防災組織などもございまして、その活動についてなかなか町のほう、そこに関わって、その活動面の支援というのが、現在なかなか希薄になっているところもございまして、そういったところをもう一回点検しながら、現在ある自治区防災組織の活動面を支援してみたいと思います。

自主防災組織の活動について、若干ご説明させていただきたいと思いますが、自主防災組織については、先ほど町長の答弁にもありましたが、自分たちの町は自分たちで守るという自主防災意識を、地域の中で連帯感を持って組織していただくものでござい

す。

その活動としては、地域において小さな防災訓練を実施していただいたりだとか、あとは火災予防のための防火訓練をしていただいたりだとか、訓練の活動、組織の活動は自主防災組織でまちまちではありますが、やはりそういった単位でその時点時点、様々な訓練を行っていただくことで、防災意識の醸成につながっているものと感じております。

また、自主防災組織の中で必要な資機材などを準備しておくということも考えられ、町で支援しておりまして、例えばヘルメットですとか、スコップ、あと防水シート、土のう袋といった各種災害に必要な防災用資機材についても整備いただくための補助なども実施しておりまして、自治会の中で必要数を備えておいていただいて、いざというときの備えにさせていただくというような準備もしていただいている組織でございます。

様々な活動が自主防災組織では可能となっておりますので、今まだ未結成の自治会が多くございますので、町としてもそういった自治会活動に合わせて、自主防災組織の結成なども取り組んでいただきたいというような、連携した連携して強化していく部分、もっと進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後とも自治会、自治区との連携を密にしながら、活動を広げていきたいということで考えておりますので、ぜひ、そういった自主防災組織の結成に向けて、現在検討をしてらっしゃる自治会があるようであれば、担当町民税務課のほうに声かけをいただければ、支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長 仲川久人君。

○仲川久人 大変すばらしい防災組織であるということが分かりました。こうしたやっぱり自助、共助。共助が、住民同士の共助じゃなくて、行政とも住民も共助して、お互いに助け合うといったことが非常に今後、こういった防災活動には重要になってくるというふうに思いますので、こういった自主防災組織、広く住民、自治区の区長さんを始めとする代表の方々に知っていただくようにしていただいて、こうした取組をもっともっと進めていっていただいて、西会津町は防災に対してすごい、行政と自治区、町民が助け合って、防災意識が高い町だというふうに認識されるような取組を進めていっていただきたいというふうに考えます。

次の質問になりますが、緊急時の備えと、町中心部から離れた地域のさらなる支援体制ということで、答弁の中にも防災用機材の、自主防災組織の対しての機材の購入であったりそういったことを図っていきながら、支援のほうを共助の部分を含めて、支援していくということでございますが、実際に役場のほうから、この冬のような豪雪では、役場のほうから支援物資を自治区のほうに職員が運ぶにしても、あそこはもう雪崩が起きそうで危ないというようなことも、このルートは通らないほうがいい、そんなことも考えられる場合もあると思います。

そうしたことで、自治区と連携をしながら安全なルートを通ってきていただいて、支援物資のほうを避難所のほうに配送していただきたいというような体制も必要になってくるのではないのかなと。一方的に行政側で判断して避難所のほうに運ぶと、職員の二次災害の危険ということも踏まえて、やはり中心部から離れた地域には、そういった考え方も必要になってくるのではないのかなというふうに感じるのですが、その辺は、町ではどういうふ

うに考えをお持ちですか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 避難所における支援物資などの移送などのご質問にお答えいたしたいと思います。

今冬の大雪によっての孤立した集落、道路除雪が一部遅延して到着するまでに時間がかかるという事例はございましたけれども、長時間にわたって孤立した集落は今回の大雪の影響はございませんでした。ただ、これまでも孤立集落といった災害時、大雨ですとか、そういった際には孤立した集落もございますし、また、大雪では停電などが長時間にわたった集落もございました。

今後、そういった孤立する集落に対しての一時避難所への災害用資機材ですとか、備蓄品などについては、ある程度その地域の拠点となる公共施設には備えておりますけれども、各集落への一時避難所などへの備えというものは、まだまだ進んでおりません。一部には過去の経験を踏まえて、危険性の高い集落には一部そういった備えをしてあるところもございますけれども、全てにおいてそういったことが充足しているかといったところでは、まだまだ足りない部分もございますので、そういった点を今後、先ほど申し上げました自主防災組織の設立の活動の中で、必要なそういった防災用資機材、または備蓄品などといったものを町でも自治区と話し合う場の中で必要数、そういった備えをしていきたいというふうな考えはございますので、今後、検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 仲川久人君。

○仲川久人 ありがとうございます。質問の内容がよく説明できなくて、どういう質問、答えが返ってくるのかなというふうに思いましたが、読み取っていただいておりますので、十分町側の考え方は理解いたしました。

やはりこうして自治区と行政が連携した考えというのは、本当にこれからの時代に必要となってきますので、ぜひこういった取組を拡大、進めていっていただいて、緊急時の対応をしていただければなというふうに思います。

それでは次に、町道管理についての質問に移ります。

自治区の草刈りなどをして管理している路線はどのくらいあるのかと、まず1点目の質問になりますが、クリーンアップ作戦等でおおむね把握しているというお答えですが、実際はこのクリーンアップ以外でも、緑の活動であったり中山間の活動であったりと、多岐にわたって、町道、農道、林道を管理しているのが実態です。

こうしたことから、町で現在トラクターの貸出し等行っておりますが、高齢の集落等では、そのトラクターを操作できる方がいないというような問題もあります。そういったところはやはり自治区のほうと相談していただいて、どのような行政側の支援が合っているのかということを検討していくことも必要だというふうに思います。

それぞれの自治区で維持管理している路線、現在混合油を20リットルぐらい提供していただいておりますが、この量ではやはり2回、3回と、草刈りをしていく中では不足する部分もありますので、そういったことでさらなる行政側の支援というのにも必要になってくると思いますので、その辺はどのようなふうにお考えですか。この新しい作業軽減化の機械導入という部分は、具体的にどのような機械を導入しようと考えているのか、そして燃

料等の補助は、どの程度まで可能であるのかというのをお示してください。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 まず最初の機械の導入についてということで、ご質問いただきました。

現在検討しております機械は、今、県からお借りして県関連の道路や河川で使っております、リモコンで動く斜面とかも刈れる機械がありまして、昨年度ですと牛尾地区とかで使っておりますが、その辺の実績、能力などをちょっと確認させていただいております。

それからあとトラクター装着型のような、刃がついてる自走の機械も県で持っておりますので、その辺の状況についても確認をして、その内容によっては、町で購入するかどうかということで、検討をしていきたいというふうに考えておりますので、機械というのは今、県で使っている機械のことであります。

それから燃料費につきましてですが、燃料費は1回 10 リットルで2回ということで現在支援をさせていただいております。ただ路線とかを別をお願いしているようなところもありまして、燃料については、今後必要があれば検討させていただいて、対応できるか、ちょっと検討させていただきたいなと思います。今ここでちょっと何リットルまでいいというのは、具体的な数字申し上げられませんが、相談には乗っていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長 仲川久人君。

○仲川久人 分かりました。

具体的に燃料の支援という部分については、各種ボランティアとかそういう方々が来ていただいて、作業をされる場合でも使用のほうは可能という認識でよろしいんでしょうかね。

地域のボランティアで、仮に何人かお手伝いに来ますよなんていうグループがあって、そういった方々にも提供して、やっていただいても大丈夫なんじゃないかな。これはあくまでも、この西会津の方たちだけで使うものとか、そういう制限というようなことはないんですかね。

○議長 建設水道課長。

○建設水道課長 支援させていただいている燃料の使い道ではありますが、燃料については、自治区長さんにその使用の用途は委ねているところもありますので、作業に参加された方全員に、どこの人とかにかかわらずその作業の方全員に配ってもらっても構いませんし、自治区内で使うということでも構いませんし、その辺は区長さんにお任せしているところでもありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 仲川久人君。

○仲川久人 分かりました。

維持管理の部分の、その自治区でのみでできるのか、調査・検討が必要ではないのかという部分になりますが、この辺、自治区と他の自治体の事例なども研究して行うというような答弁ありますが、できれば自治区、自治区の代表の方、一緒にそういった協議の場を設けてもらえれば、自治区の方々についてもこういう要望がある、この部分までは自治区でできるよという部分はあると思いますので、そういったことから建設水道課のほうと

自治区で、町道管理の取組のどこまでが自助、共助でできるのかという部分を、煮詰めて
いただけると非常に自治区のほうでも、分かりやすくなると思うんですけど、その
点はやっぱり自治区とコミュニケーションを取るということはなかなか難しいところにな
りますかね。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 自治区とのお話であります、先ほど答弁でもちょっと申し上げました
が、個別にどのような問題があって、どのような支援が適切、適しているかというような
ことは各自治区によってもまちまちでありますので、一律に対応するという事は難しい
というふうに考えておりますので、相談があればその自治区の状態によってどんな支援が
適切かということを考えていきたいと思います。

極端な話を言うと、野沢の町内とか、山奥で林道とかがいっぱいあるような自治区とか、
若い人の割合とか、実際に草刈りできる人の割合とか、皆さんそれぞれの自治区で違いが
ありますので、その辺を踏まえて適切な支援ができるように相談に乗りたいというふうに
考えております。

○議長 仲川久人君。

○仲川久人 分かりました。

そうした自治区とのコミュニケーションを取っていただきながら、この町道管理、自治
区の自助、共助の部分をできる限り長く活動していただけるような、町側の協力というの
をしていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは町道の損傷箇所、これについてですが、緊急度や優先順位をつけて補修をして
いただけるということでございますが、やっぱりこれも使っている町民の皆さんのほうで、
この道路は非常に狭い道路なんだけど、生活には非常に重要な路線になっているのでここ
はお願いしたい、なんていうことがあるかと思えます。そういった町民の意見を吸い上げ
ていただいて、そういった補修のほうを進めていただけると、非常に町民も安心で
きえると思うんですけど、その点、行政側の判断だけでなく、町民からのそういった要望と
かも取り入れて、参考にして、補修を進めていくような体制をとっていただければと思い
ますが、その辺いかがでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 現在も町道や生活道路の管理におきましては、地元の皆さんからの要望、
あるいは穴が空いてますという通報、あるいは郵便局とかヤマト運輸さんとかとも協定結
んでおりまして、そういう発見したときには連絡いただくようなことになっておりますの
で、そういう通報、あと私たちの日常のパトロールとかで見つけた損傷箇所については、
先ほど言ったようなことを緊急度なり、危険度なり、重要度なりを判断しまして、順次修
繕をさせていただいております。連絡いただければ、連絡の中身によっては今のようなこ
とで早急な対応もしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 2番、仲川久人君。

○仲川久人 町民の生活に支障がない、町民が不便することないように町道の補修のほう
を進めていただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後の質問ですが、町道の新設の考えはということで、今現在は道路新設については、

計画路線というのはないということで分かりますが、具体的に新規という部分だけでなく、拡幅であったり、そういったこともこの要望、陳情等があってこういった財源を、補助事業等の有利な財源を使ってそういう町道の拡幅であったり、そういった工事も進めていくことは可能なのでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 まず新規の道路であります、現在予定しておりますのは7年度の予算で向原地内の道路の測量設計などで、事業費を計上しているところであります。あと道路の幅員が部分的に狭いというような要望もあるところもございまして、そこについても計画的に進めていきたいというふうに考えております。

全てが有利な財源が使えるかどうかというのは、まだちょっとそこまでは検討しておりませんが、ご要望のあったところについては計画的に進めていきたいというふうに考えております。ご理解をお願いします。

○議長 仲川久人君。

○仲川久人 分かりました。

道路に関しては、やはり答弁書の中にもありますとおり生活に欠かすことができない最も重要なインフラということですから、できる限り、要望が来たら全て実施することができれば一番いいんでしょうが、そういうわけにはいかないというのも当然住民の方も分かっておりますので、そういった意味で本当に生活道路として、ここは危険であるからというような部分が陳情に上がって来ていると思いますので、そういうのを一つ一つ町民の立場に立った判断をしていただいて、インフラの整備を進めていただければなというふうに思います。

今後も町民の、町民目線の行政を進めていっていただきたいんですけど、それにはやはり先ほどの災害時の緊急対応にもありますとおり、自治区との今後、行政も行政の中だけでなく、自治区とのコミュニケーションをしっかりと取っていただいて、その中で住民が要望している内容を、一つ一つ住民と話し合いながら進めていくというのが非常に大切になってくるというふうに感じますので、誰もが安心してこの西会津町、本当にいい場所だというふうに思ってもらえるような施策を役場、そして住民がそれぞれ協力しながら進めていくことが、自助、共助、公助という本当の部分になるのかなというふうに感じますので、その辺をしっかりと行政側の方々にも認識していただいて。今もちろん認識はされています。しっかりと西会津町の職員の方、自治区の方々とコミュニケーションを取っていただいて活動しておりますが、さらに地区住民の方々とそういったお話を進めていながら、いい行政のほうにつなげるように取り組んでいただけたらなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

最後お願いするような形になりましたが、議員も町も、町役場も住民も考えは、目指すところは一つなので、その辺をお互いに助け合いながら協力しながら、いい故郷にしていっていただければなというふうに思いますので、今後とも、そういった取組を続けていけるような体制をしっかりとっていただいて、進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問はこれで終わらせていただきます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正　皆さん、こんにちは。3番、長谷川正です。

それでは一般質問を始めます。

一つ目、将来の農業の在り方について。

現在の農業を取り巻く状況は、様々な問題を抱えています。しかし、昨年からの米不足を背景に、値段も高騰し、生産農家にとっては追い風となっております。それらを踏まえ、これからの稲作農業についてお聞きいたします。

1. 令和6年産のふるさと納税の返礼品となる米の需給量は十分確保されたのか。
2. 令和7年産も、米の需要増が見込まれることから、増産に伴う取組はどうですか。
3. これからの農業において、省力化や新規就農を助長する観点からも、ドローンやGPS付き無人運転機械等の導入が必要と考える。導入に当たっての取組は、またその操作講習などを実施する考えはないのでしょうか。
4. 営農する上で、農業用水の確保が重要であることから、農業従事者の高齢化によって困難化している水利の維持管理への支援はどうなっておりますか。

2点目、スポーツによる町おこしについて。

スポーツを行うことはストレス解消や、健康維持の面からとても大事なことです。また、幼少期からスポーツに取り組むことにより、肉体的鍛錬はもとより、将来の人格形成、人間関係の構築など、これからの人生にとって大事な経験をする機会ではないでしょうか。今、町では、生涯1人1スポーツを掲げ、取り組んでおられます。

そんなことから、次の質問を行います。

- 一つ目、西会津スポーツクラブの現状とこれからの振興策をお聞きします。
 - 二つ目、ニュースポーツなどスポーツ講座の課題と今後の取組についてお聞きします。
 - 三つ目、市町村対抗競技などのさらなる振興策は。
 - 四つ目、スポーツ少年団の活動の現状と、これからの取組は。
- どうお考えでしょうか。

以上、一般質問を行います。答弁のほどよろしく願いいたします。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　3番、長谷川正議員の「将来の農業の在り方について」のご質問のうち、「ふるさと納税の返礼品について」のご質問にお答えします。

ふるさと納税制度は、生まれ故郷はもちろん、お世話になった地域やこれから応援したい地域に、税制を通じて貢献する仕組みであります。

この制度を通じて寄附金を受けた自治体は、地域の特産品などのお礼の品、いわゆる返礼品を寄附者にお届けしており、本町においても様々な返礼品を取りそろえているところであります。

また、本制度による町への寄附金につきましては、令和5年度には、9,966件、2億4,208万円となり、福島県内の市町村では第10位、会津管内では3位の寄附額となったところであります。

さらに、本年度は2億8千万円以上の寄附が見込まれ、これで寄附額は7年連続で増加となる状況となっております。

寄附者の皆様から本町へ応援いただいた寄附金につきましては、子育て支援や教育、農

業支援、健康づくりなど、町の重要施策を実施するための貴重な財源として活用し、住みよい町づくりが推進できているところであります。

ご質問のうち、まず「米の量の確保について」であります。現在のところ返礼品に使用する米の量は、確保できております。

次に、「今後の増産に伴う取組み」につきましては、既存事業者の生産量の拡大や新規事業者の確保が必要であると認識しており、既存事業者や返礼品を扱う事業者の開拓などを委託している事業者と情報の共有や課題の解決に相互に協力を図りながら、米による寄附金の拡大を引き続き図ってまいります。

また、今年度、町では、関係課による「西会津産米の生産振興に関する事業連携推進会議」を設置し、課題を整理するとともに、様々な可能性や観点から米によるふるさと応援寄附金の確保対策を検討しているところであります。

今後につきましても、町の財源確保と魅力発信により、本町のさらなる発展につなげるため、全庁を挙げてふるさと応援寄附金の確保対策に取り組んでまいりたいと考えておりますのでご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 3番、長谷川正議員の将来の農業の在り方についてのご質問のうち、ドローンやGPS付無人運転機械の導入と、水利の維持管理への支援についてのご質問にお答えいたします。

本町の農業を取り巻く状況は、人口減少に起因する担い手の減少や高齢化、遊休農地の増加、有害鳥獣による被害の増加など課題が山積しております。

こうした中、町では、担い手の育成・確保のため、経営規模の拡大をはじめ、効率的、安定的な農業経営を目指す経営体の法人化支援のほか、ライスセンター施設・設備の整備や、農業用機械の導入等に対し支援を行っているところであります。

この施設・設備整備や、農業用機械の導入支援においては、経営体の作付面積や経営計画等を踏まえ、活用可能な国・県の補助事業を最大限に活用し支援しているところであり、具体的には、水稻の生育ムラや除草剤散布箇所の確認を目的とするドローンの導入のほか、株間、条間、施肥量を高精度に管理できるGPS活用田植機といった新技術やICTを活用した高性能機械等の導入に対しても支援を行ってきたところであります。

こうした先端技術を活用した、いわゆるスマート農業は、農業者の減少等、農業を取り巻く環境の変化に対応し、生産性の向上を図るため、自動運転をはじめ、リモコン操作、センサー機能、観測・記録、経営や生産データ管理にその技術が活用され、労働時間や人件費の削減、労力の軽減、肥料や農薬の使用抑制、農業技術の継承、データ管理・分析による収益性向上等に有益であるとされていますが、一方で、機械やサービスの導入に高額な費用がかかり、山間部では、ほ場の地形等によりスマート農業に適さない農地が多くあることや、通信に障害を受ける場所があること、農業者のICT知識や活用技術の向上等が課題として指摘されています。

また、「国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構」が行ったスマート農業技術導入による採算性評価では、例えば散布用ドローンを導入する場合、10キロタンク搭載

の小型機では散布面積 34.6 ヘクタール以上が採算ベースとなっており、GPS付直進アシスト田植機は 23 ヘクタール以上の作付面積が確保できれば、慣行田植機よりも経済効果が発揮されると評価されていることから、地域条件、経営条件を踏まえ、それぞれの経営課題に即したスマート農業技術の導入を図ることが重要であると考えます。

町といたしましては、こうした点を踏まえ、作業効率化や省力化等に資する技術を搭載した農業用機械等の導入について、生産者を対象とした学習会や意見交換会、さらには農業機械等導入に係る補助事業説明会などを通して相談に応じるほか、県などが行うスマート農業技術の実証や研修の周知といった支援にも、喜多方農業普及所などと連携し努めてまいる考えであります。

次に、高齢化により困難化している水利の維持管理への支援についてお答えいたします。土地改良事業で整備した用排水路については、受益者等によりその維持管理が行われており、これに対し、町では、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金等により財政支援を行っているところでありますが、高齢化や離農者の増加により、施設維持管理のための共同作業への参加者が減少しており、人員の確保による施設の維持保全が大きな課題となっております。

こうした状況を踏まえ、一般財団法人西会津町農業公社では、自治区等からの依頼により用排水路などの維持管理の支援に取り組んでおり、町では、農業公社への支援や、水利組合が行う揚水ポンプ場等の設備更新に対して、土地改良区と連携し支援を行っているほか、昨年の田植期の渇水時には、揚水ポンプ購入費等に対して町独自に補助を行い、農業水利の確保を多角的に支援しているところであります。

また、集落における共同作業に係る人員確保につきましては、自治区や受益者等から地縁者をはじめ、町外のつながりのある組織や団体等に作業参加の声かけをしていただくことも大切な取組であると考えております。

町といたしましては、自治区での話し合いを基に今年度策定した「地域計画」に位置づけられた守るべき農地、農業用施設の適正な維持管理が持続できるよう、引き続き土地改良区や農業公社等の関係団体と連携し支援してまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 3番、長谷川正議員の「スポーツ振興による町おこしについて」のご質問にお答えいたします。

まず、「西会津スポーツクラブ」の現状とこれからの振興策についてであります。「西会津スポーツクラブ」は、多世代・多種目・多志向の地域住民による自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブとして、平成 11 年に県内で最初に発足した活動団体であります。発足当初は、3年間県の補助金を受け、当時の社会教育課が事務局を担い、本クラブの浸透に努めてまいりました。県からの補助金が終了した後も、団体の自立に向け、町から団体育成補助金を交付し、会員自らの運営を支援しているところであります。

「西会津スポーツクラブ」は、現在 62 名の会員がおり、会費は高校生以上が年 1 万 2,000 円、中学生以下が年 8,000 円となっています。子供の水慣れから始める「スイミング教室」や専門の資格を有する指導者による「筋力トレーニング」など全 10 種目の教室を、各教室おおむね月 1 回から 2 回程度実施しております。

町では、「西会津スポーツクラブ」が町民の皆さんのスポーツ活動に取り組む機会の一つとして選択されるよう、今後も支援に努めてまいります。

次に、ニュースポーツなどのスポーツ講座の課題と今後の取組についてですが、ニュースポーツは、誰もが気軽に取り組めるスポーツで、勝敗よりもスポーツを楽しむことを重視し、体力向上や地域交流を進めるために、町では町社会福祉協議会や町青少年健全育成町民会議をはじめ、様々な団体と協力しながらその普及に取り組んでいます。

これまで町では、グラウンドゴルフやカローリングは町民の皆さんからのニーズが高く、町内に広く浸透していることから町民大会を開催し、また、近年ではパラリンピックで脚光を浴びたボッチャや、フィンランドの伝統的なゲームを元に開発されたモルック、ゲートボールとパターゴルフをかけ合わせたようなスカットボールなどのニュースポーツを公民館講座で行っているところであります。

ニュースポーツ推進にあたっての課題としては、種目によっては専門の用具が高価であり、十分な数を備えることが難しいことが挙げられます。そのような中でも、今次の補正予算では、町民ニーズが非常に高い「囲碁ボール」という種目の用具購入費を計上しており、ニュースポーツ普及に一つ一つ取り組んでいるところであります。

次に、市町村対抗競技のさらなる振興策についてのお話しですが、まず、市町村対抗競技は、軟式野球、ソフトボール、駅伝競走の3競技があり、それぞれに実行委員会を組織して、町からは、各実行委員会に大会参加に向けた補助金を交付して運営しております。

軟式野球については、これまでの成績を超える「ベスト4」を、ソフトボールは「まずは一勝」を、駅伝競走は16区間で襷をつなぎ、タイムを縮めることを、それぞれ目標に掲げ、取り組んでいるところであります。

人口減少に伴い、それぞれの競技人口も減少しており、例年、選手の確保が課題となっていますが、西会津町チームとして継続して大会に参加できるよう、選手への支援や次世代の選手候補の育成に取り組んでいるところであります。

また、町では、大会参加の際、各競技ごとに応援バスツアーを企画しておりますが、なかなか多くの参加を得られないのが現状でございます。競技力向上はもとより、今後さらに町全体で応援する機運を高めるなど、市町村対抗競技を盛り上げ、町の元気につなげてまいりたいと考えております。

次に、「スポーツ少年団」活動の現状とこれからの取組についてですが、現在町内には、野球・サッカー・卓球・水泳・バレーボール・バスケットボール・剣道・空手の8種目のスポーツ少年団があり、それぞれの指導者が熱心に小学生らの指導にあたっております。少子化と人口減少に伴い、加入する児童数は年々減少傾向にあり、各スポーツ少年団の運営も難しくなっている中、共通の課題に取り組む団体として各スポーツ少年団をメンバーとした「西会津町スポーツ少年団本部」が組織され、町ではその事務局を担うとともに団体育成補助金を交付するなど、運営支援を行っております。

「西会津町スポーツ少年団本部」では、共同での団員の募集や指導者の育成、各スポーツ少年団を超えた交流事業などを実施し、スポーツ少年団活動の充実、活性化を図っており、町といたしましても、子供たちの体力向上、健全育成に向け、今後もスポーツ少年団の支援に取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 順次質問させていただきます。

令和6年産米の供給量というのは十分確保されたのかについてであります。昨年度は本当に水不足、あるいは収穫時期に台風が来たおかげで、収穫量が減少したと思われますが、その辺十分確保されたのかお聞きいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

令和6年度様々なことがございまして、なかなか米を集めるのが困難な状況の中で、本町においてはどうだったのか、というようなご質問かと思えます。

本町においては、各いろんな事業所で米の返礼品を取り扱っていただいておりますが、各それぞれの事業所から、問題が発生するような状況はなかったというようなことで伺っているところでございます。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 昨年度ですね、返礼品の中での米の供給量というのは、どのようなものになっておりますか。

○議長 米の供給量ですか。その、キロ数とか、どのくらいの返礼品の米のキロ数とか、そういうことですか。返礼品の数。

○長谷川正 はい。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 米の件数というようなことでございます。

最新の今年度、令和6年度の寄附金の申込件数でございますけれども、約8,900件ございまして、そのうち約半数が米の返礼品となっているところでございます。

○議長 商工観光課長。

○商工観光課長 失礼いたしました。昨年度の状況ということでございます。

昨年度は1万300件ほどのトータルの申込みがございまして、昨年度も同様、約半数が米でございました。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 半数が米ということで、理解いたしました。

それに伴っての、それに携わる事業者というのは、どのぐらいの事業者が当たっておりますか。お願いいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

米の返礼品、扱っている事業者、町内にどれぐらいいるのかというようなご質問でございます。

今、現在のところ6事業者でございます。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 6事業者ということで、今年度、7年もそのように事業者に頼まれて、そして増産に伴う取組というのは、どのようなお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今、6事業者ということでございます。先ほどの町長の答弁にもございましたが、米の寄附金、量、額を増にするためには、さらなる事業者の参加等が有力だと、必要だというようなことで認識しております。

その取組につきましては、今委託している事業者、新規事業者の獲得を委託している事業者との連携協力、それから町で、新たに事業連携推進会議を設けておるということでございます。西会津産米の生産振興に関する事業連携推進会議というような、町内部の会議を設けておりまして、農林振興課ですとか、企画ですとか、総務課ですとか、というのを副町長を筆頭としたその組織をつくりまして、さらなる拡大、ふるさと応援寄附金のさらなる拡大、増額に向けて取組を行っているというところでございます。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 ふるさと納税に関わる米のところは大体、理解いたしました。

町内で生産されている米農家さんから、やはり米を多くその返礼品のために使っていたきたいと思っておりますので、さらなる努力をお願いいたします。

次にこれからの農業ということで、ドローンやGPS付き機械の活用ということですが、ここによりますとなかなか採算ベースには合わないということではありますが、今後の本当に省力化とかを見据えた場面では、これを導入するというのは今後の農業にとって当たり前のことだと思っておりますが、その辺のところはどうお考えですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、ご質問にお答えをいたします。

長谷川議員お質しのとおり人口減少に伴います農業の担い手、後継者不足、町も深刻な状況であるということで考えております。そういった人手不足を賄うために活用するスマート農業というのは、非常に期待できる分野であるのかなというふうには、認識をしております。

先ほどの答弁の中で申し上げましたとおり、スマート農業については、やはりどういった今後、農業経営をしていくのか、規模を拡大していくのか、生産量を増やしていくのか。それぞれの農業形態が将来像を描いて、その中で設備投資をするということで、スマート農業というのは推進をしていくものなのかなというふうに考えております。

そういった経営を拡大したい、規模を拡大したい、そういったために農業用機械を更新したいという方については、町もそういった補助事業説明会でありますとか、生産者との意見交換会を踏まえまして、生産者の意向に沿った形で、スマート農業のほうは支援をしていきたいということで考えてございます。

以上です。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 そういった補助を今、直近にするお考えはどうでしょうか。

○議長 農林振興課長。

○農林振興課長 機械導入に係る補助ということでございますが、現在、国のほうでスマート農業導入に係る補助制度あります。また県でも補助制度をつくっておりますが、町独自でスマート農業に特化した補助制度というのは持ってございません。

国の補助制度につきましては、どのような目的で、どんな機械を整備するのかということによって、補助のメニューがそれぞれ変わってくるわけなんですけど、例えばその補助の条件としまして、今年度策定しました地域計画に位置づけられていることでありますとか、当然、収益性の向上あるいは補助メニューによっては、別に計画を作る必要があるというようなことで、その補助の条件に合致した形態がございましたら、町でもその申請については支援をしていきたいということで考えております。

○議長　長谷川正君。

○長谷川正　そのようにしていただきたいと思っております。

次に、揚水の問題でありますけど、本当に今、高齢化が進んでおまして、揚水の管理がなかなか大変になってきておりますので、その辺ここでは農業公社等で自治区により揚水の維持管理に支援を取り組んでおるという文言がありますが、昨年度のこの実績をお示してください。

○議長　農林振興課長。

○農林振興課長　ただいまの、長谷川議員のほうから揚水の管理ということでありましたが、水路の維持管理ということでお答えをさせていただきますが、農業公社で昨年度地域集落から農業施設の維持管理への支援はないということで聞いております。

○議長　長谷川正君。

○長谷川正　やはり今後ですね、揚水を管理するということでの支援を、人的費支援を考えると大きなところだと思いますので、その辺を町としてはどうお考えでしょうか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　ご質問で、揚水に限ってのご質問ということでよろしいでしょうか。揚水自体に人的な支援という部分については、今のところそういったことは町としても行っておりませんが、揚水した、水を揚げたあとの水路の維持管理については、先ほども申し上げましたように農業公社でそういった事業に取り組んでいますけど、今のところまだ地域からの要望はございません。

また揚水そのものの設備に対しましては、それぞれの水利組合に対しまして、更新をする際、今年度につきましても、12月の補正予算を議決いただきましたが、一部の水利組合に対しまして、受電設備の更新に町も財政支援をさせていただいたということで、そういった部分では今後、幾つか水利組合の揚水設備更新計画ありますが、そういった支援は今後も継続をしていきたいということで考えてございます。

○議長　長谷川正君。

○長谷川正　用水路ですね、その辺については農業公社のほうで自治区からの要請がないからということで、よろしいでしょうか。もし自治区からの要請があれば農業公社のほうで行うということでよろしいのでしょうか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　水路の維持管理に対しての農業公社の事業ということでございますが、これはあくまでも農業公社が事業主体で実施している事業でございますので、そういったサービスを、農業公社で行っているということは先ほど答弁させていただきましたので、全てその要望に応えられるかどうかというのは、当然、場所の問題だとかありますので、

それは農業公社のほうで現場を見たりして、最終的には判断することになるのかなと思いますが、事業としてはそういうサービスも行っているということでございます。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 用排水路については、理解いたしました。

今も話に出ましたが、揚水ポンプのことではありますが、今後揚水ポンプが寿命というか、更新時期になると思いますけども、このところの取組、あと維持管理については、どう考えでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 揚水ポンプの維持管理と整備、更新のご質問でございますが、まず基本的に揚水ポンプにつきましては、それぞれの水利組合で基本的な管理を行っていただいているというところでございます。

今後の揚水ポンプ、受電設備、そういった更新でございますが、今年度当初予算におきまして、令和7年度の当初予算でございますが、その中で水利施設等保全高度化事業ということで、今後更新する予定の揚水設備に係る機能保全計画の策定予算を計上させていただいております。

この計画を策定することによりまして、今後更新する受電設備とか、ポンプ、そういったものが国庫補助の該当になってくるということで、令和7年度にまず計画をつくってまいります。当然全て国庫補助金で賄われるものでございませぬ。受益者負担もありますので、そういった部分については、今後水利組合の皆さんと話し合いをしながら、町の支援についてどの程度支援できるか、検討していきたいということで考えてございます。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 受益者負担という言葉が出ましたが、それは当然のことだと思っております。それを踏まえて、できるだけ受益者負担といいますか、それを少なくするような方策で事業を進めていただきたいと思っております。

これは要望でございます。

そのところを。

○議長 長谷川議員、要望では。

○長谷川正 分かりました。受益者負担を少なくするようなそういう方策、考えはないのですか、どうですか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは受益者負担の軽減についてのご質問でございますが、今年度も町内の1水利組合で受電設備の更新をいたしました。その際も受益者負担金のほか、土地改良区からの負担金、さらに町でも受益者の負担軽減のために財政支援をしております。

この額につきましては、当然、今後事業費が固まった段階で、それぞれの水利組合の皆さんとお話し合いをして、できる限り受益者の負担が軽減できるようなことについて検討をしていきたいということで考えてございます。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 おおむね、将来の農業像についての在り方は理解いたしました。

続きまして、

○議長 長谷川議員、ちょっとお待ちください。

○長谷川正 はい。

○議長 先ほどのですね、商工観光課の課長の答弁の中で、補足説明をしたい旨の発言がございましたので、これを許します。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 ふるさと応援寄附金の令和5年度の件数の関係でございます。

最初の町長の答弁で9,966件というようなことで答弁をさせていただきました。その後再質問の際に、私1万300件ほどというようなことで申し上げまして、その差が生じているというようなことで、お聞きの皆様にちょっと混乱をさせてしまっていたところでございます。その1万300件でございますけれども、こちらについては、申込みベースの件数でございます、当初通常の答弁の中で9,966件というのは入金ベースでございますので、それで差異が出ているというようなことで、補足で説明をさせていただきます。

○議長 長谷川議員、続けてください。

長谷川正君。

○長谷川正 理解申し上げました。

次にスポーツによる振興ということで、スポーツクラブ、私も入って本当に毎週、2週間に1回は行って、プールでウォーキングをしております。本当に大変に良い活動でありまして、本当にこれをもっともっと町民の皆さんに周知していただく。そして、前のように多くの人に参加していただきたいと思っておるので、これについてですね、さらなる新しいそういう、スポーツのメニューといいますか、取り入れるようなお考えはございますか。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 ご質問にお答えいたします。

西会津スポーツクラブの種目について、さらに増やしてはということでございますが、会員の皆様ですとか、まだ入っていらっしゃらない町民の皆様のご要望もお聞きしながら検討されるものと認識しております。

基本的には自主的な活動でございまして、積極的にその辺は取り組んでいただきたいと思います。と思いますが、町はそれに対して支援するという立場でございます。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 本当にこれはいい活動でありますので、これからさらなる町民に対する周知を求めますので、その辺のところを町としても取り組んでいただきたいと思います。と思っております。

次にニューススポーツ講座の課題と今後の取組ということで、今ほどここにありますが、ニューススポーツの昨年度の講座、どのぐらいの人が利用されたのかという実績は、どのようなのですか。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 ご質問にお答えいたします。

町でこのニューススポーツについては、出前講座ということで各地区のサロンですとか、老人クラブですとか、そういったところに出向いてから普及を図っているというところで

ございます。

昨年度令和5年度ですが、約30回のそういった地区への出向いての講座を開いて、普及に努めたところでございます。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 ニューススポーツなどのこれからの取組ということで、町民の皆さんが本当に集まれるような、そういう講座にしていっていただきたいなと思っております。

次に、市町村対抗競技のさらなる振興ということで、駅伝、軟式野球、あとソフトボールということで、町を代表して参加する競技については本当に町民の皆さんに多く勇気を与えたいと思っております。

先だって、2、3年前であります軟式野球はベスト8まで進んで、応援していただける方々がいっぱい参加して、本当に盛り上がったと思うんです。

昨日もですね、NHKのプロジェクトXということで、常呂町のカーリングというところがテレビで放映されています。そこで言われたのは、やはりスポーツで町を元気にする。スポーツで町は元気を取り戻した、元気になったということでありますので、この辺のところのこれからの振興策ということ、いろいろな課題はあると思いますけども、これからの取組について具体的などころをお聞きします。よろしく願いいたします。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、市町村対抗競技というものは町の代表として、県内の自治体と競うといったところで非常に地域の結束力ですとか、地元意識というか、そういったものが高まるそういった機会かなというふうに思っております。

3競技、それぞれありますが、確かに課題としてこれからの選手不足ですとか、なかなか出場していただける人が少なく、駅伝などは全区間、選手を配置できるかとか、課題はありますが、町としてはできるだけ毎年参加できるように、実行委員会組織ではありますが、職員も各協会、体育協会と一緒に、その辺は積極的に進めております。

一つ答弁で申し上げましたが、応援ツアーということで、町民の皆さんにも各競技を応援していただきたいということで、企画はしておりますがなかなか応募いただけないということで、バスを手配しておりますけども、そこまで人数が達しなくて、中止せざるを得ないという状況になっておりますが、来年以降もですね、もっと広報活動しっかり行いまして、町を挙げて、議員のおっしゃるとおり町を元気にするような、そういった取組に盛り上げられるように今後取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 さらなる競技の振興につながるように施策をしていただきたいと思います。

そして最後、スポーツ少年団ですが、スポーツ少年団も本当に今、少子高齢化を迎えまして、子供が少なくなっているということではあります。私の子供もスポーツ少年団に入っておりました。そして当時のコーチの方に、この前偶然にお会いしまして、本当にそのときに真剣にそのコーチから教えていただいた。そして苦勞してそのとき教えていただいた、そういうのが本当に今、活きているということで、そういう話を私も聞きました。

本当にスポーツ少年団の活動って、学校で教える授業、それも大事ですが、こういう活

動も大事だと思うんです。小さい頃から社会の縮図を教える。そういう意味からも、今後、子供は少なくなつてはまいります、その辺、要するに支援というものは、どうお考えでしょう。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 スポーツ少年団活動については、やり抜く力ですとか、それから人との関わりですとか、非常に勉強になるというか、それを身につける非常にいい機会かなというふうに捉えております。

現在も西会津町スポーツ少年団本部、各スポーツ少年団をまとめ、統合したような組織であります、事務局を担っておりまして、団本部と一緒にそういった各スポーツ少年団組織の発展というか、活性化に向けて取り組んでいるところであります。

子供の数が少なくなつて、各スポーツ少年団の運営が難しくなっておりますが、今後も補助金の支出もそうですけど、運営面も各スポーツ少年団の指導者の皆さんと話し合いながら、どういったところの支援が必要だということを常に話し合いながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長 長谷川正君。

○長谷川正 これから西会津町を背負って立つ子供さん方ですので、そういったことでの教育の面、あるいはスポーツ少年団といったそういう運動面ですね、その辺のところの支援を手厚くやっていただきたい。そしてそれが、西会津町に残るかもしれませんので、そういう一助になるのではないかなと。やはり子供のときに感じた、要するにそういったことはずっと大人になつても本当に感じると思うところが多いと思っております。

大事な幼少期のスポーツ少年団活動をこれからも、変わりなく、支援をしていただきたいと思っております。

これをもって私の一般質問とさせていただきます。

○議長 暫時休議します。(11時59分)

再開は、午後1時です。よろしくお願いいたします。

○議長 再開します。(13時00分)

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 4番、上野でございます。

私は今次定例会に1件の一般質問を通告しております。「野沢まちなかの再生」についてであります。

西会津町総合計画第4次、後期基本計画プロジェクトX(テン)の10番目に「野沢まちなか再生」が掲げられております。公共施設の集約や、歩いて暮らせるまちづくり、商店街の活性化、観光誘客など、総合的な視点から野沢まちなかの将来像の検討を行い、特に旧役場庁舎跡地など区域内の資産の再生・利活用の検討と、官民連携による持続可能な運営体制づくりに取り組むことが示されております。

そこでお伺いいたします。

一つ目、協働のまちづくりの中で、中心エリアの活性化に取り組んできた、中心エリア整備構想事業の目的、現在までの取組とその評価及び今後の取組をお聞きいたします。

二つ目、「日本の田舎、西会津町」ブランド力強化基本構想の中で、道の駅を起点に地域

内周遊を促し、地域経済の振興に寄与することを目指すことが示されております。そこで、道の駅から野沢まちなかへの周遊に対する考えをお聞きいたします。

三つ目、旧役場庁舎跡地の利活用への考えをお聞きいたします。

以上でございます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 4番、上野恵美子議員の野沢まちなかの再生についてのご質問のうち、私からは、まず1点目の中心エリア整備構想事業について、お答えいたします。

町では、町民の皆さんが将来も安心して暮らし続けられるまちづくりの実現に向け、野沢地区を中心に、子育て・学校教育拠点施設が集中する森野地区や、さゆり公園・福祉施設周辺を加えた区域について、既存資源を有効に活用しながら、商店街の活性化や子育て支援、住民福祉の向上や観光誘客など、総合的な視点による中心エリア構想の策定に取り組んでまいりました。

具体的には、中心エリア整備構想の計画策定と推進を目的に、令和3年7月に町民の皆さん22名による「まちづくりデザイン会議」を組織し、まちなかに不足している機能の発掘、将来を見据えた真に必要な機能整備に向け、ワークショップ形式による議論を通して、現状の把握と課題の整理や分析、エリア別に必要な機能や実現に向けた手法の検討などを行い、令和4年度に国土交通省の事業を活用し、「官民連携まちなか再生調査研究事業報告書」として取りまとめたところであります。

さらに令和5年度には、この「まちづくりデザイン会議」と、町民主体の協働のまちづくりを推進するため、令和2年から、まちづくりを自分ごととして活動している町民の皆さん19名による「協働のまちづくり推進委員会」を、まちづくりという共通目標のもと集約いたしました。

これまでの活動や取組をさらに推進するとともに、委員の皆さんの「やりたいこと（公益）」を、町職員15名による「協働のまちづくり推進班」と協働で実践することで、官民連携による「地域課題の解決（公益）」につなげていく「協働のまちづくり第2期」の活動に取り組んでおります。

この中で中心エリアに関連するプロジェクトとしましては、「旧尾野本小学校講堂の活用」についてであり、昨年6月には講堂を活用した映画上映イベントを開催し、区域内施設の利活用による地域の活性化を目指したところであります。

これら今までの取組により、地域課題を町民と行政との連携・協働により政策実行につなげ、その活動や取組から町全体のにぎわい創出や、時速可能な活気あるまちづくりへの機運は高められたのではないかと感じております。

町としましては、今後もこの協働のまちづくりによる中心エリアの活性化・地域課題解決の取組を強化・支援していくとともに、現在、策定作業を進めております次期町総合計画づくりの中で、町民の皆さん25名の検討委員と町職員プロジェクトチーム25名により、これまでの評価を行い、商店街の活性化や観光誘客などの課題と併せて検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目の旧役場庁舎跡地の利活用についてのお質しについてではありますが、このことについても、中心エリア整備構想の検討の際に、跡地利用をテーマとしたデザイン会

議のグループにより議論され、イベントや様々な体験等ができるスペースなどへの活用アイデアが出されたところであります。

今後は、町の遊休地・遊休施設の利活用全体と併せて、次期総合計画策定における議論の中で、町民の皆さんが望む方向性を見出すとともに、町としてもそれを踏まえた具体的な利活用方針を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 4番、上野恵美子議員の「野沢まちなかの再生について」のご質問のうち「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化基本構想についてのご質問にお答えします。

本取組は、町の魅力を広く発信するため、「日本の田舎、西会津町。」をキャッチフレーズとしたキャンペーンロゴやプロモーションムービー、ポスター等の制作と、これらを活用したポータルサイト等での町の魅力を発信する取組を平成28年度から開始し、その後、高速バスのラッピング運行、ふるさと応援寄附金の返礼品パッケージ等のデザインの統一などによる情報発信等を進め、移住定住の促進とふるさと応援寄附金額の増加に大きく寄与しており、ポータルサイトの閲覧回数においては、現在74万回を超える状況にあります。

このことから、本取組の効果を、将来に向けてさらに大きなものとするために、新型コロナウイルス感性症対応地方創生臨時交付金など有利な財源を活用しながら、令和4年度及び令和5年度において、改めてブランドの意味を問い、さらなる効果向上と広い分野への波及効果を目指すため、ブランド力強化の基本構想及び基本計画を策定したところであります。

ご質問のうち、「道の駅から野沢まちなかへの周遊の取組」についてであります。本基本構想は、令和5年3月定例会中の全員協議会でご説明しましたとおり、本町に対する良いイメージを持ってもらい、信頼・安全・価値を強く感じてもらえるブランドの理念について、町自らが定義し、このブランドを「知ってもらい・ファンになってもらい・広げてもらい」、地場製品の販売額、ふるさと納税の寄附額、移住者の増加などに寄与する「価値の増加」を目的に、ブランド力の強化を進めるものであります。

具体的な取組内容としては、「道の駅リニューアル」による拠点の創出、「推進する組織体制」の強化、そして最後に「ブランド事業展開構想」の実現として、「アクティブパーク」による町内の田舎暮らしを体験化する展開を目指すとともに、商標登録したロゴの活用とPRやふるさと納税の促進、ポータルサイトの拡充などであります。

現在、町外客を通過でなく、滞在を町全体で促すアクティブパークの実現のため、まず拠点施設である道の駅に、地域活性化起業人をアドバイザーとして配置し、道の駅の組織体制と集客・販売力強化に重点的に取り組んでいるところであり、組織改革や人材育成を推進するとともに、レストラン事業やベーカリー部門の創設などにより売上の促進を図っております。

今後は、道の駅の組織体制の強化を図りながら道の駅から野沢まちなかの周遊を含むアクティブパーク構想の実現に向け、商工会、観光交流協会などの関係団体等との協議を進め、事業の推進を図ってまいりたいと考えております。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、再質問させていただきます。

まず中心エリア整備構想事業からお聞きします。

協働のまちづくりの中で町民の方々が主体となって、そしてまちづくりを自分ごととして捉えて活動されていること、この事業の大きな成果だと考えております。

まず申し上げます。

この事業の目的については分かりました。その上で今までの取組を答弁の中でも時系列で説明がありましたので、ちょっと時系列にお聞きしていきたいと思います。

まず、令和 2 年度協働のまちづくり推進事業として、協働のまちづくり推進委員会の中で、中心エリア整備構想の検討が始まって、令和 3 年度は中心エリア整備構想策定アドバイザー業務を委託され、このときの委託料は 385 万円で県のサポート事業であったと。7 月に組織したまちづくりデザイン会議の中で、野沢・尾野本地区中心エリアの活性化を目指したということで理解しています。

その中で注目したのが、町民のシビックプライドの醸成に取り組むということです。人口減少の中での地域創生に、このシビックプライドをすごく重要だということで取り組んでいる自治体も多くありますが、このシビックプライドをどのように捉えているか、まずお聞きいたします。

令和 3 年度にいただいた、中心エリア整備構想策定アドバイザー業務委託料というところの説明の中で、業務の目的というところに、本事業は協働のまちづくりにより、町民のシビックプライドの醸成、まちづくりの中心的人材の発掘・育成を図りながらというような説明がありましたので、そこをお聞きしています。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 質問にお答えいたします。

今ほどご質問のありました、令和 3 年度の事業でございますが、基本的には総合計画を自分たちの力で、自分たちの協働のまちづくりの中でどう進めていくかという部分の一環としまして、事業を実施したわけでございますが、町民のやりたいことだったり、やりがかったり、そういったことを自分たちでどう実現していくかと、そういった意味合いが大きいものでございまして、総合計画の着実な実施と、町民自体のそういったやりがいやどうやって結びつけていくか、そういったことを目的に置いて実施した事業でございます。

○議長 4 番、上野恵美子君。

○上野恵美子 シビックプライドについて、そのときもちょうとご説明はあったと記憶していますが、町に誇りを持って地域を良くするために貢献しようとする意志であったり意識というふうに言われています。それに対してよく比較されるのが郷土愛、これは故郷、生まれ育った故郷に対する愛情、感情の部分で両者は意識と感情という違いがあります。今まではその郷土愛の醸成ということで取り組んできた事業はあったと記憶しておりますけれども、この中心エリア整備構想においては、感情の醸成から一步進めて、そういう町を良くするために貢献しようとする意識を醸成する、ということに取り組むということでしたので、そのように理解しておりますが、一応確認させてください。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

議員、今お話しされたとおりで、私も認識しております。町民の皆さんが自分の町を誇りに思って自分の町を自分たちでつくっていかうという気概、機運を高めると、そういった目的もあったということで、その活動が令和4年度の協働のまちづくり、令和5年度の協働のまちづくり第2期、そういった形でどんどん醸成されていく、そのスタート地点になった事業であったというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 確認させていただきました。またシビックプライドについては後ほど触れさせていただきたいと思いますが、今、ご説明ありました令和4年度のデザイン会議で検討された施設としては、旧尾野本小学校講堂、空き家、空き店舗、蔵、道の駅、野沢駅、公民館、旧役場庁舎跡地の利活用を検討されたということで理解しています。それが令和5年度、活動テーマになると旧尾野本小学校講堂の活用、古民家・古材の利活用、奥川地域の維持・地域力向上、子育て支援というふうに、令和5年度は当初から取り組んできた中心エリアの活性化というテーマとは変わってきたように感じますが、その辺の経緯を教えてください。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 ご質問にお答えいたします。

今、これも議員のご指摘のとおりでありまして、確かにそういうような形で推移しております。令和3年度・4年度で、デザイン会議という形で進めてきたものと、それから令和4年度まで、令和2年度からやってきましたまちづくり推進委員会、この二つを先ほどの答弁で、1回目の町長からの答弁で、申し上げさせていただいたとおり、まちづくりの共通目的ということで集約いたしました。

この際に令和3年、4年から続けてこられたメンバーと、それから町、協働のまちづくりで令和2年から活動された皆さん、メンバーの皆さんが一緒になって合流して、また新たにこの後の活動ということで考えていただいて、協働のまちづくり2期に結びついていったわけですが、この過程の中で、そのまちづくりに取り組んでいる、まちづくりに取り組んでいこうとされる町民の皆さんの意向が、そういったテーマの選択になったということでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 その経過については分かりましたが、それではデザイン会議において中心エリアの活性化については、何らかの結論を得たと捉えているのか、その辺をお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

デザイン会議の議論の中では、最終的には令和4年度の官民連携まちなか再生調査研究事業という形でまとまったわけですが、その事業の中で結論といたしましては、やはりその従来型の行政主導のまちづくりだけではなくて、もっと民間だったり、そういった官民共同で事業体を組織してやっていくというのが全国の潮流になっていると、そういうことなので、町も今までデザイン会議で出てきたようなアイデア、それと協働のまち

づくり推進会議で出てきたアイデアをさらにその先に進めていくためには、まずそういった組織化、官民協働の組織が必要ではないかと、そういうような結論が令和4年度の事業では出たところでございます。

その令和4年度の事業を受けまして、令和5年度以降、その組織化について進めているというような過程でございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 デザイン会議で町民主導の形で進められてきていると思いますが、しかし町民の活動が弱くなったりとか、あとは違うテーマに向いたときにその取り組んでいた事業がなかなか進まなくなってしまうという、そういうことがあるのではないかと思います。しかし、この事業は官民連携で進めていくという事業であるとする、この事業の官民連携における行政の役割というところをもう一度確認させてください。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

行政の役割という部分もありまして、現在の協働のまちづくりの第2期の部分では、町職員もプロジェクトチームとして参加するような形になっております。1回目のご答弁でも、町長から申し上げていただいたような形で、町民の皆さんの協働のまちづくりの推進委員会と、それを進めるために町職員15名によります推進班という組織を組織化したと。そこで町としての一緒にやっ払いこう、協働でやっ払いこうというような考え方がそこに表れているということでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 町の職員の方々も協議に加わっていく体制ができたということで理解しましたが、私は行政としての意思を明確にする必要があるのではないかと考えています。

というのは、デザイン会議で町民の方々の、先ほどから言っておりますシビックプライドというのは発揮されていると思っています。この町を良くするために、十分に貢献されていると思っています。それを経て、町としてのシビックプライドを十分に発揮して、どのようなまちづくりをしたいかという、そういう方向性を示して、それからその上で次の段階での官民の連携という協議に入っていくことが必要なのではないかと思います。

野沢まちなかの再生は、総合計画のプロジェクトX（テン）にも取り上げられている大きなテーマでありますし、デザイン会議の町民の方の今までの活動、令和4年度までの中心エリアに対しての活動を終えて、行政としてはどのようなエリアの将来像を描いたのか。その時点でどのように考えたのかでいいので、お聞かせください。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

デザイン会議の議論の中で、先ほど議員もおっしゃられたように、いろんな中心市街地のテーマについて議論がなされました。確かにシビックプライドを発揮されて、このまちを自分たちで何とかしようというような考え方で、アイデアをいろいろ出していただいたわけでございます。

それに対しまして次のステップに進めるにはどうしたほうがいいのか、ということで令和3年・4年当時のアドバイザー、それから現在も指導いただいているアドバイザーと町

も相談・協議をいたしまして、やっぱり次のステップに進めるために、もう1回町民の皆さん方にお話を聞いて、それからデザイン会議だったり、まちづくり推進員の町民の皆さん方にお話を聞いて、次に進めるために、官民協働でやっていく組織にするために、もう一回参加してほしい。そういった形で町としては進めることといたしました。それで現在進めているわけでございます。

その中で、野沢まちなかの再生の町としてのその時点の思いと言いますか、評価になるわけでございますけれども、それはまさに野沢地区の活性化、再生というのが、非常に重要な事項でありまして、やっぱり町の中心地で、町観光の玄関口でもありますので、これはしっかりやっていかなきゃいけないというようなことがあります。

一方で野沢以外の4地区につきましても、活性化するための取組も推進していかなきゃいけないと、これら合わせまして、新しいまちづくりに向けてやっていかなきゃいけないというようなことが、町としてのその時点での評価になるのかなというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、引き続き中心エリアの活性化、野沢まちなか再生については、この会議で継続して取り組んでいくということによろしいのか確認です。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 答弁の中で申し上げましたように、具体的なプロジェクトとしまして出てきておりますのは、いわゆる野沢中心エリアで言えば、尾野本講堂のプロジェクトになるわけでございますが、それ以外にも今取り組んでおりますのは、古民家だったり、古材のプロジェクトもございます。これも野沢まちなかに点在する蔵だったり、古民家だだりの利活用を目指して検討しているプロジェクトでございますが、こういった形で町民の皆さんと、町の推進班で検討しているプロジェクトは継続しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 なかなか難しいテーマかとは思いますが、継続した取組をお願いしたいと思います。

先ほどシビックプライドについてお聞きしましたが、その醸成ということにはどのように取り組んできたのかお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

それがまさに、令和3年度と4年度に実施いたしました、まちづくりデザイン会議というような活動がその醸成だったということでございます。このまちづくりデザイン会議には中心部、まちなかの再生の検討だけでなく、人材を育成するというような大切な役割もございました。そういったことでワークショップだったり、専門アドバイザーとの意見交換だったりしてシビックプライドの醸成に努めてきたのが、令和3年度4年度の事業だったということでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 私はこの中心エリアの活性化というテーマの中では、まだ十分には広がっ

ていっていないのかなというふうに捉えています。それは活動されている方々以外にも広げていくことが求められていると思います。これからのことになるかと思いますが、シビックプライドの醸成というよりかは、いかに引き出すかというところに焦点を当てて取り組んでいく必要があるのではないかと考えています。

というのは、町民の方々の多くは、もう既に醸成されていると感じていることがありまして、一つ例を申し上げますと、去年の夏から町民の方々とともに地域食堂に取り組んでいます。これは食を通しての多世代交流の場で、町のフードロスにも取り組んでいるわけですが、すごく様々な形で支援が寄せられています。例えば場所の提供であったり、家財の提供であったり、あと食材の提供であったり、ボランティアさんは20名にのぼります。今は月1回の開催ですが、毎回70名から100名近い方々にお越しいただいています。その方々もこの事業の参加者であって支援者だと思っています。

この活動を通して分かったことは、町民の方々はこの町を誇りに思って、さらに地域を良くするために貢献しようという、そういう意思がすごくある、潜在していると思います。それがある取組をきっかけに引き出されて、まちを動かしていくんだと思いますので、この中心エリア整備構想においても、いかにその町民の方々のシビックプライドを引き出すかということにも焦点を当てて取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今ほどのお話、本当に議員がおっしゃるとおりなのかなというふうに思っております。町といたしましては、令和3年、4年、5年、今まで過去にこういった取組だったり活動内容だったり、広く町民の皆さんに公開の場で発表会だったり、報告会だったり、中間発表会だったりということでもいろいろ実施してきました、できるだけ多くの町民の皆さんに参加していただきたいということでそういう取組を進めていきました。

一方で新しい体制に移る際にも、いろんな団体だったり、あとは地域だったりということで、町側のほうから声をかけさせていただいて、議員がおっしゃったような形で、すぐもう醸成されている方々にお集まりいただいております、今回の活動もそういった、逆に町民の皆さんに引っ張っていただいているようなまちづくりの検討が今行われております。

一方で、どうしても地域的に偏ったり、いろんな年代だったり世代だったり偏っております、ものすごく多くの町民の皆さんが参加していただいているような活動にはなっていないというのが現実でございますので、そういった点は今後推進をしていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 分かりました。

次に令和4年度は、国土交通省の先導的官民連携支援事業に採択されたということから、デジタル技術も活用した官民連携による中心エリア再生事業化の実現に向け、必要な調査研究を実施するということが示されました。それが答弁にある官民連携まちなか再生調査研究事業報告書として取りまとめられたというものかと思いますが、ちょっとこれに

ついて説明をお願いします。この研究の結果について。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

報告書そのものにつきましては、令和5年の3月にできあがっておりますが、その整備構想の検討を含めると同時に、先ほど申し上げましたように、人材の育成だったりという部分も含めての調査・検討になったわけですが、この報告書の中では、デジタルの部分、この検討を進めるために9回ほど活動をしております。まちづくりデザイン会議を6回、それからデジタルスタンプラリーを1回、現場見学会を1回、それから協働のまちづくり推進委員会との合同活動発表会を1回という形で、9回実施しているのがこの検討会議でございます。

それらを踏まえてまとめたものが報告書ということになっておりまして、内容については議員が先ほど申されましたように、旧尾野本小学校の講堂の検討だったり、道の駅の増益、公民館の検討だったり、空き家、空き店舗、蔵の検討だったり、そういったような内容が記載されているものでございます。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは、この調査報告書に基づいた事業・取組はもう具現化したということであっていいのでしょうか。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほどちょっと触れさせていただきましたが、この調査報告書に基づく結果として、これ以上にアイデアは幾つも出たわけですが、検討した結果が出たわけですが、さらにこれを進めていくためには、官民連携の共同組織体をつくるのが理想であるというようなことで、その設立を目指していくべきだ、というような報告の結末になっております。

それを受けまして、先ほどより申し上げましたとおり、まずはデザイン会議と協働のまちづくりの会議をまちづくりの下に集約化をして、それでその中で、先ほど申し上げました四つのプロジェクトを立ち上げて、今度は立ち上げたそれぞれのプロジェクトを基に、できれば組織化までできればいいんじゃないかということで、現在検討していると、このような流れになっております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 共同の組織体をつくって取り組んでいる、今後でも取り組んでいくということでデジタルの活用はまちづくりに必須であると思いますので、これからの取組に期待するところであります。

私は野沢まちなかの再生においては、少なくとも二つの視点が必要であると考えています。一つ目は、まちなかの利便性を活用したエリアづくり、そして二つ目は、町の関係人口であったり、交流人口であったり、人の増加を図って地域の活性化、地域振興を図るとい、少なくともこの二つの視点は必要であると思っています。総合計画の中でも、まちの将来デザインについて、野沢地区は町の中心地としての機能の整備と歴史文化の活用により、町内外から人が集まり活動する地域というふうに示されています。

野沢地区の方向性においては一致するところなんですけれども、その中で示されている歴史文化の活用についてはどのように考えるのかお聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

デザイン会議の中でその議論、そのテーマにつきまして、歴史文化の活用についても検討されたわけなんです、そのときに話が出ましたのは、現在、文化の部分で言いますと新郷地区の例えば国際芸術村ですとか、そういった部分が出てきますし、歴史文化については、町内幅広くいろんな素材があります。それらを例えば、今申し上げた文化の部分の芸術村の部分につきましては、芸術村だけでやるのではなくて、野沢まちなかでもそういった部分ができればいいのではないかと、そういうような検討内容でございました。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 デザイン会議で検討された歴史・文化の活用については、理解しました。

次に「日本の田舎、西会津町」ブランド力強化基本構想、これは2023年3月に説明されたものの中でも、歴史文化の活用というのが示されています。

道の駅については、道の駅を起点に地域内周遊を促し、地域経済の振興に寄与する施設を目指すということで、道の駅は日本の田舎再発見の起点となる場と位置づけていますということです。日本の田舎については豊かな風土、江戸から続く原風景、衣食住と自然がつながり合い、日本文化の根源が風景・暮らしをつくり出していると説明されています。ちょっと答弁の中では触れてなかったようなんですけれども、そのときいただいた資料にはこのように示されていて説明されました。それら日本の田舎の要素、田舎らしさがまちなかに散らばっているということで書かれてあります。ここをもう少し詳しく説明していただきたいのですが、どのような日本の田舎の要素がどのように町にちりばめられているのか、その辺をどのように捉えているか、お聞きします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

日本の田舎の関係の部分でございます。日本の田舎の考え方というのが町内の具体的にどういう部分にちりばめられているのか、というようなご質問でございます。

日本の田舎の基本構想の中には、ありのままの西会津の姿が、日本の田舎そのものだというようなことでございます。ありのままの「日本の田舎、西会津町。」の姿を活用して、地域の活性化を図っていこうというのがこの考え方の根底にあるというものと理解しております。

○議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 日本の田舎らしさが今、町中にちりばめられていると捉えているのか。私はまちなかの、日本の田舎の要素をもう一度見直して磨き上げて、どのようにちりばめていって周遊性を図るかというところ、ここを力を入れて整備していかないといけないと思っているんですけれども、その辺の考えをお聞きします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 地域資源の磨き上げについてでございます。

地域資源の磨き上げにつきましては、様々な計画の中でもその必要性について触れてお

るところでございまして、同じようにそのままではさらなる地域の振興というのは図ることができませんので、そのブラッシュアップ、磨き上げというのは非常に大切なことだというふうに認識しております。

○議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 それではまちなかの活性化において、その歴史文化の活用では総合計画でも示されていますし、「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化基本構想の中でも示されています。確認させていただきますが、人が集まって活動する中心エリアづくりへの取組は、示されているように歴史文化を軸にしてそれで考えていくという方向なのか、ちょっとお聞きします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

日本の田舎のブランド力強化の基本計画の中には、基本構想よりもより具体化したまちなかへの周遊の部分での記載がございます。

具体的には道の駅を起点にしまして、そこから町内への体験活動につなげる。それから飲食、そして宿泊ということで町内から出発して宿泊まで循環するようなことをアクティブパーク構想の中では記載しているところでございます。

その体験として具体的に基本計画の中で記載されておりますのは、米だったり野菜づくりの体験、それからアートの体験、それから移住体験、移住したいという人が実際町内どんなところなのかというような体験をするツアーです。

それから、今議員のお質しの中でありました、歴史文化のツアーのようなものの一体としてそういう循環をつくるんだというようなことでございます。歴史文化がメインじゃないかというような趣旨のご質問であったかと思いますが、そういった様々な体験プログラムを通じて、日本の田舎に記載されておりますアクティブパーク構想を実現するというような記載になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 西会津ならではの歴史や伝統文化、自然など、そういうのを十分に活用していくということで理解しました。

最後ですけれども、野沢まちなかの活性化ということでの提案なんです、コロナのときにふるさとまつりの代替として、まちなか周遊型のイベントを実施したことが1回ありました。このイベントに対してはどのように評価されたか、お聞きします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員お質しのとおり、コロナの際、文化と産業祭の代替イベントとして西会津まちなか市というのを西会津町主催で開催したところであります。中心エリア、町内の活性化のために、これは町で主催してやりましたけれども、議員が先ほどのようなご質問の中でも申し上げられておるとおり、シビックプライドというのが大切なのではないかというような認識を持っているところでございます。

西会津町には今現在もシビックプライドの高い方が多くいらっしゃいまして、それが私どもの所管でやっております活力ある地域支援事業というような、町民の方が主体となっ

て実施している事業、やりたい事業、イベント等にする補助金でございますけれども、多くのご要望をいただいております。この部分につきましては先ほどの議員の、まちなか市については町でやりましたが、協働のまちづくり等の観点からも町民主体でこのような補助金等を活用して実施していただけるのがより理想に近いのではないかと、というような認識を持っているところでございます。

○議長　上野恵美子君。

○上野恵美子　まちなか周遊のイベント、すごく町内から多くの方に来ていただいて楽しんでいただけたイベントであったと思います。イベントがまちなか活性化の根本的な解決になるとは言えないかもしれませんが、主催は町でありましたけれども町民の方々とか、あと商店の方々、そして様々な町の団体の方々が一緒に取り組んで、すごく効果があったと思います。

その中で、今課長が言われたように町民の方々のシビックプライド、これを引き出す機会にもなりますし、あとまちなかの回遊性向上とまちなかの魅力を幅広く伝えられる、そういう機会にもなりますし、地域の活性化、そして地域経済の振興、とても効果的な取組であったと思います。ただ1回だけでは十分ではないと思います。これは継続して行っていくことで十分に効果が発揮されるのであると思いますので、これは今答弁されましたように、協働のまちづくりの中で町と町民の方々とともにこのイベントを定期的実施していくように検討する価値は十分にあると思いますが、行政側としての考えをもう一回お聞かせください。定期的開催していくことに対して。

○議長　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　お答えいたします。

西会津まちなか市、町主催でやりましたけれども、多くの町民のご協力をいただきながら開催したというようなことでございます。

このイベント等の評価につきましては、再度町の内部でも十分検討いたしまして、その方向性については検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　上野恵美子君。

○上野恵美子　では、よろしくお願ひしたいと思います。

最後の質問です。

旧役場庁舎跡地の利活用ということで次期総合計画策定の中で進めていくということですが、その進め方であったり、体制であったり、あと考え方などお聞きしたいと思います。今の時点で結構です。

○議長　企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長　お答えいたします。

先ほどの町長答弁の中でも申し上げていただいたように、この旧役場庁舎跡地につきましては、その周辺部も含めましてデザイン会議のグループの中で検討された経過がございます。単なる跡地だけでなくその周辺部だったり、あと位置的に野沢の中心にあること、それからいろんな施設、ケーブルテレビだったり駅だったり、いろんな施設が周りに点在、こういったことを有機的に結びつけるような何かそういった構想があつてはいいん

じゃないかということで検討された経過がございますので、この考え方をベースに、まずは総合計画の検討委員の皆さんに、こういうアイデアが出されたということを報告するとともに、検討していただけたらなというふうに考えております。

○議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 それでは協働のまちづくりの中で、旧役場庁舎の跡地をスポット的に捉えるのではなくて、総合的なエリアづくり、まちづくりの中で検討していくということによってよろしいかと思います。その方向性はいつまで明確にするのか、それだけ最後お聞きします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

確認ということでお質してございますが、庁舎だけではなくて庁舎周辺部、位置的な部分も含めての検討ということになるのかなというふうに考えております。

また、その検討の時期につきましては、今ほど申し上げましたとおり、総合計画の策定というのを今年11月を目途に考えております。ただ、この総合計画の中で具体的に方向が示されれば、それに基づきまして先ほどの答弁のとおり、町としてもそれを踏まえた具体的な方針というのが定まってくるのかなというふうには考えておりますので、令和7年度、8年度の中では出てくるんじゃないかなというふうには考えているところでございます。

○議長 上野恵美子君。

○上野恵美子 まちなかの活性化・再生ということで、官民が本当に連携して一体となって結集して進めていかなければ、なかなか進めない大きなプロジェクトだと思います。

今回、町の考え方をお聞きいたしました。今後の取組にさらに力強く進めていただくようにお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 5番、小林雅弘です。通告に従って、一般質問をいたします。

まず、学校給食の無償化について伺います。

今定例会の初日、町長は提案理由の説明において、国に先行し、令和7年度より学校給食費の完全無償化を図り、より一層の保護者の負担の軽減を図る、そう述べられました。私はこの提案には賛成する立場ですが、幾つかの点で確認の意味で質問をいたします。

まず、一つは、この提案では学校給食費の完全無償化となっていますが、小学校、中学校、一緒に令和7年度より学校給食費の無償化を図るという理解でよろしいのでしょうか。

2点目に、先日、総務常任委員会で給食の試食をしましたが、町内産のミネラル野菜を生産者と話し合いながらできるだけ使い、また、だしを生かすことで塩分を抑えるよう工夫し、味的にも大変おいしいと高い評価を受けていました。給食に関わる職員の皆さんの努力に敬意を表したいと思います。

そこで伺います。我が町のすばらしい学校給食は、給食費の無償化によって質と量を落とすことはないのでしょうか。これは保護者の方々からの心配の声です。

3点目は、給食費無償化を実施するために、学校経営に問題が生じるような予算の削減はないのでしょうか、伺います。

二つ目は、認知症対策についてです。

西会津町認知症支援ガイドには、認知症は脳の病気です。認知症は様々な原因で脳の機能が低下することで記憶力や判断力が低下し、日常生活にまで支障が出る状態であり、通常の老化による衰えとは違いますと、そう述べられています。

また、目や耳、歯など悪くなったら放置せず、治療や補聴器、入れ歯を合わせるなど体に合う対処をしましょう。不具合のあるところを放置していると脳への刺激が減ったり、生活が不活発になり、認知症を招きやすくなりますとも述べられています。認知症対策は幾つも提案されていますが、その中に難聴対策や歯周病対策、及び早期発見による対策の重要性が指摘されています。そこで伺います。

障がい者に認定されない町民に対しても、難聴と認められた場合、補聴器購入に補助をしてはいかがでしょうか。

次に、歯周病対策として幾つか伺います。

歯周病検診の受診率はどのくらいでしょうか。歯周病検診は現在どのような制度となっているのでしょうか。

歯周病検診を決まった年齢だけではなく、例えば 62 歳で受けたのであれば 5 年後の 67 歳で受けられるようにしてはどうでしょうか。今会津若松で実証事業を始めている、人工知能 A I を使い、音声を使った脳の健康チェック機能を使って認知機能の低下などを把握し、高齢者の状態把握を進めるなどの検討をはいかがでしょうか。

三つ目の質問は災害対策の一つ、防災無線についてです。

先日、町内で 600 戸の停電がありました。この時期の停電は雪のために室内では防災無線の内容が聞き取りにくく、頼みのケーブルテレビも映りません。町民の皆さんは寒く、不安な時間を過ごすことになりました。このようなとき、各家庭に音声が届く仕組みはつくれないのでしょうか。

また、防災無線の呼びかけが無機質な音声で温かみが感じられません。なぜ停電になったのか、どんな見通しなのかを具体的に温かみのある肉声で町民に届け、町民の不安を少しでも和らげる努力をはいかがでしょうか。

以上、私からの一般質問といたします。簡潔で分かりやすい答弁を求めます。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 5 番、小林雅弘議員の学校給食費の無償化についてのご質問にお答えします。

まず、学校給食費無償化の現状として、地方自治体独自政策による無償化の全国的な広まりや、国においては、令和 8 年度からまずは小学校の給食費を無償化し、中学校の無償化もできるだけ速やかに実現するための検討が行われている状況であります。

町といたしましては、これまで就学援助費による支援や食材費の高騰による給食費の値上げ分に対し、補助金を交付するなど、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいりましたが、令和 7 年度からは、子育て支援の一環として、保護者の経済的負担のさらなる軽減を図ることを目的に、国の無償化に先行し、小・中学校ともに「学校給食費の完全無償化」を実施することといたしました。なお、その所要額につきましては、令和 7 年度当初予算に計上しておりますので、ご理解願います。

次に、学校給食の食材や調理については、これまでも町内の農産物生産団体と連携し、

ミネラル野菜や米、シイタケ、きくらげなどの地場産物を積極的に活用するとともに、栄養教諭が、昆布やかつお節でだしをとるなどの工夫で「減塩」にも力を入れ、栄養バランスの整った給食を提供しているところであります。

一方、今後も給食の食材費は高騰が見込まれることから、その高騰分も含め令和7年度当初予算に計上しているところであり、学校給食費無償化を実施することに伴い、学校給食の質を落としたり、量を減らしたりする考えは、一切ありません。

次に、学校給食費無償化の財源については、「ふるさと応援寄附金」を充てることとしており、小中学校管理費を始めとした教育予算全般については、増額計上している状況であり、ご質問の無償化を実施するための、学校経営に関する予算の削減は、一切行っておりません。

町といたしましては、今後も、安心して子供を産み育てられるまちづくりを目指し、子育て支援の強化に努めてまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 5番、小林雅弘議員の認知症対策についてのご質問のうち、1点目の「障がい者」認定の対象とならない中等度の難聴と診断された方の補聴器購入に対する補助事業の創設についてお答えいたします。

世界保健機関、WHOは、認知症の発症や進行に係る12の危険因子について指針を公表しております。

当該指針では、健康的な食生活や適度な運動等による生活習慣病の予防、社会的活動や知的活動の推進、こころの健康の維持等が推奨されており、その一つとして「聴力の維持」が示されております。

加齢等による「聞こえにくさ」の放置は、人とのつながりや関わりの減少につながり、認知機能低下の危険性を高める可能性があるとの指摘されております。

議員お質しの補助事業の創設につきましては、制度設計や財源確保等の課題があることから、先行自治体の事例や介護保険制度の活用ができないか等を調査・研究するとともに、国による制度創設につきましても、会津総合開発協議会等を通して要望してまいりますので、ご理解願います。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 5番、小林雅弘議員の認知症対策についてのご質問のうち、2点目の歯周病検診についてと、3点目の人工知能を使った脳の健康チェックについて、お答えします。

近年、口の健康状態が認知症の発症に影響するという研究結果が、国内外で発表されるようになり、歯周病により作られた物質によって、認知症の発症リスクが高まることも明らかにされております。

本町では、毎年8月に実施している働き盛り健診において歯周病検診を行っており、令和5年度の受診率は12.6%でありました。

また、後期高齢者を対象とした歯科健診については、令和5年度の受診率は12.6%でありました。

国では、健康増進法に基づき、歯周病検診の対象者を、20歳から70歳までの10歳ごと

の年齢の男女としており、多くの自治体においては、その基準により実施されているものと認識しております。

本町では、20 歳から 65 歳までの 5 歳ごとの年齢の方を対象者としており、受診機会の確保を図っているところであります。

また、後期高齢者につきましては、後期高齢者医療広域連合が 75 歳と 80 歳の被保険者に対して、無料の歯科健診を実施しているところであります。

町といたしましては、既に国の基準より対象年齢の範囲を広げて、受診機会の拡大を図っているところでありますが、令和 7 年度からはさらに、働き盛り健診の対象年齢を 70 歳まで拡充することにあわせて、歯周病検診の対象者も同様にしていく予定であります。

お質しの受診年齢の取扱いにつきましては、今後の国の動向や、他の先進自治体の事例等を参考にしながら、判断してまいりたいと考えております。

次に、人工知能を使った脳の健康チェックについてですが、この取組は、会津若松市が N T T コミュニケーションズや日本郵便などと連携し、昨年からは市内の中山間地域において、高齢者の見守り支援サービスの一環として実施しており、電話一本で脳の健康度合いを確認する実証事業であると聞いております。

本町では、後期高齢者の健康診査において、問診の際にタブレットを活用して受診者に質問し、認知機能の状態を把握しているところであります。

さらに、健診を受けられなかった方につきましても、後日、健康づくり協力員を通じて紙ベースの質問票を配布・回収しており、その回答率は 96.9%となっており、高齢者の認知機能の把握にきめ細かく対応しているところであります。

お質しの人工知能を使った脳の健康チェックにつきましては、実証事業の成果を十分に注視するとともに、既に N T T コミュニケーションズから「おもいでダイヤル」といった、誰でも無料で脳の健康チェックができるサービスが提供されておりますので、高齢者の健康教育や各種教室において、参加者へお知らせしていきたいと考えております。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 5 番、小林雅弘議員のご質問のうち、災害対策、防災無線についてお答えいたします。

防災行政無線は、非常時における災害情報及び気象情報等の緊急情報をいち早く伝達するほか、火災予防・交通安全・防犯広報や行事などの行政情報を広く周知する手段として、町内 76 か所に屋外スピーカーを設置し、スピーカーから離れた戸数の少ない集落等に戸別受信機を 69 台設置して、町内全域をカバーしておりますが、建物の気密性や防音性が向上していることに加え、特に冬期間は、積雪や雪囲いによって聞き取りにくくなっており、課題として認識しております。

その解決策の一つとして、ケーブルテレビの自主放送チャンネルと連動した音防災システムを導入し、各家庭にあるテレビにより、屋内でも防災行政無線放送を聴くことができる仕組みを構築して、運用しております。

しかしながら、議員お質しのとおり、停電時にはケーブルテレビそのものが視聴できなくなることから、町公式 L I N E のほか、ヤフー防災、県防災アプリなどの S N S を活用して、防災情報の多重化を図り、町民への周知に努めているところであります。

次に、防災無線の呼びかけが無機質で温かみを感じられないとのご指摘であります、防災行政無線は、気象警報や大地震、ミサイル攻撃などの緊急情報に対し、Jアラートと連動して自動起動して、瞬時に放送される仕組みとなっています。

この放送は、システムに備わっている定型文を音声合成して、対象となる地域に向けて一斉放送する仕組みになっているため、無機質で温かみを感じられないと受け止められているものと思われますが、緊急情報をいち早く伝達するためには必要不可欠なものであり、またそれ以外は、その時々状況に応じて必要な情報を直接肉声で伝えており、このたびの豪雪対応に際しましても、停電発生のお知らせ以外に、通行止め情報、断水、除雪作業中の事故防止呼びかけ、流雪溝の復旧状況など、町民生活に密接に関わる情報を広報し、町民の不安を和らげるとともに、安全安心の確保に努めてまいりました。

なお、防災行政無線は、必要な情報を簡潔明瞭に伝える必要があることから、その性質上、個別具体的な詳細情報を伝えるのに適していないため、ケーブルテレビ、SNSを組み合わせて活用することにより、情報伝達のさらなる充実強化に努め、引き続き町民の安全安心の確保を図ってまいりますので、ご理解願います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは、再質問をさせていただきます。

非常に学校給食費に関して心配要らないということなので、安心した次第ではあります。

ただ、今回の令和7年度の当初予算を見ていましたら、ちょっと気になることがありましたので、その辺について1点だけご質問をさせていただきます。

小学校の学校管理費の需用費、消耗品費という項目、これがちょっと引っかかるころがあつて令和3年から調べました。そしたら、令和3年が200万、令和4年が227万、令和5年が206万、令和6年が223万、令和7年、今年が135万、昨年度よりも88万3,000円減っております。

では、中学校はどうかと同じ項目を調べました。令和3年184万、令和4年182万、令和5年179万、令和6年177万、令和7年、今年が112万、昨年と比べると64万9,000円減っております。この項目は、これは例えば学校の中でコピーを取ったり、あるいは印刷したり、いろんな紙を買ったり、そういうもので先生方にとってあるいは学校にとって必要な消耗品を買う、そういうお金だと思います。この減っている理由、これをお尋ねいたします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 ご質問にお答えいたします。

今ほどの令和7年度の小学校の管理費、それから中学校の管理費の消耗品ということで、令和6年度よりも減っている部分でございますが、実は予算の計上の仕方に変更がございまして、消耗品費の中に、これまで高速カラーインクジェット複合機ということで小・中学校にそれぞれ2台ずつ設置しております。そちらにかかる複合機のプリント代ということで、さらに実は、複合機が令和7年度から更新になる予定でございまして、その分が令和6年度より増額になる予定でございまして、その増額になった金額をこの消耗品費ではなくて、修繕料の物件費という項目に計上させていただいております。そちらが7年度からの変更の計上の仕方とございまして、額的な部分で言いますと令和6年度と大差ないと

いいですか、総額としては実はプラスになっているという状況でございます。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 要約しますと今まで消耗品費で計上していたものをほかの項目につけ替えたということの認識でよろしいですか。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 そのとおりでございます。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 この町の学校給食は先ほど申し上げましたように、また答弁の中でもありましたように、ミネラル野菜を使って職員の皆さんが非常に苦勞して低塩、塩分を控えめにしたり、本当に健康に留意しながら、しかもおいしいものをつくっていただいているところで、これをやっぱり今後も、子供たちのために続けていただきたいなというふうに思うものですから、あえてちょっと意地悪な質問かもしれませんが、質問をさせていただきました。今後もおいしい学校給食、続けていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次は、認知症対策の中の、補聴器に対する補助事業についてです。

ちょっと答弁がよく分かりづらかったんで、要約すると、やりたいんだけど財源の問題などがあるから、研究してみるということではよろしいですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 小林議員のご質問にお答えいたします。

財源の確保という部分は、当然重要な部分であると思います。

また、会津地区で近隣の町村で考えますと、会津若松市と金山町、2町村だけが実施している状況で、事業の効果というのもそういった先行自治体にお聞きして十分に調査をさせていただいて、事業効果と、あと事業費の部分をしっかり検証させていただいてから、事業を始めるか始めないかという部分は判断をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 そうしますと、今後も注目していくというようなことで、よろしいでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

認知症の予防、あるいは認知機能の低下のリスクを低減させるための様々な行為というか、そういったものが今だんだん分かりつつあります。その中で、聴力の維持というのは重要なことであるとされておりますので、この事業については、十分やる意義のある事業だと認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 その答弁、今の段階ではそういうことかなというふうに思います。

ちなみに会津若松市で、補聴器の購入費の助成事業があります。今ご紹介されたとおりです。18歳以上の中等度難聴の方に補聴器の購入費を助成しますという、そういう制度です。対象者は市民税非課税世帯で18歳以上、これ18歳というのはなんかミソだなという

ふうに注目してます。ほかのところは結構 65 歳以上とかいうのが多いんですけれども。そして両側の耳の聴力レベルが 40 デシベル以上、医師による補聴器装用の必要性を認める意見書をもらえるものと。過去にこの事業による助成を受けてない方、そして助成費は2分の1以内で上限が2万円ということです。私、これを見て若松の補聴器を販売しているお店に行って、ちょっと話を聞いてきました。そしたら、確かにこのとおり説明されて、会津若松ではこうですと。補聴器は確かに何十万もするものまで結構あるそうなんです。でも若松の制度、これは結構優れているというか、5万円から10万円の範囲だと結構使えるというか、効果がありますというような説明をいただいてまいりました。ですから、そんなに何十万もということではないので、やはりこれから、確かにこの会津では二つの自治体のみということで、財源の問題もあるでしょうから、やはり今後注目していただきたいなというふうに思います。

次に、認知症対策で歯周病の問題です。

令和5年度の受診率が12.6%、これが高いか低いかは私ちょっとよく分かりませんが、ほかの自治体と比べてどうなのか、もしお分かりになるようだったらお示ししたいなと思います。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 小林議員のご質問にお答えいたします。

歯周病の検診の受診率でございますが、まず、働き盛り健診で行っている歯周病検診については12.6%ということで、全国平均や県内の平均と比較いたしますと、高いか低いかわかるように低いほうです。

後期高齢者の歯科検診について申し上げましたが、これについては同じく12.6%ですが、これは県内の平均と比べるとやや高い状況にあります。

ただ、検診の意向調査というのを毎年やってるんですけど、その回答の中では、かかりつけ医でやってますよという方も3割ぐらいいらっしゃいますので、純粹に検診の受診率だけだと低いかなという分析はしておりますけれども、そういったかかりつけ医で検査されている方も含めると、大体全国平均並みには実施されてるのかなというような推測をしております。

以上です。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 この歯周病ですね。私も今回一般質問をさせてもらうにあたって少し勉強させてもらったんですが、歯周病が認知症に与える影響というのは結構ばかにならないというところで、難聴もそうなんですけれども、やはり歯周病、これをどう治すというのはなかなか難しいので、防いでいくかまたは進行を遅らせていくか、これが鍵なのではないかなというふうに考えております。

それで、今回この点提案をさせていただきました。歯周病の受診率、これが12.6という話だったんで、もう少し上げたいなと、上げなきゃいけないのかなということで、今実は西会津って国より進んでるんです。国は20歳からです。10歳単位なんです。でも、西会津は5歳単位で受けられる。これは本当に一歩も二歩も進んでいる、そういう町です。これはもう十分承知しております。ただ、それを外した場合、ちょうどそのタイミングに合

わなかった場合、どうなのかなと。また5年間待たなきゃいけないのかなという発想で、それだったらもっと小刻みにできないものか、ただ、国の基準があるんで補助金等々の問題もあるのかなとは思いましたが、いつでも受けられる体制、そして5年後にもう一回受けられる体制を取れば、もっともっと歯周病検診率が上がって、認知症のリスクを軽減できるんじゃないかなというふうに考えた次第なんです、その認識についていかがですか。

○議長 健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 歯周病検診の受診の対象年齢をもうちょっと細かくできないか、というようにご質問かと思いますが、私も受診者の立場に立って考えれば、細かいスパンで公費で受けられたほうが、決まった年齢、5歳刻みとか10歳刻みじゃなくて、それにこだわらず受けられたほうが、受ける側としては便利だろうというふうな考え方もありますけれども、ただ歯周病検診につきましては、あくまでも国の法令に基づいて、それに沿って行っている検診でございますので、やはり国の定めた年齢に準じて実施することが適切かなというふうに捉えてございます。

ただ、議員がおっしゃるように町の検診で受けられなかった方については残念でしたと、それでいいのかということでございますけれども、ほかの市町村の検診の取組なんかを見ますと、いわゆる集団検診だけではなくて、歯科医療機関で施設検診を受けることも自治体の公費で負担している、というようにところもございますので、そういった手法の調査をしながら、より町民の方々の受診機会の確保に努めてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 ちょっと1点間違いがあったと思うんです。私の言い方が悪かったのか。例えば62歳で受けたのが、63歳、65歳って小刻みに受けられるようなという提案ではございません。国はやっぱり10年単位スパンでやっておりますので、ここはもっと短く5年スパンでこの町はやっています。ですから、例えば60歳で受けられなかったという人が61歳で受けて、次に66歳で受けられる仕組みを考えて、つまりあくまで5年です。ということだったんですけれども、それはそれとしてご答弁は私すばらしいと思います。ぜひそのような形で受診機会の拡大、しかもさらにその旨を町民の皆さんに広げていただく。そしてできる限り、歯周病というのがやっぱり認知症と関係しますよという情報と合わせて、広げていただきたいと思います。

最後に、防災無線の件で質問をさせていただきます。

やっぱりそうなんです。雪だと聞こえないんです。例えば喜多方だとFMラジオ使ってやっていると。そういう試みをしてるそうなんです、情報を掴んでると思うんで、その状況がどうなのか、お示しいただきたいと。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは防災行政無線に代わるFMラジオを使った情報の伝達手段についてのご質問にお答えしたいと思います。

議員がおっしゃるように、喜多方市でFM局、これFM喜多方さんの放送局を活用して市内全戸にFMを受信できるラジオを設置し、情報を届けているということで認識をして

おります。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 正直言って情報の中では、それに対して9億かかったというような情報があるんですが、でき上がったんですか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 喜多方市の事業についてのご質問にお答えいたします。

このFMラジオを使った災害情報連携システムにつきましては、整備期間が令和2年度から4年度までの事業ですので完了しているものと認識しております。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 やはりどの町でも、いろんな手を使って手だてを講じ、防災に関して、例えば今回は大火災が岩手でありましたけれども、住民の命を守るために頑張ってもらっていると思います。やっぱりこの町でも防災無線、みんなが届くようにすべきだとは思いますが、実際には自然の障害、あるいは限界があるということではなかなか難しいのかなと思います。やはり今後もどんな仕組みがいいのか研究する、ほかの自治体の例をよく見ながら検討していただきたいと思います。いかがですか。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは情報を届ける手段の検討というご質問でございますけれども、町でも先ほど答弁で申し上げましたように、ケーブルテレビを利用した音声情報をお届けしたりですとか、あとはSNSを活用して情報をお届けするという、多重化を図っているところでございますけれども、やはり先ほど申し上げました停電ですとか、災害時にどういった障害が発生するか分からない中で、できる限りの情報伝達というのは、発災時に皆様の行動を、いかに早く、安全な身を守るための情報を届けるということが大切なこととなりますので、そういった大切な情報を届けるために、町が課題となる部分を解消しながら、どういったことができるのか、今後調査研究してまいりたいというふうに考えております。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 よろしく願いをしたいと思います。

それで実は、いろいろ担当の皆さんと打合せ、話を聞かせていただいたときにふと思ったんです。それはやっぱり、今出たようにSNSを使う方法、今この町には公式LINEシステムがございます。今、公式LINEではどんな情報を伝えているのか、ちょっとご説明いただければありがたいんですが。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 公式LINEについてのご質問ですので、私のほうから答弁させていただきますが、町の公式LINEにつきましては、現在2月末現在で1,103の方が登録されているところでございます。5,100人ぐらいの人口ですから21%ぐらいの22%ぐらいの登録率になっているところでございます。

このLINEを使いまして情報発信しておりますのは、イベントから行政情報、健康、広報、公民館、子育て、農林業、防災ということで、もう数限りなくいろんな分野で情報発信をしております。今年度先週までの段階ですと、124回ほどLINEで情報発信し

ているところでございます。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 今この町、デジタル戦略ということで、やはりSNSを使っていくということだと思っておりますが、さっき申しましたけれども、物理的にも限界があると。それを突破するのは何かと言えば、そういう情報通信システム、これをまず利用する。本当は音声がいいんですが、それが難しい。もちろん検討していただきますが、それが難しいということであれば、やはり文字で表現できるような、そういうやり方。

それで一つ、これは唐突な提案なんで何とも言えませんが、いろんなものが入っている公式LINE、これはこれでいいと思うんですが、やはり防災に特化した形のLINEはつくれないのかな。20何%とおっしゃいますけれども、これを例えば区長の皆さん、それから区長の皆さんはその区の役員の皆さんに広げる。そういうふうになれば、例えば今回みたいに停電があつて、何もなかなかならないときに伝えることができると思うんです。そういうご提案をさせていただきたいんですが、簡単にその件についての見解をお願いいたします。

○議長 暫時休議します。(14時44分)

○議長 再開します。(14時47分)

町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、防災情報につきまして、届ける方法についてSNSを使った防災情報の伝達手段というご質問にお答えしたいと思います。

先ほど答弁でも申し上げましたとおり、SNSを活用して情報を届ける手段として、町のLINEのほか、ヤフー防災や県の防災アプリというものがございます。これは町民の方、全てこのヤフー防災や県の防災アプリ、スマートフォンなどでアプリをダウンロードいただいて、西会津町を地域指定していただきますと、西会津町から発出された防災諸情報が、即時に情報を取れるようなシステムになっておりますので、そういったものを現在は活用していただきながら、SNS上で情報を取っていただく手段を今のところ活用させていただいておりますので、ぜひ町民の皆さんにも、そういった二つの方法のアプリを利用していただくことを、町としても広げてまいりたいというふうに考えております。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 使えるものがあるということで、だったらまずそれを使っていこうということなんですが、やはりまだまだ私を含めて、町民の皆さん分からないというところで、町はこれで防災、あるいはそういう災害情報を知るんだというような打ち出しって言いますか、町民の皆さんにそういうのを知らせていって、さっき申しましたようにいろんな、例えば全員がそれを知るということは難しいと思うんです。デジタル戦略でもあったように、やはり一番核になる人とか、その地域の、例えば区の委員とか役員の皆さんとか、そこに広げて、そこに対して、それを知りたくてもできない人たちが問い合わせで情報を知るといようなことが、そのやり方ができればいいなと。またそれしかもうないのかなと。やはり、私もSNSは非常に不得意で、こないだも企画情報課のほうに行ってお願ひして、グループLINEつくっていただいたような、そういうレベルですので。ですから、そういうやり方をどんどん広げていただく。それ確か、藤井先生がおっしゃってたんです。全

員ができるということはまずないんだ。それよりも、地域の核になる人たち、あるいは私たちで言うと区の委員とか、そういう人たちに広げて、それを周りの皆さんに知らせていくというような、そういう仕組みづくり、それはやっぱり今までのデジタル戦略と合致してるんじゃないかと思います。いかがですか。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 デジタル戦略絡みのご提案というか、お伺いに答弁いたします。

議員のおっしゃるとおりでございまして、町としましてもデジタル戦略の推進の中で、まずもって、そういうデジタルディバイド対策も含めて「デジタルよろず相談室」を開設しております。それはご承知のとおり、毎週火曜日に「ぷらっと」でやってるわけなんですけれども、そこにおいでになられる方が、年間大体 300 人ぐらいいらっしゃいまして、その 7 割がスマホの相談でおいでになられる、というような実態でございます。

議員がご指摘されたような形で、ただ相談に来て解決するということを今までやってたわけなんですけど、昨年度からちょっとワンステップ上げてまして、相談に来た方々が、地域におけるそういうデジタル推進普及の世話人になっていただけないかと、そういうような事業に今取り組んでいるところでございまして、300 人、相談に来られる方々が町内各地からいらっしゃいますので、その人たちの世話人になっていただくようなレベルアップを今推進していると、そういうような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 小林雅弘君。

○小林雅弘 ぜひ進めていっていただきたいと。さらに要望としては、先ほど申しましたように、これが防災の LINE なんだとか、アプリなんだとかいうのが、町民の皆さんに分かるように、そういうふうな宣伝といいますか、情報伝達を進めていただきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 暫時休議します。(14時54分)

再開は午後3時20分とします。

○議長 再開します。(15時20分)

6番、荒海正人君。

○荒海正人 皆さん、こんにちは。6番、荒海正人です。

私は、「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化に向けた取組について、一般質問をいたします。

まず、質問の趣旨といたしまして、「日本の田舎、西会津町。」というキャッチコピーやロゴは、西会津町をPRするパンフレットをはじめ、様々な場面で見ることができ、今や西会津町を知る方であれば、大半の方が認知しているようなものとなりました。

「日本の田舎、西会津町。」ブランドの強化にあたっては、令和5年度に基本構想、基本計画が策定され、令和6年度より具体的な事業が開始されているものになります。

基本構想、基本計画には、ロゴの商標登録、道の駅のリニューアル、アクティブパーク構想、ふるさと応援寄附金促進事業などが記されており、西会津町における新しい経済循環の形、新しい人のつながりの形を創造するための取組であると捉えております。

「日本の田舎、西会津町。」ブランドがさらに確立されていくことによって、町内外に西会津町の存在意義を知らせることにつながり、人口減少の中にあっても、経済が確立し、移住者も集まり、町民の幸福度も高いまちにつながると期待しております。この期待を実現していただきたいと考えることから、取組に関する進捗、並びに今後の展望についてお尋ねするものになります。

まず、一つ目としまして、基本計画には今ほど述べましたとおりロゴの商標登録、道の駅リニューアル、アクティブパーク構想、ふるさと応援寄附金促進事業など、全 12 項目が盛り込まれております。令和 6 年度より基本計画が実施されておりますが、事業の進捗について伺います。

二つ目、基本構想中において、町内地域を体験の場としていくアクティブパーク構想が示されております。町内における人の流れや地域経済の活性化につながる考えであり、「日本の田舎、西会津町。」ブランドを強化していくにあたって、本質的な取組でもあると考えております。アクティブパーク構想の実現にあたっては、関係団体等と連携した組織運営づくりが必要とされていることから、その体制整備の進捗について伺います。

三つ目としまして、計画実施においては役場内において関係各課の連携も重要になると考えます。基本構想及び基本計画策定時には、関係各課で構成された事業連携推進会議が開催されておりました。今後の計画実施にあっても、事業の進捗等を協議していく場として事業連携推進会議を継続的に開催する必要があると考えますが、町の見解を伺います。

四つ目としまして、「日本の田舎、西会津町。」ブランドの強化については、町総合計画においても、特に重点を置いて進めていく取組として、プロジェクト X（テン）に位置づけられているものであります。次期総合計画等においても、継続的に主要政策の一つとして位置づけていく必要があると考えますが、町の見解を伺います。

以上の内容で、一般質問いたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 6 番、荒海正人議員の「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化に向けた取組についてのご質問にお答えします。

本取組につきましては、4 番・上野恵美子議員のご質問にお答えしましたとおり、平成 28 年度から町の魅力を広く発信するため、「日本の田舎、西会津町。」をキャッチフレーズとしたキャンペーンロゴやプロモーションムービー、ポスター等の制作と、これらを活用したポータルサイト等での町の魅力を発信する取組を開始し、その後、高速バスのラッピング運行、ふるさと応援寄附金の返礼品パッケージ等のデザインの統一などによる情報発信等を進め、移住定住の促進とふるさと応援寄附金額の増加に大きく寄与しているところであり、ポータルサイトの閲覧回数においては、現在 74 万回を超える状況にあります。

このことから、本取組の効果を、将来に向けてさらに大きなものとするために、新型コロナウイルス感性症対応地方創生臨時交付金など有利な財源を活用しながら、令和 4 年度及び令和 5 年度において、改めてブランドの意味を問い、さらなる効果向上と広い分野への波及効果を目指すため、ブランド力強化の基本構想及び基本計画を策定したところであります。

ご質問の 1 点目の「基本計画に基づく事業の進捗について」お答えします。

本基本計画は、基本構想に基づき拠点施設となる道の駅の組織体制の整備や改修案などのリニューアル関連や西会津町内全域を体験の場とする試みであるアクティブパーク構想など 12 項目から構成されています。

現在、地域活性化起業人をアドバイザーとして、株式会社西会津町振興公社が指定管理している道の駅に配置し、「推進拠点となる道の駅の組織体制」の強化に重点的に取り組んでおり、組織改革や人材育成を推進するとともに、レストラン事業やベーカリー部門の創設により売上の促進を図っております。

また、ブランドロゴの商標登録や商標登録に伴う地場産品のブラッシュアップと開発、ポータルサイトのリニューアル等プロモーション力の強化など、実施可能な項目から順次進めているところであります。

次に 2 点目の「アクティブパーク構想の実現に向けた関係団体等と連携した組織運営体づくりについて」お答えします。

「アクティブパーク」による町内での田舎暮らし体験などの事業を展開するためには、まずは、「推進する組織体制」の強化が必要であることから、先ほど申し上げたとおり、現在、地域活性化起業人であるアドバイザーを、拠点施設として想定している道の駅に配置して、実現に向けた基盤づくりのための作業を鋭意進めているところであります。

今後は、コンテンツの実施母体となるにしあいつ観光交流協会や農業関係者、地域づくり団体などとの協議を進めながら事業を推進してまいります。

次に 3 点目の「事業連携推進会議の継続的な開催について」お答えします。

本基本構想、基本計画の策定に際しましては、庁議企画調整会議や事業連携推進会議などの町内部の会議と、町内関係団体等を交えたワーキンググループや事業者へのヒアリングを複数回実施し、内容の精査や共通認識の醸成などを図りながら、基本構想及び基本計画を策定したところであります。

現在は、計画の策定が終了し、事業の実施段階であることから、今後は、関連団体等との協議を中心に作業を進めてまいります。情報の共有や課題の解決を図る際など、必要に応じて、事業連携推進会議を活用してまいりますのでご理解願います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 6 番、荒海正人議員の「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化に向けた取組のご質問のうち、4 点目の次期総合計画等における位置づけについてお答えいたします。

町では、町総合計画後期基本計画の計画期間中、特に重点を置いて進めていく 10 の取組として、「幼児教育の推進」、「産官学民連携教育の推進」、などとともに、お質しのとおり「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化」についても「プロジェクト X (テン)」の一つとして位置づけております。

また、町長が町政の主要事項報告や一般質問でもご答弁いたしました。現在、町では令和 8 年度を初年度とする次期総合計画の策定に向けた作業を進めており、先月からは役場内部で作成した資料をベースに、町民の皆さんによる検討委員と町職員のプロジェクトチームにより、現行計画の評価・検証を行い、町の現状と課題を整理しております。

この評価・検証作業の過程で、計画に搭載された施策や事業ごとに、当初の目的が達成

されたもの、継続して取り組んでいくべきものが整理されることとなりますが、町としては、ご質問のブランド力強化に向けた基本構想や基本計画については、その実現に向け、引き続き重点的に進めるべき取組であると考えておりますので、次期総合計画策定に向けた検討委員の皆さんとの議論の中で、その位置づけについても検討してまいりますので、ご理解願います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 事業の進捗については、おおむね了解いたしました。

また、一番最後に企画情報課長からも答弁いただきましたけれども、引き続き重点的に取り組むべき案件であるということで、次期計画には今後検証等も含めて載せるかどうかの検討を進められていくことであるという話でしたけれども、引き続き重点的に取り組むべきものであるということで見解いただきましたので、取り組んでいただきたいなというふうに思います。

先ほど答弁もありましたけれども、今回の「日本の田舎、西会津町。」ブランド力強化にあたっては、基本構想、基本計画を策定したからといって、ことをなせるかというものでは決してなくて、やはり令和6年度、今年度からも取り組まれていますけれども、中長期的に取り組んでいって、ようやく結果が出てくるものだと思っています。腰を据えて町ぐるみ、町全体で取り組んでいただければなというふうに思っております。

再質問について順次させていただきますけれども、基本計画の実施にあたっては今年度がおおむね初年度ということで進められておりますが、今後、長い目線で見たら道の駅のリニューアルであったり、各種団体等の連携の中で、かなり予算等も町として考えなければいけないというふうに思っていますが、そういった令和5年度、令和6年度に関しては、コロナの予算だったり、今までは対応されていたわけですが、中長期的な財源の確保については、どのような目途だったり考えで取り組まれる予定でしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

中長期的な財源の見通しというようなご質問でございます。

まず、ブランド力強化の計画の中で財源的に大きな部分が必要となるのは、道の駅のリニューアルの部分でございます。

この財源等につきましては、昨年度からその調査を進めてまいっておるところでございます。具体的には農水省の東北地方整備局のほうにお伺いしまして、良い財源がないかというようなことをご相談させていただいているところでございます。

失礼しました、地方整備局ではなく農政局のほうで相談をしているところでございます。

そこでご提案がありましたのは、その当時はデジタル田園都市国家構想交付金という交付金がございます、そちらが一番よろしいのではないかと、というようなご提案をいただいているところでございます。

今現在、石破政権が創設しました通称「デジ田」と言いますが、それについては「新しい地方経済生活環境創生交付金」というふうに名称が変わっております。そのうち第二世代交付金というのが、デジ田の後継の交付金になっているというようなことございまして、その交付金につきましては現在も存続しているというような状況になっており

ます。

第二世代交付金の内容なんですけれども、補助率につきましては2分の1でございまして、1団体当たり国費で10億円が限度というようなものになっております。その課題というのも、農水省のほうに行った際にご指摘もございました。まず、この裏財源の話もありまして、裏財源として考えられるのは過疎債でございます。ただ、過疎債についてはご承知のとおり、本町においても枠というのがございますので、その枠の部分で十分賄えきれんのかどうなのかというのが課題の一つでございます。

さらに、これはタイミングの問題もあろうかと思いますが、補正予算債も充当できますよというようなお話でございました。補正予算債については充当率が100%で、交付税算入率が50%、さらには一般補助施設整備等事業債、こちらについては充当率90%で算入率30%というようなことでございます。

まず、その裏財源の問題についてが課題となっているというようなところでございます。

それからもう1点、リニューアル工事につきましては、当初道の駅については農水省の補助金を活用して実施しておりまして、その工事の内容によっては、財産処分が必要となるかもしれないというようなことでございました。財産処分をしますと、その部分の補助金の返還が出てくる可能性があるというようなご指摘もございました。

それから、工事をする際、休業する際の休業補償金がどうなのか、というような課題もあるというようなところでございます。中長期的な見通しとしては、リニューアルにかかる財源の問題というのがまずもって大きな課題となり、ここが大きなポイントになろうかなというようなことで認識をしておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 荒海正人君。

○荒海正人 承知しました

あわせて先ほども申し上げましたけれども、中長期的に取り組んでいかなければいけない構想、基本計画になろうかと思っておりますけれども、全体のスケジュール感という部分に関しても併せてお示しいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今ほど申し上げました施設整備費の関係、財源の関係、それから実施体制の整備についても短期的にできるものではございませんので、ある程度の中期、長期の視点は持っているというようなところでございます。今現在につきましては、計画に載っている部分で実施可能な部分から実施を図っているというような状況でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 荒海正人君。

○荒海正人 おおむねの進め方についてはご答弁いただきましたけれども、やはり中長期的な話になっていく中で、財政方との調整等もあるというふうに思います。

基本計画の中には、特に今ほど課長がご答弁いただいた道の駅リニューアルに関しては、ある程度リニューアル後のシミュレーションをされていて、例えば、道の駅の売上が大幅に上げられるという指標も示されている中で考えれば、指定管理者との協議の上で、町だ

けが負担しなくてもいいのではないかなとも思いますし、いろんな角度から検討いただいて方向性を示していくべきものなのかなというふうに考えます。やはりこれは、中長期的な話なので、ある程度ロードマップを描きながら、それを基準に若干の微調整をしながらロードマップどおり進めていくという姿勢も大事なんじゃないかなと思います。それに合わせて財政課との調整だったり、指定管理者との調整だったりというものも具体的な話になっていくものだというふうに思いますので、やはり中長期的なロードマップというものを描く必要があるんじゃないかなと思いますが、その点についてはどのように考えられますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

ロードマップというのが、事業推進をする上で必要ではないかというようなことでございます。私といたしましても、ロードマップをつくった上で事業を推進していくというのが、大変有効ではないかというような認識を持っておるところでございます。

先ほど申し上げております施設の部分については、若干不確定な部分も多くございますが、ある程度の目安といいますか、流れというのはロードマップを作成して、事業推進していくのが理想だというようなことで認識しておるところでございます。

○議長 荒海正人君。

○荒海正人 重ねて何度もお伝えしますが、総合計画のプロジェクトX（テン）にも乗っかっています。町としてやはり力を入れていくべき事業でもありますので、ぜひロードマップも含めて、今後さらに基本計画等の磨き上げというのをお願いしたいなというふうに思っています。

あわせて、基本計画の中の細部について、もうちょっと再度お聞きしていきたいと思いますが、アクティブパーク構想のお話、先ほど上野議員の話、一般質問の中でも答弁がありました。基本計画の中では、西会津町観光交流協会をベースに、地域おこし協力隊と連携しながら組織づくりをしていく、ということで書かれていましたが、先ほど答弁の中では、道の駅の組織改革等に力を入れていくということでありましたけれども、併せて基本計画の中には、事業を推進していく事務局的な役割として観光交流協会、そして地域おこし協力隊の配置等がうたわれていますけれども、そういった部分の進捗についてはいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、基本計画の中でアクティブパークにつきましては、西会津町観光交流協会をベースに、地域おこし協力隊も配置して連携すべきだというようなことで記載があるところでございます。

観光交流協会への地域おこしの募集につきましては、令和7年度において、令和6年度も募集はしておりますが、今現在、7年度のこの分野での地域おこし協力隊への採用の見通しは立っていないというような状況でございます。したがって、地域おこし協力隊を配置して事業を推進するのがよろしいかなというようなことで認識しておるところでございますけれども、採用できない場合については、地域おこし協力隊なしで事業を進めて

いくようなことで考えております。

○議長 荒海正人君。

○荒海正人 確認ですけれども、ということは観光交流協会とは既にもうアクティブパーク構想であったり、道の駅を拠点とした地域のつながり等の話というのは、もう既に協議というのは始められているということですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

この計画策定の際には観光交流協会も入っていただいて、この内容についての理解はございます。ただし、実際地域おこし協力隊を観光交流協会に配置して、アクティブパーク構想を実現するための部分についても活用いただきたいという部分についての共有については、まだなされていないところでございます。

○議長 荒海正人君。

○荒海正人 進められるところからということで、先ほどから課長の答弁もありますけれども、アクティブパーク構想もそうですけれども、やはり「日本の田舎、西会津町。」ブランド力を強化するというふうにあたって、道の駅のリニューアルの話から始まりましたけれども、やはり、体制をどうつくっていくかというのがかなりキーワードになっていく、むしろ体制が築かれていくのと同時に施設もつくられていくから、結果として経済的にも人の流れ的にも動いていくということで示されている構想計画だと思っています。

かつ、やはり計画、構想を回していける事務局的な、今想定されている中では、地域おこし協力隊だったり観光交流協会だったりということが、受け皿として書かれているわけですが、結構、専門的かつ高度な対応もしなければいけないんじゃないかなというふうに思っておりまして、今道の駅に対して1名配置されていますけれども、このアクティブパーク構想であったり構想全体の推進にあたって、それなりの専門的な人材、地域プロジェクトマネージャー等の制度も国としてある中で、そういった専門的な人材というものも、今後充てていく必要もあるんじゃないかなというふうに思うんですが、そういった専門人材の配置等についてはどのようにお考えですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

議員お質しのとおり、ブランド力強化の事業基本計画の内容というのはかなり幅広くて、高度な内容も含まれております。施設のリニューアルの関係であったり、今進めております道の駅の拠点の組織強化、それからアクティブパーク構想、具体的にアクティブパーク構想をする際の、実施する上での体験活動の内容の精査、ふるさと応援寄附金との関係、さすけねえ輪との関係、それから日本の田舎のポータルサイトの拡充等、幅広いような中身になっております。

議員お質しの地域プロジェクトマネージャー、こちらについては、国のほうで財源措置というのもございますので、大変有効な制度ではないかというようなことで考えておりますので、その辺の活用についても、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 荒海正人君。

○荒海正人　やはり財源の話にも、どうしても絡まっていく話ですし、今ほどプロジェクトマネージャーの話もありましたけども、今ある、今使えるべきものは大いに使っていて、やはり事務局機能も含めて進めていただきたいというふうに思います。検討いただけるということです、今後の進捗に合わせてぜひ組み込んでいただきたいなというふうに思います。

あわせて、今ほど課長のほうから答弁いただきましたけれども、基本計画の中だけでも全 12 項目の事業が入っている中で、それらを進めていく上では、商工観光課だけではやはり完結しないという問題があって、この基本計画、基本構想策定時は事業連携推進会議が開催されて、役場内横断的に協議がされたということで一番最初の答弁もありました。これからは、形をつくっていく段階にある中で、今まで以上に具体的な話に突っ込んでいかなきゃいけないという段階になります。その中で、ぜひ情報共有もしていただきたいなと思うのと同時に、かねてから事業連携推進会議はプロジェクトチームであるということで、議会内でも各質問等に答弁いただいておりますけれども、プロジェクトチームとしての機能を有している組織、会議体であってほしいなと思ってます。今の段階では、各課が担当課になって、基本計画になっているのも、恐らくそれぞれの課で事業立案して進めていくという流れになると思うんですけども、プロジェクトチームという事業連携推進会議というものがせっかくあるんですから、そこでも主要な事業を取りまとめて事業を進めていくということも、やはり事業全体を取りまとめていく上では重要なと思うんですが、今後の事業連携推進会議の在り方については、どのように考えていらっしゃいますか。

○議長　副町長、大竹享君。

○副町長　事業連携推進会議のご質問ということで、事業連携推進課会議のほうでは、私はじめ総務課長、企画情報課長が入り、またその事業に関係する関係課長が入りながらプロジェクトチームをつくって事業推進、特に町の重点施策、さらに町長の特命事項、そういったものを推し進めているわけですけども、「日本の田舎、西会津町。」のブランド力の強化、これも先ほど議員がおっしゃったとおり、このブランド力を強化することによって、移住定住者の魅力発信、さらに移住定住の強化、また、そこに加えて人口減少対策につながれば、本当に素晴らしい事業になるのかなということで、全課を上げて事業を進めようということで、基本計画、基本構想の段階においてはそういった関係課が入って、その計画内容についていろいろと意見交換などをしてつくり上げた、というような経緯があるわけです。

ただ、今現在、先ほど商工観光課長が申し上げたように、核となる道の駅、ここの組織強化をしてるということで、今現在、例えば 10 月から組織体制、振興公社の見直しして今の企業活性化事務を含め、さらには専務体制、さらには営業本部長、こういった方々が入って道の駅の強化を図って、道の駅の経営全体、さらにはソフト力の強化を図っているような段階ですので、これらの体制が固まってきた上でさらにアクティブパーク構想、そういうのにどう発展していくのかということは、今後、町も連携しながら進めていきたいと。そういう段階になりましたら、また、改めて我々そういう企業連携推進会議等も一緒になって、振興公社とも連携しながら内容を詰めていきたいな、というふうに考えているところでございます。

○議長 荒海正人君。

○荒海正人 重ねて申し上げますけども、町総合計画にも載っているプロジェクトX（テン）の事業でもありますので、私はこれは、町が結構旗をふって、それこそ指定管理事業者をはじめ、関係各所に抱き込んでいくような流れをつくらないと始まらないんじゃないかなって思っています。始まらないんじゃないかというか、加速していかないんじゃないかなと思ってます。せっかく町を挙げてこの基本構想、基本計画ができてきた経緯を見ると、計画実施にあたっても、さらに町が先頭を切って、最終的には各種事業者等が主役になるわけですけども、まだ事業のスタート時点においては、町が先頭を切って取り組むべきものだというふうに考えますので、今ほど副町長からもご答弁いただきましたけれども、今後のロードマップ等も含めて、見込んでいただきたいなというふうに思います。

現段階におきましては、これ以上の議論と言っても、今後の進捗に期待するしかないのかなというふうに思ってますけども、重ねて何度も申し上げますけれども、プロジェクトX（テン）で、町が重点を置いて取り進めていくべき事業として挙げられていますので、まず、財政的にも体制的にも積極的に進めていただきたいというふうに思いまして、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。お疲れさまでした。（16時02分）

令和7年第3回西会津町議会定例会会議録

令和7年3月12日（水）

開 議 10時00分
散 会 14時59分

出席議員

2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣
5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

第3回議会定例会議事日程（第6号）

令和7年3月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（一般質問順序）

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1. 秦 貞継 | 2. 猪俣 常三 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 武藤 道廣 | | |

○議長 令和7年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着き、発言を求めてください。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 皆さん、おはようございます。本日は事前の通告に沿って、順次質問していきたいと思います。

質問事項は、雪対策についてであります。

まず初めに、今冬の豪雪災害により被害に遭われた方々に、心からお見舞い申し上げます。

本町は今年、記録的な豪雪に見舞われました。短時間に大量の降雪があり、全国的にも類を見ない豪雪となりました。町内での豪雪の影響は各所で見られ、仕事や生活への影響も見受けられました。

そんな中、過去に経験のないほどの豪雪に対し、町民生活を守るため必死に除雪作業にあたってこられた方々は、休む時間を削ってでも対応していただき、心から感謝したいと思います。

今冬の経験を忘れず、雪対策をさらに充実させ、町民生活への影響を抑えられるよう、以下の点を伺いたいと思います。

一つ目として、今冬の豪雪への対策について反省点はどのようなものか。豪雪対策本部についてお聞きします。

二つ目として、雪捨場の重要性についての町の見解をお聞きいたします。

三つ目として、除雪オペレーター育成に対する町の考えは。

四つ目として、除雪に時間を要する自治区への除雪機貸与への考え方は。

五つ目として、高齢者のみ世帯や、自力で除排雪が困難な方々への支援に課題はなかったのか。

六つ目として、流雪施設への課題及び対策は。

七つ目として、災害による町民生活への影響を抑えるため、新たな融雪・除排雪対策、これは個人住宅を対象とした考えです、を検討する考えは。

以上であります。今後の雪対策に生かすため、町側の答弁を求めます。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 7番、秦貞継議員の雪対策についてのご質問のうち、今冬の豪雪対策の反省点についてお答えいたします。

今冬の雪対策につきましては、冬本番となる前から全世帯に「にしあいつ冬の暮らしガイド」を配布して、町民の皆さんに冬の生活への備えを促してきたほか、道路除雪体制については町除雪計画を基に自治区長へ除雪会議で説明・確認を行い、さらに雪害対策本部を設置して迅速な対応となるよう事前に降雪に備えておりました。

しかしながら、本年に入り猛烈な寒波が日本列島を覆い、1月には2度の大雪警報が発

表され、度重なる交通網の混乱、停電や流雪溝の溢水など大雪による町民生活への影響が大きくなったことから、1月10日に豪雪対策本部に切り替えてその対応にあたってまいりました。

またさらに、2月4日からは今シーズン最強となる寒波に伴う記録的な豪雪により、本町においても時間降雪量が度々全国1位となり、町内アメダスの観測値では最大積雪深が2月7日に1メートル72センチを記録し、また地域によっては優に2メートルを超える積雪となったところであります。

このため福島県では、62年ぶりとなる豪雪による災害救助法の適用を決定し、本町を含め会津地方全域と中通りの一部、計19市町村に対して2月7日から順次適用されました。

この間、道路交通網ではJR磐越西線や町民バスの運休、国道49号線及び磐越自動車道の集中除排雪を伴う予防的通行止め、町内道路除雪の遅れや倒木、雪崩による通行止め、電線の断線等による停電、野沢地区流雪溝の使用停止など、住民生活へ大きな影響を及ぼしたところであります。

この混乱の大きな要因としては、今回の豪雪は、4日間雪が降り続き町内アメダスで合計1メートル30センチを超える降雪量を記録するなど、宅地回りや屋根雪、道路や鉄道などの除排雪が追い付かないほどの大量の雪が町内全域に降り積もったことが挙げられます。

町といたしましては、大雪による混乱を軽減するため、地域や関係機関・団体との連携を図りながら、必要な情報をあらゆる手段を駆使して提供し、各自の備えや不安の解消、事故防止対策につなげるとともに、不要不急の外出を控え被害に遭わない行動を呼びかけて被害発生の抑止に努めてまいりました。

また、災害救助法に基づき屋根雪等を放置すれば倒壊のおそれがある住家への対策のため、民生・児童委員の協力により対象世帯への案内や除排雪希望の取りまとめ、町職員による現況調査や軽微な除排雪、福島レッドホープスの選手や町建設業組合などの除排雪業者による屋根雪等の除去を実施し、町民の安心・安全の確保に努めたところであります。

今回の豪雪により近年の異常気象がさらに身近で深刻なものとなり、自然災害は「いつ」ではなく「いつでも」季節に関わらず私たちの生活を脅かす存在となってきたことを痛感いたしました。

このため、あらゆる自然災害に対して、「いざ」というときの備えや速やかな行動により、被害をできる限り軽減できるよう、日頃より個人や地域、団体、行政が一体となって話し合い、それぞれの役割を確認しておくことが大切であると改めて認識したところであり、この豪雪の経験を基に、より円滑な対策が講じられるよう、関係者間での意見交換の場を設け、評価・検証を行い災害対応力の強化につなげてまいります。

その他のご質問につきましては、担当課長から答弁いたします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 7番、秦貞継議員のご質問のうち、雪対策についてのご質問にお答えいたします。

初めに、雪捨て場の重要性についてのご質問ですが、今冬は例年にない豪雪であったことから、排雪による雪捨て場を必要とする事例が少なからず発生しました。現在、町では野沢体育館脇の一部を雪捨て場として指定し、運用しているところでありますが、

今後、さらなる雪捨て場の確保を図る必要があると認識しています。また、雪捨て場は河川敷に設けることが一般的であります。本町において雪捨て場に適した河川は、一級河川が多く河川管理者との協議が必須となることや、河川に隣接する土地の所有者との合意形成を図る必要があるなどの課題があります。町といたしましては、これらの課題解決に向けて検討を行い、新たな雪捨て場の確保に努めてまいります。

次に、除雪オペレーターの育成についてであります。町といたしましても、除雪オペレーターの育成・確保は喫緊の課題であると認識しています。このようなことから、令和7年度から除雪オペレーター育成の一環として、個人の免許取得に係る費用の補助制度について新設をし、持続可能な除雪体制の維持に努めてまいります。

次に、自治区への除雪機貸与についてであります。町では、毎年11月に町内の全自治区長を対象に開催している除雪会議において、除雪ドーザー等による道路除雪ができない路線への小型ロータリー機貸与の要望等について、意見をいただき対応をしているところであります。今後も、引き続き自治区の実情に応じ、適切に対応してまいります。

次に、流雪溝の課題と対応についてであります。町には「野沢地区」「下野尻地区」「宝川地区」などに流雪溝が設置され、活用されています。このうち、特に「野沢地区」の流雪溝は、毎年、雪詰まりによる溢水が発生する等、不具合が生じていますが、この原因につきましては、時間外の投雪や大きな雪の塊の投雪・水量不足時の投雪・流木等の異物が流れ込む等が、主な原因となっています。町では、これまで流雪溝内部の滑りをよくするために塗装を施すなどの対応をしてまいりましたが、来年度は流雪溝への異物混入を防ぐことを目的に、国道400号などへ「鋼製の簡易的な側溝蓋」の設置枚数を増やすなどの対策を取って行くこととしています。さらに、「野沢町内克雪活動実行委員会」に協力して、投雪に関してのマナーや注意事項についての啓発活動等を行うこととしています。

町といたしましては、今後も引き続き道路除雪を含めた適切な除雪活動を行い、持続可能な除雪体制・克雪活動体制の構築に取り組み、冬期間においても、町民が安全で安心して暮らせるインフラの確保に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 7番、秦貞継議員の雪対策のご質問のうち、5点目の「雪処理が困難な世帯等への支援に係る課題」について、お答えいたします。

町は、これまでに、高齢者や障がい者、母子家庭の世帯等、自力での除排雪が困難な世帯に対しまして、除排雪費用助成事業による経済的負担の軽減を図るとともに、さらに身内の方や近隣の方から除排雪の支援を受けることが困難な世帯に対しましては、雪処理支援隊を派遣し、可能な限り冬期間の日常生活に支障が生じないように努めてまいりました。

また、このほかにも、民生・児童委員、福祉協力員、見守り協力員の皆さんに、軽易な雪片しを含めた見守り活動に、冬期間だけでなく1年間を通してご尽力いただいているところでもあります。

お質しの課題につきましては、屋根の雪下ろしに対応していただける事業者が一時的に不足したことや、雪処理支援隊の到着が遅延したことなどと認識しております。

一方で、町で暮らす全ての方が同じ影響を受ける中で、地域の方々が協力し、除排雪が遅れている家屋の雪掘りなどに対応していただくなど、地域において支え合い・助け合う

姿や、遠方で暮らす身内の方の支援等があったことも確認しております。

近年、全国的に異常気象が続いております。雪処理が困難な世帯への支援につきましては、身内の方を含めた当事者の自助を前提としながらも、それによりがたい部分について、地域の支え合い・助け合いと町の実組みが補い合いながら、可能な限り住み慣れた地域での暮らしが継続できるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、秦貞継議員の雪対策についてのご質問のうち、7点目の新たな融雪・除排雪対策の検討についてお答えいたします。

町では、町民・事業者・行政が一体となりそれぞれの役割を定めて、地域除排雪体制や利雪、親雪などを含めた克雪体制の構築を目指す総合的な計画として、「西会津町雪対策基本計画」を平成28年度に策定し、雪対策に取り組んできたところであります。

その後、令和5年12月には、新たに地域の死傷事故防止を目的とした「地域安全克雪方針」を盛り込んだ「西会津町雪対策基本計画（第2期）」を策定したところであり、議員お質しの、個人住宅を対象とした融雪・除排雪対策の検討については、計画に「雪に強い住環境の整備：として位置づけており、克雪住宅の普及について記載しております。

この克雪住宅には、建物の構造を強くして積雪に耐えられる「耐雪式」や、屋根雪を人力によらず落下させて敷地内で雪処理を行う「落雪式」、熱エネルギーの利用により屋根雪を融かす「融雪式」などがあります。特に融雪式については雪を直接融かすため、人力による除排雪作業の必要がないなどのメリットがありますが、逆に融雪装置の設置工事費やメンテナンス、燃料費などの維持管理費が高額になるなどのデメリットがあることから、導入にあたっては、新築や増改築などに合わせて、住んでいる場所や生活環境により検討する必要があります。

これらのことから町としましては、除雪作業の負担軽減化が図られる克雪住宅の普及については、雪対策基本計画に基づき住宅の新築や増改築時において導入の検討ができるよう、情報提供に努めてまいりますのでご理解願います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それでは、通告に沿って順次質問していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まずは、以前、議会議員のほうにはいただいていたんですけども、この豪雪によって町内には具体的にどのような被害が出たのか、これは人的や、例えば家屋倒壊や生活への影響、答弁の中にも何点か書かれておりますが、人的被害、先ほど申し上げました家屋等を含め、これまで把握している状況をまずお示してください。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、大雪による被害についてのご質問にお答えいたします。

先ほど町長の答弁でも申し上げましたように、日常生活における交通機関の乱れですとか、また除排雪の遅れ、流雪溝の溢水など様々な場面で影響がありましたけれども、議員がお質しの人的や、あとは家屋の被害状況につきましては、人的被害が3名の方、2月4日からの大雪についてでありますけれども、3名の方が、重症1名、軽傷2名の被害を確認しているところでございます。また、住宅の被害としては、家屋の一部損壊という損害

の程度で、5件の家屋の損壊を確認しているところです。これは、家屋のガラス戸の破損ですとか、あと屋根先の一部損壊などといった軽微な損壊を確認しているところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 ちょっと質問が前後してしまいますが、町民生活の影響を抑えるための課題としてお聞きします。

先日、同僚議員の質問にもありましたが、確か停電がありましたね。これ停電による被害というか、停電の詳細ですか、影響はなかったというような昨日の答弁をお聞きしたと思うんですけども。

私が聞いているのは、何か夜中だったと思うんですけども、ある地区のほうで停電になり、朝起きたら確かに停電だったということだったんですけども、この時期ですと、例えば高齢の方だと電気毛布とか、ファンヒーターとか使ってる、多分すごく寒いところにお住みの方々、そういったものも使ってると思うんですけども、これ停電が長引いたら、それこそ生命に関わるような問題だったのじゃないのかなと思ったので。まず停電被害について、町が把握しているところについて人的被害がなかったのであれば、昨日の話ではそういう話でしたけども、ちょっとその辺もう一度、詳細をお示してください。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、停電についてのご質問にお答えいたします。

停電につきましては、これは時間帯が限られておりませんで、深夜帯から早朝、また日中にかけて断続的に停電が発生しておりました。特に雪が降り積もる夜間に、やはり断線といった影響から停電に陥る、停電が発生する箇所が多くて、議員のおっしゃるように深夜帯から翌夕方6時ぐらいまで停電になっていて、計16時間ほど集落によっては停電していたという地域がございました。

この地域につきましては、町でもそういった停電の情報を逐一入れながら、また電力事業者と復旧に向けた作業などの確認を行いながら、そういった人的な被害が及ばないように対策をしていたところでございます。一つとしては、万が一、停電復旧が翌日にまたぐような場合ですと、やはり避難所などの開設といったことも視野に入れながら対策をしてきたところでございます。

幸いにして、夕方には電力供給が復旧いたしまして、夜間、電気を使う時間帯には日常生活に戻っていただけたといったところで、避難所の開設までには至りませんでしたけれども、そういったケースもございますので、町としても電力事業者との情報連携を密にしながら、生活に影響が及ばない、また、命の危険性に及ぶようなことがないように取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 ぜひお願いします。確かに電気の管理は民間事業者が行っておりますが、町民の生活を守るという意味では、今、電気は必須だと思いますので、そういった際の情報発信ももちろんですが、高齢者とか除雪・排雪の弱者、なかなか自力で事態を開きできないような方々への声がけや情報把握は、今後も引き続きお願いしたいと思います。

それも、私も大雪の最中ですけども、町職員の方々が防災無線を本当に何回も何回も使

って、今の現状ですか、除排雪が今遅れてるとか、そういった停電の話もそうですが、本当にあれを思い出しました。それこそ昨日、黙とうをささげましたが、東日本大震災のときに、職員の方々が津波被害に遭わないようにというふうに叫んでた自治体があったと思いますけども、それに近いことを西会津の職員の方々、連日やっていただいたことに関しては、本当に心から感謝したいと思いますし、お疲れさまでしたと思っております。

ですが、大変だと思えますけども、皆さんにはご苦勞をおかけするかもしれませんが、自分で自分の身をなかなかそういう災害から守れない方々もいらっしゃると思いますので、今、課長の答弁のあったとおり、今後もさらに充実した対応をお願いしたいと思います。

これから、町の雪対策に対する考え方をまずお聞きしたいと思いますが、今回、町側の答弁にもありましたが、全国で1位になるほどの降雪があるということが私もちょっと想像していませんでした。こんなことになるとは思ってなかったんですけども、私はこういった豪雪経験があったからこそ、時間を置かないうちに次はどうしたらいいのか、これからこういうこともあるかもしれないということを、まず考えるべき時期だと私は思いますが、この辺の見解について町の考えをお伺いしたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

町長の答弁でも申し上げましたとおり、やはりこういった経験、教訓を次に活かすためにも、関係者間での意見交換の場を設けて、評価検証を行って、次に向けて備えを事前にしておくということは、非常に大切なことかと考えております。そういったことから、今後そういった場を設けながら、関係者と連携して事前の対応、対策に備えてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 答弁にもありましたが、関係者間での意見交換の場を設け、評価検証を行うということでもありますので、これは繰り返しになりますけども、なるべく早いうちのほうがいいと思います。喉元過ぎればではないですが、暖かくなった頃に、そういえば今年の冬、大雪降ったなでは、やっぱりまあいっかとなるかもしれませんが、そうならないように、今つらい思いをしたときに、なるべく早いうちに評価検証すべきだと思いますので、ぜひご検討ください。

また、今回見ていて思いますが、除雪オペレーターの方々には本当に、私も最初に申し上げましたが、休む時間を惜しんででも対応していただきました。それでもなかなか除雪が追いつかなかった現状があったと思います。

その場合といいますか、地域住民の力、要は協力を得ることも私は必要じゃないのかなと。要は、道路除雪はもちろんですけども、その道路に出るまでの力もそうですし、それもうちの町は少子高齢化が進んで、なかなか自分で除雪・排雪ができない方々も増えておりますが、そうとはいえ、町の援助をもらいながらそういった方々の力も借りること、自助・共助を借りることも重要だと思いますが、その辺の認識について再確認したいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 地域における共助による雪対策という考え方でございますけれども、議

員がおっしゃるように、やはり町の除雪や自力ではなかなか除排雪が行き届かない方、今回の大雪につきましては、やはり記録的な大雪、短期間に大量の雪が町内全域にわたって降り積もったというような影響がございます。

こういった大雪が今後起こらないことはまずございませんので、それに備えて、今回の教訓を踏まえて、地域の中で共助でやっていただける対策など、こういったものがあるのか、行政、町も一緒になってその対策について考えながら、今後の対策に備えてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 私も同感です。

町民の力を借りて、助けていただくものはいただけるところでいいですから手伝ってもらう、これが必要だと思いますので、その方向性もぜひご検討ください。ただ限界があると思います。

もう一つなんですけども、先ほどからも申し上げてますが、除雪オペレーターの対応ですけども、本当に一生懸命やっていただきましたけど、これは、私の住んでいる自治区もそうなんですけども、一生懸命やってもどうしても人力、要は機械の今の現状では限界があるということも、正直これ以上は無理だと、一生懸命やっているけどこれ以上は無理ですということを、町民の皆さんに理解していただく意味で、周知することも私は重要だと思うんですけど、その辺の考え、もしくは今まで対策、情報発信をされていたのかどうか、その点をお伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、道路除雪のほうのお話をさせていただきたいと思います。

今まで除雪が遅れた場合ですと、私のほうの課において雪の相談窓口というのを開設しておりまして、雪に関する相談、一括で受付をさせていただいております。そのほか、今年の場合ですと、豪雪対策本部のほうにも連絡がいておりまして、連携しながら対応をしておりました。

それで、問合せには遅れてしまっている旨の説明はさせていただきました。今冬は1度だけ、防災無線で遅れている旨、広報はさせていただきましたが、今後このようなことがあれば、周知についても検討していきたいというふうに考えておりますので、ご理解お願いします。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 結局、町民の声を聞いたんですが、いつ来るか分からないから不安なんですよ。あとこのぐらいで来そうだと、遅れている、これが限界だということを理解していただければ、これは災害だからな、仕方がないなど。納得してもらえるかどうかは難しいと思いますが、そういった情報発信も重要だと思いますので、町側の答弁のとおり、ぜひ今後も検討をお願いしたいと思います。

その考えに基づいて順次再質問していきますが、一般家庭での雪も安全に捨てられる場所を検討すべきでないかということなんですけど、雪捨て場です。答弁にもありましたが、かなり、除雪の雪をどこに持っていくかということには、非常に今回悩んだ方々が多かったとお見受けしました。

私、実は朝、ちょっと町民の方々が雪を捨てたと言われる場所を見てきたんですけども、非常に私、立ってみて怖かったです。こんな思いをして皆さん雪の処理をされていたのかなと思ったら、非常に我々行政として、何かできることがないのかなということを考えたところでありましたが、前回の質問以来、雪捨て場の検討、具体的に、例えばどちらかを回ってどんな対策ができるのかどうかということは、検討や調査はされましたでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 雪捨て場のご質問であります。先ほど答弁で申し上げましたとおり、雪捨て場が今回不足したことは認識しておりまして、適地と思われるところの下見程度はしておりますが、具体的にここでどんな対応をというところまではしておりません。

答弁で申し上げたとおり、適地の選定をして、課題があれば課題解決をして、新たな雪捨て場の確保については努めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 ぜひこれは、喫緊の課題だという話で答弁いただきましたが、令和3年にも私、同じ質問をしてるんですが、若松ではあれだけ広範囲で雪捨て場がないにもかかわらず、河川の近くに雪捨て場を設けることで、ある程度の対応ができてるんですね。満足できる対応ではないですが、それが雪対策の要の一つとなっているといっても過言ではないぐらいの施設の力を発揮されているところなんです。

これ、うちの町もやっぱりこういったことが起こった場合に、具体的に私は雪捨て場、若松ですが使ってみて思いましたけども、前回も申し上げましたが、やはり河川、要は流す、一級河川とかいろいろ河川の問題で、なかなか対応が難しいというのはお聞きしましたし、分かっているつもりではありますが、町民の方々が安全に雪を捨て、それがその場にずっと積もり続けるのではなくて、それをある程度、流したり消し去ることができるような施設を考えるべき時期にもう来てると思いますので、それこそ河川の地域のいい候補があるんであれば、さらに調査を進めていただいて、具体的に行動を起こしていただきたいと思います。これは非常に重要な問題だと思いますので、その辺の今後の、もし対策・お考えがあるのであればお示してください。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 再度のお答えになってしまいますが、緊急性というか、必要性は十分認識しておりますので、早期に対応できるように適地選定して、課題解決を図っていききたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 よろしくをお願いします。

それと、これは提案というか、こういう方向性もご検討いただきたいという意味ですけども、雪捨て場と考えると雪捨て場だけになってしまうと思うんです。例えばですけども、きれいにコンクリートで整地した場所で、冬は雪捨て場ですけども、夏場は例えば憩いの場や集える場所として、多用途として使えるような雪捨て場を検討されると、補助金をもらうにしても枠が広がってみたり、方向性が広がってみたり、例えばその土地や場所を提供する方々も、自分たちや周りの人たちも使ってもらえるような、1年間を通して町の発展のため、町民の福祉のために有効に使ってもらえるような方向性を町が示せば、非常に理解も得や

すいと思います。

雪捨場の課題に関してはそういった方向性も含めながら、ぜひ今後とも前に進めるようご尽力よろしくをお願いいたします。

次です。

除雪オペレーターの育成についてであります。現在の企業支援事業補助金で今対応されていると思いましたが、今回もそうですけど、やはりオペレーターの方、交代ね。例えば人がいっぱいいて、疲れたので次の人が交代できるような、要は少し人の余裕があれば、もう少し負担を減らせたのかなというふうに私は考えるんです。そういった意味で、新設で令和7年度から対応するということでしたが、具体的にはどのような内容なのか、お示してください。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 7年度から新たに個人の、要するに町直営のオペレーターになっていただけの方、企業のほうは先ほど議員おっしゃったように企業の補助金ございますので、直営の方々向けの個人の免許取得に対して補助する制度を、7年度から開始したいということで7年度の当初予算に計上しておりますので、ご理解いただきたいなと思います。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 除雪オペレーター育成補助金に関しては近隣市町村でも、私も調べたところでも結構やっておりますが、今、直営ということでしたが、直営の充実、要は人材の充実もちろん大事でございますが、民間企業のほうも非常に充実が必要だと思います。そこに関しては、今現在、企業支援事業補助金が確か10万円だと思います。これしかないですよ。端的にお伺いしますが、この補助金ですと、1企業は年間に何回この補助金を受け取れるでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

企業支援事業補助金、こちらについては資格取得にかかわらず様々なメニューがあるところでございます。企業の自社の敷地の除雪の委託分であったり、自社で除雪機械を買う際の機械へも購入できるメニューもございます。

お質しの資格の取得の部分でございます。こちらの項目につきましては、研修会または資格取得する費用について、1企業上限10万円で補助率が2分の1というような状況になっているところでございます。上限10万円の範囲内でございます。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 私もちよっと調べたんですけど、除雪オペレーターとなるために必要な免許を取得するのに約40万円近くかかるような情報が多かったように思います。

上限10万円ということは、これ1年間で受け取れる額の上限が10万円ですね。結局、例えば除雪オペレーターをその企業が育成しようとしたときに、10万円以上頂けないので、補助金がないので2人目、3人目からは自腹になるということになると思います。

先ほどから申し上げておりますが、この町全体的に、これ全てに言えることだと思うんですけども、人材不足が非常に私は問題だと思っております。これは企業の力、民間の力を借りる意味でも、民間にもう少し応援をして、さらに今ですと上限、正直どこの企業も

1人1年間に1回ぐらいが限界だと思うんですが、これを2人目、3人目、除雪でドーザーを動かす人間もいれば、大型に積んで運ぶ人間も必要になります。そういった意味でもうちちょっと拡充が必要だと思いますが、その辺の町の見解はどうお考えですか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今ある現状を十分精査しまして、その検討を今後図ってまいりたいということで考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 多分ですが、人は育つのに時間がかかると思います。なので、今取り組んだことが来年、再来年には活きないとは思いますが、今から取り組むことで5年先、10年先の人材育成につながるといいますので、そういった方向性、要は、ある程度枠を広げて、少しでも多くの方々が対応できるような体制を今から考えなくちゃいけないと思いますので、この辺の検討をぜひ今後も続けていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次です。

除雪に時間を要する自治区への除雪機貸与に関してですけれども、先ほど確認しましたけれども、これは平成28年ですね。その当時の議員が同じような提案をされてるんですけども、今現在の除雪機の町の備えというのは、ごめんなさい、自治区もしくは団体に貸せる除雪機の備えというものは、どのようなものかお示してください。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 今、町で保有しております小型の除雪機械であります、全部で22台で、自治区に貸しているのが17台であります。それからあと、国土交通省から15台お借りしております、そのうち自治区貸与しているのが10台でございます。

あとは予備機であります、予備機として貸与しておりますし、新郷連絡所とか、奥川のみらい交流館とかにも待機させてあります。

以上です。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 これも同僚議員の質問の中にも出てきましたけれども、結構今の時点でも自治区に貸し出して有効活用されているようにお見受けしましたが、今後さらに、例えばさっき言ったとおりオペレーターがどんなに頑張っても対応できないときなどに、やはりさっき言った自治区の力を借りる意味でも、人の力を自治区から借りて、機械の力は町が貸して、これを助け合って協力し合って、いざというとき、本当にどうしようもないとき、豪雪のときは対応されることが大事だと思います。その中でも、それを進めるには個人では難しいと思いますので、自主防災組織や自治区でも構いませんけれども、そういったものが除雪できる体制を進めることも重要だと思います。その中で自主防災組織というのが、今回の豪雪も災害ですので、防災組織が重要になってくるといいますが、現在、どのような形で自主防災組織の育成をこれまで推進されたか、その点をお伺いしたいと思います。

言い方を変えますか。

除雪機対応の際に必要な組織としての自主防災組織、これを育成するためにどのような

対応をされてきたでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 それでは、小型除雪機械を貸す母体となる組織ということでお答えをさせていただきます。

小型除雪機を貸す場合には、自治区に貸す場合もありますし、除雪組合、克雪委員会みたいな組織をつくっていただいて貸す場合もあります。どちらの場合でも、うちのほうは組織としてもらえればお貸しするということで対応しております。

防災のほうについては、まだちょっと検討しておりませんでした、組織には貸しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 そうですね。そういった組織もありますので、自主防災組織だけではないので、確かにそのとおりです。

ですが、大事なことは情報発信だと思います。

無償対応できます、ガソリンは町が持ちます、運用に関してもある程度の保証もしますということを、ある程度、自治区長に説明されたということを答弁にもありますけども、これはもちろん自治区長が先頭に立ってやるのが理想の姿かもしれませんが、周りからこういったものもあるのうちの自治区もつくるべきだね、というふうに意識合意というんですか、意識醸成も必要だと思いますので、この辺の情報発信は、今後さらに、ケーブルテレビはもちろんですけども、紙面やそういったところで具体的な内容を入れて、こういうメリットもありますよというところを含めた情報発信をお願いしたいと思いますので、ぜひ今後ご検討ください。

次に、その除雪機対応に関してですけども、これも一応時間もないので、ご検討してください。

運用方法、これに関しても、平成28年当時も同じことが提案されておりますが、運用に関してもぜひ今後ご検討よろしくをお願いしたいと思います。

最後なんですけども、これまでその町民の力を借りるという意味ですけども、個人宅ですけども、個人を対象とした融雪設備や豪雪地の対応に対する検討をされてきたと、今調べてたんですけども、これあれですよ、新築の場合に雪が落ちないようにしたり、逆に落としてしまったり、あと雪を溶かしたりすることに対しての補助を町が行ってきたということだったんですけども、一つ私、先ほど答弁を聞いててちょっと気になったところは、これ新築の方々、若い方が多いかなと思いますけども、高齢者の方々、もしくは除雪がなかなか困難、何とかできるけどという人たちこそ、我々は一番助けなくちゃいけないところだと思うんですよ。そういったところ、除雪弱者がある程度生活に影響がないような対策が取られないかどうか、こういった検討は町のほうでされてきたんでしょうか。その点をお伺いします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 ご質問にお答えいたします。

1度目の答弁でもお答えいたしましたとおり、町の雪対策基本計画、この策定時におきまして検討はしてきております。

その結果、今回の第2期の計画づくりの際には、まずは克雪住宅の普及促進を図るためにもいろんなタイプの参考例を出しながら、こういった普及について推進していくというようなことになったわけでございます。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 対策委員会で話し合われた結果というのは分かりました。ですが、こんな豪雪がこの町を襲うことも、その当時は予想されていなかったような気がするんですね。令和5年です。

それを踏まえて、やっぱり私も調べてみたんですけども、雪が多く降る地域では、ガスだったと思いますがこれでお湯を沸かして、要は敷地内に穴を掘ってその中に雪をどんどん流し込むと雪が解けるような施設、こういったものを新設する場合に補助金を町で出したり、そういったものもありました。なので今のお話を聞いてると、その当時の計画に載ってた、新築の際の補助金を中心としてというお考えだったと思うんですけど、それは計画としていいですけども、こういった豪雪が起きて、最初の答弁でもあったとおり、こういったときにやはり振り返ったり、計画の中にないものでも、今後検討を重ねる必要があると思うんです。新しい新設、要は高齢者や除雪弱者にやさしい除雪・融雪対策ですか、そういったものも検討する必要があると思いますが、その辺の町の考えをお伺いいたします。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど申し上げました雪対策基本計画の中でも、引き続き検討していくということは位置づけております。

議員が今お質しになられたような形で、新設だけではなくて改修だったりにも使えるようなシステムといいますか、融雪式のシステムだったりがあります。確かにそういうのはございまして、これらについての先進地の状況なんかも調べて普及をしていくということと併せまして、それらの助成についても引き続き検討はしていかなきゃいけないのかなというふうに考えております。

一方で、国全体で見ますと、豪雪地帯というふうに国のほうで指定されている地域が532自治体あるそうですけれども、この中でそういう助成制度がありますのは14%の22自治体ということで、去年の令和6年の3月時点ではそういう国交省の資料もございます。

引き続き、ほかの市町村の先進的な取組を情報収集するとともに、それがうちの町でも適用できるかどうかについては、引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 秦貞継君。

○秦貞継 国指定の豪雪地帯のうち14%がそういった取組をされているということでしたが、この町の魅力、様々ありますが、問題点が今回の豪雪だと思っております。それはここに住む人たちやこれから住もうと思う人たちが、雪対策しっかりしてるから、じゃあ安心かなという移住選択してもらえ一助になることも考えられます。私はそう思います。

そういった意味で、先進地の、今おっしゃったとおり事例を参考にすることももちろんですけども、逆に西会津町がこういった取組をやってるよと、誇れるような取組を検討す

ることも重要だと思いますので、ぜひとも町のほうには前向きに今後取り組んでいただきたいと思います。

時間がなくなりましたし最後に申し上げますが、今回の豪雪では今後の雪対策の様々な反省点が私は見えたと思っております。

今回の一般質問は、時間の関係上、触れることができない部分も多々ありますが、雪によって町民生活に影響が出ないような取組を引き続きお願いしたいと思っております。

雪対策の問題や改善点を、先ほどの答弁にもありましたが、大事なことは町民の方々とよく話し合い、それも代表者と話し合うことはもちろん大事かもしれませんが、より身近な町民目線に立った話し合いが私は重要だと思います。それを進めながら次の対策へつなげていただきたいと思いますし、これは、雪対策に限らないことですが、できることであれば町全体が一丸となって、町民も行政も、また自治区も一丸となって、これからもし、想定できなかったような豪雪があったときでも乗り越えられるような町になることを、町に、我々も努力しますが、期待して私の一般質問に代えさせたいと思います。

以上です。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 10 番、猪俣常三です。

今次の議会に一般質問の通告をしておりますので、伺います。

伺う前に、このたびの冬期間の大雪により雪の事故に遭われた方、また不自由な生活を強いられておられます方々に対して、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、通告をしておりますので、順次伺ってまいります。

まず、温泉掘削の進捗状況についてであります。町側の全員協議会での説明によりますと、令和6年12月8日、設計深度750メートル、同年12月25日に湯温52.5度、毎分201リットルの湯量を確認、泉質は令和7年1月17日付で、分析業者から、最初の源泉と比較して塩分はやや低下、ほぼ同様のナトリウム塩化物泉、高張性弱アルカリ性高温泉の結果報告があったことから伺ってまいります。

一つ、前回の源泉掘削時の湯温等については詳細をお示しいただきたいと思います。

二つ目、レジオネラ属菌の発生は特に心配はないのか。

三つ目、使用されない源泉の処理はどのようにされるのか、お伺いをしたいと思います。

次に、環境問題についてであります。令和7年2月3日放送のNHK「クローズアップ現代」において、マイクロプラスチック粒子がもたらす健康被害が取り上げられておりました。

日常生活から排出されるプラスチックごみが劣化、あるいは風化などにより微細な粒子となり大気中に浮遊し、人体等に取り込まれ、人間への健康被害が懸念されるというものであります。

事実、ある大学の研究によりますと、人間の血液中からポリスチレンというプラスチックが検出されたということであります。人体に様々な影響を与える可能性が高いとのことであります。

このようなことから、この根源となるごみ処理、ごみの減量化や不法投棄対策などの環境問題について伺ってまいります。

一つ、日常から出るプラスチック系のごみは、用途例として、食品トレーや食品容器、パック類でありますけども、それからカップ麺の容器、CDケース、緩衝材などがあります。そのごみ分別を進めていくことが重要であり、ごみの減量化も期待されるものであります。町の取組について伺ってまいりたいと思います。

二つ目、ペットボトルの空き容器、レジャー施設での釣りごみ、キャンプ場での燃えるビニール袋などのごみについて、ポイ捨てや不法投棄を防ぐ対策が求められております。ケーブルテレビの放送やチラシ以外での町の取組について伺いたいと思います。

次に、埋蔵文化財や民俗資料、及び町指定文化財の展示施設についてであります。町内では数多くの埋蔵文化財が発掘されております。この宝を活用しない手はないと思います。特に縄文土器を中心に整理、復元作業が進められております。

また、国際芸術村のイベントなどに一部展示される光景が見受けられます。

今後、継続的に展示される魅力的な宝の居場所に取り組む施設について、町の考えをお伺いしたいと思います。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 10番、猪俣常三議員の「温泉掘削の進捗状況について」のご質問にお答えします。

西会津町温泉健康保養センターは、平成元年に国の自ら考え行う地域づくり「一億円ふるさと創生事業」の使途について、当時の町内の全世帯、事業所、小中学生、在京西会津会会員からアイデアを募集し、その中で一番多く寄せられた温泉開発の提案に基づいて整備したもので、平成4年の開設以来、年間約6万6千人、のべ約200万人が利用する町民の憩いの場、交流の場、また町外から多くの人を訪れる観光施設となっており、本町の活性化に向けて欠くことのできない重要な施設であります。

現在、温泉健康保養センターは、令和5年7月に温泉井の破損と源泉の温度低下により、沸かし湯により運営しておりますが、町といたしましては、本来の温泉の機能を回復し、将来にわたり安定して利用できる施設にするとともに、より一層の町民の健康増進と福祉向上を図り、温泉の魅力とサービス向上により地域振興を推し進めるため、町議会とも調整を図りながら、新たな源泉の整備に取り組んでいるところであります。

ご質問1点目の、「前回の温泉掘削時の湯温について」であります。旧源泉掘削時の湯温測定は、平成2年8月に行い、湯温は49度でありました。

次に、2点目の「細菌の発生の不安は、特に心配はないかについて」のご質問であります。令和7年度事業として新源泉から温泉健康保養センターまでの配管を新しくする工事を実施するとともに、その途中にある町道上小島芝草線沿いの貯湯槽については、除菌する予定であります。

また、温泉健康保養センターの浴槽においては、現在も、指定管理者がお湯の入替えや清掃作業を毎日行うとともに、公衆浴場法で定められた水質検査や専門業者等による保守管理等を実施しているところであり、細菌の発生予防対策に万全を期しておりますのでご理解願います。

次に、3点目の「使用されない源泉の処理について」のご質問であります。

この件につきましては、令和6年12月定例会中の全員協議会でご説明いたしましたとおり、旧源泉は地下水が流入しており、旧源泉をそのまま残した場合、それほど距離がない場所に設置した新源泉が旧源泉の影響を受け、温度が十分に上がらない可能性があることや揚湯ポンプのメンテナンス経費などを考慮し、廃止することとしたところであり、会津保健福祉事務所の指導も受けながら、去る12月25日に旧源泉の埋め戻し処理を完了したところでありますのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 10番、猪俣常三議員の環境問題についてのご質問にお答えいたします。
はじめに、プラスチック系ごみの分別についてのご質問にお答えいたします。

町では、日常生活において排出される家庭ごみを大きく燃やせるごみ、燃やせないごみ、資源ごみ、粗大ごみ、プラスチック製容器包装として町民の皆さんにご家庭で分別していただき、決められた収集日にごみ集積場所から収集業者がごみを回収し廃棄物処理を行っております。

このうちプラスチック系のごみについては、ペットボトルと容器包装リサイクル法に定められたプラスチック製容器包装「プラマーク」のついた製品について分別収集し、それを事業者が再資源化することにより、既にごみの減量化が図られ環境負荷の低減につながっております。

一方で、排出されるごみの中にはまだ「プラマーク」のあるごみが混在していることから、町民の皆さんに、より一層の分別の徹底を呼びかけ、リサイクル率の向上に努めてまいります。

また、プラマークのついていないその他プラスチック製品については、再利用されずに、燃やせるごみや燃やせないごみとして処理されている現状もあることから、喜多方地方広域市町村圏組合では、その他プラスチック製品を新たな分別品目として検討しており、さらなるごみの減量化を目指すこととしております。

次に、ポイ捨て及び不法投棄を防ぐ対策についてのご質問にお答えいたします。

空き缶やペットボトル、ビニール製品、たばこの吸殻などのごみのポイ捨ては後を絶ちません。

これは町条例のほか、法律でも罰せられる禁止行為で、街の景観を損ない自然環境に害をもたらすばかりでなく、本町から遠く離れた海洋生物やひいては人体への健康被害にまでつながるおそれがあると警鐘が鳴らされています。

このため、町民の皆さんのみならず、町を往来する人、さらに地球上の全ての人々が環境に対する問題意識を持ち、環境負荷の少ない適正なごみ処理を目指す必要があります。

近年では、SDGsや地球温暖化防止対策の取組により、環境の保全にむけたごみ処理への機運が高まっており、町内においてもボランティア団体や事業所の皆さんが道路や待避所、公共施設周辺などのごみ拾いにご協力いただくなど、身近な環境に目を向け自ら行動に移す個人や団体が地域において活動いただいております。

町としましては、このような取組の情報を発信し、ポイ捨てする人の良心に訴えかけるとともに、この取組を広げていくため関係団体等とさらに連携していくほか、注意喚起の看板や監視カメラの設置、不法投棄のパトロールなどによりポイ捨て防止対策の強化

を図ってまいります。

また併せて、家庭や社会全体で「作る責任、使う責任」を自覚し、プラスチック系ごみを含むごみの減量化に向け、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の一層の推進を図るとともに、ごみの適切な処理に引き続き取り組んでまいりますので、ご理解願います。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 10番、猪俣常三議員のご質問のうち、文化財の展示施設についてのご質問にお答えいたします。

町内には有形・無形、指定・未指定を問わず多くの文化財が存在します。特に縄文土器は学術的に非常に貴重なものであり、芝草・小屋田遺跡や上小島遺跡からの出土品は福島県指定重要文化財に指定され、道の駅にしあいづや町長室、公民館などの公共施設のほか、昨年9月にオープンした「西会津学びあいランド」のふるさと未来ランドとして西会津中学校にも展示しています。

また、平成29年度に策定した「歴史文化基本構想」では「歴史文化の館」を設置し、収集・保存・研究・活用・展示する計画としており、展示施設の必要性については十分認識しております。

しかしながら、歴史文化基本構想策定時との状況の変化や、歴史文化基本構想等推進委員会での協議の経過からも、埋蔵文化財や民俗資料の展示に特化した施設の設置は現実的に難しく、歴史文化資料の保存や展示、活用については別の方法を検討すべきと考えております。

町では今後、公共施設へのスポット展示を拡充していくほか、動画や3D画像などのデジタル技術を活用して「デジタル博物館」のようなポータルサイトの開設を検討するなど、創意工夫しながら、ふるさとの歴史文化を学ぶ機会を創出してまいりますので、ご理解願います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ご答弁ありがとうございます。

最初からの温泉の関係もございませうけれども、順々従います中で、環境問題のほうから再質問をさせていただきたいと思っております。

環境問題については、もう一つ私のほうから申し上げますと、特にマイクロプラスチックというものが、人体に影響を及ぼすという粒子が、ある大学で発見されたというようなことであります。

ポリスチレン系といいますと、先ほど申し上げました用途の例、食品トレー、あるいは食品容器とか、あるいはカップ麺の容器だとか、そういうのがポリスチレン系だと。ただ、ポリエチレン系というのにもレジ袋、食品容器、それから台所用品、それからロープとか、ポリタンクだとか、たくさんございます。それからまたもう一つは、ポリプロピレン系というのがございまして、これも洗剤ボトル、あるいは台所用品、文房具、家電や自動車の部品、タイヤなんかもあるだろうと思っておりますので、細かく言えば、歯磨き粉の蓋そのものが流れ込んでくるというお話も聞いてはおります。

そういう中で、とりあえずポリスチレンという、この微量が体に影響があるということから伺ってまいりたいと思っております。

今回、マイクロプラスチックが人体に影響を及ぼすということから、重大な感触を持ったわけであります。お尋ねするわけでありますけれども、そもそもマイクロプラスチックというのは、多くが容器や、あるいは生活雑貨など身の回りのごみに由来するものであります。粒子が微細でありますので、環境中の回収というのは困難とされているそうです。

特にマイクロプラスチックといえば、歯磨き粉、あるいは洗顔剤に含まれるビーズなどの小さなプラスチック、またレジ袋やペットボトルの空き容器といったプラスチックごみなどが、紫外線や、あるいは波によって5ミリメートル以下の細かくなったものを指すんだそうであります。この粒子が海洋の魚が食べて、その粒子を食べた魚を人間が食べるということが、これが健康に悪影響をもたらすおそれがあると言われております。

レジ袋やペットボトルの空き容器を捨てないで持ち帰る慣習を植えつけることなどに、どのような対策が考えられるのか、町の見解を伺いたいと思います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、環境問題のうち、マイクロプラスチックに関するご質問にお答えいたしたいと思います。

議員お質しのとおり、日常生活においてプラスチック製品、非常に多く身の回りにございます。

マイクロプラスチックの定義でございますが、プラスチックで形成された5ミリメートル未満のプラスチックの塊をマイクロプラスチックと呼んでいるそうであります。このプラスチックにつきましては、やはりビニール袋ですとか、あとは議員がおっしゃられたプラスチック製品に使われて、それが日常生活において多数、身の回りに置かれているといった状況になっております。

そういったものを回収する際には、一番分かりやすいのはビニールの買物袋を使わないように、マイバッグなどを持ち歩いていただくと。生活の中で少しでも環境負荷を少なくするような取組を、身近な個々人で実践していただくというのが、一番分かりやすい例なのかなと思います。

ただ、個人だけではなくて、企業でも製品を作る際に、そういったプラスチック製品をできる限り少なくして、プラスチックが環境に与える負荷の低減を進めていくといったことも、事業者の責任として行われているようでございます。

そういったことを広く周知しながら、まずは町民の皆さんの生活の場面で、プラスチック製品を使う量を少なくしていただく、さらに、プラスチック製品を排出する際には適正なごみ処理をしさえすれば、環境負荷の低減につながりますので、適正な分別、また適正なごみ処理への取組を町民の皆さんに気をつけていただくというのを、町といたしましても啓発してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 私自体も同感な考えでありますけれども、以前、国道と、あるいは県道と町道とについて質問をした経緯はございます。そこら辺についてちょっとお尋ねしますが、本町において国道や県道、町道や生活林道などのポイ捨て状況を評価検証していると思いますけれども、どのように観察しているのか、分析と併せて見解を求めたいと思いますが。

○議長 猪俣議員、今はプラスチックのごみの分別の取組というようなことなので、ポイ

捨ての国道やなんかのは、ちょっと今の通告の質問にはなじみませんので、質問を変えていただきたいと思います。

猪俣常三君。

○猪俣常三 ポイ捨てが行われているから聞いているので、そのところをお尋ねしてるわけなので、お考えを示していただきたいと思います。その後どうなったのか。

○議長 ポイ捨ての不法投棄についてということでしょうか。

○猪俣常三 あくまでもポイ捨てというのはあるということなので。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、町内におけるポイ捨ての現状についてのお質しにお答えしたいと思います。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、ポイ捨てにつきましては、やはり町内道路脇ですとか、あとは公共施設におけるポイ捨てなどが確認されているところであり、なくなってはおりません。

こういったことから、町でも看板の設置ですとか、ひどい場所にはダミーカメラを、失礼しました、監視カメラなどを設置して、ポイ捨てをさせない取組などを行っているわけですが、片やそのごみを拾ってらっしゃる方々もいらっしゃるということを深く認識していただいて、ポイ捨てというのが非常に社会に与える影響が大きいということを、さらに情報を発信しながら、ポイ捨てする人の良心に働きかけて行動を変えていただくというようなことを、継続して行政としては呼びかけていくしか方法はないのかな、というふうに感じておりますので。ただ、パトロールをした中で、ごみの不法投棄をした方が特定できるような場合については、警察と連携しながら、不法投棄をした方へのアプローチなども今現在行っておりますので、そういったことでポイ捨てや不法投棄がなくなるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 とにかくポイ捨て、それから不法投棄、これらが分かっている方はやらないんでしょけど、分からないでやっている方というのはいるのではないのかと、私はそう理解するわけであります。

しかし、ある身近なところで発電所の関係者の話を伺ってみました。どの程度、川にトレイとか、あるいは食品容器のものが流れ込んでいるのかという話を伺ってみたところ、まずレジ袋や台所用品、あるいは食器容器、それから洗剤ボトル、それからタイヤなどでしょうか、少なからず流れておりますと、処理に苦慮しておりますと、対策が必要と話されておりました。こういう実態がもし多くなってくると、やはり電力関係のほうとしますと、タービンというのを損傷が起こらないような対策も講じなきゃいけないということで、相当苦慮されていると。

そういうことが影響ならないようにするには、ポイ捨て、不法投棄がなくなるということが一番肝要だと思いますので、この実態を今現在、お話を申し上げましたが、どのように感じられたかどうかをお尋ねします。

○議長 猪俣議員の質問の通告には、キャンプ場とかレジャー施設でのそういうポイ捨て

の不法投棄ということなので、河川とか国道とかそういうことは入っていませんので。

10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三　不法投棄が、あるいは道路か何かに置かれていたのに、それがやがて劣化して風や雨や何かで川に流れ込むトレーが、あるいはレジ袋が、やがては発電所を通過して海に流れていくということになりますので、その関連性は高いのではないかと思う気持ちがありますので、ご質問させていただきます。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　ごみのポイ捨て、不法投棄についてのご質問でございますが、先ほど答弁でも申し上げましたとおり、ごみのポイ捨てや不法投棄については、町の条例、または法律に基づいて禁止行為となっております。それについては、ポイ捨てをしない環境づくりに向けて町でも町民の皆さんに呼びかけるほか、関係団体と協力しながらポイ捨て、不法投棄のないまちづくりに努めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　猪俣常三君。

○猪俣常三　それに関連することを申し上げますと、現在、空き地とか、あるいは山林や公園、そして道路などに捨てられたごみというのは、たとえ海から遠く離れていたとしても、やがては雨や風によって川に運ばれて海に流れ込んでいく。なのでポイ捨て、不法投棄ではなくて、このごみは持ち帰ってくれという意味なんです。持ち帰っていくには正しく分別をしていただくんですけれども、やはり日本一ごみのない美しい西会津町、この実現を目指したいものなので町の所信を伺っていききたいと、こういうことなんです。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、ポイ捨てや不法投棄に対する町の姿勢についてのご質問でございますが、町といたしましても、先ほど申し上げましたようにポイ捨てや不法投棄については禁止行為でございます。

議員がおっしゃるように、町内からごみがなくなって、適正なごみ処理が引き続き町民の皆さんに実践していただけるよう、町としても様々な機会を捉えて周知、啓蒙、啓発してまいりたいと思います。きれいなごみのない自然環境豊かな西会津町を目指して町としても取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　猪俣常三君。

○猪俣常三　そのように取り組んでいただけることを望みたいと思いますし、まず、ごみがないという町が一番理想であろうと私はそう感じております。

また一つだけ、プラスチックとかそういう関係で、これから彼岸なんかがあって仏を送り出すなんていう場合に、プラスチックなんか包んでいる方は少ないんだろうと思いますけれども、全然ないということではないと思います。

昔はプラスチックとかそういうのはなかったもので、問題はなかったんでしょうけど、今はプラスチックがどんどん出てきている。あるいはビニール袋なんかも。そういうのが一緒になっているのであれば、できるだけそういうところはならないような、生活の変化も必要ではないかと思うんですが、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。

○議長　猪俣議員、プラスチック系のごみは出さないようにというような啓蒙とか、そう

ということですよね。

○猪俣常三　生活様式を変えてもらわなきゃいけないんじゃないかと。

○議長　それはちょっとあれですね。

9 番、三留正義君。

○三留正義　自治体を超えて、国または国際的な話も絡んでいるようなので、少しお時間
いただいて調整してから、ちょっと私も混乱して、多分議場の中も混乱していると思うの
で、議長自身がちょっと整理してから再開していただきたいと思います。

○議長　じゃあ、猪俣議員、プラスチック系のごみのそういう啓蒙とかの答弁でよろしい
ですね。

じゃあ、町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　それでは、プラスチック製品の利用に関するご質問にお答えいたします。
先ほどから申し上げておりますが、やはり日常生活においてプラスチック製品は非常に
多く身の回りにございます。そういった中で、個人が選択する場面においてそういったプ
ラスチック製品を利用するか、もしくは再利用できるような紙製品などに転換していくか、
そういった判断を個々人でやっていただけるような情報を提供しながら、判断いただく場
面を多く設けていきたいというふうに考えております。

ただ、プラスチック製品であっても、適正にごみ処理さえすれば環境負荷の低減にはつ
ながりますので、先ほどから申し上げているような、ポイ捨てや不法投棄といった自然界
に放出することではなく、しっかりと町のごみ収集にそういった製品をお出しいただくと。
そうすることで環境に放出されるプラスチック製品が軽減されますので、そういったごみ
の適正処理に向けて、ご協力いただくということも訴えてまいりたいというふうに思いま
すので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　猪俣常三君。

○猪俣常三　そのように啓蒙のほうをお願いしたいと思います。

テーマを変えていきますが、埋蔵関係の文化財のほうに移らせていただきます。

先ほど答弁いただきましたように、一つはいろいろと出土品が出ております。そしてま
た管理もされてはいるんでしょうけれども、この出土されているものがどこに、どのよう
な形で保管されているのかを再度お伺いさせていただきたいと思います。

○議長　生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長　猪俣議員のご質問にお答えいたします。

町で出土しました埋蔵文化財については、主に旧新郷小学校に保存、管理しております。

○議長　猪俣常三君。

○猪俣常三　福島県の指定文化財は何件くらい指定されているのかを、詳細が分かれば教
えてください。

○議長　生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長　福島県指定の重要文化財ではありますが、全 12 件指定されておまして、
これは、今ご質問にあった埋蔵文化財だけではなくて、天然記念物ですとか、彫刻、それ
から考古資料、そういったものも含んで 12 件であります。

もう少し詳しく申し上げますと、埋蔵文化財の関係では芝草・小屋田遺跡と上小島遺跡

からの出土品が県の指定になっておりまして、芝草・小屋田遺跡については土器ですとか石器、合計で353点、それから上小島遺跡については同じく土器、石器合わせて895点の出土品が県の指定を受けております。

○議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 西会津歴史文化構想の目的を実現するために、歴史の文化の館を設置するというので平成29年度策定しているということではございます。

私は規模拡大する施設というのは望ましいとは思いますが、まず一堂に展示するようなところを考えていくことができないのかどうか、そういった工夫と思索も必要と考えますのでお尋ねするわけですが、そこで、公共の遊休施設を活用して、仮称としてミニ西会津町の歴史博物館の構想を検討してみたいか、ということをお尋ねしたいと思います。ここでは歴史文化の館というふうに表現されておりますので、そこら辺のところのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 遊休施設を活用してそういった展示施設を設けてはということでございますが、遊休施設、町にいろいろございますが、そういったものを活用するとなりますと、また用途替えていろんな建築基準法ですとか、消防の問題ですとかそういった問題も発生いたします。財政的にも一定の負担というふうになるかと思っております。

いろいろな方向から検討はしていきたいと思いますが、まず、今やっております西会津中学校にオープンしました学びあいランド、こちらの展示コーナー、これらの充実、それから町の各所への展示、それからソフト面ですが、学校教育、生涯学習、そういった面、それから観光の面、それらの活用を図っていくということでいろんな多方面から検討してまいりたいということで、なかなか今の時点で、遊休施設を活用しての展示施設の設置というのは難しいという考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 何で私そこを申し上げたのかといいますと、西会津町教育委員会で作成されております、西会津町の指定文化財の冊子がございます。非常に立派な冊子です。見れば見るほど興味が湧いてくる冊子です。そういうところの冊子だけに終わらずに、何らかの形で展示できるような1か所、これは皆さん望んでいる方もいらっしゃると思いますので、そういうことを展示する、一堂に会する展示場所というのを、私は一番望ましいのではないかとということでお尋ねしているわけでありますから、本にしてはもったいないと、それを目に見えるような形で、西会津町の魅力をそここのところから発信させてあげるということであれば、もっともっと魅力が伝わっていくのではないかと。

またさらに、西会津の郷土料理の冊子も出てるようでありますので、あの料理を見ただけでも、西会津町の民俗資料といいましょうか、そういう中ではっきりと目に見えて分かるような冊子になっておりますから、そういうのを展示されていったほうが私はいいのではないかと。そういうことによって、仮ですけども、ミニ西会津町歴史博物館というような永久展示するような場所、魅力的なところを伝えることによって、リピーターを増やすとか、あるいはやりがいのある遺跡や民俗資料ではないかなと。こんなふうに思うんであって、その一歩前進のお考えを再度お尋ねしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 議員おっしゃられたとおり、こういった施設があるというのは理想かと思いますが。生でそういった出土品なりの文化財を見れるというのは、非常に、学校でいえば学習効果も高いですし、観光面でも非常に有効かなというふうに考えます。

将来的にはそういったものも検討する必要があるだろうなという考えは、中長期的にはあるかなとは思いますが。現時点においては難しいということで、また今、総合計画の検討なりも始まっておりますが、町民の皆さんの考えもお聞きしながら、こういった形でそういった展示施設なのか、答弁で申しましたデジタルを活用したものを当面こういったものを充実させていくのか、その辺については幅広く議論の中で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほどの答弁の中でも、遺跡とかそういうのは旧新郷小学校に置いてありますよという答弁がございました。

この歴史の宝物を、そのまま旧新郷小学校にずっと眠らせておく考えなのかどうか、そこだけお尋ねしておきます。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 今のところ、旧新郷小学校に多くのものは保存しているという答弁を申し上げましたが、これについてはやはり議員おっしゃったとおり、保存だけではなくて活用していくという考え方が必要かと思います。今後もそれをどういった形で皆さんの目の前に出していくかというようなことについては、検討を進めてまいりたいと思います。

○議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 そのように検討をしていただきたいと思います。

テーマを温泉のほうに戻しますが、源泉の泉質からしてみますと湯温が 49 度であったということでもあります。

ただ、私が聞いているのは、正しいかどうかちょっと分かりませんが、確認のためにお尋ねしたいと思います。

何ら問題はないというお話の答弁でありますけれども、レジオネラ属菌というのが源泉湯温 60 度以上であれば菌は妨げると聞いておりますけれども、町の見解というのはお尋ねしてみたいと思うんですが、お答えできるかどうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 レジオネラ菌の殺菌の関係でございます。

私の認識では、60 度以上で 5 分間の殺菌が必要だという認識でございます。

○議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 であるとすると、当初 49 度で湯温が出てたけれども、再度、湯沸かしはしなかったということの解釈でよろしいでしょうか。やってたわけではなかったと記憶してますが、何ら問題はなかったというふうに受けてよろしいのでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

これまで温泉、源泉かけ流しというようなことでございます。その温泉、それをそのま

ま浴槽なりに持ってくるのであれば、ほかに別に地下水とか混入するのがなければ、そんな問題は発生しないということで認識しております。

○議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 町民の皆さんがちょっと心配したのは、レジオネラ菌なんて聞いたことない、だから西会津町の温泉にそういう菌が出たんだねということなんですよ。

じゃあ、先ほど申しあげましたように、60 度以上であつたら 5 分間の中で菌は抑えられるということがちょっと私も聞いてたものだから、そのようなご答弁を聞かせていただきました。

だけど、本当これ大丈夫なんですかということなので再度確認します。

○議長 今の温泉なんですか。前の温泉の。

○猪俣常三 今。前は 49 度で今は 52.5 度だから、60 度以下なんだけど大丈夫なんですよかという。

○議長 心配はないかということですね。

○猪俣常三 心配はないとは言っていたけれども、大丈夫か確認しているところです。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 当初の源泉の掘削時は 49 度であつたというようなことでございますが、温泉そのものにはレジオネラ菌というのはございませんので、その心配はないということでもありますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 最後の質問にさせていただきますけれども、レジオネラ属菌が前の、ということは令和 5 年度で菌が発生したと。それはシーリングのつなぎ目の 300 メートルくらいのところなのか、350 メートルくらいなのか、そういったところのつなぎ目からの発生が確認したという話であつたと。けども、実際は吸い上げてるわけですから、じゃあ、貯蔵槽というところに入ってはいなかったのかどうか、そこら辺で発生したことを突き止めたのかどうか、そこはどうなんだろうということなので、まずお答えしていただければ。お伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 今後、新たに源泉を掘りまして、秋頃の温泉再開を目指しているというように状況で今なっているところでございます。

その源泉につきましては、温泉が出ましたらば、今度新しく配管を新設します。そこにはもちろん、新しく新設しますのでそのような菌が潜んでいる可能性はないと。

そこからちょうど沿いにあります貯湯槽も通しますが、それは今既存のものがございます。そこにつきましては殺菌処理を十分にいたしまして、さらに新しい配管をロータスにつなぐというような流れになっておりますので、レジオネラ菌の対策というのは万全にしているというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 猪俣常三君。

○猪俣常三 答弁では大丈夫だよという話はいただいておりますけれども、とにかく町民の皆さんから、また出るのかという話を承ったことがあつたので、絶対ないということをもまず信じておりますし、万全を期していただきたいとそういうふうをお願いを申し上げて、

私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長　それでは、暫時休議します。再開は午後１時です。（１１時５９分）

○議長　再開します。（１３時００分）

１１番、青木照夫君。

○青木照夫　１１番、青木照夫でございます。

今次は、本町１年の予算編成が決定される大事な定例議会であります。

私の質問は、町の予算に関わる問題として取り上げる提案です。その１点に質問させていただきます。

その前に、本年２月初旬から予想以上の豪雪に見舞われ、各地区集落などで事故が発生しました。特に野沢町内では記録的な豪雪であったことから、側溝に一斉に投雪がされたことから、早朝５時前から側溝があふれ出し、水と雪が一般家庭に流れ出し、自治区長さんはじめ、町民有志の方々、特に担当課長を先頭に職員の方々には、通水解除まで降雪の中で取り組まれたことが、全国にテレビ放映されたことはご承知のとおりであります。まさに町総ぐるみの自助・共助・公助の活動でありました。

町長には、積雪の状況や町内の除雪作業団など、数日にわたり現場に立ち会っていただきました。

町職員の方々に継続して支援いただきましたこと、改めてこの場をお借りし感謝とお礼を申し上げます。

それでは初めに、今、全国的に進められている複合施設としての質問であります。

町内にある各施設を統合し、移動しないで利用できる施設です。この問題は過去にも類似した提案をしています。

その理由は、少子高齢化社会の中で、利便性を兼ね備えた町民が最も必要とする施設だからです。

それでは、具体的に質問いたします。

一つ目、町公民館は昭和４３年に生活改善センターとしてスタートし、現在に至るまでリフォームを重ね利用されています。しかし、町民の利用頻度やニーズが高まる中、利用する部屋の数、必要とする設備、高齢者が２階などに移動することへの不便さ、特に駐車場の在り方についてお尋ねいたします。

二つ目、西平にある老人憩の家は、老人クラブや高齢者の福祉施設のほか、趣味の教室などに利用されています。老朽化を含め、駐車場や交通網のアクセスなど、利用者からは不便の声が聞かれます。町はその現状をどのように捉えているのか、お伺いいたします。

三つ目、親子で触れ合うキッズランド芝草は、土曜、日曜などで利用されています。現在の施設の利用状況や送迎の在り方についてお伺いいたします。

四つ目、西会津中学校併設の図書館は大切であります。しかし、町民が利用するにはアクセスに不便の声が聞かれます。一般利用者の昨年度の現状をどのように把握されているのか、お尋ねします。

最後の五つ目、公民館はじめ、町内に点在されている各施設を１か所に統合し、誰もが移動しないで利用できるホールなど、多目的複合施設が必要な時代であります。町総合計

画に取り込む考えはありませんか。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 生涯学習課長。

○生涯学習課長 11 番、青木照夫議員の複合施設についてのご質問のうち、公民館施設の在り方について、及び町民図書館についてのご質問にお答えいたします。

まず、公民館施設の在り方についてのお質しであります。野沢原町地内にある現在の公民館施設は、旧館（事務室がある建物）が昭和 43 年、新館（大ホールがある建物）が昭和 52 年に整備されたものであります。大ホールや小ホール、日本間、小会議室、調理実習室などを備えており、現在も公民館事業をはじめ、社会教育団体や各種サークル、地区の会合等で幅広く利用されております。令和 5 年度の公民館施設の利用者数は、80 団体、11,370 人で、コロナ禍の時期よりは増加しておりますが、コロナ禍前から見れば人口減少に伴い減少傾向にあります。

旧館は建築から 56 年が経過するなど、老朽化が進んでおり、さらに施設利用者用の駐車スペースが十分ではないこと、ホールや研修室の多くが 2 階にあり、高齢者の利用に支障になっていることなど、課題として認識しております。そのため町では、現状の施設を少しでも利用しやすくするため、これまで、旧館入口のバリアフリー化や照明の LED 化、トイレの手洗い場の自動水栓化、新館への昇降機の設置などを行ってきたところであります。駐車場については、敷地内のスペースが限られるため、町営原町駐車場や原町ポケットパーク、町役場駐車場などをご利用いただき対応しております。

今後の施設の在り方については、現状の公民館施設を適切に維持管理しながら、野沢体育館の活用や、昨年オープンした「学びアイランド」の推進に合わせ、積極的に学校施設を利用するなど、まずは既存施設を有効に活用して生涯学習活動の充実を図ってまいりたいと考えております。

町といたしましては、さらに利用しやすい施設の在り方について、引き続き課題を整理し、町民の皆さんの声を聞きながら検討していく必要があると考えておりますので、ご理解願います。

次に図書館についてであります。現在の施設は平成 14 年に統合中学校の整備に併せ、児童生徒と町民が共用する町民図書館として設置したものであります。

昨年度、令和 5 年度の利用実績であります。利用者 7,942 名、貸出数 17,038 件でありました。利用者数は、人口減少に伴い減少傾向ではありますが、貸出数は逆に増加傾向であり、児童・生徒を中心に多くの本が利用されております。

お質しにありました図書館へのアクセスが不便であるといった声は、直接図書館には寄せられていませんが、インターネットで図書館の蔵書を検索していただき、借りたい本を連絡いただければ、公民館や奥川支所、新郷連絡所に送り、そちらへ受け取りに来ていただくこともできますので、そうしたサービスの周知にも努めてまいります。

また、図書館では気軽に図書館へ足を運んでいただくため、ケーブルテレビでの広報、また、「大人の朗読会」をはじめとした各種イベントの開催、ボランティアの皆さんと連携した子供たちへの読み聞かせなど、利用促進に向け様々な取組みを行っております。

現在までの取組みを評価・検証しながら、今後も図書館の利便性の向上と利用促進を図

るための取組みを積極的に進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 11 番、青木照夫議員の複合施設についてのご質問のうち、2 点目の「老人憩の家」の現状について、お答えいたします。

「老人憩の家」につきましては、高齢者の福祉の増進を図るための施設として、現在の場所に昭和 50 年 10 月にオープンして以来、50 年にわたり、多くの町民の皆様にご利用いただき、現在では、町社会福祉協議会やシルバー人材センターの事務所も兼ねて、「通い慣れた、そして使い慣れた・なじみのある施設」として定着しているものと考えております。

施設の老朽化対策や駐車場につきましては、経年劣化による修繕・補修を計画的に実施してきており、大広間の立ち机とイスや各部屋のエアコン整備等、利便性の向上にも努めてまいりました。

また、駐車場につきましても、利用者用として 33 台が駐車可能であり、十分確保しているものと認識しております。

町といたしましては、現時点においては、適切な維持・管理を継続しながら、愛着のある施設としてご利用いただきたいと考えておりますので、ご理解願います。

次に、3 点目の「キッズランド芝草」の利用状況と送迎の在り方等について、お答えいたします。

「キッズランド芝草」は、土日・祝日などの休日に子供の遊び場として、子育て世代の居場所や仲間づくりの場として、そして地域交流の拠点として旧芝草保育所を改修し、令和 3 年 10 月にオープンした施設であります。

最初に、利用状況についてであります。利用者数は、初年度の令和 3 年度が 517 名・月平均で約 86 名、令和 4 年度が 950 名・月平均で約 79 名、令和 5 年度が 1,480 名・月平均約 123 名、今年度が 2 月までに 1,578 名・月平均で約 143 名となっており、順調に増加しております。

また、本施設では定期的に親子イベントを開催するとともに、地元自治区のイベントや、昨年度からは「協働のまちづくり推進委員」によるイベントにも活用されており、町民の皆さんへの浸透・定着が進んできていると考えております。

次に、送迎についてであります。本施設の利用は、おおむね小学校低学年までのお子さんとその保護者としており、保護者の付き添いが原則となっております。このことから、送迎につきましても、付き添われる保護者によるものと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 11 番、青木照夫議員の複合施設についてのご質問のうち、5 点目の町総合計画への取組についてお答えします。

町総合計画につきましては、町長の町政の主要事項報告や一般質問でのご答弁のとおり、令和 8 年度を初年度とする次期総合計画の策定について、町民の皆さんによる検討委員により、去る 2 月 28 日に第 1 回目の会議を開催し、町職員による「総合計画策定プロジェクトチーム」と連携を図りながら、策定作業を進めております。

今後の作業としましては、役場内部で作成した資料をベースに、検討委員の皆さんと現

行計画の評価・検証作業を行い、町の現状と課題を整理するとともに、昨年実施した町の皆さんへの幸福度調査アンケート結果に基づく、Well Being（ウェルビーイング）指標などを活用し、これからのまちづくりに必要な施策等の検討を行う予定であります。

ご質問の複合施設についての町総合計画への取組につきましても、現行計画の評価検証作業の中における課題や、次代を担う若者、移住者等の視点なども含め、検討会議の中で委員の皆さんのご意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ご答弁いただきました5項目にわたって、総合的にはなかなか足踏みが前に進まないという私の受け取り方があります。

ただ、これからの町、人がいなくなる、また高齢者社会になる、あっちの施設、こっちの施設、これは読み原稿でも申し上げましたが、2年前も類似した質問をしております。なぜか。福島県内、また会津管内でも、言葉は違いますが複合施設、交流施設、またそういう施設が各自治体ではつくられています。ちなみに福島県内では、福島、郡山、白河、玉川村、浪江町、広野町。福島市役所では、今月の3月の1日に福島市役所複合棟というものが発足する予定であります。会津管内では、皆さんご承知のように会津若松、この商業施設、アイデミきたかた複合施設、これは公益的なことで我々も視察に行かせてもらった、室内の子供の遊び場所、図書館、これについては予約なしで月2回ぐらいの休みで使用されている。猪苗代町、学びいな、これも月2回ぐらいの休みで運営されています。南会津、御蔵入交流館。湯川村は複合施設整備基本構想として、老朽化した公共施設、利便性、ランニングコストの観点から、公民館機能、保健福祉機能を複合した施設の建て替えを検討中というものがございます。

繰り返して申し上げますが、まず憩の家、私も役員で十数年近く使わせていただきました。そこで不便性ということで申し上げました。ある車の運転できない方が、役員の方でいらっしゃいました。その方はデマンドバスでまず野沢の駅に、それから乗り換えて憩の家にいらっしゃるという方がいらっしゃいました。そういうことの不便性が目についていたことから、また施設も、ご回答の中でも、老朽化されてなかなか全体的なそういう施設運営にはなっていなかったのではないかと私は考えておりますが、その点の交通網の関係と老朽化に対するお考えなどはお聞かせください。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 青木議員のご質問にお答えいたします。

まず交通手段が少しこう、ない方に対しての不便性の解消というようなところであります。

これにつきましては、やはり現状考え得るのがデマンドバス等の活用、あと、例えば地域の中での助け合いの中で車を送迎してくれる方の確保、そういった部分がまず中心になるのかなと思っております。

しかし、そういった中でも、私もよく憩の家には行くわけなんですけれども、そういった中で一緒に乗り合わせで利用されている方も見受けられますので、まだまだその辺は考えていく必要はございますが、現状は何とかなっているというような状況で認識しているところであります。

2 点目、老朽化という部分でございます。

老朽化の部分については、やはりハードの運命というか、宿命でございます。どうしても古くなってくるのは避けられない。

ただ、古くなったからといって、それだけをもってどこかに移転してというような考え方というのは、一つどうなのかなと思うところがございます。やはり、皆さんそれだけ長い間使っていただいて、私、答弁の中でも申し上げました、使い慣れた、なじんだ施設でございますので、必要な修繕を重ねながら大切に使うというのも一つの方策だろうと認識しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 青木照夫君。

○青木照夫 今、課長が言われたご説明は全くそのとおりだと思いますが、私はやはり、そういうお互いに助け合う、乗り合わせる、そういうこともあるわけです。しかし、その役員の方にはやはりいろんな形で、これは不便だな、役員やれないなという方も現実にはいらっしゃるわけですね。ですので、そういう今、課長の言われたフォロー的なお互いの助け合い、それも必要だしありがたいことだけでも、現実には、冬道なんかもある坂を車で上る、いろんな危険性もはらんでいるという交通網の不安があるんです。

そういうことから、駐車場なんかは十分確保してありますと言いますが、なかなか。一つの会議とかイベントだけでは足りるかもしれませんが、中にはバッティングしている行事があるんです。そうするとそこには停められないという経験が何度かあります。その辺の不便さをやっぱりこれから、老朽化されて何十年も、50 年以上ですから、その辺は今後、身近な場所で検討していただけたらなと思いますが、その点はそれ以上のご答弁はできませんか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ただいまの青木さんのご質問でありますけども、お質しのとおり町は昭和 40 年代から 50 年代、平成に入っているいろんな建物を建ててまいりました。今ちょうど 30 年、40 年、50 年たって非常に老朽化が進んでいるという状況にあって、その維持管理費に相当な財源を投入しているわけですが、議員もご承知のとおり町はこれまで大きな事業を実施してまいりました。

例えば統合小学校、あるいはこども園、さらにはこの役場等々、大きな建物というか、事業費を投入して建物を整備してきましたけれども、今その起債の償還が、ご承知のとおりピークを迎えようとしているわけでありまして。そんなことで、お質しのような町のいろんな公共施設を、不便だから全て新しくできるかということになると、これ非常に財政的なことからいっても難しいことだというふうに考えておりますし、ただ、確かに高齢化が進むと、町民の皆さんの利便性を考えると、一部そういう施設をやっぱり改善しないといけないというところはあると思いますが、今後の町の総合計画、第 5 次の計画がございまして、大勢の町民の皆さんのご意見を聞きながら、町としての方向性を決めていきたいなとそんなふうに思っております。

○議長 青木照夫君。

○青木照夫 公民館のことに質問を変えさせていただきます。

公民館も、これも昭和 43 年からとされて、今の現在の公民館になっているわけですね。

ここも今、読み原稿でも申し上げましたが、いろんな形で部屋の数や施設の問題、駐車場の問題、いろいろあります。

その中でのご答弁の中で、これから何とかそこを改善しながら取り組んでいくというような内容であります。これは本当に、生涯学習課長から説明ありましたが、ニュースポーツとかいっぱい流行ってますね。でも部屋の数が全く足りないんですね。今の部屋は大ホール、小ホール、和室二つ、小会議室、これで今まで、大体野沢中心に近郊の利用者の方が出入りをされているわけですが、全くはっきり言って機能されていません。何が機能されてないか。まず、音を出す市民の方は、隣近所に迷惑かかるからやれないというようなこともあります。防音装置的なこともあります。

やはりそういう面でも、大変使い道が悪いということではありますが、生涯学習課長、その思い、私の言ったことに対してご答弁お願いできますか。

○議長　生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長　お答えいたします。

公民館施設の課題については先ほど答弁で申し上げたとおりでございますが、建築から56年が経過しているということで、この間に高齢化が進みまして、それになかなか対応するような施設となっていないというようなこともございます。

また、今議員のおっしゃられた音を出す、そういったケースでは野沢の町なかにあるということで、なかなかそれにも対応したということにはなっておりません。

ただ、現状ある施設を、先ほど申し上げましたが、こういった公民館施設、それを補完する学校施設ですとか、その他よりっせもございますし、そういったものをうまく活用しながら、今後そういった生涯学習活動等々を展開してまいりたいと思いますので、現状ではそういったことで対応していきたいと思います。

○議長　青木照夫君。

○青木照夫　現状の施設をうまく利用したいというご答弁なわけですが、私からすれば、もう1段じゃない、2段、3段階上がった説明ではないと、町民の方がやはり不便、不満を持ってるんです。

ここにも答弁書がありますが、例えば2階に行くときにバリアフリーというものがありますが、2階に上がる、通称でエレベーターみたいな、あそこは年間何回ぐらい使ってもらえるか分かりますか。

○議長　生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長　議員のご質問にあったエレベーター、昇降機のことかと思われませんが、これについて頻繁に使われる設備ではありませんが、年間に1回から2回というのが平均かなというふうに思います。

○議長　青木照夫君。

○青木照夫　今の昇降機が年に1回か2回、確かに使いにくいんです。というのは、あそこをお借りするには、大体高齢者の方が土曜日か日曜日、その前に鍵を借りて、そうして稼働しないと使用できない。ところが、稼働させるにも1人座って誰かそばで介護しないと利用できない。そんな昇降機なわけです。

ですから、年に1回か2回というのは当たり前です。

ですから、そういう高齢者のためにせっかくつくってある昇降機なわけですから、私が申し上げたいのは、やはり土日でも誰かそばに、シルバー人材の人が窓口にいるとか。はっきり申し上げて土日は職員さんは誰もいらっしゃいません。そしてホールを使った場合には、最後の鍵を締めるときは大ホールの下で玄関の鍵を締めて、また事務所のほうに上がって下りて。だからそういう不便さも町民の皆さんは不満に思ってるんです。

だから、我々も同じく使っている間の中で、これでは何か改善していただかないとどうなのかなということで、これを取り上げさせていただいたわけです。

あわせて、駐車場の問題です。

駐車場は今回の雪が降った場合には、まず公民館の職員さんは町の駐車場まで行って歩いて、あそこに停めないで利用されてるわけですね。だから、ちょっとした集まりでも車が止められない。それが大きな問題です。その辺の駐車場のことは、町民に対しての思いとか、どうお考えですか。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

2点、大ホールへ上がる問題と、それから駐車場の問題ということでご質問がありました。

どちらもやはり施設の構造上の問題、それから敷地の問題で、なかなか解決が難しい課題かなというふうに思っております。

やはりこの辺を考えますと、問題があれば、例えば高齢者が多く参加されるようなそういった催し物であれば、1階にある西会津中学校の多目的ホールを使うですとか、そういったことで代替案を検討しまして、そういったことで当面对応していきたいと考えておりますし、現在の施設もできるだけ利用していただきやすいように、さっきの昇降機の問題であれば、事前に言うていただければ何らかの対応をするということで、職員のほうではできるだけ利便性が確保されるように対応していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 青木照夫君。

○青木照夫 一生懸命、答弁されているお気持ちは分かります。ただ、そういう中での問題解決にはなかなか遠いなという受け取り方でございます。

今、繰り返しますが、駐車場のことに對しても、例えば何かイベントをやったとき、よそから来られた方の駐車場に對してもいろいろ神経を使わなくちゃいけない。やはり公民館というのは一応、町が目印になるランドマーク、町の顔です。ということは、西会津の公民館はこういうものかというもので、何回も来てみたいなど、使ってみてみたいなどというような気持ちを駆られるような施設になっていかないと、現状では繰り返し、同じことの問題の重なりが解決できないという思いでいます。

課長にそれを改善して何か新たにということは申し上げられないかもしれないけど、やはり皆さんのこれからのいろんな企画とか、いろんなそういう総合的な話し合いの中で、前に進めるような計画性を示していただければと思います。

その辺の前向きな思い、語り合いというのはお考えはいかがでしょうか。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 先ほど町長の答弁にもございましたが、これから総合計画の検討があるということで、町民の皆さんの意見を聞きながら、今後、施設の在り方については検討されるものというふうに考えております。

○議長 青木照夫君。

○青木照夫 中学校併設の図書館についてお尋ねしたいと思います。

この数字を見れば7,942名、貸出しが1万7,000件あるということで、数字的なことは、確かにこれは利用されているなど受け取ります。

しかし、私が申し上げたいのは、いろんな形での説明がありましたが、やっぱり町民の方にはちょっと行ってみたい、借りたいたいと思っても、図書館はその前には停められません。駐車場に当然停めて、歩いて、それから利用されるわけですね。

その辺の町民の不便さを、私は何人か聞いておることから、そういうお話を申し上げたということでございます。

もしそれが何らかの形で便利になれば、町民の利用拡大が、もっと数字的に上がるのではないかなと思いますが、その辺の、町民の方の利用したいという気持ち、便利さはどのようにお考えですか。

○議長 生涯学習課長、矢部喜代栄君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

町民図書館については中学校に併設、敷地内にある施設ということで、駐車場については今の場所を使っていただくということで、これはご理解いただきたいと思います。今、中学校のグラウンド脇にある駐車場、考え方によってはそれほど遠いというような認識は持ってございませんので、一番近くのそちらの駐車場に停めておくということでご利用いただきたいと思います。

また、自家用車以外でのアクセスということについては、デマンドバス等をご利用いただきたいと思いますが、循環線などは時間的にちょうどいい時間がないというか、そういったこともありますので、この辺については検討の余地はあるかなというふうに考えております。

○議長 青木照夫君。

○青木照夫 キッズランド芝草についてお質いたします。

キッズランド芝草も土曜、日曜日の利用で、件数的にも人数的にも結構利用されていらっしゃる。令和3年度で517名、月平均86名という数字が示されております。これ週2回ですから、約20名ぐらいの方が、1週あたりに参加していらっしゃる数字なのかなと思います。

それで、キッズランドは必要です。これは。ただ、その中で送り迎えしていらっしゃる方、どこら辺のエリアの方が、野沢なのか尾野本なのか、いろんな各広域的なところから利用されているのか、その点はいかがでしょうか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

利用者の地区別とかそういったことだと思いますけれども、ちょっとそういった内容の集計はございませんが、やはり圧倒的に町内利用、ただ一部、町内のお母さん、お父さん

からのつながりで町外の方も利用されていて、町外の方につきましては、こんないい施設ということで、むしろそういった方のほうがリピーターになるというようなケースが確認されておりますので。そういった状況でございます。

○議長 青木照夫君。

○青木照夫 私も伺ったところ、喜多方、若松の方も親子で利用されていらっしゃるということ伺いました。それはすばらしいことであります。

そういう中で、今回の雪の場合、中の様子は分かりませんが、稼働できていたのか、車も停められていたのか、心配があります。その点はいかがですか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 答えいたします。

今冬の雪の影響で休所せざるを得なかった日というのが、やはり2日程度ございました。その際はやはり駐車場も雪で覆われている状態で、除排雪がそこまで追いつかなかったということと、あと前の道路の部分がその時間帯まで開けきれなかったと、そういうような状況で利用できないという判断で、事前にお知らせをさせていただいて休所にした日が2日程度ございました。

○議長 青木照夫君。

○青木照夫 ちょっと前後した答弁をするようですが、最後の複合施設のことでお尋ねしたいと思います。5番目の。

複合施設、この利点は、大体ほかのところを見ると月2回ぐらいのお休みで、窓口は一つで、それで事務員の方1人、2人いらっしゃる。それで常に稼働されているということで、喜多方のさっきの施設などでは、予約なしでもすぐ行って利用されるというような内容なんですね。ということは、複合施設というのは、先ほどの言葉を繰り返し申し上げますが、憩の家、図書館、キッズランド、そういうものを一つにまとめたら、移動しないでいつでも誰でも、時間帯を心配しないで利用できるというようなことが、これからの町なかの複合施設が絶対に必要ではないかと思いますが、その点の思いは。これから話し合っていく中で、企画課長なんかはこれからお話を進めていくみたいなお答弁をいただきましたが、その辺の考えは。将来に近い、町の総合計画の中にどうですかということなんです。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

今ほど議員が質されたように、二つの課の課長との議論の中で、いろいろ課題だったり、町民の声をお聞かせいただいたところでございます。また、その中で町長からも町の姿勢を答弁させていただきました。

私のほうからは、前回ご質問されたということで議員おっしゃってますとおり、前回もその施設の集約化につきましては答弁させていただいた経過もありますが、西会津の独自のやり方という部分も今実際あります。公共施設の再利用をうまくやっていると、そういうような特色ある取組もしているのも事実でございます。役場にしてもそうですし、今ほどご質問のあったキッズランドもそうですし、また民間施設のぶらっとなんかもそうですし、役場の脇の野沢体育館に至っては冷暖房まで設備したわけでございます。

こういった遊休施設といいますか、公共施設を再利用してうまくやっているやり方も西会津ではありますので、こういったそれぞれの、離れている施設ではありますが、それをうまく有機的につなげていくという手法もあるのかなというふうに私としては考えております。

ただ、先ほど町長も申し上げていただいたとおり、いろんな考え方ですとか、思いとかが町民の皆さんあると思いますので、これから総合計画づくりの中で 25 名の策定委員の皆さんの意見を賜りまして、十分、議論をしていきたいというふうに考えております。

○議長 青木照夫君。

○青木照夫 今後、十分に検討していくというようなご答弁であります。町長は交歓会のときにご挨拶の中で、箱物は確かしないというようなお言葉を聞いたことがあります。確かに今、総合的な各課長の答弁をいただくと、なかなか複合施設、これは難しいのかなという判断を受けました。

しかし、これは将来長い目で見れば、箱物行政は無理だ、やれないということですが、私はデメリットよりもメリットが必ず近い将来にはなるということを信じている 1 人です。というのは、最初に語りましたが、なぜ各自治体で、県内、会津管内でそういう複合施設、交流施設などが必要とされ、つくられているのかということは、やっぱりそういう施設を 1 か所に統合して移動しないということはいろんなメリットというか、ランニングコストなんかも、ずっとばらばらでやっている各施設よりも一つにまとまったほうが、コストが将来的には有利ではないかなと思いますが。企画課長も言いましたが、私これで 2 回目です。その思いは私、青木の考えでなく、町民の考えとして、町民の思いとして質問させていただいてますので、もう一度、企画課長、その思いを一つ、町長でもいいです。町長どうですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 青木議員の大変強い思いのご意見をいただきましたけど、私は町長になって箱物は十分だと、それは当面十分だと。その前にやっぱり町を元気にしないといけない、活性化をしないといけないと。

箱物はさっきも申し上げたように、30 年、40 年たつと非常に老朽化に対して、維持管理費が今大変な状況になっているわけですね。ですから、その前にやっぱり町を豊かにしないといけない、元気にして活性化を図るために、ちょっとハードのそういう建物は少し先に延ばしていただいて、そういう町の政策を取ってきました。

ただ、どうしても必要な建物については、それは整備をしないとイケませんけれども、私の基本的な考え方はそういうことでこの 8 年間やってきましたので、今お質しのように、公民館の話を 1 か所というような話がありましたけども、私はやっぱり 1 か所にすることが全ていいのかと。それぞれの町村のいろんな環境とか事情があって、私はできるだけ、西会津町は 5 地区から合併しているわけでありまして、それを全て野沢、あるいは尾野本のところにまとめてしまうことがいいのかなと。ずっと私はそのことを考えてきて、やっぱり地方、その周りがよくなないと町全体がよくなるといような、そんな思いでやってきましたから。どうしてもまとめないとイケないものについては、皆さんの意見を聞きながらではありますけれども、そういう考えに立たないとイケない、私はそれはある

と思います。

でも、この公民館については、私もこれまで長い懸案といいますか、皆さんのそんな思いをずっと聞いてきましたし、あの施設はやっぱり不便だなと。私も新しく何か考えないといけないかというようなそんな感じを受けてはおりますけれども、さっきも申し上げたように、それをじゃあどういう複合施設にするのかとか、いろんなことをこれから検討しないといけない。そういう検討を総合計画の策定の中で、多くの町民の皆さんのご意見を聞いて、町としての方向づけをしてまいりたいなど。そんなふうに思ってますので、箱物全て全部駄目だと私は言っているわけではないので、ようやく西会津町もいろんな活性化のための種をまいてきて、今いろんな動きが出始めたので、これはやっぱりもっともっと先に延ばさないといけない、前進させないといけない。そのことによって町を豊かにしていかないといけないなど、そんな思いで今やっていますので。箱物はやらないというようなことではありませんので、これから十分、皆さんの意見を聞いて町として判断をしてまいりたいと、そう思います。

○議長 青木照夫君。

○青木照夫 町としてこれから判断していくという思い、伝わりました。ぜひそういう意味で、前向きに検討していただきたいと思います。

同僚議員がいろんな形でこういうところ欲しいなど言ってましたが、やっぱりそういう複合施設の中に、一つの例えば展示品とかあれば、見たいな、行きたいな、利用したいな。子供も年寄りもみんなそこで顔を合わせる、そういう身近な施設になる可能性がありますので、ぜひ町長の腹の中でお決め、これは町の総合計画の中に入れてください。

以上です。

○議長 答弁なしですね。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 12 番、武藤です。

今次定例会の一般質問、2 項目を通告しておりますので、順次質問をします。

質問に先立ち、このほど同僚議員の紫藤真理子君の急なご逝去に際し、謹んでお悔やみを申し上げますとともに、また今冬の豪雪により被害を受けられた方々に心よりお見舞いを申し上げる次第であります。

質問に移ります。

まず初めに、薄町政への次期町長選挙出馬意向についてお伺いします。

厳しい社会情勢の変化の下、新型コロナ感染症対策、水害や雪害などに対して町を挙げて尽力されたことは高く評価している 1 人であります。このように様々な課題が山積する中、職員一丸となり積極的に解決、解消に努められたと思っています。

薄町政を 2 期目に、町長自身が掲げられた公約について、総括として評価、反省をどのように捉えておられますか。

例えば町民生活に直結する施策、特に 1 点目に、次代を担う人材の育成と確保として、子育て支援の充実強化と教育改革、そしてデジタルの推進について。

2 点目として、移住・定住の促進。若者向け住宅、空き家の利活用、働く場の創出や空き家対策などの環境整備と移住者の実績について。

3 点目として、健康長寿のまちづくり。鎌田先生の指導の効果と活動について。

4 点目としまして、農林業、商工業、観光業の振興。農林産物のブランド化や雇用の維持継続、町内の経済の活性化について。

5 点目として、福祉の施設の充実。老後の心配のないまちづくりについてであります。

これらの事業の内容や取組は、町長の提案理由の説明で理解をしておりますが、特に評価、反省により、現事業の進め方や新たな構造、事業をどのように考え、実行に移していくのかをお伺いするものであります。

次に、7 年度予算編成にどのようにそれらが反映されているのかを伺います。

また、事業の実現のため、中・長期財政計画の確立、課題をどのように捉え、財源確保をどのようにされるのか伺います。

次に、子育て支援の充実強化策として、新たに病後児保育事業として 726 万 5,000 円に取組、加えて同僚議員の質問にもありました小・中学校給食費完全無料化事業が 2,381 万 7,000 円の計上をされております。このことは高く評価するものであります。

これらの事業を実施継続するために、財源と、そして実施に至った理由、そしてどのようにこれらを継続していくのかお伺いします。

以上、私の一般質問といたします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 はじめに、町政 2 期目の総括についてお答えいたします。早いもので、令和 3 年 8 月より多くの町民の皆様、関係各方面からの力強いご支援とご協力を賜り、再びの信託をいただきました 2 期目も本年が最後の年となり改選期を迎えます。議員が申し上げられたとおり、この 4 年間は新型コロナウイルス感染症の拡大やその対策、それに伴う多くの町内行事の縮小や中止、そして未曾有の大雨による自然災害が発生した一方で、冬期間、極端に降雪量が少なく、その結果出水期の渇水が問題となったかと思えば、このたびの記録的な大雪など、誰もが経験したことの無いような出来事の連続だったと感じております。その中で今日まで町政運営を続けてこられたことは、ひとえに町民の皆様、並びに議員の皆様のご理解とご協力、そして多くのご支援の賜であり、衷心より感謝を申し上げます。

2 期目の 4 年間、私は、①「実行力で安定した町政を進める」②「町民一人一人を大切に
する町政を進める」③「個性がいきいきと活躍できる社会を創る」④「デジタル(DX)
で町民サービス向上を図る」⑤「町づくりの指針(SDGs)持続可能な町を目指す」の五
つを 2 期目の町政運営の基本姿勢として、町政の発展のため、ふるさと西会津の活力を高
めるため、一日一日を全力で、町民の皆様との公約実現に向け、誠心誠意、各種施策や事
業化を進めてまいりました。

まず、次代を担う人材の育成・確保では、出産祝金の増額をはじめ、子育て家庭支援を
目指した子育てコミュニティ施設整備や、武蔵野大学アントレプレナーシップ研究所との
協定締結による、生徒の課題解決能力の向上やキャリア教育を推進してきたほか、パナソ
ニックホールディングス株式会社との連携による最先端技術を活用した STEAM(スティー
ム)教育の実施、西会津大人研幾塾「N-labo」の実施などに取り組んでまいりました。

次に、移住定住の促進では、都市と田舎の 2 拠点生活など、自分らしい暮らし方に対応
するため「西会津のある暮らし相談室」を創設し、専属部署として移住定住を促進させる

とともに、マルチワークの仕組みによる雇用環境の整備により移住者の受入れを図る「特定地域づくり事業」の実施など、コロナ禍を経て変化を見せた新しいライフスタイルへの柔軟な対応を目指してまいりました。

健康長寿のまちづくりであります。鎌田實先生の指導に基づく「からだ」「こころ」「つながり」の三つの健康による「さすけねえ輪」の健康づくりは本年で7年目を迎え、認知度、理解度を増し、町民主体による健康づくりの合言葉として定着し、「さすけねえ輪音頭」の踊りに発展しました。また、医療の充実では、長らく2名体制であった町診療所常勤医師を3名体制に強化し、地域医療の確保を図り、進展する高齢化社会への対応に努めてまいりました。

福祉施設の充実では、小規模多機能型居宅介護施設「高陽の里」の供用を開始し、住み慣れた地域で安心した暮らしと介護サービスの提供を進めてきたほか、介護現場における介護3.0の意識改革を図るため、「町医療介護連携推進基本構想」を策定、また、「チームオレンジにしあいづ」を設立し、認知症対策の強化を図ったところであります。

次に、農林業・商工業・観光業の振興であります。町の基幹産業である農林業においては、農業従事者の高齢化に伴う担い手不足に対応するため、一般財団法人西会津町農業公社を設立し、町農業の持続的な発展を図るとともに、下小島自治区、松尾自治区などのライスセンター整備支援を行い、地域農業を守る取組を推進してきたほか、課題であった有害鳥獣の処理負担軽減を図るために有害鳥獣の専門員の配置と解体処理施設の運用を開始するとともに、将来的にジビエ肉の利用を可能とする作業に取り組んできたところであります。また、西会津産米のブランド化を図るため、「お米産地ツアー」や「表参道西会津お米ナイト」などを開催し、西会津産米のPRと販売拡大に取り組んできたところであります。

商工業、観光業においては、コロナ禍で冷え込みを見せた消費や、昨今の物価高に対応するため8度に渡る消費応援・生活応援商品券の配布や、農業資材等の高騰に伴う農家支援も行ってきました。そして、定住人口増加の課題となっている仕事の創造に向け、首都圏企業との関係構築事業を導入したほか、西会津町事業承継協議会の設立の支援を通じ、事業の後継者不足への対策を進めてきたところであり、さらに、野沢町内にまちなか再生拠点施設「にぎわい番所ぶらっと」を整備し、デジタル化の進展に伴う多様な働き方への対応と地域の新たな交流機会の創出を図ってまいりました。また、新情報化時代に向け、いち早く「デジタル戦略」を策定し、あらゆる分野において、先進的なまちづくりを進めてきたところであります。

このほか、地域外からの人材登用により課題解決を図る「地域おこし協力隊事業」については、コロナ禍に伴う社会構造の変化に対応するため、「デジタル戦略推進分野」や「農地保全分野」、「ボランティア支援分野」など、令和3年8月以降、新たに9分野11名の配置を行い、多岐にわたる地域課題の解決、さらには隊員の任期満了後も約半数の定住につながるよう努めてきたところであります。

そして、「日本の田舎、西会津町。」のブランド力向上にかかる取組や、新たな販路拡大とこれまでに無い農家応援事業である「石高プロジェクト」の実施など、返礼品の魅力のみでなく、住民や生産者とのふれあいを魅力の一つと捉え、関係人口の創出を図ってきた

結果、ふるさと応援寄附金額は目標としていた2億円を大きく上回り、令和7年3月4日現在、今年度の寄附金額は2億8千6百万円にのぼり、3億円に手が届くところまでできました。この寄附金はこれからのまちづくりや、新規事業を進めるために非常に重要な一般財源となっております。さらに増額を目指して取り組んでまいります。

これまでの様々な取組の一端を申し上げましたが、残りの任期は4カ月ありますが、2期目を託していただき公約に掲げた事業の多くを実現することができたと自負しております。この背景には、町民の皆様をはじめ、議員の皆様のご理解、ご協力、ご支援、後押しがあって、今日まで歩むことができたものであり、改めて衷心より感謝、御礼を申し上げます。また同時に残された任期がありますので、引き続き、町民の皆様、議員の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、次期町長選挙の出馬意向についてであります。今ほど、2期目の総括について申し上げましたが、任期も残すところ4か月になりました。

これまで人口減少対策を最重点事項に据え、様々な施策や事業を実施してきました。

現在も町の最大の課題は人口減少問題であります。十数年前は「限界集落」と言われ、今日では「消滅可能性自治体」というレッテルを貼られた状況の中で、未来に持続する「西会津町」を築くため、その指針となる町の最上位計画である、「西会津町総合計画(第5次)」の策定が重要になっています。

現行計画での町の将来像は「笑顔つながり 夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」であります。新計画での将来像は検討会議委員やプロジェクトチームの会議の中で決定されることとなりますが、私は「賑やかな日本の田舎、やさしいふる里西会津」を築いてまいりたいと考えております。

町はこれまで「日本の田舎、西会津町。」としてのブランド化を進めてきましたが、次の時代は多くの人が西会津町に訪れ、過疎でもにぎやかな日本の田舎にするための対策や事業に取り組み、また、を離れ都会に出た人材がふる里に戻り、ふる里を求めて来てくれるような、「やさしいふる里西会津町」を創り、町の活性化と元気を創出してまいりたいと考えております。

そのための取組として、まず定住人口、交流人口、関係人口の拡大を図ってまいります。

人口減少がこのまま推移すると、町の人口は2040年には確実に3,400人ほどになり、町内企業等や様々な職種において、人材の確保が困難となるなど、町の社会経済の発展にとって非常に大きな課題であります。未来に持続する西会津町とするためには、定住人口、交流人口、関係人口の拡大を図ることが重要であります。これらを進める上で課題となっているのが、不足しているアパート等の住宅問題であります。

特に若者や単身者用の住環境の整備が喫緊の課題であることから、早急に進める必要があると考えております。

続いて二つ目には、若者の定住を促進するため、働く場（仕事）の創出を図る必要があります。

町は現在、首都圏等企業との関係構築事業を進めておりますが、今は地方と都市との間をリモートで仕事ができる時代の中にあるため、企業との新たな仕事のシステム構築や、デジタルを使った様々な取組を強化し、交流人口、関係人口、の拡大を図り、町の活性化

に取り組んでまいります。

次に三つ目に、台湾インバウンドの定着を進めてまいります。

人口減少に伴う観光客等の減少から、台湾からのインバウンドによる観光客の増加を図るため、その環境整備と町の自然や歴史文化の魅力発信を継続的に行い、町の経済の活性化を図ってまいります。そのため、令和7年度より本格的に事業化を進める考えであります。

四つ目として、野沢、尾野本中心エリア整備構想の具現化を進めてまいります。

その中で、町公民館は老朽化が著しく、また高齢者にとっての不便さや様々な課題があるため、新しく建て替える必要性を強く感じております。

新施設は、町民の皆さんの利便性の高い憩いの場として、また、様々な行事等の開催や各種団体等が入れるような複合施設についての方向性を定めてまいる考えであります。

また、町の遊休施設、町内の空き地や店舗等の未来に向けての有効活用について進めてまいります。

最後に五つ目として、地域づくり事業への積極的な支援に取り組んでまいります。

奥川地域づくり協議会に代表されるように、行政主体の取組から、自分達の地域は自分達で守るという関係人口による地域内外のつながりで地域を維持するという活動に対して、積極的な支援を行ってまいる考えであります。

こうした奥川地域づくり協議会の活動をモデルにし、他地域へ展開する流れを構築してまいりたいと考えています。

また、この協議会の活動から派生し、本年4月から開学する学校法人日本財団ドワンゴ学園による通信制大学「ZEN（ゼン）大学」の地域・企業連携プログラムの受入れ体制を支援し持続できるよう協力してまいります。

このほか、子育て支援・教育・健康づくり事業等をさらに前進させてまいる考えであります。

以上、3期目に向けての所信の一端を申し上げましたが、未来に持続する西会津町を創るためにはまだ道半ばであります。

これまで手がけた様々な施策や事業の効果が現れてきており、今年1月に刊行された月刊誌、「田舎暮らしの本」2月号において、住みたい田舎ベストテン、人口5,000人以上10,000人未満のまちランキングが発表されました。

参加された全国57自治体のうち、本町は「シニア部門第9位」「子育て世帯部門第4位」「若者世帯・単身者部門第4位」「総合で第7位」となり、近年、移住地として人気上昇している結果と評価されております。また、移住者も令和元年度から5年度まで、5年間で85人となっており、着実に増加の傾向にあります。

こうした流れを止めることなく、さらに加速化し、全国からの移住、定住、交流人口、関係人口の拡大により、名実ともに、「賑やかな日本の田舎、やさしいふる里」となるよう、強力にブランド化を図ることが、3期目に課された私の使命であると考えております。私の後援会からも強い要請をいただき、その実現のために、全身全霊、不撓不屈の強い精神で次期町長選挙の3期目に挑戦したいと決意しているところであります。

町民の皆様の特段のご理解、ご支援を衷心よりお願い申し上げます。

その他のご質問については、担当課長から答弁いたさせます。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 12番、武藤道廣議員のご質問のうち、令和7年度予算編成の考え方についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、令和6年度の評価と反省についてのご質問であります。総合計画・実施計画の事業推進の基本的考えである「人材育成」「移住定住の促進」「健康長寿」を人口減少対策の三つの柱として、子育て支援や移住・定住に資する各種事業を進めてきたところであります。予定していた事業については繰越するものを除き、おおむね計画どおりに進めることができたものと考えております。

また、温泉施設・第2源泉の掘削や今冬の豪雪に伴う、除排雪への対応など、早急に取り組まなければならない事業にも取り組み、住民福祉の向上、安全・安心の確保に鋭意努めてきたところであります。

しかし、子育て支援、移住定住支援など各事業を推進しましても人口減少には歯止めが掛からず、町の最大の課題となっております。令和7年度の予算編成にあたりましては、その現状を踏まえ、総合計画で定めた方向性のもと、既存の各種事業に加え、財源調整を行った上で、子育て・教育環境の充実強化、移住定住の促進と関係人口・交流人口のさらなる創出、合わせて、これらの取組を下支えする「ふるさと応援寄附金」の取組強化など、今後の行政課題を解決するために必要な事業を反映した予算としております。

次に、2点目の中・長期財政計画の確立に関するご質問であります。中・長期財政計画の確立には、国の動向が大きく影響いたします。地方交付税が歳入のほぼ半分を占める町にとっては、その動向により、財政計画自体が大きく左右します。国においては、令和7年度予算の審議の過程で、様々な制度改正を含めた議論がなされており、その動向を注視しながら、予算編成・執行に努めていく必要があります。

また、財源の確保につきましては、町税の適正徴収はもとより、地方交付税の過大見積もりとならないように努めながら、国・県支出金や過疎対策事業債など有利な地方債の活用など、これまで取り組んできた財源対策を堅持しつつ、町の自主財源となるふるさと応援寄附金について、現状水準の寄附額を確保する取組を続けてまいる考えであります。

しかしながら、今冬の大雪対策のように、想定外の行政需要に対応するため、財政調整基金等を取り崩している現状にあります。今年度の今次補正予算後の財政調整基金残高の見込みは6億7千万円程度となり、今後交付される特別交付税の状況によっては、財政運営に大きな影響を与えることも考えられることから、中・長期財政計画においては、各種基金への積み立てのほか、公共施設等の老朽化への対応も考慮しながら、財政運営に努めてまいる考えであります。

続いて、3点目のご質問であります。学校給食費の無償化につきましては、町長が提案理由の説明において申し上げましたが、国においては学校給食費無償化の協議が進められ、令和8年度から小学校の無償化が実施される見込みとなったところであります。町といたしましては、学校給食費無償化に向け、国の方向性が示されたこと、及び財源の見通しが立ちましたので、国に先行し小中学校の給食費無償化を実施することといたしました。その財源としては、ふるさと応援寄附金を充当する考えであります。

現在、国が進める異次元の少子化対策と合わせ、町といたしましても、少子化の課題に道筋をつけ、持続可能なまちづくりを進めるために、独自の子育て支援施策として取り組むものであります。限られた財源の中ではありますが、本町の活性化、そして未来のまちづくりのための重要な投資となる施策であると考えております。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 町長の今までの結果、おおむね理解できましたとともに、まず私の確認でありますけれども、町長の今までの町政に対する姿勢、そして公約に沿ってほぼ可能な限り努力してそれが実現に向いていると。そしてこれが、後からの 3 期目の公約といいますか方針としては、それをより前に進めるんだというような解釈でよろしいのか、それをまず聞きたいと思います。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 今のお話でありますけれども、これまでいろんな政策や事業を実施してきました。これから大事なものは、その事業や施策をより前に進化させながら前進させていくということ、このことが大事でありますので、2 期目以上に全力で取り組んでまいりたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 その中で子育て支援、大変、今回予算化されておまして、当事者以外でもすごくよかったなと思っておりますが、子育て支援の拡充と教育、そして移住というものはすごく関連していると思うんですよ。といいますのは、会津各町村、大体同じような形での子育て、あるいは教育、その対応をしているわけです。

町としてはやはり他とは異なる、例えば単なる移住ではなくて教育移住とか。特別な教育をするから、それを目当てにする移住なんかも考えていってもいいのではないかということ、あとは保育所からのしっかりとした中学校までの体制を取ることによって、西会津町で教育を受けさせたい、子供を育てたいというような、そんな特殊なまちづくりも進めていくべきだと思うんですが、どうお考えですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 再質問でございますけれども、私は子育て支援は他の自治体よりも先行しているんなことをやってきたとは思ってはいるんです。

ただ、これでこの先いいのかということになりますと、やっぱり移住・定住まで結びつけるにはそれ以上の何か、ほかの自治体と差別化したといいますか、そういう取組をしないといけないなど。そのためには、いわゆる行政の立場だけでなく、実際に子育てしている人たち、保護者の皆さん、あるいは町外から西会津に定住された方、そういう方たちのお話を聞きながら、これから本当に西会津町に来て、子育て、あるいは教育を受けてここに定住していただけるようなことになるためにはどういうことをやらないといけないかと。ここをしっかりとつかまないと、把握しないとその先の対策というのは私は打てないのかなと思ってます。

今、子育て、あるいは移住・定住に対して、町の役場の中に事業連携推進管理する会議ができてますので、そこでしっかり議論をして方向づけをしてもらいたいなというふうに思っております。

やっぱり一つの事業だけでなく、事業というのはつながっておりますので、まずは

出産から中学校までのそういう中での行政としてできる支援、これをやっぱりみんなのお話を聞きながら、あるいは先行自治体を参考にしながら、西会津町でできる支援、これを積極的に考えていきたいとそんなふうに思ってます。

○議長 武藤道廣君。

○武藤道廣 力強い覚悟といいますか、発想、大変ありがたく思っております。

本当に子育てというのは、あらゆる分野に関連するものであります。

ただ、子育てしてこれから若者というか働く立場になって、そして年老いて、健康もその一つでありますけれども、町は以前から健康には特段の力を入れてやってきております。やはり町民が安心して暮らせるのは、まず健康、そして暮らしなわけですが、そこは町がほかの町村と比べて特化して頑張ってきた部分もありますので、よりそれは一層進めていきたいなとそのように思っております。

それで、その中で先ほどの教育と、妊娠からあれまでというような、ちゃんとした一貫したものをしっかり進めるためにも、各担当課といいますか、そういった連携もできるような体制づくりをしてあるということで、大変安心しております。

あと、ただ財政の問題です。

いろんな補助金やいろんな制度を利用しながらやっていかなくちゃならない時代でありますけれども、特にふるさと納税の出来高といいますか、それが西会津町の財政、事業遂行には大きな影響を与えるような形になっておりますけれども、その辺を今後どのように強化していく考えかお伺いします。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 ふるさと納税でありますけれども、ここまで今年は何とか3億円にまでちょっと手が届かないかもしれませんが、2億8,000万か、2億9,000万くらいになるのかなというふうに思ってますが。そのうちの半分は一般財源として使えることができるわけではありますが、今のふるさと納税の返礼品は米を中心にしたもので、やはり本来の目的というのはその地域の特産を返礼品というのが本来の目的なんだけども、じゃあ今あるものだけではたしてこれ以上、3億以上望むことができるかといったら、私はやっぱりそれは無理だと。だったら、何か新しい返礼品をつくらないといけない。ここを今、知恵を出さないといけないなというふうに思ってます。

ですからこれを、3億を5億にするためにはどういう返礼品をつくらないといけないか、これはやっぱり町を挙げて、今もいろんな人に相談をしながらやっていますけれども、なかなか新しい製品、商品をつくるというのは並大抵ではありませんけれども、これ以上のふるさと給付額を増やし、その給付額の一部をこれからのまちづくりに、継続的に投入できるようなそういう状況をつくらないといけない。

学校給食費、ふるさと納税の一部を財源とすることにしました。学校給食費もずっと継続的に完全無償化にしないといけないわけですから、国からの補助があるにしても、継続的にそれが無償化できるような財源にするためにも、ふるさと納税を町の最大の一般財源の捻出の重要な資本といたらいいいのか、そこは関係行政だけじゃなくて生産者の皆さん、いろんな方の知恵を借りながら、これから新しい返礼品の商品開発をしてまいりたいなとそんなふうに思います。

○議長 武藤道廣君。

○武藤道廣 あと関係人口、あるいは交流人口の活発化といいますか、それをやるというようにことを言われておりますけれども。私、昨年ですが初めてお米ナイトに参加させていただきましたし、奥川地区でもやったんですが、そこに来た方々としゃべってみましたら、私はそこに来るくらいだから西会津に関して分かって来てもらってるのかなと思ったら、やはりまだまだ西会津の場所も分からない、西会津ってどこにあるんですかといきなり聞かれて、えっと思ったんです。やはりその辺の、ふるさと納税もそうですけれども、交流関係に対してもまだまだ西会津という知名度が浸透してないというのを現実を目の当たりにさせられまして、そういった意味でのPRといいますか、発信というものはさらに今後重要だと思うんですが、その辺はどうお考えですか。

○議長 町長、薄友喜君。

○町長 西会津町の認知度を推進するために、産地ツアーもそうですし、あるいはお米ナイトもそうですけれども、いろんな人とのつながりから、新しくああいいうイベントに参加される方というのは結構おいでになって、それも西会津町のそういうイベントに来ていただける人を紹介するのが、西会津町をよく知ってる人、あるいは西会津町との関係ある人なんですよ。そういう人たちを西会津町の応援大使に委嘱して、今11人ほどいるわけありますけれども、やっぱり情報をどう拡散して皆さんに西会津町を認知していただけるかと。いろんなパンフレットから何からいろんなことをやってますけれども、これからの情報伝達の方法として、今までのスタイルだけじゃなくて、今どっちかという動画といえますか、アニメの何かそういう動画を使ってPRしているというような、流れが少し変わりつつあるのかなと。

ですから、いろんな機会を捉えての情報発信をしないといけませんけれども、新たなそういう手段、手法も取り入れて、とにかく西会津町を知ってもらわないといろんなことにつながっていかないというのがあるわけですよ。

交流人口、関係人口もそうですけれども、そのためにいろんな事業も展開しながらやってるわけでありますが、今、一つうれしいことが西会津産米でビールができて、その試飲会が15日にあると。そうすることによって、そういうこともまたPRの材料になるのかなというふうに思ってますので、あらゆるそういう手法を使って、とにかく西会津町のPR、今まであまり十分ではなかったというのは反省をしておりますので、ここをやっばりもっともっと積極的にPRしてまいりたいなというふうに思ってます。

なお、何か議員の皆さんのほうからこういう手法でというようなご提案があれば、遠慮なく言っていただければありがたいなと、そんなふうに思っています。

○議長 武藤道廣君。

○武藤道廣 交流人口、関係人口の関係でやはり一番私が思うのは、あそこで感じたのは人と人とのつながりがすごく大きいのかなとそういうふうに感じました。

あとは、今の新しい台湾の関係ですね。観光とかいろいろやるように、ああいいう形で新しい技術が、SNSとか今の新しいものを使いながらどんどんPRするというような、そういった体制を町の中に、今IT関係もありますから、そういった部分を評価していくべきではないのかなと、大いに期待するものであります。

それで大体、私が聞きたいことは分かりましたけれども、町政を町長が担うに当たり、持続可能なまちづくりとして、子供が生まれて育っていく地域にはどのような機能が必要なのか、要するに環境整備、どんな環境が必要なのか。

それから、若者が家庭を築き、未来をより前向きに考えるためにはどのような機能が、これも環境ですが、要するに若者の定住や人口を増やすためのどういった環境を目指して取り組むのか。

そして最後に、人口が減るのは目に見えています。人口が減っていても、経済が成長して持続、継続するまちづくりはどのように構築されるおつもりでしょうか。

○議長　町長、薄友喜君。

○町長　非常に難しい問題のご質問をいただきましたけれども、的確な答弁ができないかもしれませんが、その前に私はやっぱり今、子供の出生数、1年に大体20人前後ですよ。それでもやっぱり国・県から見ると、1人の女性が子供を産める、合計特殊出生率、それが1.4ちょっとなんです。だから、それは非常にこれまでのいろんな対策が功を奏している部分はあるわけですが、最近、子供1人、あるいは多くても2人で、2人の壁をどうやって超えることができるか、あるいは3人目をどうやって子供を産んでいただけるかということでいろんな取組をしてきました。それは出産祝金の増額もそうですが、ただそれだけでは、財政的な支援だけでは私はやっぱり子供の数は増えないというふうに思ってます。

ですから、子供を産める環境としては地域を挙げないといけない。子育ても今どっちかというと単身世帯というか子育て世帯、昔は両親と一緒にいうようなことがありましたけど、今は本当に独立したといいますか、核家族化になっていて、そして共稼ぎの夫婦が多い。その中で、じゃあ子供をどうやって育てるのかということです。ですからこの件の、子育てを安心してできる環境をどうやってつくるか。それにやっぱり自分たちだけじゃなくて、行政だけでなく周りの地域の人、あるいは子育ての経験のある人たちがみんなで協力するような、そういう環境にしないといけないなとそんなふうに思っております。財政支援も大切ですけど、やっぱり何かあったときに手助けしてくれる、そういう周りの支援がないとなかなか2人目、3人目というのが私は難しいなというふうに思ってます。

子供の数が増えれば当然、子育て、あるいは教育までつながるわけでありまして、私はそういう意味では、教育はかなり、町としてはデジタルも進んでおりますし、先進的なまちづくりになってますけれども、さらにそれを進める上ではもっともっとやらないといけないこともあります。

ですから結婚から、いわゆる出産からずっとその先まで、地域を挙げないとこの人口減少問題というのは、私は解決まではいかなくてもなかなかそう簡単ではないなと思ってます。

ここに生まれた人たちが、ここで結婚をして、ここでちゃんと定住して子供が産める環境にしないといけないと、ずっとそのことは言ってきました。あとは外から来た人たちがここに来てくれて子育てしてもらえようという環境にしないといけないと。そうしないと人口というのは、なかなか増えはしなくても減少率を緩やかにすることはできないと、ずっと私はこのことについては言ってきたわけですが、ですから、両面から

子育ての関係についてはそういう環境をしっかりとつくっていかないといけないなというふうに思ってます。

それから子供2人目、3人を産んでいただけるような環境にするにはどうしたらいいかということで、実際にそういう立場にある人たちの意見を聞かないと駄目だと。どうすれば2人目、あるいは3人目を産んでいただけるかというようなことを、私は机の上で考えたって駄目なのでそういう立場にある人、保護者の皆さんからの意見を聞きながら、これから教育まで含めてしっかり環境整備に努めてまいりたいなというふうに思っております。

それから、未来に続く持続可能な町ということでもあります。最初の答弁でも申し上げましたけども、人が大勢、西会津町を訪れるような町にしなければ、私はこの持続する町にはつながっていかないとというふうに思ってます。

やっぱりどれだけの人が西会津町に魅力を感じて来てくれるか、そのことを念頭に置いた取組というのを考えないといけないのかなというふうに思ってます。今はいろんな、デジタルを含めいろんな新しい生活スタイルが、あるいは情報が充満している中で、西会津町としてこれからどういうまちづくりをすれば持続できるのかというようなことも、全部これは関連性がある問題で、とにかく町の活性化のために必要なこと、あるいはにぎやかな町にするために必要なこと、これらを本格的に取り組んでいかないといけないなとそんなふうに思ってます。これも私らだけじゃなくていろんな方たちの意見を聞きながら、あるいは専門家の意見なんかも聞きながら、何とか方策を見出していきたいなとそんなふうに思っております。回答になったかどうか分かりませんが。

○議長 武藤道廣君。

○武藤道廣 財政支援のみならず、本当に施策として実効力、そしてまた実現できるようなことを期待しております。

今、三つのお願いというよりもお聞きしたわけですが、そのような社会とか機能を有するために、町民との対話、そして町民、町、議会の共同のまちづくりの下に、町長の任務、締めとして、柔軟で可能性の満ちた対応と活躍に期待するものであります。

それをご期待申し上げまして、町長選挙出馬要請と私の一般質問といたします。ありがとうございました。

○議長 以上をもって、一般質問を終結いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。(14時59分)

令和7年第3回西会津町議会定例会会議録

令和7年3月14日（金）

開 議 10時00分
散 会 13時52分

出席議員

2番	仲川久人	6番	荒海正人	10番	猪俣常三
3番	長谷川正	7番	秦貞継	11番	青木照夫
4番	上野恵美子	8番	伊藤一男	12番	武藤道廣
5番	小林雅弘	9番	三留正義		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和 7 年第 3 回議会定例会議事日程（第 8 号）

令和 7 年 3 月 1 4 日 午前 1 0 時開議

開 議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例 |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 西会津町都市公園条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例 |
| 日程第10 | 議案第10号 | 西会津町森林活用交流促進施設条例の一部を改正する条例 |
| 日程第11 | 議案第11号 | 西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第12 | 議案第12号 | 令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 0 次） |
| 日程第13 | 議案第13号 | 令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次） |
| 日程第14 | 議案第14号 | 令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次） |
| 日程第15 | 議案第15号 | 令和 6 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次） |
| 日程第16 | 議案第16号 | 令和 6 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次） |

日程第17 議案第17号 令和6年度西会津町下水道事業会計補正予算（第3次）

日程第18 議案第26号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第19 議案第27号 西会津町過疎地域持続的発展計画の変更について

散 会

○議長 令和7年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第1号西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

本件についての説明を求めます。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 議案第1号、西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げ、また、全員協議会でもご説明いたしましたとおり、西会津町内への移住または定住を希望する方の住環境を整備し、町への移住定住を促進することにより、人口減少対策や若者の人口増加による地域活性化に資することを目的とした移住定住促進住宅を新たに設置することから、その管理等に関する条例を制定するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

第1条は設置についての規定であります。

西会津町内への移住または定住を希望する者の住環境を整備し、町への移住定住を促進することにより、人口減少対策や若年者の人口増加による地域活性化に資することを目的として、移住定住促進住宅を設置するものであります。

第2条は名称及び位置についての規定であります。

移住定住促進住宅の名称は、別表第1に記載のとおり、上原移住定住促進住宅でありまして、位置及び構造は、別表第1、記載のとおりであります。

第3条は、入居者は公募することを定めたものであります。

第4条は、入居者の資格についての規定であり、租税公課を滞納しておらず、暴力団員でない者で、第1号から第3号のいずれかに該当する者を入居資格者とするものであります。

第1号は、町外から転入して町に居住しようとする者。

第2号は、町外から転入して現に町に居住して5年以内の者で、継続して町に居住する意思があり、現に住宅に困窮していることが明らかな者。

第3号は、その他町長が特に必要と認めた者。
であります。

第5条は、入居者の選考についての規定であります。

第1項は、入居の申込者が複数ある場合は、入居申込者及び同居する親族の人数、年齢、入居申込み時の居住地等を考慮し、入居の必要性が高いと判断される者のうちから、次の2号の優先順位に従い、入居者を決定するものと定めるものであります。

第1号は、申込み時点で、町外に住所を有する者。

第2号は、申込み時点で、中学生以下の子を扶養している者、であります。

第2項は、第1項の規定により、入居者を決定することが難しい場合は、公開抽選により入居者を決定するものとする、ものであります。

第6条は、家賃についての規定であり、別表第2のとおり、月額60,000円とし、満20歳未満の子を扶養する場合は、1人につき1,500円減額するものであります。

第7条は、入居期間についての規定であり、入居期間は、当該住宅の所有者等と締結している賃貸借契約期間内とし、最長3年間とするもので、町長が特に必要があると認める場合は、賃貸借契約期間内において、入居期間を延長することができることを定めたものであります。

第8条は、管理の委託についての規定であり、第6号までに規定する事務を委託することができることを定めたものであります。

第1号は、入居者の募集に関すること。

第2号は、入居の手続に関すること。

第3号は、家賃の徴収に関すること。

第4号は、入居者及び近隣住民等との連絡調整に関すること。

第5号は、移住定住促進住宅の維持、修繕及び改良に関すること。

第6号は、その他、移住定住促進住宅の管理に関するもののうち、町長が特に必要と定めること、であります。

第9条は、西会津町定住促進住宅条例の準用についての規定であり、第3条から第39条までのうち、記載の条について、準用するものであります。

最後に、附則であります。条例の施行期日につきましては、令和7年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

2番、仲川久人君。

○仲川久人　2点ほど質問させていただきます。

まず1点目、この住宅に対して、火災保険の契約は入居者が契約するのか。それとも町が契約するのか。これが第1点。

あと、第2点は、入居条件の中で第5条の中、申込み時点で中学生以下の扶養している者とありますが、現在妊娠をしている、出産予定であるというような方も該当するようなことは可能であるのか。その2点について伺います。

○議長　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　お答えいたします。

まず1点目の火災保険等のかけ主についてでございます。

まず建物自体につきましては、これは町が保険をかけるということでございます。なおその他家財等につきましては、その借主のほうでかけていただくというような想定をしております。

それから2点目の、現在妊娠中の方は考慮されるのかというようなご質問でございます。

妊娠されている方も含めまして対象の検討にしていこうという予定でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　いいですか。そのほか、ございませんか。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘　私は1点、ご質問をいたします。

7条の賃貸の契約期間が最長3年ということになっていますが、3年と決めた根拠をお伺いしたい。なぜなら、外から家族をもって引っ越す場合、かつて、今はもっと高いのかもしれない、引っ越し費用が30万ぐらいかかりますよね。30万で引っ越して、さらに3年たったらまた30万で引っ越さなきゃいけない。ちょっと3年というのは短いのではないかと思い、その理由、3年に設定した理由をお伺いしたいと思います。

○議長　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　ご質問にお答えいたします。

3年という設定の根拠でございます。

西会津町は、移住者というのがかなり多いような状況でございます。その中で、お1人の方が長く町で整備した住宅をお使いいただけるというような観点というのはいかがなものかということで、より多くの移住を希望される方に活用していただきたいというような趣旨でございます。

補足でございます。その移住者等の希望にもよりまして、延長できるというような規定になっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　5番、小林雅弘君。

○小林雅弘　正直言って3年で延長できるって書いてありますけど、どういう場合延長できるかという。町長が必要と認める者なんて、何かその辺もよく分からないし、そこはいいとして3年で60万かけて来なさいよというのも、60万とは限らない、もっと高いかもしれない、もっと安いかもしれないんですが、そういう費用をかけて来てくださいねというのは、ちょっとやさしくないのかなと思って言ったんですけども。結局は延長できるということです。そうすると、さっきのその人が占有するのはいかがなものかという、それにはちょっと合わないように思いますが、いかがですか。

○議長　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　基本は3年とするというようにところでございまして、想定しておりますのは、3年入居していただいて、その後新しくおうちを建てていただいたりということで、その後は長く本町に住んでいただきたいというようなことを考慮しているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　4番、上野恵美子君。

○上野恵美子　2番議員の答弁の中で、第5条の(2)の申込み時点で妊娠している場合も考慮するということでしたけれども、中学生以下の子を扶養している者ってありますけども、その辺はどのように解釈したらいいのか、ちょっとお聞きします。

○議長　商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　お答えいたします。

入居者の選考の中に、中学生以下を扶養しているものという記載はあるが、妊娠しているところはないのではないかなというようなことでございますが、その辺も配慮するという程度でご理解をいただきたいと思います。

○議長　7番、秦貞継君。

○秦貞継 3点、お伺いいたします。

まず、この住宅を選定された理由をまず1点お伺いします。

次に、この条例が4月1日より施行されるということですが、改修や入居への準備等、今後どのような予定なのか、分かる範囲でお示しをください。

3点目が、全員協議会の説明の中で、建物の所有者に家賃収入があった場合、幾分かお支払いするという説明でありましたが、入居者がいない場合の建物所有者への賃料支払いはどのようなになるのか、この3点をお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 まず1点目の選定理由でございます。これにつきましては、町で把握している物件の中から選定したというようなところでございまして、今現在の対象のものにつきましては、空き家バンクの中から選定をさせていただいたというところでございます。

それから、入居の関係の準備はというようなご質問でございました。工事につきましては、3月31日末まで工期を設けておりまして、今年度末に関連完了するという予定になってございます。

それから、建物の賃料の関係でございます。町が借りている分については、入居するしないにかかわらず支払うのかという趣旨と思います。それは、今申し上げましたとおり、町でずっと借り受けているという形になりますので、その分の賃料は、所有者にお支払いするというところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 まず、その選定理由の件ですが、空き家バンクから選んだのは分かるんですが、その空き家バンクも多分1件だけではないと思うんですが、その中でもこの建物を選んだ理由、それをお伺いしたいと思います。

それと、賃料支払いに関しての予算というのは、どこから出す予定なのか。最後にその点をお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず1点目でございますが、一番大きいところは、この建物が昭和56年の耐震建築基準法の改正の後に建てられたということで、耐震の補強が必要ないというようなことでございます。その分、改修に十分費用を当てられるというのが大きなメリットでございます。

それから、借りている方への賃料のことでございますけれども、これは町の一般会計の款項目でいいますと、2款1項10目に予算を計上させていただいて、今現在6年度の分についても計上させていただいているところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 今のお話ですと、昭和56年以降の耐震補強がされている建物ということだったんですけど、ほかの物件にそれはなかったんですね。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 様々な物件は当たりましたが、耐震診断が必要ないという物件がなく、これが一番よかったという、最適な物件だったということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 私も 1 点お伺いします。

これは 4 月 1 日から施行されるわけですが、この入居募集というのはいつ頃から始まって、どのように周知されるのか。募集の方法とか、それをお聞きします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

入居の今後のスケジュールでございます。

この条例の議決をいただきましたらば、条例が公布されまして施行されるというような流れになります。

4 月の初め、上旬に公募の開始をしたいというようなことで考えてございます。具体的には、町のホームページであったり、ケーブルテレビ等を活用して、公募を開始していくということでございます。

その後、4 月中に募集を締め切りまして申込者の審査、それから入居の決定という作業をしてまいりたいというようなことでございます。決定しましたら通知しまして入居者に入っていただく、というようなことになろうかと思えます。早ければ 5 月のうちに入居するというようなことを想定してございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 3 月末から 4 月はどうしても年度末の転勤だとかいろんながあるわけなんですけど、末となれば、やっぱりその辺がちょっとブレーキになるんじゃないかなと思うけど、もっと早くできないんでしょうか。

これ一般質問になっちゃうから、その辺はどう考えてますか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 議員のお質しのとおりでございますけれども、今現在できる最善、最速のスケジュールを取っているというようなことで、予定してるということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 号西会津町移住定住促進住宅の設置及び管理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 2 号「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う関係条例の整理に関する

条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第2号、「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をご説明いたします。

本案につきましては、令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律が公布され、本年6月1日に施行されます。

改正内容につきましては、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑となることから、町におきましても、懲役及び禁錮を引用している関係条例の改正を行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

あわせて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

第1条は、職員の分限に関する条例の一部改正であります。

第7条の失職の例外の規定中、禁錮または懲役の刑を拘禁刑に改めるものであります。

第2条は、議会議員の議員報酬及び費用弁償条例の一部改正であります。

第7条の2及び第7条の3の期末手当の規定に関する規定中、禁錮を拘禁刑に改めるものであります。

第3条は、職員の給与に関する条例の一部改正であります。

第20条の2及び第20条の3の期末手当に関する規定中、禁錮を拘禁刑に改めるものであります。

次に、附則であります。この条例の施行期日を令和7年6月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 言葉と内容が分かんないものですから、お伺いします。

禁錮と拘禁刑ってどう違うんですか、中身をお示してください。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 それでは言葉の意味、禁錮と拘禁刑の言葉の意味ということでございますが、まず禁錮という部分につきましては、刑法が明治40年から運用されているもので、これまで大幅な改正がされなかったということでございます。

まず禁錮というのは、当時は政治犯や過失犯といった、秩序維持のために取り締まり上必要とされている、犯罪行為への刑ということで、役務を全くしないで部屋に閉じ込めるという部分が禁錮、というかたちで解釈されて制定されたものでございます。

拘禁刑と申しますのは、言葉を捉えますと捕らえて閉じ込めること、その者の身体を継続的に拘束することということで、犯罪をした方に対して刑務所または少年刑務所への収容・拘束を行うというかたちで、いわゆる禁錮と懲役が合わさったような形の改正、拘禁ということの意味となっております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号「刑法等の一部を改正する法律」及び「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律」の施行に伴う関係条例の整理に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　議案第3号、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、昨年8月の人事院勧告に係るもので、一般職の任期付職員への平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当が支給対象とされたため、所要の改正を行うものであります。

それでは議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の6ページをご覧ください。

一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条は、給与条例の適用除外等を規定しており、平日深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当を支給できるよう読替規定を改正するものであります。

次に附則であります、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第3号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第4号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、昨年8月の人事院勧告における「仕事と生活の両立支援」に関連するもので、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるよう人事院規則が改正されたことから、地方公務員においても国家公務員との均衡の原則に基づき、所要の措置を講ずるため改正するものであります。

それでは議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の7ページをご覧ください。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条の4は、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限を規定しており、第2項は請求できる対象について「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、第4項は、読替規定の文言を改正するものであります。

第15条は、介護休暇を規定しており、文言を追加するものであります。

第16条の次に2条を加える改正は、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認、勤務環境の整備に関する規定を加えるもので、第16条の2は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、介護両立支援制度等を知らせ、意向確認の措置を講じなければならないとするものであります。

第2項は、職員が40歳に達した日の属する年度に、前項に規定する介護両立支援制度等を知らせなければならないとするものであります。

第16条の3は、勤務環境の整備に関する措置の規定で、介護両立支援制度等の請求が円滑に行われるよう研修や相談体制などを整備するものであります。

次に附則であります。

第1項は、この条例の施行期日で、令和7年4月1日から施行するもので、次項の規定は、公布の日から施行とするものであります。

第2項は、経過措置で、この条例の施行の日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、当該請求を行うことができる。とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご

議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第4号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　議案第5号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、昨年8月の人事院勧告に伴う改正で、扶養手当の額、管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡充、行政職3級以上及び医療職2級以上の給料表について、切替し給料月額を最低水準を引き上げるなどの改正を行うものであります。

それでは議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の10ページをご覧ください。

職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条は、扶養手当を規定しており、第3項において配偶者の扶養手当を「6,500円」を「3,000円」に、子供1人につき「1万円」を「1万1,500円」に改めるものであります。

第19条の2は、管理職員特別勤務手当の規定で、文言及び支給対象時間帯を午後10時から翌日の午前5時とする改正であります。

第24条の2は、定年前再任用短時間勤務職員の手当の適用除外の規定で、特地勤務手当を支給できるようにするものであります。

次に別表第1及び別表第2の改正は、行政職3級以上、医療職2級以上の給料月額の最低水準を引き上げるものであります。

次に附則であります。第1項は、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものであります。

第2項は、行政職の号給の切替えて、令和7年4月1日の切替日において、切替日の前日において受けていた給料月額に応じて附則別表1に定める号給とするものであります。

第3項は、医療職の号給の切替えて、切替日の前日において受けていた給料月額に応じて附則別表2に定める号給とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第5号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第5号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　議案第6号、西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案につきましては、先ほどご議決いただきました議案第5号の「職員の給与に関する条例の一部改正」及び「育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、引用している条の改正を行うものであります。

それでは議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の22ページをご覧ください。

西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条は、任期付短時間勤務職員の給与条例の特例を規定しており、職員の給与に関する条例の一部改正におきまして、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外で特地勤務手当の支給に関する改正を行ったことから、引用している条を削るものであります。

第19条は、部分休業の承認を規定しており、第3項において法の改正に伴い、引用している条を改正するものであります。

次に附則であります、この条例の施行期日を令和7年4月1日とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただき、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから、質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　西会津町の育児及び介護の休業実態を知りたいわけなんです、ここ３年間の、何か取られておりますか。男と女別に分かれれば。あと時間給といいますか、そういうのも含めてお答えいただきたいと思います。

２点目は、そういった場合の給料等はどうなっておるのでしょうか。

そして３点目は、職場に復帰した場合のポジションとかそういうものは、どのような対応をされておりますか。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　１２番議員のご質問にお答えいたします。

まず、育児休業の部分の取得状況ということで、男女別ということでございますので、令和４年から令和６年の２月までの現在の取得状況を申し上げます。

まず、女性につきましては９名の方が育児休業を取得しております。令和４年が３名、令和５年が４名、令和６年度につきましては現在２名の方。

続いて、男性職員につきましてはトータルで５名で、内訳については育児休業が３名、短時間勤務が２名の計５名という形になっております。

年度別に申し上げますと、令和４年が短時間勤務が１名、令和５年が育児休業が１名、令和６年度につきましては短時間期が１名、あと育児休業が２名で合わせて５名という形となっております。

続いて、介護関係の時間給という部分でございますが、今まで介護休暇という部分については、今現在取得している者はおりません。

続いて、給与はどうかという部分でございますが、育児休業につきましては、最長３年間は取れるわけなんです、１年目につきましては共済組合のほうからほぼ全額支給されるということでございます。ただ２年目以降については、支給されないというような状況となっているところでございます。

続いて、職務復帰後の部分ですが、特に減給等もなく、そのまま職場に復帰するということになります。

○議長　１２番、武藤道廣君。

○武藤道廣　職場復帰というのは、同じ担当とかになるか。それとも配属が変わるのか、その辺ちょっともう少し詳しく。

○議長　総務課長、伊藤善文君。

○総務課長　失礼しました。ポジションについては、同じポジションに復帰というような形になりますので、いわゆる育児休業を取ったことによって不利益になるというふうな配置はございませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第６号西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第議案第 6 号西会津町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 7 号西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 議案第 7 号、西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案は、町長が提案理由の説明で申し上げたとおり、令和 6 年 6 月 12 日に、子供・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布され、令和 6 年 11 月 1 日から、改正後の児童扶養手当法及び、児童扶養手当法施行令が施行されたことにともない、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。あわせて、条例改正案新旧対照表の 25 ページをご覧ください。

西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を次のように改正する。

第 2 条は、用語の定義であり、法改正にあわせて、県の「ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱」が改正されたことにともない、文言の修正を行うものであります。

第 3 条は、助成の対象を規定しており、第 3 項第 4 号は、一定の所得がある者に対して助成しないことを規定しております。

第 2 条と同様に文言の修正を行うほか、助成の判定の基準となる所得の限度額を引き上げるものであります。

次に附則であります。この条例は公布の日から施行し、令和 6 年 11 月 1 日から適用するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 7 号西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号西会津町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号西会津町都市公園条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 議案第8号、西会津町都市公園条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げ、また、全員協議会でもご説明しましたとおり、さゆり公園等株式会社西会津町振興公社が指定管理者となっている施設は、昨今の物価高騰や最低賃金の引き上げ等により、維持管理費が増加傾向にあることから、指定管理業務委託料を削減し、町の財政負担の軽減を図ることを主たる目的として、利用料等の見直しを行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の29ページをご覧くださいます。

西会津町都市公園条例の一部を次のように改正する。

別表第1の改正であります。有料公園施設に「管理棟」を追加するものであります。

別表第3の2の改正であります。水泳プールの利用料を町内、町外の区分を設け、普通券、回数券、定期券において、それぞれ改正案記載の利用料を設定するものであります。

次に別表第3の3の改正であります。新たに体育館に和室の欄を追加し、1時間当たり300円の利用料を設定するものであります。

次に別表第3の5の改正であります。新たにフィールドアスレチックに管理棟の欄を追加し、町内者1時間当たり2,000円、町外者1時間当たり3,000円を設定するものであります。

次に別表第3の7の改正であります。新たに屋内ゲートボール場に暖房費にかかる表を追加し、半面の使用で町内者1時間当たり300円、町外者で400円の料金を設定するものであります。

次に別表の追加であります。8、管理棟を追加し、それぞれの休憩室において1時間当たり300円の利用料を設定するものであります。

最後に、附則であります。第1項は、条例の施行期日についてでありまして、令和7年5月1日とするものであります。

第2項は経過措置についてでありまして、この条例の施行の日前に発行された回数券及び定期券によって、施行日以後に利用する場合の利用料については、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第8号西会津町都市公園条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、これから議案第8号西会津町都市公園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 議案第9号、西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げ、また、全員協議会でもご説明しましたとおり、温泉健康保養センター等株式会社西会津町振興公社が指定管理者となっている施設は、昨今の物価高騰や最低賃金の引き上げ等により、維持管理費が増加傾向にあることから、指定管理業務委託料を削減し、町の財政負担の軽減を図るとともに、指定管理者の裁量範囲を拡大して、その業績向上を図ることを主たる目的として、利用料等の見直しを行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の36ページをご覧くださいます。

西会津町温泉健康保養センター条例の一部を次のように改正する。

別表第2の1の改正であります。宿泊利用料の上限を1泊、20,000円とするとともに、和室の52人定員にかかる欄と備考のサービス料の規定を削除するものであります。

また、備考の4歳以上の幼児の利用料の額を、この表のそれぞれの区分に応じた利用料の額から50パーセントを割引いた額に、小学校児童の利用料の額は、30パーセントを割引いた額にし、4歳未満の乳幼児は無料とするものであります。

別表第2の3の改正であります。研修室の利用単位を3時間から1時間に変更するものであります。

最後に、附則であります。第1項は、条例の施行期日についてでありまして、令和7年5月1日とするものであります。

第2項及び3項は経過措置についてでありまして、第2項は、この条例の施行日以後の利用の利用料について適用し、施行日前の利用に係る利用料については、従前の例によるものとするものであります。

第3項は、この条例の公布の日の前日までに承認された施行日以後の利用に係る利用料については、改正前の規定を適用とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第9号西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、これから議案第9号西会津町温泉健康保養センター条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号西会津町森林活用交流促進施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長　議案第10号、西会津町森林活用交流促進施設条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げ、また、全員協議会でもご説明しましたとおり、森林活用交流促進施設等株式会社西会津町振興公社が指定管理者となっている施設は、昨今の物価高騰や最低賃金の引き上げ等により、維持管理費が増加傾向にあることから、指定管理業務委託料を削減し、町の財政負担の軽減を図るとともに、指定管理者の裁量範囲を拡大して、その業績向上を図ることを主たる目的として、利用料等の見直しを行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の38ページをご覧くださいます。

西会津町森林活用交流促進施設条例の一部を次のように改正する。

別表第1の1の改正であります。新たに管理棟施設の欄を追加し、町内者は1時間につき2,000円、町外者は同じく3,000円の利用料を設定し、備考に「消費税及び地方消費税を加算する」旨の規定を追加するものであります。

次に別表第1の2の改正であります。コテージ施設の1泊の利用料を20,000円にするなど各利用料を改正するほか、オートキャンプサイト施設の利用単位を1時間にし、備考に「消費税及び地方消費税を加算する」旨の規定を追加するものであります。

最後に、附則であります。第1項は、条例の施行期日についてでありまして、令和7年5月1日とするものであります。

第2項及び3項は経過措置についてでありまして、第2項は、この条例の施行日以後の利用の利用料について適用し、施行日前の利用に係る利用料については、従前の例によるものとするものであります。

第3項は、この条例の公布の日の前日までに承認された施行日以後の利用に係る利用料については、改正前の規定を適用とするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第10号西会津町森林活用交流促進施設条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第10号西会津町森林活用交流促進施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　議案第11号「西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

本案につきましては、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり「町内にある一つの上水道と七つの簡易水道を廃止し、これらの給水区域を簡易水道とする認可を、新たに受けたことから、名称を「西会津町簡易水道等事業」とし、関連する条例を、一括して所要の改正を行うものであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の40ページもご覧いただきます。

「西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。「西会津町簡易水道等事業及び下水道事業の設置等に関する条例」とします。

第1条は事業の設置であり、第1条の2は、公営企業法の全部適用であります。何れも廃止となりました水道事業の削除と、新たに簡易水道として認可を受けたことによる項の

追加に伴う所要の改正であります。

第2条は、経営の基本であり第1条と同じく水道事業の削除等と給水人口や給水量の認可数量への改正であります。

次に、第6条は、議会の同意を要する賠償責任の免除であります。地方自治法の条づれを修正するための改正であります。

別表1及び別表2は、給水区域であり、水道事業給水区域の別表1を削除し、簡易水道の給水区域別表2へ全て移しましたので、給水区域に変更はありません。

次に附則であります。第1条は、施行期日で、令和7年4月1日から施行するものであります。

次に、附則第2条は、西会津町私債権管理条例の一部改正であります。他の条例に合わせるため町長と上下水道事業管理者や規則との文言の整理であります。

附則第3条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。これも他の条例に合わせるための上下水道事業管理者の文言の調整であります。

附則第4条は、西会津町給水条例の一部改正であります。水道事業の削除と設置条例の題名の改正による文言の整理であります。給水条例第40条は布設工事監督者の資格、同じく第41条は水道技術管理者の資格であり、何れも、その取得に必要な学歴と経験年数であります。水道事業の経験年数の丁度半分が簡易水道に必要な経験年数のため、これを調整するものであります。

附則第5条は、西会津町農業集落排水処理施設条例の一部改正であります。現状に合わせて納入方法の追加や名称の変更などの改正であります。

附則6条は、西会津町個別排水処理施設条例の一部改正であります。設置条例の題名の変更と現状に合わせて納入方法の追加であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　条例の改正というのは、今後人口減、利用者の減、あるいは世帯数の減を見据えての形でのものと思われまうけれども、これに変えるためのメリット、そして今後の予測されるデメリット等をどのように捉えておられますか。

○議長　建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　全員協議会の経営戦略でもご説明させていただきましたが、統合によるメリットといたしましては、簡易水道となることによりまして補助メニューもある程度豊富になってくるということ、それから、今まで企業債の水道事業債でありましたが、今度簡易水道事業債を借りることができるということで、交付税に30%ぐらい見てもらえるような有利な起債を使えるということになりますので、その辺点がメリットになってくると思います。

デメリットとしては、特に当たるところはないと現在は考えております。

○議長　12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　確認ですけれども一般財源といいますか、会計のほうから繰り入れたわけで

すが、それは今までよりは繰入れというものは減ると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 例えば、同じ事業をするのであれば、補助の対象になったり、起債を使えるようになることによりまして、一般会計からの繰入金は少なくなるというふうに見込んでおります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号西会津町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議題第 12 号令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 10 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 12 号、令和 6 年度西会津町一般会計補正予算第 10 次の調製について、ご説明いたします。

今次補正の主な内容であります。年度末の整理予算として、事業費の確定や見込みなどにより、歳入・歳出全般にわたり予算額の調整を行ったものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和 6 年度西会津町の一般会計補正予算・第 10 次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,244 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 5,940 万 7,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第 2 条、繰越明許費の補正は、「第 2 表繰越明許費補正」による。

地方債の補正、第 3 条、地方債の補正は、「第 3 表地方債補正」による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。10 ページをご覧ください。

まず歳入であります。1 款・町税、1 項 1 目・個人町民税 417 万 8,000 円の増、同 2 目・法人町民税 300 万円の増、3 項 2 目・軽自動車税・種別割 72 万 1,000 円の増は、それぞれ収入見込みによるものであります。

10 款・地方交付税、1 項 1 目・地方交付税 7,937 万 6,000 円の増は、基準財政需要額に

臨時費目として臨時経済対策費、給与改定費などが創設され、普通交付税が追加交付されたことによるものであります。

11 ページをご覧ください。

14 款・国庫支出金、1 項 3 目・災害復旧費国庫負担金 1,215 万 2,000 円の減は、道路河川災害復旧事業の事業費の確定見込みによるものであります。

12 ページをご覧ください。

2 項 1 目・総務費国庫補助金 264 万 2,000 円の減は、特定地域づくり推進交付金の確定見込みなどによるものであります。

2 目・民生費国庫補助金 686 万 6,000 円の増は、子供・子育て支援交付金 676 万 6,000 円の増などであります。

4 目・土木費国庫補助金 203 万 5,000 円の減は、社会資本整備総合交付金・地域住宅計画事業及び空き家対策事業補助金の確定などによるものであります。

13 ページをご覧ください。

15 款・県支出金、2 項 2 目・民生費県補助金 299 万 3,000 円の増は、子供・子育て支援交付金 266 万 7,000 円の増などであります。

14 ページをご覧ください。

4 目・農林水産業費県補助金 225 万 6,000 円の減は、農業次世代人材投資事業補助金 120 万円の減、ふくしま集落営農活性化プロジェクト促進事業補助金 170 万円の減、地域計画策定推進緊急対策事業補助金 174 万 5,000 円の減、防災重点農業用ため池維持管理事業補助金 480 万円の増などであります。

8 目・災害復旧費補助金 1,692 万 7,000 円の増は、令和 5 年度の農地及び農業用施設災害復旧事業補助金・施越分の計上であります。

3 項 1 目・総務費委託金 289 万 2,000 円の減は、確定による衆議院議員選挙費委託金の減であります。

16 ページをご覧ください。

20 款・諸収入、5 項 4 目・雑入 2,236 万 5,000 円の減は、後期高齢者医療・療養給付費負担金過年度分 1,177 万 8,000 円の増、自治体システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金 2,195 万 9,000 円の減、米ボード販売代金 400 万 2,000 円の減、新型コロナ定期接種ワクチン確保事業助成金 747 万円の減などであります。

17 ページをご覧ください。

21 款・町債につきましては、過疎対策事業債など、事業費の決定等に伴い額の調整を行なうものでありますが、8 目・学校教育施設等整備事業債 2,370 万円の減、9 目・防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債 2,370 万円の増は、中学校体育館の空調設備整備に係る組替えであります。

次に、18 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款・総務費、1 項 3 目・電算管理費 2,174 万円の減は、システム標準化業務委託料 2,136 万 8,000 円の減などであります。

19 ページをご覧ください。

5 目・財産管理費 1 億 4,040 万 6,000 円の増は、財政調整基金積立金 1 億 2,344 万 8,000

円、減債基金積立金 1,734 万 9,000 円などであります。

なお、今次補正後の財政調整基金の残高見込みは 6 億 7,519 万 4,000 円であります。

6 目・企画費 210 万 2,000 円の減は、総合計画検討会議委員報償金、講師謝礼の減など
であります。

20 ページをご覧ください。

10 目・ふるさと振興費 1,021 万 5,000 円の減は、「日本の田舎、西会津町。」ブランド力
強化業務委託料 121 万円、町文化と産業祭負担金 150 万円、21 ページに移りまして、特定
地域づくり事業協同組合運営費補助金 440 万円の減などあります。

11 目・総合情報政策費 358 万 6,000 円の減は、米調達発送実証業務委託料 327 万 6,000
円の減などあります。

同 12 目・総合交通対策費 1,500 万円の減は、町民バス 2 台分の購入費の減であります。

22 ページをご覧ください。

4 項 2 目・衆議院議員選挙費 245 万 2,000 円の減は、確定によるものであります。

3 款・民生費、1 項 1 目・社会福祉総務費 1,364 万 2,000 円の増は、出産祝金 240 万円
の減、後継者対策事業実施負担金 70 万円の減、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金（保
険基盤安定負担金）415 万 3,000 円の増、国民健康保険特別会計診療施設勘定繰出金 1,235
万 2,000 円の増などあります。

3 目・老人福祉費 803 万 8,000 円の減は、23 ページに移りまして、特別敬老祝金 138 万
円、介護保険特別会計繰出金 420 万 3,000 円の減などあります。

24 ページをご覧ください。

2 項 1 目・児童福祉総務費 136 万円の増は、子育て医療費サポート事業助成費 150 万円
の増などあります。

2 目・児童措置費 617 万 5,000 円の減は、給食調理員業務委託料 100 万円、児童手当 373
万 5,000 円の減などあります。

25 ページをご覧ください。

4 款・衛生費、1 項 2 目・予防費 1,210 万 4,000 円の減は、新型コロナウイルスワクチ
ン予防接種委託料 1,218 万 6,000 円の減などあります。

4 目・健康推進費 158 万 7,000 円の減は、健康教育用測定機器借上料 90 万円の減など
であります。

26 ページをご覧ください。

6 款・農林水産業費、1 項 3 目・農業振興費 891 万 3,000 円の減は、27 ページに移りま
して、農業次世代人材投資事業補助金など各種補助金・交付金の確定に伴う減額などであ
ります。

28 ページをご覧ください。

5 目・農地費 95 万 8,000 円の増は、ため池監視カメラ等設置業務委託料 500 万円の増、
下水道事業会計繰出金（農業集落排水処理事業）300 万 6,000 円の減などによるものであ
ります。

29 ページをご覧ください。

7 款・商工費、1 項 2 目・商工振興費 134 万 2,000 円の減は、空き家等利活用事業補助

金 100 万円の減などがあります。

30 ページをご覧ください。

8 款・土木費、3 項 2 目・公共下水道費 385 万円の減は、下水道事業会計繰出金（公共下水道事業）の減であります。

3 目・公園費 692 万 9,000 円の減は、さゆり公園・体育館屋根改修工事の事業完了による減であります。

31 ページをご覧ください。

4 項 3 目・住宅建築物耐震改修促進費 150 万円の減は、申請が無かったことによる木造住宅耐震改修促進事業補助金の減であります。

9 款・消防費、1 項 4 目・防災費 410 万 3,000 円の減は、32 ページに移りまして、空き家解体撤去委託料 300 万円の減などがあります。

10 款・教育費、1 項 2 目・事務局費 221 万 6,000 円の減は、33 ページに移りまして、教員住宅改修工事費 163 万 3,000 円の減などがあります。

34 ページをご覧ください。

4 項 1 目・社会教育総務費 227 万円の減は、家庭教育支援員謝礼 105 万 1,000 円、地域コーディネーター謝礼 94 万 1,000 円の減などがあります。

35 ページをご覧ください。

11 款・災害復旧費、2 項 1 目・道路橋りょう河川災害復旧費 2,221 万 8,000 円の減は、過年災害復旧工事費の事業費確定見込みによる減額であります。

続いて、6 ページにお戻りください。

第 2 表・繰越明許費補正であります。事業の実施に当たり関係機関等との協議に日数を要したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の補正をお願いするものであります。

はじめに、2 款・総務費、1 項・総務管理費であります。まず温泉健康保養センター機械室改修事業 5,187 万 5,000 円は、温泉施設の機械室改修工事費であります。

温泉施設整備事業 6,000 万円は、源泉掘削等の工事請負費であります。

空き家利活用事業 1,498 万 9,000 円は、改修に係る設計監理委託料及び工事請負費であります。

次に、6 款・農林水産業費、1 項・農業費の防災重点農業用ため池整備事業 500 万円は、大沼の監視カメラ設置に係る委託料であります。

2 項・林業費菌床栽培ハウス整備事業 663 万 5,000 円は、断熱材を整備していた菌床ハウスが、大雪により竣工検査前に倒壊したため、工期を延長するものであります。

次に、8 款・土木費、3 項・道路橋りょう費町道側溝改修事業 1,623 万 9,000 円は、町道引牧道目線の側溝改修工事費であります。

11 款・災害復旧費、2 項・公共土木施設災害復旧費の公共土木施設災害復旧事業 3,175 万 5,000 円は、緊急自然災害防止対策事業で行う山口地内・せみ川、平明地内・富士川の河川改修に係る工事費であります。

7 ページをご覧ください。

第 3 表、地方債補正、追加及び変更であります。

追加の防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費であります。当初、学校教育施設等整備事業費を中学校体育館空調設備整備の財源として充てることとしておりましたが、国の補正メニューでは、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業費となることから、組替えするもので、限度額は2,370万円であります。

起債の方法・利率・償還の方法は、それぞれ記載のとおりであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣　それでは、何点か質問します。3月ですから整理予算等を理解しておりますけれども、1点目は収入なんで歳入ですが、町税がずいぶん増えております。この要因はどのように捉えておりますかということと、前年度と比較して徴収率の見込みとその原因です。町の経済がどのようになっているのかその辺を踏まえて回答願います。

それと、財政調整基金積立金、あるいは減債基金積立金にこれだけのものを積み増しできるということは、ちょっと総括みたいになるんですが、全ての事業がほぼ満足できるような形で実行されたと理解していいのか。それ以上言うとまた一般質問になるから、それととめておきますけれども、その点。

そして、先ほどの繰越しになりましたけども500万円。ため池監視カメラと設置の理由と、そして今後、ため池って結構いっぱいあるわけなんですけど、その辺の対応はどのようなふうになるつもりですか。これも一般質問ですか。

その辺を踏まえて、よろしくお願いします。

○議長　町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長　町税についてのご質問にお答えさせていただきます。

今次の補正で、それぞれ町税、個人税、個人住民税、法人町民税が増額となっておりますけれども、その要因でございますが、当初予算の編成時にはある程度不足を生じないように、町税についてはある程度厳しく見込みながら、歳入予算に計上しているところでございます。

今回増額しましたのは、実績に基づいて増額したのが一番大きな点でございます。ただ所得割ですとか税割が増えておりますので、そういった意味では個人、法人ともに所得や経営状況などが改善の方向に向かっているのではないのかなというふうな感覚ではあります。

続いて、徴収率でございますけれども、個人町民税などは滞納者がやはり固定されているといったところもございます。人口減少に伴って分母が減っていく中で、滞納額がさほど変わらないといったところで、徴収率は、若干低下の傾向にございます。町ではそういった徴収率を上げるために口座の差押さえですとか強制徴収などにも取り組んでまいりまして、できる限り徴収率が確保できるような取組を今後とも進めてまいりたいというふうに考えております。

経済がどうなっているのかという点については、先ほど申し上げましたようにコロナ禍が令和5年度に明けてから、経済活動がようやく上向いてきているような感覚が今のところ

ろ続いているのではないのかなというふうな捉え方ではあります。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 12 番武藤議員の 2 項目のご質問で、全ての事業が実行されて、いわゆる財調とか減債基金に積み立てられたのかということでございますが、まず財政調整基金につきましては、今次の補正後の見込みで 6 億 7,519 万 4,000 円ほどで、令和 5 年度末から比べますと、今回は、大雪とか様々な財政需要がございまして、その辺で財政調整基金を取り崩しております。したがって、当初見込みよりは一億数千万円少ない状況でございしますが、この災害対応には十分対応して住民生活の安全・安心を確保したという部分でございします。

続いて、減債基金につきましては、臨時財政対策債で借りていた部分の利子償還分を国のほうで、7 年、8 年分を前倒し交付したということから、そのルールに基づきまして積立という部分でございしますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ため池の監視カメラの設置についてのご質問にお答えをいたします。

今次補正で計上させていただきました、ため池の監視カメラにつきましては、大沼堤に設置するカメラということで計上させていただきました。

その背景でございますが、現在、町では防災重点ため池ということで 23 か所のため池がございします。そのうち大沼の堤につきましては、堤体の大きさですとか、貯水量が大きいということで、震度 4 以上の地震があった際には確認をするようになっていまして、残りのため池につきましては震度 5 以上ということです。

大沼堤は、非常に重要な堤になっております。今回カメラを設置しまして、そういった震度 4 以上の地震があった際には、これまで職員が確認をしていたものを、カメラによって、現場に行かなくても確認をすることができるということで、設置をするものでございます。

そのほかのため池につきましては、先ほど申し上げましたように、比較的大きさ的には大沼堤ほど大きくありませんので、これまでの運用どおり、震度 5 以上になった場合には、それぞれ確認をするようなことで、大沼堤の 1 か所だけをこの監視カメラで管理をしたいということで考えてございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 確認の意味を含めまして再度質問するわけなんです、町民税が増えた中身は、生産者米価があったというのものもあるし、また町内の給料所得者の税金が増えた、アップによって増えたのか、そういうどちらの傾向が強かったでしょうか。それがまず 1 点。

そして、今ほどのため池の関係ですが、これは防災上の理由で、農業関係の理由じゃなくて防災上の理由で監視カメラをつけたという理解でよろしいのか。

それと先ほどの財調等の積立ですが、一つ大きなことは、この事業は 6 年度の計画された事業そのものは、満足できるとは言いませんけど、ほぼ完全な形で実行されたのか。その辺抜けてましたので一つよろしく願います。

○議長 町民税務課長、渡部栄二君。

○町民税務課長 それでは、町税についての再質問にお答えいたします。

今回の補正で増額となった要因としては、やはり農業所得については、令和6年産米については米価が上がって、その影響が税に反映されますのは令和6年の収入ですので、令和7年度の個人町民税に反映されることになります。ですので、今回令和6年度の町税については、令和5年の収入所得についての課税対象という取扱いとなりますので、考え得るのは、やはり給与所得者の給与の向上といったところが大きな要因なのかなというふうに捉えております。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 ため池の目的という部分でございますが、議員先ほど申されましたように、今回設置するカメラにつきましては農業用としての目的ではなくて、防災目的のために設置するということでございます。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 すいません、答弁が抜けておりました。こちらの事業が全てできたのかということでございますが、先ほどもご説明申し上げましたが、一部繰り越すものを除き、事業は実施されたと認識しておりまして、また緊急に対応しなければならない事業、いわゆる災害関係にも対応してきたということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 そのほか、ございませんか。

7番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけ伺いたします。

20ページ歳出のふるさと振興費、1項10目の委託料で設計監理委託料が100万円増額となっておりますが、この要因をお示してください。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

先ほど移住定住促進住宅条例をご決議いただいて、上原の住宅の部分だというようなことでございます。今現在で令和6年度につきましても、原町の移住定住促進住宅の整備を今現在しておるというところでございます。その選定の際に、どこの物件になるかというのがちょっと分からない状況でございました。その物件についてきちんとした図面があるのかなのかというのも分からない状況でありまして、選定した際にその図面がないというようなことで、不足の経費が必要になったというようなことで補正をさせていただいたところでございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 そうすると今の説明ですと、建物の設計図があれば、改築の際に必要な設計図がなかったため調査費用として100万円増額したというような捉え方でよろしいのか。それとこの100万円に関しては、今回の上原の設計のために使ったお金。これ100万円で全額ですかね、それも増額されたのか。その辺をお聞きいたします。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

こちらについては、議員の今ほどのお質しのとおり、上原町の物件については図面がなかったということで、調査に関わる費用が増加したということでございます。

この予算設計監理委託料でございますが、この後の管理の部分についても含まれた予算でございまして、結果的にその管理の部分の予算に不足が生じているので、補正をさせていただいているということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 建物の改築の際に、そういった設計図が必要なのは分かるんですけども、今答弁の中で出てきた管理というのは具体的にどういった管理のことを指すものなんでしょうか。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 管理の関係でございます。これにつきましては、工事をする際の管理業務のことでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号令和 6 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号令和 6 年度西会津町一般会計補正予算(第 10 次)は、原案のとおり可決されました。

暫時、休議します。再開は、午後 1 時です。(1 1 時 5 1 分)

○議長 再開します。(1 3 時 0 0 分)

日程第 13、議案第 13 号令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 議案第 13 号、令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)の調製について、ご説明いたします。

今次の補正は、最終補正予算であることから、歳入・歳出それぞれ精査し、調製したところであります。

それでは、予算書をご覧ください。

令和 6 年度、西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 632 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 1 億 1,645 万 3,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

主な補正の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

6 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款、後期高齢者医療保険料、1 項 2 目、普通徴収保険料 700 万円の増は、確定見込みによる調整であります。

7 ページをご覧ください。歳出です。

3 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目、後期高齢者医療広域連合納付金 667 万 6,000 円の増は、現年度分の保険料負担金、並びに保険基盤安定負担金の、それぞれ確定見込みによる調整であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号令和 6 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 14、議案第 14 号令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長　議案第 14 号、令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）の調製について、ご説明いたします。

今次の補正は、最終補正予算であることから、事業勘定及び診療施設勘定ともに、歳入・歳出それぞれ精査し、調製したところであります。

それでは、予算書をご覧ください。

令和 6 年度、西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 39 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 7 億 6,290 万 7,000 円とする。

診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 314 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 3 億 5,582 万 6,000 円とする。

第2項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

主な補正の内容につきまして、事項別明細書によりご説明いたします。

8ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1款、国民健康保険税、1項1目、一般被保険者国民健康保険税409万5,000円の減は、収納見込による調整であります。

なお、収納率は、一般被保険者の医療分と後期高齢者支援分の現年度分で96.0%、介護分の現年度分で94.0%と見込んだところであります。

9ページをご覧ください。

6款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金409万5,000円の増は、保険基盤安定繰入金などの確定による調整であります。

10ページをご覧ください。歳出であります。

3款、国民健康保険事業費納付金、1項1目、一般被保険者医療給付費分から、11ページの3項1目、介護納付金分までは、補正額はありませんが、それぞれ、財源を調整しております。

14ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入であります。

1款、診療収入、1項、外来収入685万3,000円の減は、診療報酬など外来収入の見込みによる調整であります。

2項、その他診療収入834万4,000円の減は、主に、新型コロナワクチンの定期接種の確定見込みによる減額であります。

2款、訪問看護事業所収入、1項1目、介護報酬収入226万3,000円の減から、15ページの4項1目、公費負担金収入までは、訪問看護事業所における介護報酬収入などの見込みによる調整であります。

4款、繰入金、1項1目、一般会計繰入金1,235万2,000円の増は、診療収入の減少等にとまなう一般会計繰入金の増額であります。

16ページをご覧ください。

8款、県支出金、1項1目、診療施設県補助金99万9,000円の増は、医療施設等物価高騰対策支援金の追加交付による増額であります。

17ページをご覧ください。歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費200万円の減は、非常勤医師の診療業務委託料100万円の減額など、今後の支出見込額を精査し、調整したものであります。

2款、医業費、1項、医業費94万円の減は、血液検査委託料100万円の減額など、今後の支出見込額を精査し、調整したものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決いただきますよう、お願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 13 号令和 6 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 15、議案第 15 号令和 6 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議案第 15 号、令和 6 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）についてご説明申し上げます。

はじめに、今次補正予算の概要についてであります。今年度の最終補正であることから、これまでの実績を精査し、歳入では第 1 号被保険者保険料の収納見込による増額のほか、介護給付費等の実績見込みによる国庫負担金・補助金や調整交付金、支払基金交付金などの額確定による調整を行い、歳出では保険給付費や地域支援事業費において年度内に必要となる額について調整を行いました。

それでは予算書をご覧ください。

令和 6 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 182 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 12 億 6,705 万 5,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1,386 万 3,000 円を増額につきましては、現計予算額は前第 8 期介護保険事業計画の保険料の額と徴収区分により計上しておりますが、現行の第 9 期計画において、その改正を行ったことによるものであります。

3 款国庫支出金 1 項 1 目介護給付費負担金 305 万 2,000 円を増額は、今年度の国庫負担額の確定によるものであります。同じく 2 項 1 目、調整交付金 322 万 3,000 円を増額、同じく 4 目、保険者機能強化推進交付金 37 万 4,000 円の減額、同じく 5 目、介護保険保険者努力支援交付金 43 万 3,000 円を増額は、今年度の国庫補助額の確定及び見込みによるものであります。同じく 7 目、介護保険事業費補助金 24 万 7,000 円の計上は、システム改修に伴う補助金の追加であります。

7 ページをご覧ください。

4 款支払基金交付金 1 項 1 目、介護給付費交付金 1,785 万 7,000 円の減額、同じく 2 目、地域支援事業支援交付金 44 万 2,000 円の増額は、介護給付費及び地域支援事業に係る第 2 号被保険者負担分で、今年度交付額の確定によるものであります。

5 款県支出金 1 項 1 目、介護給付費負担金 71 万 9,000 円の減額は、介護給付費に係る県交付金の確定によるものであります。

7 款繰入金 1 項 1 目、介護給付費繰入金 187 万 5,000 円と、同じく 4 目、低所得者保険料軽減繰入金 257 万 6,000 円の減額は、介護給付費の実績と国による低所得者に対する保険料軽減策の見直しに伴う、一般会計からの繰入金の調整であります。同じく 5 目、その他一般会計繰入金 24 万 8,000 円の増額は、システム改修に伴う事務費繰入金の追加であります。

8 ページをご覧ください。

9 款諸収入 3 項 2 目、第三者納付金 371 万 8,000 円の増額は、交通事故の第三者行為に係る求償による納付金であります。

9 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費 1 項 1 目、一般管理費 68 万 1,000 円の増額は、第三者行為の求償事務に係る手数料 18 万 6,000 円とシステム改修委託料 49 万 5,000 円の計上であります。

2 款保険給付費 1 項 3 目、施設介護サービス給付費 1,500 万円の減額は、要介護認定者が利用する介護サービス費について、これまでの給付実績をもとに本年度の必要額を算出し、予算額を調整するものであります。

次に、3 款基金積立金 1 項 1 目、介護給付費準備基金積立金 1,614 万 4,000 円の増額は、今次補正により歳入・歳出の調整の結果、余剰となった額を基金に積み立てるものであります。

なお、これにより介護給付費準備基金の年度末残高は、6,027 万 3,000 円になる見込みであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号令和 6 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号令和 6 年度西会津町介護保険特別会計特別会計補正予算（第 3

次)は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号令和6年度西会津町水道事業会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 議案第16号、令和6年度・西会津町水道事業会計補正予算(第2次)についてご説明いたします。

今次、補正予算の内容であります。収入及び支出とも、事業費の確定見込みによる、減額調整が主なものであります。それでは予算書をご覧ください。

第1条・総則・令和6年度西会津町の水道事業会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

第2条・収益的収入及び支出の補正・令和6年度西会津町の水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出ともに、既決予定額を178万8,000円減額し、合計額を、それぞれ2億6,504万2,000円とするものです。

第3条・資本的収入及び支出の補正・予算第4条本文括弧書を(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、1億1,644万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,065万4,000円、過年度分損益勘定留保資金2,729万1,000円、及び当年度分損益勘定留保資金7,750万1,000円、減債積立金100万円で補てんするものとする。)に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをご覧ください。

収入については、既決予定額を1,257万8,000円減額し、合計額を、1億212万6,000円とするものです。

支出においては、既決予定額を1,551万1,000円減額し、合計額を、2億1,857万2,000円とするものです。

第4条・企業債の補正・予算第5条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。

起債の目的、水道事業は補正前の限度額5,710万円を650万円減額し、補正後の限度額を5,060万円といたします。

次に、簡易水道等事業は、補正前の限度額5,220万円を830万円減額し、補正後の限度額を4,390万円といたします。

なお、どちらも起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条・他会計からの補助金の補正・予算第8条本文中「補助を受ける金額は1億659万3,000円」を「補助を受ける金額は1億608万3,000円」に補正する。

内訳は、実施計画にて説明いたしますので、3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出の収入は、第1款・水道事業収益及び第2款・簡易水道等事業収益ともに一般会計補助金の財源調整や水道使用料の収入見込みによる増減額が主なものです。

4ページをご覧ください。次に支出です。

第1款・水道事業費用及び第2款・簡易水道等事業費用ともに、事業費確定による減額

と減価償却費の調整であります。

5 ページをご覧ください。

次に、資本的収入及び支出の収入です。

第 1 款・水道事業資本的収入及び第 2 款・簡易水道等事業資本的収入ともに、事業費の確定見込みによる企業債借入金や町道小杉山線の工事に伴う水道管移設工事に係る補償金の減額が主なものです。

6 ページをご覧ください。次に、支出です。

第 1 款・水道事業資本的支出及び第 2 款・簡易水道等事業資本的支出ともに、事業費の確定による工事請負費の減額が主なものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号令和 6 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号令和 6 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 2 次）は原案のとおり可決されました。

日程第 17、議案第 17 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長　議案第 17 号、令和 6 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 3 次）の調整について、ご説明いたします。

今次、補正予算の内容であります。収入及び支出とも事業費の確定見込みに伴う減額調整が主なものであります。

それでは予算書をご覧ください。

第 1 条・総則・令和 6 年度西会津町の下水道事業会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条・収益的収入及び支出の補正・令和 6 年度西会津町の下水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入及び支出ともに、既決予定額を 148 万 5,000 円減額し、合計額を 3 億 6,782 万 3,000

円とするものです。

第3条・資本的収入及び支出の補正・予算第4条本文括弧書を（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,582万3,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額487万2,000円、過年度分損益勘定留保資金164万2,000円、当年度分損益勘定留保資金7,430万9,000円、減債積立金500万円で補てんするものとする。）に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

2ページをご覧ください。

収入は、既決予定額を647万6,000円減額し、合計額を1億3,526万4,000円とするものです。

支出は、既決予定額を854万9,000円減額し、合計額を2億2,108万7,000円とするものです。

第4条・企業債の補正・予算第6条で定めた企業債の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を、次のように改める。

起債の目的・公共下水道事業は、補正前の限度額5,180万円を240万円減額し、補正後の限度額を4,940万円といたします。また、個別排水処理事業は、補正前の限度額750万円を160万円減額し、補正後の限度額を590万円といたします。なお、どちらについても、起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

第5条・他会計からの補助金の補正・予算第9条本文中「補助を受ける金額は、1億7,429万7,000円」を「補助を受ける金額は1億6,733万5,000円」に補正する。

内訳は、実施計画にて説明いたしますので、3ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出の収入は、第1款・公共下水道事業収益、第2款・農業集落排水処理事業収益、第3款・個別排水処理事業収益の3事業とも事業費の確定見込みによる国庫補助金や、一般会計補助金の財源調整が主なものであります。

4ページをご覧ください。次に支出です。

第1款・公共下水道事業費用、第2款・農業集落排水処理事業費用、第3款・個別排水処理事業費用の3事業とも、事業費の確定見込みによる委託料や手数料等の減額と減価償却費の調整が主なものであります。

6ページをご覧ください。資本的収入及び支出の収入です。各款ともに事業費の確定見込みによる企業債や国庫補助金の減額、一般会計補助金の財源調整が主なものであります。

7ページをご覧ください。

次に支出です。収入と同様に各款ともに事業費の確定見込みによる工事請負費の減額が主なものです。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 17 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号令和 6 年度西会津町下水道事業会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 18、議案第 26 号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 議案第 26 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、ご説明いたします。議案書並びに、議案書の別紙として辺地に係る公共的施設の総合整備計画、また、議案第 26 号説明資料として辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてをお配りしていますので、ご準備願います。

まず、計画書の説明に入ります前に本計画策定の目的等について説明をさせていただきます。議案第 26 号説明資料をご覧ください。

1、辺地についてということで、辺地の定義についてでございますが、交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い山間地、離島その他のへんぴな地域とされております。

面積と人口の要件及びへんぴな程度の基準、これは公共施設や駅、医療機関までの距離などを数値化するものでありますが、辺地度点数という客観的指標を算出し、辺地度点数が 100 点以上であれば辺地に該当し、辺地計画を策定することになります。

2、計画策定の目的であります、本計画は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しております。

計画策定の目的は、辺地区域での生活・文化水準等の格差是正を図るためでありまして、交通通信体系・教育文化・生活環境の整備、産業の振興などの分野で公共的施設の整備を計上し、計画的な整備を促進するものであります。

計画を策定する最大のメリットは、公共的施設の整備を行う際に、財政上の支援措置として、辺地対策事業債を充当して整備ができることにあります。

辺地対策事業債は、事業費のうち町が負担する額の 100%を起債することができ、元利償還金の 80%が地方交付税に算入される最も有利な起債となっております。

3、辺地の名称及び区域であります、本町では尾野本、群岡、新郷、奥川の 4 辺地が指定されておりますが、今回計画を策定するのは、（1）に記載の三辺地であります。尾野本辺地については、対象地区が睦合、下谷、東松であります、現段階で令和 7 年度当初予算及び実施計画等において、今後 5 年間に具体的な事業が計画されていないことから、来年度以降、事業が計画されれば追加で策定することになります。

参考までに状況図を添付しております。ご覧いただければと思います。

4、総合整備計画であります。現行計画は令和6年度までとなっていることから、三つの辺地それぞれ計画を策定し、計画期間は令和7年度～11年度までの5年間とするものであります。

それでは、別紙、辺地に係る公共的施設の総合整備計画をご覧ください。

まず1—2ページが群岡辺地計画でありまして、3ページをご覧ください。

群岡辺地におきましては、計画期間内に今年度までの計画に引き続き、林道岩井沢檜木平線開設事業に取り組むほか、小型動力ポンプ1台の整備を計上しております。

続きまして、4—5ページが新郷辺地計画でありまして、5ページに記載のとおり、計画期間内にスクールバス1台の整備を計上しております。

最後に6—9ページが奥川辺地計画でありまして、9ページに記載のとおり、計画期間内に町道向原1号線の整備、消防積載車1台、小型除雪機械3台の整備を計画しております。

説明は以上となりますが、本辺地計画の策定につきましては、去る2月25日に開催いたしました町総合政策審議会におきまして、適当である旨の答申を得ております。

最後に議案書をご覧ください。

今回の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第26号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第26号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第27号西会津町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 議案第 27 号、西会津町過疎地域持続的発展計画の変更について、ご説明申し上げます。議案書並びに議案書の別紙として、西会津町過疎地域持続的発展計画（変更）をご覧ください。

この過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づいて策定しているところであります。

過疎対策事業債を活用し事業を実施する場合には、この計画に盛り込まれていることが要件となっております。

現計画につきましては、令和 3 年度から 7 年度までを計画期間としておりますが、令和 7 年度予定しております事業に変更があることから、計画の変更をお願いするものであります。

それでは、別紙、西会津町疎地域持続的発展計画の変更をご覧ください。

まず、変更計画書の 1 ページをご覧ください。

新旧対照表の左側が変更後となりますが、変更の 1 点目は、区分 2 の産業の振興の事業計画の表中、事業名（3）経営近代化施設の事業内容に農業公社運営支援事業（農機具等整備）を新規に追加するとともに、（4）地場産業の振興 生産施設の事業内容の中の、菌床栽培用ハウス整備事業の棟数を 36 棟に変更しました。

2 ページ目をご覧ください。

変更の 2 点目は、区分 3 地域における情報化の事業計画の表中、事業名（1）電気通信施設等情報化のための施設、有線テレビジョン放送施設の事業内容に伝送路管理システム更新事業と著作権保護機器導入事業を新規追加しております。

変更の 3 点目は、区分 4 交通施設の整備、交通手段の確保の事業計画の表中、事業名（1）市町村道道路の事業内容に、町道向原 1 号線（改良）L=300m を新規追加しております。

3 ページ目をご覧ください。

変更の 4 点目は、区分 5 生活環境の整備、本文 50 ページ、（2）その対策②ごみ、し尿処理に喜多方広域羽山最終処分場の計画的な設備等の更新・修繕を行うことを新たに追加するとともに、事業計画の表の事業名に（3）廃棄物処理施設その他と事業内容に羽山最終処分場油圧ショベル更新事業を新規追加しました。

また、（5）消防施設の事業内容の救急自動車を 4 台に増やしました。

4 ページ目をご覧ください。

変更の 5 点目は、区分 6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の本文 54、56 ページに、こども園送迎車両更新について新たに追加するとともに、事業計画の表に事業名（2）認定こども園と、事業内容、こども園送迎車両更新事業を新規追加しました。

5 ページ目をご覧ください。

変更の 6 点目は、区分 7 医療の確保の事業計画の表中、事業名（1）診療施設診療所の事業内容に内視鏡検査装置と臨床検査システムを新規に追加いたしました。

変更内容の説明は、以上となりますが、本過疎計画の変更につきましては、去る 2 月 25 日に開催いたしました町総合政策審議会におきまして、適当である旨の答申を得ております。

最後に議案書をご覧ください。今回の西会津町過疎地域持続的発展計画の変更につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議案第27号西会津町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第27号西会津町過疎地域持続的発展計画の変更については、原案のとおり可決されました

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。お疲れ様でした。（13時52分）

令和7年第3回西会津町議会定例会会議録

令和7年3月17日（月）

開 議 10時00分
延 会 12時08分

出席議員

2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣
5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和 7 年第 3 回議会定例会議事日程（第 1 1 号）

令和 7 年 3 月 1 7 日 午前 1 0 時開議

開 議

- 日程第 1 議案第 18 号 令和 7 年度西会津町一般会計予算
- 日程第 2 議案第 19 号 令和 7 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第 3 議案第 20 号 令和 7 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
- 日程第 4 議案第 21 号 令和 7 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 5 議案第 22 号 令和 7 年度西会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 6 議案第 23 号 令和 7 年度西会津町介護保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第 24 号 令和 7 年度西会津町簡易水道等事業等会計予算
- 日程第 8 議案第 25 号 令和 7 年度西会津町下水道事業会計予算

延 会

○議長 令和7年第3回西会津町議会定例会を再開します。(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第18号、令和7年度西会津町一般会計予算から日程第8、議案第25号、令和7年度西会津町下水道事業会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は議案の説明終了後、1議題ごとに質疑、採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

事務局長、五十嵐博文君。

○議会事務局長 朗読いたします。

日程第1、議案第18号、令和7年度西会津町一般会計予算。

日程第2、議案第19号、令和7年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算。

日程第3、議案第20号、令和7年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算。

日程第4、議案第21号、令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算。

日程第5、議案第22号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計予算。

日程第6、議案第23号、令和7年度西会津町介護保険特別会計予算。

日程第7、議案第24号、令和7年度西会津町簡易水道等事業会計予算。

日程第8、議案第25号、令和7年度西会津町下水道事業会計予算。

以上です。

○議長 議案第18号、説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第18号、令和7年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明いたします。

まず、国・県の令和7年度当初予算の方針などについて申し上げます。

はじめに、国の令和7年度予算における地方財政対策の概要であります、「経済財政運営と改革の基本方針2024」などにに基づき、経済・財政一体改革を推進することとしおります。また地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額については、前年度を上回る額を確保し、合せて地方交付税の総額も対前年度増とした一方、臨時財政対策債については、制度創設以来はじめて、新規発行額を「0」としたところであります。

続いて、県の当初予算編成におきましては、第2期復興・創生期間の最終年度であるとともに、次期総合戦略の初年度となるため、復興と福島ならではの地方創生を加速させていくための重要な年としております。

また、急激に進む人口減少への対応など広範かつ多額の財政需要が生じており、持続可能な財政運営が一層求められている一としております。このため「行財政改革プラン」や「中期財政見通し」のもと、健全な財政運営に配慮しながら、根拠に基づく政策立案を進めるとしております。

このような状況を踏まえ、町の令和7年度当初予算編成は、予算の効率的・効果的な活用を基本に、最終年度を迎える「西会津町総合計画(第4次)」に掲げる「笑顔つながり夢ふくらむまち 〜ずーっと、西会津〜」の実現に向け、人口減少対策事業を中心に持続的

発展及び将来の自主財源確保につながる事業について、重点的に予算を配分するなど、限られた財源、人材を活用し、財政の健全化に配慮しながら予算を編成したところであります。

この結果、令和7年度一般会計予算の総額は、65億7,300万円で、対前年度比1億7,800万円、率にして2.8%の増となったところであります。

それでは、令和7年度一般会計当初予算について、ご説明いたします。

予算書の1ページをご覧ください。

令和7年度、西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ65億7,300万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表繰越明許費」による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明いたします。

事前に予算書とともに配布いたしました「当初予算資料」で説明させていただきます。

はじめに6ページをご覧ください。歳入であります。

まず、1款・町税は、5億8,107万3,000円の計上であります。前年度より430万4,000円の減額となりました。

次に、2款・地方譲与税は、1億1,250万6,000円の計上であります。国の地方譲与税見込額などを考慮し、前年度より310万6,000円の増額となりました。

3款・利子割交付金17万3,000円、4款・配当割交付金160万円、5款・株式等譲渡所得割交付金150万円、6款・法人事業税交付金1,300万円につきましては、県の予算編成指針等や過去の実績を考慮し、計上したものであります。

7款・地方消費税交付金1億4,800万円は、県の予算編成指針等により、前年度より50万円の減額となりました。

8款・環境性能割交付金890万円、9款・地方特例交付金160万円は、県の予算編成指針等を考慮し計上したものであります。

10款・地方交付税は、31億4,698万6,000円の計上であります。その内訳としましては、普通交付税で28億8,698万6,000円の計上ですが、地方財政対策や単位費用の動向、公債費の算入分などを考慮し積算したところであります。

なお、前年度当初ベースでの比較では4,766万2,000円の増、前年度当初決定ベースでの比較では3,691万5,000円、1.3%の減を見込み計上したところであります。

また、特別交付税につきましては、前年度比較で1,000万円増の2億6,000万円を計上いたしました。

令和7年度におきましては、福島再生加速化交付金の裏財源として、震災復興特別交付税1,000万円を追加で見込んだところであります。

次に、11款・交通安全対策特別交付金58万円ではありますが、県の予算編成指針等を考慮し、計上いたしました。

7ページをご覧ください。

12款・分担金及び負担金593万6,000円の計上につきましては、ケーブルテレビ施設移設負担金335万円などであります。

13款・使用料及び手数料1億4,896万1,000円の計上につきましては、ケーブルテレビ使用料3,944万2,000円、インターネット使用料4,487万4,000円、町営住宅等使用料4,553万円などであります。

14款・国庫支出金3億9,104万4,000円の計上につきましては、障がい者福祉費負担金7,810万4,000円、児童手当給付費負担金5,529万2,000円、子供・子育て支援交付金1,858万1,000円、町道向原1号線改良や町道の舗装補修、防雪柵設置などに充てる社会資本整備総合交付金・道路事業8,062万5,000円、町道原町南4号線の野沢橋などの橋りょう修繕工事や点検調査委託料に係る道路メンテナンス事業6,756万6,000円などであります。

道路河川災害復旧事業の減などにより、前年度より1,604万円の減額となりました。

8ページをご覧ください。

15款・県支出金4億4,041万5,000円の計上につきましては、国民健康保険・保険基盤安定負担金1,981万1,000円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金2,617万6,000円、障がい者福祉費負担金3,942万6,000円、電源立地地域対策交付金3,118万9,000円、中山間地域等直接支払交付金5,779万8,000円、多面的機能支払交付金3,011万4,000円、水利施設等保全高度化事業補助金1,980万円、広葉樹林再生事業補助金3,152万2,000円、9ページに移りまして、国県道除雪委託金3,449万円などで、前年度比1,487万8,000円の増額となりました。

16款・財産収入1,362万8,000円の計上は、土地・建物等の財産貸付収入1,224万4,000円などであります。

17款・寄附金2億5,300万1,000円の計上は、ふるさと応援寄附金2億5,000万円などであります。

ふるさと応援寄附金の増により、前年度比2,000万円の増額となりました。

18款・繰入金5億6,470万1,000円の計上は、財政調整基金繰入金4億7,000万円、森林環境譲与税基金繰入金2,218万6,000円、公共施設整備等基金繰入金2,000万円などあります。

財政調整基金、公共施設整備等基金繰入金の増などにより、前年度比6,628万3,000円の増額となりました。

19 款・繰越金 6,000 万円の計上は、前年度からの繰越金であり、前年度と同額の計上があります。

20 款・諸収入 1 億 3,852 万 6,000 円の計上は、中小企業融資資金貸付金元金収入 2,500 万円、デジタル基盤改革支援補助金 6,057 万 7,000 円などであります。自治体システム標準化に係るデジタル基盤改革支援補助金の増などにより、前年度比 3,364 万 9,000 円の増額となりました。

10 ページをご覧ください。

21 款・町債 5 億 4,090 万円の計上は、辺地対策事業債 1,900 万円、過疎対策事業債 3 億 8,100 万円、緊急防災・減災事業債 9,950 万円、緊急自然災害防止対策事業債 2,200 万円などで、前年度比 170 万円の減額となりました。

11 ページをご覧ください。歳出であります。

まず、1 款・議会費 8,671 万 5,000 円の計上は、議員報酬及び議会運営に係る経費であります。

2 款・総務費 17 億 1,641 万 9,000 円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合総務費負担金 2,621 万 8,000 円、自治体システム標準化業務委託料 6,057 万 7,000 円、総合行政情報システム事業 8,755 万 1,000 円、役場庁舎非常用発電設備設置工事 9,182 万 2,000 円、財政調整基金積立金 3,090 万円、温泉施設管理業務委託料 7,018 万 9,000 円、温泉施設整備事業 1 億 4,497 万 5,000 円、地域おこし協力隊配置事業 7,870 万 9,000 円、ふるさと応援寄附金事業 1 億 5,462 万 7,000 円、12 ページに移りまして、ケーブルテレビ運営事業 6,620 万 4,000 円、インターネット運営事業 4,024 万 4,000 円、デジタル戦略推進事業 1,941 万 1,000 円、町民バス運行事業 1 億 919 万 6,000 円などであります。

役場庁舎非常用発電設備設置工事、温泉施設整備事業の増などにより、前年度比 1 億 2,255 万 2,000 円の増額となりました。

3 款・民生費 11 億 8,813 万 8,000 円の計上は、国民健康保険特別会計・事業勘定繰出金 7,358 万 5,000 円、同じく診療施設勘定繰出金 1 億 230 万 9,000 円、介護保険特別会計繰出金 2 億 2,933 万 9,000 円、13 ページに移りまして、後期高齢者医療費・療養給付費負担金 8,379 万 3,000 円、後期高齢者医療特別会計・繰出金 3,657 万円、障害福祉サービス費 1 億 5,770 万 7,000 円、児童手当 6,801 万円、認定こども園運営委託料 1 億 3,023 万 9,000 円、放課後児童クラブ運営委託料 1,552 万 3,000 円などであります。

国民健康保険特別会計・診療施設勘定繰出金、児童手当の増などにより、前年度比 4,004 万 1,000 円の増額となりました。

次に、4 款・衛生費 4 億 9,029 万 9,000 円の計上は、簡易水道等事業会計繰出金 1 億 1,302 万 5,000 円、検診事業 1,954 万 3,000 円、14 ページに移りまして、ごみ・し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金 9,377 万 6,000 円、ごみ収集委託料 4,066 万 1,000 円、個別排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金 3,342 万 2,000 円などであります。

簡易水道等事業会計繰出金や、ごみ・し尿処理等に係る喜多方地方広域市町村圏組合負担金の増などにより、前年度比 4,314 万 1,000 円の増額となりました。

6 款・農林水産業費 5 億 3,297 万 9,000 円の計上は、中山間地域等直接支払事業 7,699

万 5,000 円、農業集落排水処理事業に係る下水道事業会計繰出金 5,210 万円、多面的機能支払交付金事業 4,001 万 5,000 円、農業用施設機能保全計画策定業務委託料 2,000 万円、鳥獣被害防止対策事業 1,970 万 4,000 円、菌床栽培ハウス整備工事 1,766 万 7,000 円、広葉樹林再生事業 3,154 万 9,000 円、15 ページに移りまして、森林環境譲与税基金積立金 2,255 万円、林道岩井沢櫓ノ木平線の林道開設等工事 2,110 万 7,000 円などであります。

農業用施設機能保全計画策定業務委託料の増があったものの、集落型ライスセンター等整備事業の完了などにより、前年度比 988 万 3,000 円の減額となりました。

7 款・商工費 1 億 1,559 万 5,000 円の計上は、中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、にしあいづ観光交流協会育成補助金 1,400 万円、インバウンド P R 事業委託料 927 万 2,000 円、アウトドア資源等 P R 事業委託料 677 万円などであります。

インバウンド P R 事業委託料、アウトドア資源等 P R 事業委託料などの増により、前年度比 1,876 万 7,000 円の増額となりました。

8 款・土木費 7 億 6,494 万 7,000 円の計上は、町道修繕工事 2,000 万円、除雪機械修繕料 2,407 万 4,000 円、除雪委託料 1 億 8,008 万 9,000 円、町道改良舗装等工事 9,286 万 4,000 円、橋りょう修繕工事 1 億 750 万円、16 ページに移りまして、公共下水道事業に係る下水道事業会計繰出金 9,099 万 6,000 円、さゆり公園管理業務委託料 6,419 万 5,000 円、町営住宅改修事業（西原住宅設備）1,690 万円などであります。

さゆり公園施設改修等工事（体育館屋根）の完了などにより前年度比 618 万 3,000 円の減額となりました。

9 款・消防費 3 億 1,487 万円の計上は、喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金 2 億 734 万 3,000 円、防火水槽新設工事 1,500 万円などであります。

喜多方地方広域市町村圏組合消防費負担金の減などにより、前年度比 2,520 万 4,000 円の減額となりました。

10 款・教育費 4 億 7,008 万 9,000 円の計上は、学校給食費 4,223 万円、学校給食費無償化事業 2,381 万 7,000 円、給食センター蒸気配管更新工事 3,836 万 4,000 円、スクールバス運行費 4,745 万 2,000 円、小学校管理費 2,058 万 5,000 円、17 ページに移りまして、中学校管理費 2,499 万 8,000 円、図書館費 1,850 万 9,000 円などであります。

学校給食費無償化事業、給食センター蒸気配管更新工事などにより、前年度比 3,809 万円の増額となりました。

11 款・災害復旧費 5,088 万 1,000 円は、農業施設災害復旧費、林業施設災害復旧費、道路橋りょう河川災害復旧費の計上で、前年度比 5,487 万円の減であります。

12 款・公債費 8 億 3,698 万 3,000 円の計上は、地方債償還元金 8 億 1,309 万 3,000 円、地方債償還利子 2,379 万円などであります。

13 款・予備費 500 万円の計上であります。

以上、歳入歳出の総額を 65 億 7,300 万円とするものであります。

次に、予算書の 9 ページをご覧ください。

第 2 表、繰越明許費であります。繰越明許費とは、事業等の実施に当たり関係機関等との協議に日数を要する場合や、機器等の購入にあたり受注生産など納期に時間を要するなど、年度内に事業の完了が見込めない場合に翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰

越明許費をお願いするものであります。

2 款・総務費、1 項・総務管理費「ケーブルテレビ施設等管理用機器整備事業」1,644 万 5,000 円ではありますが、伝送路管理システムの更新及び著作権保護機器の購入であり、それぞれ受注生産で、納期が 1 年となっているため、繰越明許費を設定するものであります。

第 3 表、地方債であります。令和 7 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するものであります。

まず、辺地対策事業費ではありますが、限度額を 1,900 万円とし、林道開設事業や町道向原 1 号線改良事業などに充当するものであります。

次に過疎対策事業費ではありますが、限度額を 3 億 8,100 万円とし、温泉施設整備事業や学校給食設備整備事業、道路橋りょう補修事業などに充当するものであります。

次に、公営住宅建設事業費ではありますが、限度額を 970 万円とし、町営西原住宅改修事業に充当するものであります。

次に、緊急防災・減災事業費ではありますが、限度額を 9,950 万円とし、役場庁舎非常用発電設備設置事業などに充当するものであります。

次に、災害復旧事業費ではありますが、限度額を 470 万円とし、農業施設及び林業施設、道路河川の災害復旧費に充当するものであります。

次に、緊急自然災害防止対策事業費ではありますが、限度額を 2,200 万円とし、中ノ沢・小田川災害復旧事業などに充当するものであります。

次に、一般単独事業費ではありますが、限度額を 500 万円とし、熊沢地区の急傾斜地事業に充当するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

以上で、議案第 18 号、令和 7 年度西会津町一般会計予算の説明を終わります。

- 議長 続けて、議会基本条例第 7 条の規定に基づく重要施策の審議等に関し、病後児保育事業、公営塾開設運営事業、学校教育アドバイザー設置事業、滞在就農体験事業及び若者・子育て世帯向け集合住宅整備事業についての説明を求めます。

初めに、病後児保育事業についての説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

- 福祉介護課長 重要政策の審議等、病後児保育事業についてご説明をさせていただきます。

資料 No. 1 をご覧ください。まず、本事業の背景でございます。

町は、少子高齢化対策を重要課題の一つとして、西会津町総合計画第 4 次のまちづくりの方向性、健やかな人をとともに育むまちづくりにおいて、子供を安心して生み育てられる環境づくりを目指しております。

その一環として、病後児保育事業の実施の検討が示されております。

令和 7 年度からの 5 年間を計画期間とする、第 3 期西会津町子供・子育て支援事業計画策手に係るアンケートにおいても、当該事業に対するニーズの高まりが確認されたところであります。

このことから、町内唯一の保育施設であるこゆりこども園において、本年 4 月より病後児保育を実施し、保護者の子育てと就労の両立、そして子供の健やかな育ちの支援を強化

するものであります。

2 番目の事業内容として、(1) 対象とする園児であります。

傷病の回復期にあり、入院治療などの必要はないが、集団生活にはまだ回復が足りない、困難な状況である、1 歳児から 5 歳児を対象とするものであります。

(2) 受入の基準であります。通常の保育と比較をさせていただいて、説明をさせていただきます。

通常の保育の場合には、まず、解熱剤なしで 37.5 度を超える発熱がない。2 番目として、水分補給と普段どおりの食事が可能である。3 番目として、腹痛、嘔吐、下痢がない。

以上申し上げました、三つの要件を全て満たしているお子さんについて、毎日保育をしている状態であります。

それに対して、病後児保育の場合、解熱剤なしで 38 度以上の発熱がない。二つ目として、水分補給と普段どおりの食事がおおむね可能である。三つ目として、腹痛や嘔吐がなく、下痢があっても軽度な状態である。四つ目として、かかりつけ医を受診し、傷病の回復期にあり、入院治療などの必要はないが、集団生活にはまだ早く、病後児保育なら利用可能と診断されたことが、書面、連絡票でございますが、それによって確認できる園児を保育させていただくこととします。

(3) 実施の日時についてでございます。原則、月曜日から金曜日の開園日、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとさせていただきます。ただし、年末年始、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除くものといたします。

なおこども園については、地域の特性を鑑み、12 月 29・30 日については、特別保育として通常の保育は実施しているところであります。

(4) 実施場所は、病後児室及び児童クラブ室としております。2 ページ、裏面の略図をご覧ください。下の部分がこゆりこども園の略図となります。

正面玄関から右側については、通常の認定こども園ということになります。左側のスペース、太い枠で囲まれている部分が、病後児保育を実施するエリアになります。児童クラブ室、大変大きな部屋であります。コロナ禍前までに、その児童クラブ室は、放課後児童クラブを実施していたエリアでございます。現在は小学校の一部の教室を利用して、放課後児童クラブを実施させていただいておりますので、この児童クラブ室で病後児保育を実施することとなります。

病後児保育の利用の園児には、やはり一定程度の安静が必要なお子さん、あるいは隔離が必要なお子さんも想定されることから、それぞれ病後児保育のエリアには、安静室と隔離室も設置しているところであります。

なお、病後児保育を利用されるお子さんあるいは保護者の方については、正面玄関を利用せずに、専用の玄関を利用することとしております。

1 ページ目にお戻りください。

一番下の (5) 受入人数であります。1 日 3 名程度を見込んでいるところであります。配置の職員につきましては、保健師 1 名、保育士 1 名ということで配置を予定しております。

2 ページをご覧ください。

一番上の（６）利用の方法、手順でございます。

まず最初に、年度ごとに、事前に利用者の登録をしていただくこととなります。これにつきましては、やはり病後児保育の園児につきましては、通常の保育のお子さんよりも、詳しい医療的な情報を事前に共有していないと、不測の事態が起きることもありますので、そういった意味で、事前の利用者登録をしていただきます。

2 番目、利用したい場合には、電話等でこども園に希望日の空き状況を確認、予約をしていただきます。なお、その空き状況につきましては、情報連携アプリのコドモンでも確認できるようにしたいと考えております。

3 番目、利用当日までに利用申請書とかかりつけ医の連絡票などを提出することとしております。

4 番目、かかりつけ医の連絡票の内容と当日の容態により、利用の可否を決定させていただきます。これにつきましては、かかりつけ医の受診が前日になったり、当日の朝になったり、いろいろなケースが想定されます。そうした場合に、かかりつけ医の内容と、当日のお子さんの容態に差異がある可能性がございますので、そうした場合、最終的には当日のお子さんの容態により判断をさせていただくこととしております。

（７）利用料金、町民は無料といたします。なお現在、広域利用により、他市町村のお子さんにつきましても、保育を実施しているところであります。広域利用の園児につきましては、1 日につき最大で 2,000 円の利用料をいただくこととしております。

最後、大きな 3 番でございます。

事業費及び財源ですが、事業費につきましては、本事業を実施するにあたり新たに配置する保健師の人件費、これは補助金の上限額でございます。603 万 2,000 円を見込んでおります。これに対して財源として、子供・子育て支援交付金事業として、国・県からの合計の支援で 3 分の 2、402 万円を見込んでいるところであります。

以上で重要政策の審議等、病後児保育事業についての説明を終わらせていただきます。

○議長 次に、公営塾開設運営事業、学校教育アドバイザー設置事業の説明を求めます。

学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 令和 7 年度重要政策の審議等についてのうち、公営塾開設運営事業・学校教育アドバイザー設置事業についてご説明いたします。

重要政策の審議等資料 No. 2 をご覧願います。

まず、1 の事業の目的であります。本町独自の教育施策・教育改革を推進するため、校長等への学校運営全般や教職員への授業改善の指導助言など指導主事としての職務や小・中学校とこども園の連携、ふくしま学力調査やリーディングスキル（読解力）テストの分析活用などを行うことを目的に、「学校教育アドバイザー」を令和 3 年度から配置しております。

さらに、令和 7 年度からは、町内中学生の学力向上及び学習習慣の定着を目的とした「公営塾開設運営事業」についても学校教育アドバイザーの職務に追加することといたしました。

次に、2 の公営塾開設運営事業についてであります。町内中学生の学力向上及び学習

習慣の定着、高校入試や英語検定への対策などを目的に令和7年度から公営塾の開設・運営に取り組むものとしております。

現在検討中であるため、現時点における公営塾の検討案といたしましては、

①教科は数学と英語。

②対象としては西会津中学校1～3年生の希望者。

③月謝は無料。

④開催日は、平日の毎週水曜日の放課後（学期中）及び長期休業（夏休み等）の指定日。

⑤場所については、西会津中学校多目的ホールほかでございます。

⑥講師については、学校教育アドバイザー・民間塾講師・現在募集中の地域おこし協力隊の英語教育支援員、などを想定しております。

3の事業費の予算措置等につきましては、記載のとおりであります。公営塾開設運営事業として、127万7,000円、講師謝礼、教材消耗品等を計上しております。

4の今後のスケジュール予定であります。令和7年4月は、公営塾開設内容の検討、5月～7月は、開設準備として、公営塾実施要綱作成、生徒・保護者への説明、入塾受付、教材準備等を進め、8月に公営塾の開塾を想定しております。

次に裏面をご覧くださいまして、5の総合計画における位置づけにつきましては、記載のとおり、1学校教育の充実、4産官学民のそれぞれが持つ知識・経験を活用した教育の推進として、位置づけているところであります。

以上で、議案第18号、重要政策の審議等、公営塾開設運営事業・学校教育アドバイザー設置事業についての説明を終了いたします。

○議長 次に、滞在就農体験事業の説明を求めます。

農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 議案第18号関係重要政策の審議等、滞在就農体験事業についてご説明いたします。

重要政策の審議等資料のNo.3をご覧ください。

はじめに本事業の目的であります。本町では、人口減少、少子高齢化が急速に進んでおり、基幹産業である農業においても高齢等による離農者が増加しており、本町農業が持続的に発展するためには、就農人口の確保、特に新規就農者の確保に向けた取組みの強化が喫緊の課題であります。

一方、全国の自治体や農業団体等においても産地維持等のため、新規就農者確保に向けた独自の研修制度や支援金制度、受け入れ態勢の構築といった取組みが進められていますが、本町のような過疎・豪雪・中山間地域は就農先として選ばれにくい傾向にあり、また、移住・就農したものの理想と現実の乖離等の理由により離農するケースも少なくないといわれています。

このような状況を踏まえ、本事業では新規就農者確保に向けて、本格的な移住・就農前に一定期間滞在し、希望する営農形態に近い形で農業を体験してもらうほか、町の自然、地域の人や資源、魅力を知ってもらうため生産者や地域との交流等を行い、その後のスムーズな定住・就農の定着につなげ、町農業の担い手確保を図ることを目的に実施するものであります。

次に、本事業で実施する主な内容であります。農家の人や暮らし、資源、魅力等を最大限活用し、栽培作物や取組みたい農業の方向性、経営志向や田舎暮らし志向、半農半X志向などによる受入れ体制の整備を図ります。

また、事業実施には県農業普及所やJA等の関係機関等とも連携し、持続可能な新規就農者確保体制の整備を進めてまいります。

なお、本事業は令和7年度を初年度として3カ年で実施する計画であり、令和7年度は、地域のサポート体制の整備として、農家等協力者・資源の調査や聞き取り、就農希望者向けガイドブックの作成を行うほか、滞在就農体験事業のプログラム作成のための先行事例や農業関連イベント等の調査、また実証事業のプログラム作成やモニター事業等を実施する計画です。

令和8年度は、本格運用に向けた実証事業の実施や、県内外で行われる就農フェア等イベントでのPR活動に取り組む計画であります。

また、事業PRのための農家等への取材を行い、SNS等を活用した広報宣伝を行う計画であります。

令和9年度は、研修受入れ農家の拡充と、持続可能な事業に向けた体制を構築し、本格的に運用する計画であります。

裏面をご覧ください。

次に、本事業の事業費及び財源であります。令和7年度当初予算に222万6,000円を計上しており、財源は、特定財源として、みらいを描く市町村等支援事業助成金148万3,000円、一般財源74万3,000円を予定しております。

最後に、総合計画における根拠または位置づけについては記載のとおりであります。

以上で議案第18号関係、重要政策の審議等、滞在就農体験事業についての説明を終了いたします。

○議長 次に、若者・子育て世帯向け集合住宅整備事業の説明と続けて議案第19号及び議案第20号の説明を求めます。

商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 令和7年度重要政策の審議等についてのうち、若者・子育て世帯向け集合住宅整備事業について、ご説明いたします。

重要政策の審議等資料、No.4をご覧ください。

はじめに、1. 事業の目的であります。町では、人口減少対策の3本柱の一つに、移住・定住の促進を位置づけ、各種施策に取り組んでおり、相談数や移住者数は増加傾向にある一方、受け皿としての住まいの確保、特に賃貸集合住宅、アパート不足が喫緊の課題となっております。

若者や子育て世帯が住みたいと思える賃貸集合住宅を整備することで、移住・定住の推進と、町内の若者や子育て世帯等の町外流出防止、さらには町内企業等が人材確保しやすい環境づくりを目指ものであります。

次に、2. 町内の賃貸集合住宅の現状のうち、(1) 西会津のある暮らし相談室への相談状況であります。令和3年度から本年2月までのアパートの入居に関する相談数の合計は、55件で、そのうち入居につながったのは29件で52.7%と約半数でありました。

なお、戸建住宅においても 44 件の相談のうち、入居できたのは、22 件と半数の入居にとどまっております。

次に、(2) 町定住促進住宅の状況であります。令和 7 年 2 月末現在、第 1 定住、第 2 定住、第 3 定住全てにおいて、空き室なしの状況で、直近 2 ヶ月間この状況であります。

また、直近 2 年間の毎月の平均公募戸数は 2.2 戸とかなり少ない状況となっております。

次に、(3) 民間アパートの状況であります。令和 7 年 2 月末現在、民間アパート総数 58 室中、空き室は 6 室のみで、入居率 89.6% となっております。

次に、3. 若者・子育て世帯向け集合住宅の必要性についてであります。2 でご説明したとおり、住まいの相談に対して紹介できる物件数自体がごく僅かな状況であり、移住機会だけでなく若者等の定住・定着機会の喪失にも直結している状況であります。

また、町内企業においても、住まい不足が労働力の確保にも影響を及ぼしている実態が企業訪問等により明らかになっており、地域経済の維持・発展を図る上でも大きな課題となっております。

したがって、総合計画に掲げるように、若者や子育て世帯をターゲットとした施策を展開し、地域経済の活性化を図る上で、基盤となる住環境の整備が急務となっております。

次に 4. 令和 7 年度当初予算額についてであります。

3 で説明のとおり、住環境の整備が急務となっていることから、若者・子育て世帯向け集合住宅整備に着手するため、第 3 定住促進住宅、トゥジュール西会津と同規模の施設整備を想定した場合に必要なと見込まれる用地の取得に向けた調査経費として、土地測量委託料 90 万 5,000 円の、不動産鑑定委託料 59 万 4,000 円の合計 149 万 9,000 円を令和 7 年度当初予算案の 2 款 1 項 10 目に計上いたしましたのでご理解願います。

以上で、若者・子育て世帯向け集合住宅整備事業についての説明を終わります。

次に、議案第 19 号、令和 7 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲につきましては、経済の活性化と雇用の確保を図る上で、本町にとって重要な課題であると認識しているところであります。

企業誘致を取り巻く環境は、人口減少に伴い労働力人口が減少する中、大変厳しい状況となっております。若者の定住促進や町内の雇用の確保に向け、令和 7 年度においても、県などの関係機関の協力を得ながら、工業団地の分譲に向けて努力してまいりたいと考えております。

それでは、予算書の 10 ページをご覧ください。

令和 7 年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,867 万 6,000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 147 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款財産収入、1 項 1 目不動産売却収入、8,867 万 4,000 円の

計上であります。これは未分譲地の土地売却収入であります。

2 款繰越金 1 項 1 目繰越金 1,000 円から、3 款諸収入、1 項 1 目、町預金利子 1,000 円までは、前年度繰越金及び町預金利子の存目計上であります。

148 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款予備費、1 項 1 目予備費であります。8,867 万 6,000 円を計上したところであります。

以上、議案第 19 号、令和 7 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 20 号、令和 7 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

住宅団地につきましては、全 69 区画のうち未分譲区画が 9 区画となっております。

令和 7 年度におきましては、住宅団地購入費補助金の P R、移住・定住に向けた H P への掲載、さらには新聞・雑誌等への広告などを通じて、広く情報発信し、分譲につなげてまいりたいと考えております。

それでは、予算書の 13 ページをご覧ください。

令和 7 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 583 万 1,000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の 151 ページをご覧ください。

まず、歳入であります。1 款使用料及び手数料、1 項 1 目住宅団地使用料、2 万円は分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入、9,000 円は、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。

2 項 1 目不動産売却収入、580 万円は、1 区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金、152 ページの 4 款諸収入、1 項 1 目町預金利子は、前年度繰越金及び町預金利子の存目計上であります。

153 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款事業費、1 項 1 目住宅団地分譲事業費、583 万 1,000 円の計上は、1 区画分の分譲促進謝礼 50 万円や、旅費、広告料、及び 1 区画分の住宅団地購入費補助金 50 万円など、分譲に要する経費を計上したほか、修繕料や団地内整備委託料など、住宅団地内の維持管理に要する経費を計上したものであります。

以上、議案第 20 号、令和 7 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第 21 号及び議案第 22 号の説明を求めます。

健康増進課長、岩渕東吾君。

○健康増進課長 議案第 21 号、令和 7 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算につい

て、ご説明いたします。

はじめに、概要について申し上げます。

後期高齢者医療の保険料は、2年に一度見直しされることになっており、令和6年度に改定がありましたので、令和7年度は据え置きとなっております。

均等割額は45,900円、所得割率は8.98%であり、引き続き所得の状況により、均等割の7割・5割・2割の軽減措置が適用されます。

また、少子高齢化による人口構成の変化により、現役世代の負担がより重くなっていることから、後期高齢者の保険料と現役世代の支援金の伸び率を同じにするため、収入が高い方は保険料負担の上限額が、令和6年度と7年度の2年間で段階的に引き上げられることとなっております。

それでは、予算書の16ページをご覧ください。

令和7年度、西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,479万4,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の156ページをご覧ください。歳入であります。

1款、後期高齢者医療保険料1項1目、特別徴収保険料5,862万9,000円は、年金からの特別徴収分であります。

2目、普通徴収保険料1,395万3,000円は、納入通知書や口座振替による普通徴収分であります。

2款、繰入金、1項2目、保険基盤安定繰入金3,490万3,000円は、保険料の軽減措置分にかかる一般会計からの繰入であります。

157ページをご覧ください。

4款、諸収入、3項1目、健康診査受託事業収入513万8,000円は、健康診査に係る広域連合からの受託事業収入であります。

158ページをご覧ください。歳出であります。

1款、総務費、1項1目、一般管理費122万9,000円は、後期高齢者医療システムのリース料など、事務費を計上しております。

159ページをご覧ください。

2款、保健事業費、1項1目、保健事業費512万7,000円は、健康診査の委託料などあります。

3款、後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目、後期高齢者医療広域連合納付金1億748万6,000円は、徴収した保険料と保険基盤安定負担金を広域連合に納付するものであります。

以上で、議案第21号、令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第22号、令和7年度西会津町国民健康保険特別会計予算について、ご

説明いたします。

はじめに、国民健康保険事業の現況について申し上げます。

事業勘定では、国民健康保険制度の安定的な財政運営と、効率的な事業の確保等を図るため、平成 30 年度から財政の責任主体が市町村から都道府県に移行し、これまで順調に運営されているところであります。

医療費の動向につきましては、コロナ禍の影響により、令和 2 年度は医療費総額が低かったところでありましたが、令和 3 年度以降はおおむねコロナ前の水準に戻ってきております。

また、安定した国保運営を行う取組として、国保税の収納率の向上、レセプトや資格点検などによる医療費の適正化対策、正しい食生活の実践や運動習慣の定着に向けた様々な健康づくりに取り組むとともに、健康増進計画第 2 期に基づき、からだ、こころ、つながりの三つの健康による「さすけねえ輪」の健康づくりを進めてまいります。

診療施設勘定では、令和 7 年度においても診療所の常勤医師 3 名体制を継続してまいります。

さらに、福島県立医科大学会津医療センターや民間病院から、内視鏡検査と整形外科の非常勤医師の応援をいただき、引き続き安心して受診できる医療提供体制の充実に努めてまいります。

また、診療所に併設する訪問看護事業所については、診療所や福祉施設等と連携し、利用者の利便性と地域医療サービスの向上に向けて取り組んでまいります。

それでは、予算書の 19 ページをご覧ください。

令和 7 年度、西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 7 億 1,072 万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 億 6,900 万 2,000 円と定める。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分、及び当該区分ごとの金額は「第 1 表歳入歳出予算」による。

地方債、第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第 2 表地方債」による。

歳出予算の流用、第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第 2 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

事項別明細書の 163 ページをご覧ください。事業勘定の歳入です。

1 款、国民健康保険税、1 項 1 目、一般被保険者国民健康保険税 9,082 万 9,000 円は、保険給付費、県への納付金、保健事業などの歳出総額から、国・県の交付金や一般会計繰入金等の歳入を差し引いた額を、国保税必要額として算出し、それぞれの区分により計上

したものであります。

なお、令和7年度の国保税額は、今後、所得額や県への納付金額が確定する本算定において、改めて算出することになります。

164 ページをご覧ください。

4 款、県支出金、1 項 1 目、保険給付費等交付金 5 億 3,813 万 5,000 円は、保険給付費の財源として交付される普通交付金 5 億 1,549 万 6,000 円、へき地診療所の運営費や健康づくりの取組に係る特別交付金 2,263 万 9,000 円であります。

165 ページをご覧ください。

6 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 7,580 万 5,000 円は、職員人件費のほか、特定健診や子育て医療費サポート事業等に係る繰入金 4,133 万 5,000 円、保険基盤安定繰入金 3,425 万 6,000 円などであります。

2 項 1 目、国民健康保険運営基金繰入金 526 万円は、国保税の減税財源や、人間ドック助成事業等に充てるため、国民健康保険運営基金より繰入するものであります。

なお、繰入れ後の基金残高見込額は、3,422 万 8,000 円であります。

167 ページをご覧ください。歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 2,791 万 4,000 円は、主に職員の人件費や事務費などの計上であります。

168 ページをご覧ください。

2 項 1 目、賦課徴収費 377 万 7,000 円は、国保税の徴収に係る経費であります。

170 ページをご覧ください。

2 款、保険給付費、1 項 1 目、一般被保険者療養給付費 4 億 4,544 万円から、171 ページの 3 項 1 目、一般被保険者移送費までは、令和 6 年度の実績見込み等に基づき、それぞれ計上したところであります。

4 項 1 目、出産育児一時金 150 万 1,000 円は、3 件分の計上であります。

172 ページをご覧ください。

3 款、国民健康保険事業費納付金、1 項 1 目、一般被保険者医療給付費分 9,586 万 4,000 円から、173 ページの 3 項 1 目、介護納付金分 982 万 4,000 円までは、保険給付費の財源として県へ納付するものであり、それぞれ県から示された額を計上しております。

4 款、保健事業費、1 項 1 目、特定健康診査等事業費 801 万 2,000 円は、特定健康診査委託料 660 万 1,000 円、人間ドック事業委託料 105 万円などあります。

174 ページをご覧ください。

2 項 2 目、疾病予防費 147 万 4,000 円は、健康づくりポイント事業や自動電子血圧計購入費補助金などあります。

175 ページをご覧ください。

6 款、諸支出金、2 項 1 目、診療施設勘定繰出金 120 万円は、奥川診療所の運営費に係る分であり、2 目、一般会計繰出金 381 万 8,000 円は、にこにこ相談所の運営費に係る分であります。

186 ページをご覧ください。診療施設勘定の歳入です。

1 款、診療収入、1 項、外来収入 1 億 2,626 万 9,000 円は、町内 3 診療所における診療

報酬や患者一部負担金収入などであります。

2 項 1 目、諸検査等収入 4,308 万 2,000 円は、予防接種や各種検診等収入であります。

2 款、訪問看護事業所収入、1 項 1 目、介護報酬収入 559 万 2,000 円から、188 ページの 4 項 1 目、公費負担金収入までは、訪問看護事業所における介護保険報酬や医療保険報酬収入などあります。

4 款、県支出金、1 項 1 目、診療施設県補助金 825 万円は、診療所の内視鏡検査装置 1 台の更新に充てるものであります。

189 ページをご覧ください。

5 款、繰入金、1 項 1 目、一般会計繰入金 1 億 230 万 9,000 円は、起債の元利償還金のほか、職員人件費や施設修繕料など、診療所の安定運営に必要な経費への繰入金であります。

2 項 1 目、事業勘定繰入金 120 万円は、奥川診療所の運営費に係る繰入金であります。

7 款、諸収入、1 項 1 目、特別養護老人ホーム診療業務受託収入 436 万 9,000 円、2 目、グループホーム医療連携業務受託収入 356 万 4,000 円は、それぞれ医療連携等に基づく診療業務等の受託収入であります。

190 ページをご覧ください。

8 款、町債、1 項 1 目、過疎対策事業債 5,580 万円は、内視鏡検査装置等の更新に係る医療用機械器具整備事業 2,860 万円、常勤医師の人件費に係る医師確保対策事業 2,720 万円について、それぞれ借入れるものであります。

191 ページをご覧ください。歳出です。

1 款、総務費、1 項 1 目、一般管理費 2 億 4,020 万 1,000 円は、職員人件費や事務費、施設管理費のほか、193 ページの、非常勤医師の診療業務委託料 804 万 7,000 円などを計上しております。

194 ページをご覧ください。

2 款、医業費、1 項 1 目、医療用機械器具費 5,260 万 5,000 円は、医療用機械器具保守管理委託料 1,056 万 4,000 円、在宅酸素濃縮器等の機械機器使用料 420 万円、内視鏡検査装置及び臨床検査システムに係る、医療用機械器具購入費 3,685 万円の計上などあります。

195 ページをご覧ください。

2 目、医療用消耗機材費 1,592 万 3,000 円、並びに 3 目、医薬品衛生材料費 1,500 万円は、診療所の医療用消耗品 1,020 万円、血液検査委託料 360 万円、医薬品費 1,500 万円などの計上であります。

3 款、公債費、1 項、公債費 4,396 万 9,000 円は、地方債償還の元金及び利子であります。

予算書の 26 ページをご覧ください。

第 2 表、地方債、過疎対策事業費、限度額を 5,580 万円とし、診療所の医療用機械器具整備事業や、医師確保対策事業に充当するものであります。

起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりであります。

なお、本案につきましては、去る 2 月 20 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、

適当である旨の答申をいただいております。

以上で、議案第 22 号、令和 7 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。

○議長 議案第 23 号の説明を求めます。

福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 議案第 23 号、令和 7 年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、介護保険事業の概要について申し上げます。

令和 7 年度は、第 9 期介護保険事業計画の中間年度であり、事業計画での推計と、これまでの給付実績に基づいた予算編成となっております。

65 歳以上の第 1 号被保険者数は、12 月末時点で 2,730 人と、令和 5 年と比較し 37 人の減、要介護認定者数についても 563 人、61 人の減、また介護保険サービスを利用されている方は、12 月利用分で 490 人、17 人の減となっております。

このため、保険給付費については、現行サービスの利用状況を踏まえ、居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスについて調整を行い、地域支援事業や介護予防支援事業については、実績などに基づき計上いたしました。

なお、歳入においては、この保険給付費などをもとに、国・県・町の負担金、支払基金交付金などを、それぞれの負担割合、ルール分に応じて見積もり、不足する額を介護給付費準備基金より繰入計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算の総額は 12 億 2766 万 5,000 円となり、令和 6 年度当初予算と比較して 157 万 1,000 円、率にして 0.13%の増額になったところであります。

それでは、予算書の 27 ページをご覧ください。

令和 7 年度西会津町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12 億 2,766 万 5,000 円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用、第 2 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第 2 号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の 207 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目、第 1 号被保険者保険料 1 億 7,598 万 1,000 円は、65 歳以上の第 1 号被保険者から徴収する保険料であり、第 9 期介護保険事業計画で定めた保険料率で令和 6 年度の実績などを基に算定しております。

なお、低所得者の保険料軽減措置につきましては、令和 6 年度から一部制度改正されま

したが、引き続き実施されます。

2 款使用料及び手数料 1 項 1 目、民生手数料 47 万 3,000 円は、介護予防のためのミニデ
イサービスと奥川元気クラブの事業にかかる手数料であります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金 1 億 9,131 万 7,000 円は、介護給付費に
かかる国の負担分であります。

同じく 2 項 1 目調整交付金 1 億 1,748 万 1,000 円は、介護給付費に係る国の調整交付金
であります。

同じく 2 目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）525 万円及び、
208 ページをご覧ください。

同じく 3 目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）1,655 万 5,000
円は、介護予防事業や地域包括支援センターなどに係る国庫補助金であります。

同じく 4 目、保険者機能強化推進交付金 70 万円、同じく 5 目、介護保険保険者努力支援
交付金 120 万円は、保険者である町が行う自立支援や重度化防止などの事業に対する国庫
補助金であります。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目、介護給付費交付金 2 億 9,370 万 3,000 円は、40 歳から
64 歳までの第 2 号被保険者の保険料として、社会保険診療報酬支払基金をとおし交付され
るものであります。

同じく 2 目地域支援事業支援交付金 567 万円は、介護予防事業に対して交付されるもの
であります。

209 ページをご覧ください。

5 款県支出金、1 項 1 目、介護給付費負担金 1 億 6,221 万 4,000 円は、介護給付費にか
かる県の負担分であります。

同じく 2 項 1 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）262 万 5,000
円、

同じく 2 目、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）827 万 7,000 円
は、介護予防事業や地域包括支援センターなどに係る県補助金であります。

210 ページをご覧ください。

7 款繰入金 1 項 1 目介護給付費繰入金 1 億 3,597 万 3,000 円は、介護給付費に係る町負
担 12.5%分であります。

同じく 2 目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）262 万 5,000 円と、
3 目、地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）827 万 7,000 円は、
介護予防事業や地域包括支援センターに係る町の負担分であります。

同じく 4 目低所得者保険料軽減繰入金 1,132 万円は、介護保険料の第 1 段階から第 3 段
階の方の保険料を引き続き軽減するために、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、町が 4 分の 1
の割合で負担する額をまとめて、一般会計より繰り入れるものであります。

同じく 5 目その他一般会計繰入金 7,114 万 4,000 円は、職員の給与及び事務費等にかか
る一般会計からの繰入金であります。

同じく 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金 1,601 万 7,000 円は、介護保険給付費から保
険料や国・県・町からの負担金を差し引いて、なお不足する分を基金から繰り入れするも

のです。

なお、繰入れ後の基金残高は、4,425万6,000円となる見込みであります。

次に、212ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費1項1目一般管理費2,174万3,000円は、職員の人件費と事務費等であります。

213ページをご覧ください。

同じく3項1目、介護認定審査会費384万2,000円は、介護認定審査会に係る喜多方広域への負担金であります。

同じく2目認定調査等費620万9,000円は、要介護認定を行うための、認定調査等に係る経費であります。

215ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項1目、居宅介護サービス給付費3億200万円。同じく2目、地域密着型介護サービス給付費1億8,500万円。同じく3目、施設介護サービス給付費4億5,000万円。同じく4目、居宅介護福祉用具購入費88万円。同じく5目、居宅介護住宅改修費160万円。同じく6目、居宅介護サービス計画給付費4,500万円。

これらは、要介護1～5までの要介護認定者に係る介護サービス給付費であり、令和6年度の実績を基に計上しております。

同じく2項1目、介護予防サービス給付費2,300万円。216ページをご覧ください。

同じく2目、地域密着型介護予防サービス給付費400万円。同じく3目、介護予防福祉用具購入費30万円、同じく4目、介護予防住宅改修費60万円、同じく5目、介護予防サービス計画給付費320万円、これらは、要支援1・2の要支援認定者に係る介護予防サービス給付費であります。

同じく3項1目審査支払手数料84万円は、介護給付等請求にかかる審査手数料であります。

217ページをご覧ください。

同じく4項1目、高額介護サービス費2,400万円は、利用者の自己負担分が一定額を超えた場合、所得等に応じて軽減するものであります。

同じく5項1目、高額医療合算介護サービス費220万円は、利用者の自己負担額が医療費と合算して一定額を超えた場合に、所得等に応じて軽減するものであります。

同じく6項1目、特定入所者介護サービス費4,500万円は、低所得者の施設サービス利用に係る食事・居住費等を、所得に応じて軽減するものです。

218ページをご覧ください。

4款地域支援事業費1項1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号訪問・通所・生活支援）の2,020万1,000円は、ミニデイサービス業務等の委託料や、デイサービス、ホームヘルプサービス費の負担金等であります。

219ページをご覧ください。

同じく2目介護予防ケアマネジメント事業費352万2,000円は、要支援の方などが、介護予防生活支援サービスを利用する際に必要な、ケアマネジメントに係る費用であります。

同じく2項1目一般介護予防事業費653万4,000円は、要介護認定を受けていない方の

介護予防事業に係る事業費であります。

220 ページをご覧ください。

同じく 3 項 1 目総合相談事業費 1,503 万 3,000 円、221 ページをご覧ください。

同じく 2 目、権利擁護事業費 144 万 9,000 円、同じく 3 目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費 413 万 9,000 円は、地域包括支援センターの職員の給与と業務委託料などであります。

同じく 4 目任意事業費 2,679 万 9,000 円は、地域ふれあいセンター運営に係る委託料 1,460 万 3,000 円や、222 ページをご覧ください。グループホーム入所者の家賃助成事業 749 万円などを計上しております。

同じく 5 目生活支援体制整備事業費 862 万 1,000 円は、生活支援コーディネーターや次期介護保険事業計画の策定に必要なニーズ調査等の委託料などであります。

同じく 6 目認知症総合支援事業費 815 万 7,000 円は、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員の委託料などであります。

同じく 7 目地域ケア会議推進事業 216 万 2,000 円は、地域ケア会議運営に係る地域包括支援センターへの委託料などであります。

223 ページをご覧ください。

同じく 8 目在宅医療・介護連携推進事業費 768 万 9,000 円は、診療所などでの在宅医療と介護の連携に従事する医療介護相談員の人件費と、医療介護連携推進基本計画などの検討・策定を進めるための業務委託料 420 万円などであります。

224 ページをご覧ください。

5 款介護予防支援事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費 243 万 2,000 円は、在宅高齢者等福祉サービス費などであります。

225 ページをご覧ください。

6 款諸支出金 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料還付金 40 万円は、第 1 号被保険者の過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第 23 号令和 7 年度西会津町介護保険特別会計予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第 24 号及び議案第 25 号の説明を求めます。

建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 議案第 24 号、令和 7 年度西会津町簡易水道等事業会計予算についてご説明申し上げます。

はじめに、先般、ご議決いただきました条例の改正により、会計名が改正されております。第 1 款を簡易水道等事業とし、一つの款にまとめております。

次に、統合された新しい簡易水道等事業の全体概要であります。給水区域などについても一つまとめておりますので、その内容でご説明いたします。

また、施設面での変更は無く、新たに簡易水道施設に加えた旧上水道施設を含む簡易水道施設 8 施設、飲料水供給施設 3 施設の計 10 施設の管理運営を行います。経営面では、簡易水道等事業経営戦略でご説明申し上げたとおり、人口減少等の影響から、収入が減少傾向にある一方で、老朽管の更新工事や施設設備等の老朽化対策など、維持管理経費は増加

傾向にあり、一般会計からの繰入金等により、持続可能な管理運営を行ってまいります。

それでは予算書を説明いたします。

予算書の 32 ページをご覧ください。

第 1 条総則、令和 7 年度西会津町簡易水道等事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条業務の予定量、業務の予定量は、次のとおりとする。内容につきましては、記載のとおりです。

第 3 条収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入は、第 1 款・簡易水道等事業収益が、2 億 7,027 万 9,000 円です。

支出の合計も収入と同額の計上です。

33 ページをご覧ください。

第 4 条資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 652 万 1,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 1,837 万 3,000 円、当年度分損益勘定留保資金 7,714 万 8,000 円、減債積立金 1,100 万円で補てんするものとする。

収入は、第 1 款・簡易水道等事業資本的収入 1 億 9,973 万 3,000 円です。

支出は、第 1 款・簡易水道等事業資本的支出 3 億 625 万 4,000 円です。

第 5 条債務負担行為、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項は、アセットマネジメント計画策定、期間、令和 7 年度から令和 8 年度までの 2 年間限度額 1,500 万円です。

第 6 条企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的・簡易水道等事業の限度額は 1 億 1,380 万円、過疎対策事業の限度額は 8,400 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

34 ページをご覧ください。

第 7 条一時借入金、一時借入金の限度額は 1 億円と定める。

第 8 条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費 3,464 万 3,000 円です。

第 9 条他会計からの補助金、事業・費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 億 1,302 万 5,000 円である。

第 10 条たな卸資産購入限度額、たな卸資産の購入限度額は、30 万円と定める。

内訳については、水道事業会計予算実施計画にて説明をいたします。事項別明細書の 233 ページをご覧ください。

初めに、収益的収入及び支出とは、一事業年度における企業の経営活動に伴って発生する全ての収益と費用を表す予算です。

収入の、第 1 款・簡易水道等事業収益においては、水道料金や、一般会計補助金、長期

前受金戻入などが主なものであります。

235 ページをご覧ください。次に支出です。

第 1 款・簡易水道等事業費用は、職員の人件費、施設等の維持管理に係る委託料や修繕費、電気料、減価償却費、企業債償還利子などが主なものです。次に 236 ページに新規計上しております、アセットマネジメント計画策定業務委託料につきましては、令和 3 年度に旧水道事業について策定しておりましたが、新たに、統合簡水全体の中長期的かつ総合的な施設の更新計画の策定が必要となることから、新年度予算に計上するものであります。

241 ページをご覧ください。資本的収入及び支出です。

資本的収入及び支出とは、建物・施設の建設といった支出の効果が次年度以降に及ぶものや、企業債の元金償還などの費用と、その財源となる収入を表す予算です。

初めに収入です。第 1 款・簡易水道等事業、資本的収入は、企業債借入金や一般会計補助金が主なものです。

242 ページをご覧ください。支出です。

第 1 款・簡易水道等事業、資本的支出は、各浄水場のポンプなどの施設機器の更新工事費や、老朽管更新工事費、企業債償還金などが主なものです。

以上で、令和 7 年度西会津町簡易水道等事業会計予算の説明を終了させていただきます。

つづきまして、議案第 25 号、令和 7 年度西会津町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

はじめに、下水道事業の概要であります。野沢地区、大久保地区は、公共下水道事業により、小島地区、野尻地区など 5 地区は農業集落排水処理事業により、それ以外の地域は個別排水処理事業で施設整備を推進しております。これらにより、全人口のうち汚水処理施設の整備状況を示す「汚水処理人口普及率」は、令和 5 年度末時点で 83.9%であり、前年度より 0.1 ポイント向上いたしました。

経営面では、下水道事業経営戦略でもご説明いたしましたが、使用料収入の大幅な増加は見込めないことから、維持管理コストの削減や施設の統合等による効率化を図るとともに、一般会計からの繰入金により持続可能な経営に努めてまいります。

それでは予算書の 35 ページをご覧ください。

第 1 条総則、令和 7 年度西会津町下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第 2 条業務の予定量、業務の予定量は、次のとおりとする。内容については、記載のとおりです。

第 3 条収益的収入及び支出、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入は、第 1 款・公共下水道事業収益から、次のページに移りまして、第 3 款・個別排水処理事業収益までの合計が、3 億 8,535 万 8,000 円で、支出も同額の計上です。

第 4 条資本的収入及び支出、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,521 万 9,000 円は、当年度分消費税及び地方消費税、資本的収支調整額 372 万 9,000 円、当年度分損益勘定留保資金 7,249 万円、減価積立金 900 万円で補てんするものとする。

収入は、第 1 款・公共下水道事業、資本的収入から、37 ページに移りまして、第 3 款・個別排水処理事業、資本的収入までの合計が、1 億 2,397 万 2,000 円の計上です。

支出は、第1款・公共下水道事業、資本的支出から第3款・個別排水処理事業、資本的支出までの合計が2億919万1,000円の計上です。

第5条債務負担行為、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

排水設備資金等の融資に対する損失補償で、期間は令和7年度から令和12年度までの6年間、限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額です。

38ページをご覧ください。

第6条企業債、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的・公共下水道事業の限度額は5,190万円、次に農業集落排水処理事業の限度額は4,780万円、個別排水処理事業の限度額は750万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

第7条一時借入金、一時借入金の限度額は、1億円と定める。

第8条議会の議決を経なければ流用することのできない経費、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。職員給与費2,926万5,000円です。

第9条他会計からの補助金、事業費用及び資本的支出の一部に充当するため、一般会計から、この会計へ補助を受ける金額は1億7,651万8,000円である。

第10条たな卸資産購入限度額、たな卸資産の購入限度額は、30万円と定める。

内訳については、下水道事業会計予算実施計画にて説明をいたします。事項別明細書の258ページをご覧ください。初めに、収益的収入及び支出の収入です。

第1款・公共下水道事業収益から260ページの第3款・個別排水処理事業収益は、下水道使用料や、国庫補助金、一般会計補助金、長期前受金戻入などが主なものです。

262ページをご覧ください。次に支出です。

第1款・公共下水道事業費用は、野沢・大久保、両浄化センターの管理委託料や電気料などの維持管理経費、職員の人件費、減価償却費、企業債償還利子などが主なものです。

このうち、263ページ第2目処理場費の15節・委託料・野沢浄化センター耐震診断業務委託料1,620万円は新規計上であります。

265ページに移りまして第2款・農業集落排水処理事業費用は、各処理施設の管理委託料や、汚泥処理手数料、職員の人件費、減価償却費、企業債償還利子が主なものです。269ページをご覧ください。

第3款・個別排水処理事業費用は、汚泥処理手数料や、職員の人件費、減価償却費、企業債償還利子が主なものです。

272ページをご覧ください。

資本的収入及び支出の収入です。

第1款・公共下水道事業資本的収入から第3款・個別排水処理事業、資本的収入は、企業債借入金や、一般会計補助金、国庫補助金が主なものです。

274 ページをご覧ください。支出です。

第 1 款・公共下水道事業、資本的支出は、野沢処理区内マンホール蓋更新工事などの工事請負費や、職員の人件費、企業債償還金が主なものです。

第 2 款・農業集落排水処理事業、資本的支出は、小島処理区内の設備更新工事費や、企業債償還金が主なものです。

第 3 款・個別排水処理事業、資本的支出は、合併浄化槽整備工事費や、企業債償還金が主なものです。

以上で、議案第 25 号、令和 7 年度西会津町下水道事業会計予算の説明を終了させていただきます。

これを持ちまして、議案第 18 号・令和 7 年度西会津町一般会計予算から、議案第 25 号・令和 7 年度西会津町下水道事業会計予算までの説明を終了させていただきます。

よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議は、これで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日は、これで延会します。(12時08分)

令和7年第3回西会津町議会定例会会議録

令和7年3月19日（水）

開 議 13時00分
散 会 15時39分

出席議員

2番 仲 川 久 人	6番 小 林 雅 弘	10番 猪 俣 常 三
3番 長谷川 正	7番 秦 貞 継	11番 青 木 照 夫
4番 上 野 恵美子	8番 伊 藤 一 男	12番 武 藤 道 廣
5番 荒 海 正 人	9番 三 留 正 義	

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長 薄 友 喜	建設水道課長 佐 藤 広 悦
副 町 長 大 竹 享	教 育 長 五十嵐 正 彦
総 務 課 長 伊 藤 善 文	学校教育課長 佐 藤 実
企画情報課長 玉 木 周 司	生涯学習課長 矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民税務課長 渡 部 栄 二	代表監査委員 鈴 木 和 雄
福祉介護課長 船 橋 政 広	農業委員会事務局長 小 瀧 武 彦
健康増進課長 岩 渕 東 吾	
商工観光課長 齋 藤 正 利	
農林振興課長 小 瀧 武 彦	

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 五十嵐 博 文	議会事務局主査 品 川 貴 斗
----------------	-----------------

第3回議会定例会議事日程（第13号）

令和7年3月19日 午後1時開議

開 議

- 日程第1 議案第18号 令和7年度西会津町一般会計予算
- 日程第2 議案第19号 令和7年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第3 議案第20号 令和7年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
- 日程第4 議案第21号 令和7年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第5 議案第22号 令和7年度西会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第6 議案第23号 令和7年度西会津町介護保険特別会計予算
- 日程第7 議案第24号 令和7年度西会津町簡易水道等事業会計予算
- 日程第8 議案第25号 令和7年度西会津町下水道事業会計予算

散 会

（議会運営委員会）

○議長 令和7年第3回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。

議案第18号から議案第25号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑の方法として、一般会計については総括的な質疑を行い、その後、款ごとに質疑を行います。

総括質疑は、予算編成や財源など一般会計予算全般にわたる質疑でありますので、あらかじめ申し上げます。

なお、総括質疑は事前通告制としており、通告のあった議員のみ発言を許可します。

特別会計については、1議題ごとに行います。

質疑を行う際は、議案の不明な点や疑問点について、簡明に発言してください。

日程第1、議案第18号令和7年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

9番、三留正義君。

○三留正義 通告に従って令和7年度西会津町歳入歳出予算について質疑を申し上げます。

大きく三つ。3項目について伺います。

それでは一つ目ですが、令和7年度予算について、現在たゆまなく行われている行財政改革などで有償や無償の事業について、どのような検討がなされ、どのような結果を得ているのか。またそのことによる町民福祉等、町財政に与える影響について伺います。

この影響という言葉については狙いと期待する効果という意味があります。

二つ目。一般会計予算の総額65億7,300万、前年度比1億7,800万、2.8%の増額とされ、不足する財源4億7,000万円は、財政調整基金を繰り入れると示されましたが、近年の当初予算ベースで、財政調整基金繰入金の動向がどのような動きをしているのか伺います。

三つ目。交際費、償還金ですが、交際費は令和8年からは7億円台の償還となり、以降、緩やかに減少していく見込みであると示されましたが、町債を見ると令和6年、7年と5億4,000万円台で横ばいのようなことから、交際費と町債の動きが捉えにくいので、その要諦を伺います。

以上です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 9番、三留議員の総括質問についてお答えいたします。

1点目の行財政改革に関するご質問でございますが、行財政改革につきましては、社会情勢の変化や町を取り巻く行政課題、近隣自治体の取組状況等を把握した上で、適正な費用負担と継続性のある行財政運営を維持するために、行財政改革に取り組んでおります。

本年度は、全庁的な事業のチェック作業に取りかかるとともに、一部の事業については、見直しをし令和6年度予算及び令和7年度予算に反映させております。例を挙げますと、新型コロナウイルスワクチン接種事業については、令和6年度補正予算におきまして、国における集団接種から各自治体が行う定期接種へと移行されたことから、接種を受ける方

の自己負担額について、国の基準単価、近隣自治体の動向を考慮し、2,000 円とし予算化しております。

また、令和7年度予算におきましては、高齢者インフルエンザワクチン接種事業、高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業におきましても、それぞれ近隣市町村の動向等を加味し、一部自己負担をいただくことで見直しを図ったものです。

対象となる方のうち、接種を受けられる方から一部自己負担をいただくことによる公平性の確保と、近隣自治体の自己負担導入状況に合わせた形の負担額の導入を行うことにより、一定水準の行政サービスに均一性を持たせること、また、財政力の少ない自治体での応分の費用負担をいただくことによりまして、これまで全額町負担としていた財源を、子育て施策や若者の定住・移住施策に振り向け、未来あるまちづくりの方向性を維持・拡大していきたいと、このような考えのもと、今後も継続した行財政改革に取り組んでいくこととしており、この一環として、今時一部負担をいただきたいということで、見直しを図ったものでございます。

続いて、財政調整基金の繰入金の動向についてのご質問にお答えしたいと考えております。

まず直近5か年の当初予算編成時の財政調整基金繰入金の動向につきましては、4億2,000万円から4億4,000万円の間にあります。令和7年度につきましては、全体予算調整の結果、対前年度比3,000万円増の4億7,000万円の繰入金といたしました。

続いて3点目の公債費につきましては、当初予算の概要説明の際に語説明申し上げましたが、近年、借り入れを行う町債の発行額が横ばいなのに対し、地方債の償還額が減少していくことの内容の御質問ではございますが、地方債の償還につきましては、例えば、過疎対策事業債ですと、借入期間が12年、うち3年が利子のみの据え置き期間という記載でございます。したがって、令和6年度に借り入れる町債の償還につきましては、3年間の据え置き期間があり、令和9年度までは、利子のみの償還、令和10年度から元利均等による償還開始というずれが生じます。現状、町では8億円台の元金償還に対し、借入額が5億4,000万円程度となっておりますので、地方債全体の残高が減少しております。中期的な財政展望のもと、過度な借り入れが生じないよう、バランスを取りながら財政運営に努めている状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、三留正義君。

○三留正義 予算でありますから、深々と掘り下げるとい点はありません。今の大体ご説明で得心できるところがほとんどです。

ただ交際費にいたっては、要は起債のマックス上限を一定水準に今抑えてる。だから償還額が減ってくるんだという、そういう聞き方でよろしいのかと思いますけれどもその点、最後にご確認したいと思います。

あと行財政改革、そういったものの中で様々な観点から、特に近隣自治体の動向なども踏まえて適正妥当な判断をして、若い人とかね、そういった骨太の予算にしていくなというふうに私は飲み込みました。

先ほどの交際費の1点だけちょっと確認したいので、よろしくお願いします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。

議員ご指摘のとおりでございまして、ある程度過度な、いわゆる投資と申しますか、借入れを起こさないようにバランスを取りながら進めているということで、そういう状況で議員がおっしゃられたとおり、それほど負担のないような形で進めていきたいということから、そういうバランスを考えて借入れの計画を立てているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9 番、三留正義君。

○三留正義 分かりました。より良い形で年度末が迎えられることをご祈念申し上げて、私の質疑はこれで終了します。ありがとうございました。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 同僚の議員とちょっとだぶるようなご質問が出ましたので、私は私なりに角度を変えまして、お尋ねをしていきたいと思います。

新年度予算案においてですね、65 億 7,300 万となりまして前年度の対比 2.8%の増額となっております。主要因といたしましてその内容と経済的な効果をどう分析しているのかをお尋ねしたいと思います。

二つ目に、財政指標及び起債の状況並びに将来支払っていく財政の見通しなどをお尋ねをしたいと思います。

三つ目は、一般会計から繰り出しの委託料、繰出金や、またその委託料としましては令和 5 年度の実績で申し上げますと総額 11 億 585 万 4,000 円、率にいたしましては 17.3%となっております。令和 7 年度から水道事業の名称が変わりまして、簡易水道等事業となります。それらと、下水道事業の含めた委託料では設計監理委託料及び調査委託料及び指定管理委託料の割合見通しは、今後どのように分析されていくのか見通しをお伺いしたいと思います。

四つ目には、収入では町債の 5 億 4,000 万、構成比率 8.2%、歳出では交際費 8 億 3,600 万、構成比率 12.7%となっておりますけれども、健全財政運営など今後の見通しなどをお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 10 番、猪俣議員のご質問についてお答えする前に、1 点だけ確認させていただいてよろしいでしょうか。(2) のですね、財政指標につきましては、これは今回当初予算ということでございますので、令和 5 年度の決算に基づくご答弁でよろしいかどうか、それを確認をお願いしたいと思います。

○議長 よろしいですか。

○猪俣常三 はい。

○総務課長 それでは、猪俣議員の各項目のご質問にお答えいたします。

令和 7 年度予算におけます増額とその主要因と経済的効果をどう分析しているのかというご質問でありますが、予算説明でも申し上げましたが、令和 7 年度予算の主な増額の要因は、今年度に引き続き、温泉施設整備事業の完成を目指し必要な予算額を計上するとともに、役場庁舎非常用発電設備整備工事や給食センター蒸気管更新工事などの新規事

業も計上しております。そのほか、実施計画の各種項目に計上した多くの事業を盛り込んだ令和7年度の予算となっているところであります。

経済的効果に対するご質問ですが、町が実施する事業につきましては、予算で執行した額の応分の経済効果があるという見方ができます。町内企業等への業務委託料、工事請負費をはじめ、様々な事業がそれぞれの目的に応じ執行されることで、一定の経済効果が生じているものと理解しております。また、ふるさと応援寄附金事業につきましては、町内の特産品等を返礼品の充てていることから、これもまた、一定の経済効果として評価することができます。

続いて、2点目の財政指標及び起債の状況と、将来支払っていく財政と見通しとのご質問にお答えします。

財政指標につきましては、直近の令和5年度決算に基づきお答えします。

まず、経常収支比率は90.5%、公債費比率が5.8%、実質公債費比率は12.1%、将来負担比率が78.2%となっております。

現在、把握できるデータ等を基にシミュレーションしますと、経常収支比率につきましては、物価高騰、賃金上昇などの影響を受け、やや上昇する可能性がございます。地方債償還などが中心となる公債費比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、分母に算入される普通交付税の動向により影響を受けますが、現行では令和7年度までが地方債償還額が8億円台で推移いたしますので、財政指標につきましても令和7年度までは横ばい、令和8年度以降、地方債償還額が減少するとともに、財政指標も減少していくものと見込んでいます。

次に、将来負担へのご質問ですが、町では過疎対策事業債をはじめ、地方交付税措置の高い地方債の借り入れを行い、後年度負担の軽減に努めております。令和5年度決算では、特別会計まで含めた地方債残高94億5,500万2,000円に対し、交付税措置が52億5,698万2,000円、55.6%の見込みであります。実質の町負担は、44.4%の41億9,802万1,000円であります。今後の地方債の借り入れ見込みから予測しますと、交付税措置も同率程度で推移する見込みであり、急激に町財政の負担が変動することはないものと考えております。

しかしながら財政全般では、今年度の特殊要因や経済情勢の変動など、多くの不確定要素がございますが、地方債の借り入れ、償還におきましては、ある程度中長期的なシミュレーションが可能でありますから、それらを十分に加味し、健全な財政運営に努めてまいります。

一般会計から繰出金や委託料の実績というような形でございますが、今後どのように分析されているのか見通しを伺う関係のご質問にお答えいたします。

まず、それぞれの予算計上の状況であります。繰出金につきましては当初予算に計上している総額で7億3,361万3,000円、うち特別会計への繰出金で7億3,356万6,000円を計上しております。歳出総額の11.2%となっております。

次に、委託料について申し上げますと、一般会計に計上した委託料の総額につきましては、13億1,355万9,000円、予算総額の20%となっております。

工事施工などに伴う設計監理委託料につきましては、測量設計委託料を含めた関連経費

の総額で 8,282 万円、予算総額の 1.3%でございます。その主な内訳を申し上げますと、役場庁舎非常用発電設備設置に係る設計監理業務委託で 246 万 9,000 円、温泉健康保養センター第 2 源泉整備に係る温泉配管更新工事設計業務委託で 209 万 9,000 円、町道改良等測量設計委託料で 2,850 万円、橋りょう修繕設計業務等委託で 4,050 万円、町営西原住宅改修工事に係る設計監理業務委託の 390 万円などであります。

続きまして、調査委託料であります。こちらは調査関連経費などの総額で 581 万 2,000 円、0.1%であります。主な内訳といたしましては、森林経営管理事業の意向調査業務委託で 265 万円などあります。

次に、指定管理施設の委託料であります。一般会計の当初予算に計上がある施設につきましては、温泉健康保養センター、西会津国際芸術村、ケーブルテレビ施設及びインターネット施設、老人憩の家、介護センター、小規模多機能型居宅介護施設、認定こども園、地域連携販売力強化施設、森林活用交流促進施設、林業研修センター、さゆり公園の 11 施設であり、その委託料の総額は 4 億 1,939 万 8,000 円、予算総額の 6.4%となっております。

続きまして、各経費の割合と今後の見通しについてであります。特別会計への繰出金は大きなウエイトを占めており、予算総額の 11.2%、町財政に与える影響は大きなものと認識しております。今後、後期高齢者医療、国民健康保険、介護保険事業では、人口減少による全体事業費の縮小が予想され、国民健康保険・診療施設勘定でも、受診者の減少に伴う診療報酬の減少が予測されます。また、簡易水道等事業・下水道事業では、人口減少に伴う使用料の減収が予測される一方で、施設の老朽化に対応して更新事業を適切に進めていかなければなりません。

いずれの事業も町民生活に密接な事業であることから、ルールに基づいた繰り出しを行うとともに、事業それぞれに中長期的な見通しを意識し、一般会計との財政バランスを注視しながら健全な財政運営に努めてまいります。

次に、設計監理委託料や調査委託料についてであります。これらの委託料は、その年度の要因に応じ、増減があるものと考えております。例えば工事施工が多い場合は設計監理委託料が増加し、工事量が減少すれば比例する形で減少する。調査委託料につきましても、調査委託する案件が多ければ増加するし、調査案件がなければ減少するといったように、年度間での増減は、その事業の必要性に応じ変動いたします。一定規模の事業につきましては、町実施計画で計画的に調整を行い年次計画で事業を行っておりますので、今後同様の進め方で調整を図っていきたいと考えております。

最後に、指定管理委託料であります。予算総額の 6.4%と、こちらもウエイトは大きくなっています。長引く物価高騰の影響や社会的な人件費高騰が全ての分野で影響しており、それらを反映させる必要があります。委託料の額としては、全体として増加傾向で推移するものと見込んでおります。指定管理施設につきましても、町民生活と密接な施設ばかりですので、町予算で施設管理等に必要な額を確保しつつ、指定管理者と連携を図りながら経費節減に努められるよう取り組んでまいります。

また、簡易水道等事業、下水道事業の企業会計につきましても、実施計画等で全体調整を進めながら、バランスの取れた予算配分に努めてまいります。

4点目の最後のご質問でございますが、健全財政運営など今後の見通しということの御質問にお答えしたいと思います。

地方債の借り入れと償還の関係のご質問につきましては、先に三留議員にお答えした内容のとおりであります。地方債の借り入れにつきましては、償還額の範囲内を堅持することで、過大な債務発生を避けるとともに、行政需要に対応しながら、ある程度借入額の平準化に努めているところです。

また、地方債の償還につきましても、令和8年度以降7億円台に減少し、その後も緩やかな減少傾向にある見込みです。

健全な財政運営につきましては、確実な歳入の確保と需要に応じた歳入の範囲内での歳出の調整が基本となっており、年度間での事業量調整や、各年度の特種要因などにより、財政調整基金において財源調整を行っているものであります。

今冬の大雪に際しまして、除排雪に関する経費やその他関連する事業費について、やむを得ず、財政調整基金から繰り入れをして財源調整を行っております。中長期的な見通しとともに、地方交付税の動向など、行政運営の根幹となる安定した財政基盤を構築するには、自主財源の乏しい本町にとりましては、ある程度の貯金を蓄えながら、各種行政課題に当たっていく必要があります。

当初予算をはじめ、補正予算時に都度、今後の中長期的財政動向を注視しながら、適正な運営に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 10 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ご答弁ありがとうございます。

新年度予算の中の増額要因、また減額要因の中身をお示しいただきました。その中で減額要因としましては大体昨年6年度の中で、完了してるものっていいますと、私の計算の中では、2億2,700万くらいはもう減額の中に入りますよと。完了してますよと。あと、増員の中身につきましても今ご説明ありましたように、役場庁舎の非常用発電施設設置の工事あるいは温泉施設整備事業で説明ありましたように、給食センターの蒸気配管などが上がっておりますよと。あと橋梁修繕の工事などにも入っておりますが、このざっと見ましても、1億9,000万ほどの増減だという新しい事業ですよということなので、私がちょっとお聞きしてる中で漏れてしまったのかどうかちょっと私自体再度確認をしたいと思いますが、この中で学校給食費の無償化事業かなんかもあるんですけども、これはどうなってるのかと。農業用の布設機能の保全計画策定業務の委託料なども上がっておりますが、これは増額のほうには入っていないのかどうかを確認しておきます。

それから財政指標の中で、私がお尋ねしていきたいのは、同僚とかぶらないようにお尋ねをしたいのですが、一つは、経常一般財源比率、経常一般財源比率このことについて、非常にお尋ねする機会がなかったのでお尋ねしたいと思います。この標準財政規模この部分が款項目の中の款の中に14項目ほどございます。これらにつきまして、一般会計において財政構造の弾力性の指標の分母に当たる標準財政規模について14款14個の款がございまして、この分析をただ楽観的に見ていくのか、どのように捉えていかれるのかをお尋ねしたいと思います。

以上です。

ちょっと説明が不足だったと思いますので、経常一般財源、財政財源比率これは通常収支比率と違いますので、そこを勘違いしないでお答えいただければありがたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 再質問にお答えいたします。

まず1点目のですね、増額に学校給食費無料とかですね、下水道の関係の委託料は入っていないのかという部分でございますが、一応様々な全員協議会等でもお話しましたが、主な要因として事業費がある程度2,000万円を超えるものという部分で挙げさせていただいて主なものということでございます。増額の要因の中には、ある程度、確かに議員ご指摘のとおりですね、学校給食無償化という部分も入っておるというふうでございますので、これはあくまでも対前年度比の増減ですので、学校給食の無料化につきましては、様々な今まで補助した分を割きますと、1,000万円弱ぐらいだということでございますので、その辺についてはこの主な予算の中には報告はしてなかったということはございますが、個別の中ではわざわざ説明しておりますのでご理解いただきたいと思います。

財政指標の中でですね、経常財源の一般比率ということでございますが、こちらのほうにつきましては決算の中である程度比率が出てくるということで、こちらのほうは決算の中でご答弁をさせていただきたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容、そのようにご説明をいただければありがたいと思います。非常に細かいところをご説明いただきましてありがとうございます。

以上、失礼をいたします。

○議長 以上で、総括質疑を終わります。

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入であります。

1款、地方税、2款、地方譲与税、3款、利子割交付金、4款、配当割交付金、5款、株式等譲渡所得割交付金、6款、法人事業税交付金、7款、地方消費税交付金、8款、環境性能割交付金、9款、地方特例交付金、10款、地方交付税、11款、交通安全対策特別交付金、12款、分担金及び負担金、13款、使用料及び手数料、14款、国庫支出金、15款、県支出金、16款、財産収入、17款、寄附金。

6番、荒海正人君。

○荒海正人 1点だけお尋ねします。

1項3目の地方創生応援寄附金、企業版のふるさと納税ですけども、この額について今年度、令和7年度も計上されていますけれども、この企業版ふるさと納税の獲得であったり、金額拡大に向けての取組についてお示しいただければと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 ご質問にお答えいたします。

企業版のふるさと納税の寄附金ということで、今回計上しております。その推進の方法のお尋ねでございますが、この寄附金につきましては企業が優遇措置の一環として、企業側が町に対して寄附をされて、その分が有利な税制制度を受けられるというものでござい

まして、主に現状では企業側のほうから申し出があって受入れているというのが現状でございます。町としましてはそういった際に、ぜひホームページや広報誌等で積極的にPRさせてほしいというようなことで申し上げて、実際そのような形で公表はさせていただいて、PRをしているところでございますが、中にはそんなに広報しなくてもいいなという声もございまして、せいぜい今のところでは、そのホームページを広く広報する部分については、町外にここまで広報する部分についてはホームページなのかなというふうに考えております。

それと関係がある企業とお話しになったときには、私どものほうでそういった手もありますよというような形でお話をする程度でございます。

○議長 18 款、繰入金。

7 番、秦貞継君。

○秦貞継 繰入金の新田興助地域振興基金繰入金ですが、前年度よりですね、1,220 万多く、今年度 1,650 万計上されておりますが、この基金の残高をまず教えてください。

それと、確か新田興助様のご意向に沿った多分基金の使い方を確か希望されていたと私は記憶してるんですけども、これひもづけされた予算としての繰入なのか、その辺をお示しくください。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 7 番議員のご質問にお答えします。

まずは新田興助地域振興基金の現在の残だけでよろしいですか、7 年度の当初予算後の残高で。当初予算後の残高でございますが、残高見込みでございますが 7,784 万 3,000 円となります。

続いてこの事業でございますが、いわゆる新田興助地域振興基金の、その名のとおり地域振興に資するものを人材に育成に資するものということで事業に充当しております。加えましてデジタル、いわゆるデジタル化の推進という部分にもお使いいただければということで基金を造成しているものでございまして、大きくは九つの事業に充当しておるところでございます。

大きなものではデジタル戦略推進事業の一部、あとは日本の田舎ブランド力強化事業、あとは小・中学校の交流事業、あとアントレプレナーシップ事業、教育振興の中でのタブレット更新事業、または学びアイランド推進事業というような形の中で合わせて 9 事業で約今年度 1,650 万ほどを充当したいと考えておるところでございます。

7 番、秦貞継君。

○秦貞継 これ個人名が入っている基金でございますが、これに関しては、もちろん新田さんのほうにはお話はされてるんですよね。それで最後に 1 点お伺いいたします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 お答えいたします。

一応この事業の部分についてはこういう事業に充当させていただきたいという部分の上で、ある程度お話しした上で予算化してるということでございますのでご理解いただきたいと思います。

○議長 19 款、繰越金、20 款、諸収入。

2 番、仲川久人君。

○仲川久人 1 点お伺いします。4 項 3 目、農地中間管理業務受託収入、これは中間地域計画に基づいた農地の貸し借りの中間管理機構という機構の業務を一部請け負うということでの認識でよろしいのでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それでは、ご質問にお答えいたします。

農地中間管理業務受託収入でございますが、この 4 月から農地の貸し借りは、基本的には相対での貸し借りはできなくなりまして、全ての農地中間管理機構を通しての貸し借りに移行します。

そうした際に、やはりその増える業務、業務的に業務量増えますので、そういった部分について臨時職員といいますか、会計年度任用職員を採用した場合にこの業務委託ということで交付されるものでございます。

ですから、歳出のほうで会計年度任用職員の人件費計上しておりますので、その部分にこの業務委託料の受託収入のほうは充当させていただくようなことで今回計上をさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長 2 番、仲川久人君。

○仲川久人 そういったことであれば、今後この中間管理機構業務をずっと委託するという内容であれば、今後ずっとこの予算というのは国のほうから補助されるという認識でよろしいでしょうか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 お答えいたします。

この先もこの受託収入がある継続してあるのかというご質問でございますが、制度としては当面続くのかなと思いますが、申請につきましては、毎年度申請して、その予算の範囲内で交付されるということになっておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 21 款、町債。

続いて、歳出に移ります。

1 款、議会費、2 款、総務費。

3 番、長谷川正君。

○長谷川正 総務管理費の中の役場庁舎非常用発電設備設置工事委託等を含むと。この工事はいつ頃から始まるのかと、工事の期間ですね、どのぐらいかかるのかという。そして、その期間の役場の業務の支障はないのかと。

もう 1 点は利用される町民の皆様の支障はないのかということをお聞きします。

○議長 総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 3 番長谷川議員のご質問にお答えします。

まずこちらのほう、金額が工事で 5,000 万円超えますので、こちらは議会の議決案件という形になりますので、今現在のスケジュールですと、6 月議会定例会のほうに工事請負契約の議決の議案として上げる予定でございます。ですので議会議決後というのが始まりかなという考え、開始になるのかなと考えてございます。

続いて工期につきましては、標準工期でおおむね6か月程度を見込んでいるということでございます。

また業務及び町民などの役場庁舎利用者に対して影響はあるのかというようなご質問でございますが、こちらのほうは影響ございません。まず、設置工事をしてからつなぎ込みという形で支障がないような形で業務を継続していきたいと考えてるところでございます。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 業務及び町民の皆様には支障がないようにしてください。以上です。

○議長 5番、小林雅弘君。

○小林雅弘 1点ご質問をさせていただきます。

石高プロジェクト事業、これは433万7,000円計上されておりますが、この事業私も非常に期待して注目をしている事業でございます。現在の状況、どのぐらいの到達点にあるのか。また、何を今年度やろうとしているのか。さらに現在の課題がありましたらお示しいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉本周司君。

○企画情報課長 5番小林議員の石高プロジェクト事業のご質問に対してお答えをいたします。

石高プロジェクト事業の現在の実施状況といいますか、そこ部分でございますが令和5年度と6年度、国の事業、補助事業を活用いたしましてシステムの開発だったり、あとは6年度は改修だったり、それからいろんなイベントの開催でファンづくりをしたり。それからご質問にもありましたとおり課題だったり、そういった部分の洗い出し、評価なんかを5年度と6年度で実施してきてまいりました。

国庫補助事業でやるということもありまして、米の取り扱い数量につきましても目標設定として100俵ぐらいを目標として、それをウェブスリーだったり、ブロックチェーンだったりという最新のデジタル技術を使って販売するというような事業であったわけでございますが、令和5年度、6年度、それともそれぞれ実績としましては、17俵とか16俵とか、そういった程度の販売としては実績でございました。

ですので課題といいますか、その部分はそれが大きかったのかなというふうに考えております。ただ一方でこの石高プロジェクトにつきましては、様々なマスコミであったり、国の機関であったり、ウェブ、インターネットの世界でのメディアに取り上げられたりということで、そういった周知といいますか、こういう取組をしてるんだよという周知については、本当に全国に発信できたかなというふうに考えております。

実際それがファンづくりにもつながっておりまして、この石高アプリのダウンロードっていいですか、スマホだったりのダウンロードの人数につきましても800人を超えているわけでありまして、実際にその中でお米を購入いただいたのは70人とか、そういう人数になっているわけでございますけれども、そういう交流サイトに登録した人も令和5年度から100人以上伸びて560人になるとか、そういう周知の部分については進んでおるところでございます。

また体験イベントなんかにもオンライン、コロナ禍でもありましたので、オンラインのイベントも開催しましたし、あとは東京で石高のイベント、実際対面でのイベントなんか

もやりまして、大体 40 人だったり 50 人近くの方がおいでいただいて、西会津に興味を持ってもらって、実際に米を買っていただいたというようなこともありましたし、あと現地でも西会津についても、ちょっと視察ツアーなんかも催しますと、親子連れで参加いただいたというようなことがございました

令和 5 年度におきましてはNHKのおはよう日本なんかにも取り上げられたり、あと今年度も民放テレビ局なんかにも取り上げられたりして、すごく周知はできたかなというふうなことが実績につながっているところでございます。

国の交付金でそういったの実証ができましたので、今年度以降、今年度までの結果を評価検証しながら、来年度のこの事業費、当初予算に計上している 433 万 7,000 円の中で、今度は実際に改善をしながら次につなげていきたいというふうに考えているところでございます。

どういった方向でというふうなお話も、何をやるのかという部分でございしますが、今ほど申し上げましたとおり国の事業でいろいろ評価検証が出て、PR もできたので、今度は実際に西会津に、どちらかというと来ていただくような、そういった取組のほうにシフトしていきたいということで、この石高プロジェクト事業の中にも入っておりますが、別の県の事業なんかも活用して、そういうこっちに来ていただくと。今までは東京でイベントやってということだったんですけど、その人たちを西会津に来る方向に来て引っ張ってくるような事業に変えていくと。また併せて、その来た人たちにはぜひその石高プロジェクトに加入してもらって、米の販売に結びつけていく。そういった部分が一つと、それからこの石高プロジェクトのシステムをほかの自治体だったり、ほかの米以外の物品だったりに横展開できないかと。そういうことを来年度につきましてはやっていきたいということ考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 大変前向きで積極的なご答弁だったのかなというふうに思います。私も非常に期待していた 1 人なものですから、このまま終わらせるのはもったいないというふうな観点から質問させていただきました。

ただ一つだけ、やはり問題は、この制度といいますか、プロジェクトは、やはり消費者と生産者をつなぐんだということが、今言われた 1 点あります。

それからもう一つ、人間関係をつなぐ、そのための商品としてお米があるわけなんです、やはりお米、どんなお米を供給するのか、商品そのもの、これがやっぱり鍵ではないかなと思いますが、ちょっと一般質問みたいになってしまいましたが、非常に前向きな答弁だったんで、期待を込めて、その件だけお聞かせ願えればと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えをいたします。

米の状況といいますか、部分についてであります、これも実は実証事業の中でいろいろ試してみました。初年度令和 5 年度には、例えば J A S の有機米だったり、慣行栽培だったりそういった違いもありますが、10 種類ぐらいラインナップを揃えて米を販売してみたところ、ところが意外と購入される方は、いろんな米よりは分かりやすい米だったり、どちらかという慣行栽培のほうが良かったりとか、意外とそういう反応が出たということで、

令和6年度については今度は逆に農家さんのほうも、出荷する農家さんのほうもあまりにも品種が多いと手間がかかってしまうという。そういう評価も出ましたので、令和5年度は今年絞ってやって、それでやっぱり同じく慣行栽培がいいのか、JAS有機がいいのか、そういうようなまた、新しい品種がいいのかなんていうことで検討をしてみたいところでございます。

そういった5年度6年度の結果を踏まえまして、令和7年度についても、品種を絞り込んで西会津の本当に一番の売りになっておりますコシヒカリをメインにしたそういった商品ラインナップで進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 総括表の中から事業の内容について確認させていただきます。

まず協働のまちづくり推進事業の内容で、事前に説明会等であった中で、令和7年度から次期総合計画の実効性を向上させていくための新たなプロジェクトも開始させていくということでありましたけれども、これまでのほかのプロジェクトもある中で、全体の中でのその体制、新しく人を募集するのかわったり、これまでのプロジェクトに関しては何年もかけて行われてきたわけですけども、それに合わせて新しく始められるプロジェクトを作っていく、そのプロセスについてどのように進められていくのかという部分についてお尋ねいたします。

地域おこし協力隊の配置事業について、まだ今年度いっぱい募集している隊員もいる中で、まだ確定されていない分野の協力隊についてお示しいただきたいのと、今年度いっぱいなので新年度に向けて採用が進められていくわけですけども、採用されたとしても、年度途中からの着任になろうかと思うんですが、年度途中の着任において当初の事業に対して影響がないのか、またこれまでもありましたけれども、やはりその採用できなかったという協力隊もいるわけで、採用されないことがあるんですかね、採用されなかった場合今挙げられている事業に対して影響がないのか、そのあたりの内容についてお示ししていただければと思います。

もう一つが、若者子育て世帯向け集合住宅整備事業についてですけども、今後場所であったり、調査だったりが進めていかれるわけであるということで事前にご説明を受けているわけですが、内容においては以前、第三定住促進住宅、トウジュール西会津と同等な規模のものを想定してということであった中で、第三定住促進住宅整備の際に、やはり地域との兼ね合いの部分がありました。これから場所の選定も含めて行われていくということは理解していますけれども、その場所の選定も含めて地域との兼ね合いについても、この中で組み込んでいかれるのか、その内容についてお示しいただければと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 それでは、6番、荒海議員のご質問のうち、まず1点目の協働のまちづくり推進事業の方向性といいますか、プロセス、その辺を答弁させていただきます。

実はまさにですね、来週の水曜日26日に協働のまちづくり推進委員の皆さんによる第3回目の全体会を開きまして、そこで今年度の、それぞれの四つのテーマで活動しておりましたが、そのテーマごとの反省だったり、来年度の活動について話し合うというような段取り、スケジュールでおったところでございます。

事務局の案といたしましては、議員お質しのとおり、このそもそこの協働のまちづくり推進事業といいますのは、町の総合計画の協働による推進のために、まちづくり推進委員会が組織されたわけでございますので、現在の総合計画を推進する中で、町民の皆さんが取り組みたい、事項につきまして自ら集まっていただいて、テーマを決めていただいて、今四つのテーマで活動しております。

あわせまして今、新しい総合計画作りに着手しております、その計画が今年度の12月を目途に作ろうとしてるわけですが、その計画ができればまた新しいテーマが生まれてくるのかなというふうに考えておりますので、今度の来週の水曜日の、協働のまちづくりの第3回全体会におきましては、その辺の方向性を町として委員の皆さんに説明して、現在の四つのテーマを引き続き継続して取り組む部分と、それから新しい総合計画に基づく新しいテーマ、または町民の皆さん、委員の皆さんが希望される新しいテーマについて、まさに議論するというような形で進めているところでございます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 地域おこし協力隊のご質問にお答えいたします。

地域おこし協力隊と若者の住宅の部分の御質問でございます。

まず地域おこし協力隊についてお答えいたします。

まず今募集中で、まだ募集に至ってない分野はどの分野かというご質問でございます。

7分野ございます。

まず一つ目がデジタル戦略の推移担当、それから二つ目が、事業承継。事業承継は2分野ございまして、そばと製麺、お麴の部分でございます。それから観光振興の部分でございます。観光振興担当でございます。それから道の駅の活性化の担当、それから事業承継の支援の担当。それから最後に、英語教育の支援という七つでございます。

それから採用に至ってない部分、事業推進への影響はないのかというようなご質問でございます。

本来であればこの採用に至れば、その分採用事業の進捗がより図れるというようには認識してございます。その部分につきましては引き続いて、募集の作業を進めてまいる予定にしておるところでございます。

それから若者の住宅の部分でございます。地域との兼ね合いというようなご質問でございます。

その場所の選定等決まりましたら、その近隣の住民の皆様にとっては、多くの方々が出入りするということなので、大変その地域の方のご理解というのが大変重要だというような認識しておるところでございます。

その辺の理解も、トウジュールの際の部分ともよく勘案しまして、その対応をしっかりやっている考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 6番、荒海正人君。

○荒海正人 協働のまちづくり推進事業についてですけども、確認になりますけれども、これから作る、これから新しく始まるプロジェクトに関しては、そもそも町民が自ら取り組みたいテーマに対して取り組んでもらうということなので、今年度の最後の会議からの流れをくみながら、その都度上がってきたものに対して、町としてテーマとして設定して

いくということで。ということは、今までの人が新しくテーマを持っていたプラス何か一つ持っていくような話になるのか、そのさらにこの事業を拡大されて、人員も拡充されて新しいメンバーでさらに町民主体のそのグループがどんどん広げるというような考え方なのか、ちょっとそこだけ確認させていただければと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

プロジェクトにつきましては、先ほどの答弁と今ほど議員のご指摘のとおりでありまして、今やってる四つのテーマを町としましては継続してやっていただきたいというふうに基本的には思っておりますが、その継続をしてやる部分と、それから町民の皆さん、委員の皆さんが新たに取り組みたいテーマの部分だったり、新しい総合計画ができることによって生まれてくるプロジェクトだったり、そういった部分はそういった部分で別に募集をしてやっていきたいと。来週の会議の前ですので全部ちょっとお話するものなんですが、議員ご指摘のとおり、この協働のまちづくりの輪をどんどん広げたいというふうに基本的には考えておりますので、現在いる委員の皆さんプラスアルファでどんどん周知をして、新たなプロジェクトに新しい町民の皆さん方に参加していただきたいということで考えております。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 何点かお伺いいたします。総括表からお聞きいたします。

まず芸術村施設管理業務委託料 1,637万4,000円前年、前年度で対比83万4,000円の増額になっておりますが確か去年、これ入村料をいただくようになったと思うんですけども、委託料の算定には、その入村料等は考慮されたのか、まずこれを1点お伺いいたします。

次にその二つ下ですね、移住定住促進事業なんですけども、移住定住に向けた動きに関しては、勉強会の中で詳細にわたって説明いただいたんですけども、これ今回542万7,000円増額になっておりますが、これあれですね移住定住の宣伝はするんですけども、その方たちが移住してきてずっと西会津に住んでるのかどうかという調査を含んだ予算なのかどうか、そこを確認のためにお伺いしたいと思います。

次にですね、日本の田舎西会津町ブランド力強化事業、これも379万5,000円前年度対比159万5,000円へ増額となっておりますけども、勉強会の中で確かホームページの改修の費用だというふうにお聞きしたんですけども、これ前回のホームページの作成もそんなに昔じゃなかったような気がするんですけども、現在のホームページ、何か問題があったのか、それとも何年かたったことでの改修なのか、その辺の改修の理由をお示ください。

続きまして、先ほど同僚議員の方からも質問出ました、石高プロジェクトの事業に関してなんですけど、先ほど同僚議員のお話を聞いてはいたんですけども、これも今回町側の単独予算で433万7,000円計上されておりますが、積算の根拠となる数字をお示しいただきたいと。433万7,000円になった要因ですね、ここをお聞きしたいのと、この予算というのは、確かに今までも西会津町は3年にわたって一生懸命頑張ってきましたが、これからは続くものの、1年目としての予算として捉えていいのか、それとも今年度だけなのか、これ評価検証を行って今後のことを考えるのか、その辺の現在の町側のお考えをお示しく

ださい。

以上です。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7番、秦議員のご質問のうち、私の方のまず石高プロジェクトの件につきまして先に答弁をさせていただきたいと思います。

石高プロジェクトの来年度の事業 433 万 7,000 円の内訳ということでございますが、まず米を調達して発送する業務の委託料ということで、その部分が 115 万 3,000 円ほどになっております。それと、それ以外の部分でありますと運営費ということで石高システム、国の事業、2 年間でですね、2 年間で国の事業やったわけなんですけれども、その 2 年間で構築しましたシステムを乗せておりますサーバーですね、サーバーシステムの使用料だったり、システムの保守費用と、こういった部分が結構いわゆる経常的な経費になるわけがありますけれども、これがかかってきておりますので、そういった部分も含めて運営費が 318 万ほどになっているというような。中身的に大きく言いますと、この二つになっているところでございます。

一方で歳入のほうでも、石高システムの米の販売代金がありますので、米の販売は来年度は 100 万程度見込んでいるわけでございますが、その 101 万 4,000 円と、それから石高アプリの使用料ということで、歳入のほうで先ほど申しあげましたサーバーの使用料だったりシステムの運用保守料を払って、歳入のほうで別な事業で使う石高アプリの使用料もこっちに入れていると。県の補助事業を部分的に活用してるということになるんですけれども、歳入で 200 万ぐらい、208 万 1,000 円を見込んでいるところでございます。

ですので差し引きしますと、433 万 7,000 円から 208 万円ほど引きますので、大体 220 万ぐらい経常経費がかかる事業になっているわけございまして、今後も続けていけるように、この辺を精査したのが、来年度の予算になっております。あとこの 200 万今回町の単費で出すことになるわけでありまして、これを減らすには、米を販売していけば、その売上でどんどん圧縮されるのかなと。それで継続をしていきたいと、そういうふう考えているところでございます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず 1 点目の芸術村の入村料の関係でございます。こちらの部分につきましては令和 7 年度の指定管理委託料をする際に、これまでの実績等を考慮しまして指定管理料を算定しておるところでございます。

それから、移住定住促進事業 542 万 7,000 円ほど増だというその理由でございます。その事業の。

お答えいたします。その追跡調査につきましては、人伝いですとか聞き取り等で確認しまして、追跡調査という形をとっておるところでございます。

それから最後のホームページの改修の部分でございます。そのホームページの改修の理由でございますけれども、今年度そのブランディングの部分と観光の部分とを合体しました、ブランディングパンフレットというのを作成、紙媒体のやつを作成したところでございます。それに合わせまして、そのブランドの部分のホームページもリニューアルするという

ような内容になってございます。

○議長 7 番、秦貞継君。

○秦貞継 順次再質問します。

この日本の田舎の、最後のちょっと私理解できなかったんですが、パンフレットを作るお金とホームページの改修のお金が入っているというふうに理解してよろしいのかな。今ひもづけのような感じで私も説明を聞いていたんですけども、そうすると、ホームページの更新というふうに勉強会で聞いてたものですから、ホームページの改修もするし、パンフレットもですね。であれば、ホームページの改修というのは、そんなにちょこちょこ必要なのは、前年度がどのくらい、今のホームページがいつできたかって、さっき聞いてない気がするんですけども、それも含めてある程度定期的に必要なものなのかどうか。あとそのホームページを見てるんですけども、これ部分改修みたいなことができないのか。それも全て業者委託で行っているのかなと。そこもお示しください。あと今回パンフレットやホームページの改修ということで、ブランド力強化事業を行うそうですが、業者の選定方法というのはどのようにされるのか。条件等今分かる範囲であればお示しください。

それと石高プロジェクトの件ですけども、町側がおっしゃるとおりの米をとにかく売るということはよく分かるんですけども、ということは数字的な目標や評価検証というものをきちっと行うのか、先ほど来宣伝したとかいろいろ知ってもらったということももちろん大事だと思いますが、そういった数字の上でのちゃんとした評価検証、要は宣伝はしても、それに対してちゃんと売上が上がったかどうかという数字のチェックというのは非常に重要だと思いますが、その辺の評価検証はどのようになさるのか。お伺いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 7 番、秦議員の再質問にお答えいたします。

数字の上での評価という部分でございますが、先ほどの答弁、小林議員の答弁でも申し上げましたとおり、令和5年度、6年度それぞれ国の事業でしたので、目標は100俵ということで目標を設定して実際売上できましたのは、16俵というような2か年の実績でございました。それも踏まえまして、令和7年度、来年度の予算につきましては町の単独予算がほぼ町の単独業者になりますので、ちょっと身の丈にあって俵数を減らしているわけですが、引き続きそういった部分につきましては、当然米の販売と、それから同じくコミュニティ、SNSのコミュニティサイトの登録者数はアプリのダウンロード者数、そういった部分については数字として出てきますので、しっかり把握して、来年度、まずは1年目になりますので、その次の年に生かせるように評価検証してまいりたいというふうに考えております。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず1点目のご質問でございます。まず、いつそれを作ったのかというようなことでございます。これちょっと正式な資料ございませんが、平成29年度から30年度でございます。これまでの改修でございますけれども、状況の変化に応じまして、ちょこちょこその都度都度、改修をこまめにやってきたところでございますけれども、今般のブランディング

グパンフレットの完成によりましてそれに沿ったものを新しくリニューアルするというような内容でございます。

そのパンフレットの部分でございますけれども、パンフレットにつきましては、今年度の予算で対応しまして、完成しておるところでございます。

それから業者の選定でございます。そのリニューアルに当たっては、設計の部分につきましては、今年度の予算で対応しておるところでございます。その設計に基づいて、その改修につきましては今後見積もり合わせなり入札なり、随意契約がいいのかというのは今後判断をしてまいりたいというふうに考えてございます。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 それで移住定住促進事業に関してですけども、入ってくる取組をするんですけども、その来た方が例えば3年たったり4年たって、まだ西会津にいるかどうかという調査をしてないと。要はプラスの計算も必要ですけどマイナスもの計算もされてるのかなと思ったんで、それを確認で聞いたんですけども、そんな理解でよろしかったのか。それが1点。

それと最後になりますが、石高プロジェクト、これ今ほど同僚議員の質問もありましたが、結構私たちとしても期待してるところでありますけども、これ中間報告等は数字的にそういうものは町側として考えているのか。以上2点質問します。

○議長 企画情報課長、玉木周司君。

○企画情報課長 再質問にお答えいたします。

石高プロジェクトの実績等の報告につきましては、こういった機会を捉えて、今ほども具体的に俵数をお話、ご説明したりしておりますので、こういった形でのご報告で代えさせていただきたいというふうに考えております。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず補助事業等を活用して、転入された方というのは補助金の関係上、それを追跡調査するというような必要性もございますので、確認をして作業しておるところでございます。

あとそのほかの部分につきましては、人伝いだったり聞き取りであったりということで、マイナスの部分についても確認をさせていただいておるところでございます。

○議長 3款、民生費。

4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 1点お聞きします。

令和7年度は子育て支援と、あと若者の移住の政策そして予算措置に強化したということでは理解してます。そこで、高齢者福祉に対してなんですけれども、その令和7年度の予算額と前年度比、そして高齢者福祉に対する令和7年度の予算編成の考え方をお聞きます。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 上野議員の高齢者福祉の部分についてお答えをいたします。

まず予算額でございます。福祉介護課が、要求している部分ということでお答えいたし

ます。

高齢者福祉、あるいは障がい者も含めてでございますが、4億8,141万4,000円、前年度比でいいますと442万7,000円の増ということでなっております。主な要因といたしましては、介護老人保健施設の屋根の修繕がございます。そういったところが主な要因だと考えております。また細かな項目では増減があるということでご理解をいただきたいと思っております。

予算編成に当たりまして高齢者福祉ですね、こういったことを重点的にというようなご質問だと思います。高齢者といっても、やはり元気な高齢者もおります。そしてかたや支援あるいは介護が必要な高齢者もおります。当然ながら可能な限りお元気で過ごしていただけるように支援をするというのが、当然ながらそちらのほうが優先だと考えております。そういった意味ではやはり人とのつながりとか、そのつながりといっても、働くことによるつながり、あるいは老人クラブでの活動のつながり、様々なつながりあります。そういった部分を、しっかりとこれまでと同様に支えていくというような考え方、もう一つは支援・介護が必要になった方も、やはりそれだけで終わりなのかと。支援、あるいは介護が必要になったらもう人生終わりなのかと、そういうことではないと思っております。そういった状況になったとしても、地域でしっかりと幸せを感じながら、暮らしていけるように支えていきたいということで予算編成をしております。

○議長 4番、上野恵美子君。

○上野恵美子 令和7年度の予算額と要因ですね。増額の要因というのは分かりました。予算編成についてですけれども、この超高齢化の中で高齢者の方の人数は減っているということですが、介護度は高くなっている。そして家族の方々の介護力も低下している。また非課税世帯の方も一定数いるという中で、最も安い特別養護老人ホームは空きがない。そしてニーズの高い民間の福祉サービスをやっている業者さんありますけれども、なかなかその料金がなくて、なかなか利用できないという、そういう状況は十分に把握されていると思いますが、その辺のその支援の必要性というのは、予算編成の中でどのように考えたとか。

○議長 福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長 お答えいたします。

ニーズの高まり、ニーズはいろいろな状況に応じてどういうニーズが高まってくるかというのはまずあると思います。時代の移り変わりによって。今現在、ニーズが高まっていると福祉介護課で把握している部分といたしましては、やはり在宅のサービスで言えば、ショートステイ、ニーズが高まっているというようなことで感じている部分があります。

例えばですけど、喜多方市とそのショートステイの利用の状況を比較してみますと、西会津町のほうがショートステイの介護サービスでの利用量ははるかに多いような状況であります。これだけ人口が違うにも関わらず。それはやはり、西会津町の家庭の状況もあるとは思いますが、やはり入院施設がないということで、そういった部分のニーズをしっかりと介護老人保健施設の部分でカバーしているというような影響に影響があるものと考えております。

そのショートステイのニーズについては、介護老人保健施設が必ずしもショートステイ

は何床、あるいはロングの泊まり、ロングの利用は何床というようなことで決まっておりますので、そこはニーズの動向によって流動的に変えることができます。また、特別養護老人ホームにつきましても、今は 50 床、20 床ということで運営をしておりますが、これはニーズの変化によって、例えばですけどもショートステイのベッド数を県の認可は必要ですけども、10 床を長期利用のほうに変更をすることもできます。そしてまたそれがニーズが移り変わったことによって元に戻すことも許されるような状況でありますので、そういったところについてはしっかりとニーズを把握しながら運営主体とも協議は必要ですけども、対応できるようにしていきたいということで今年の予算編成はしているところであります。

○議長　そのほかございませんか。

ちょっと一般質問になっていきますので、款項の質疑です。

そのほかございませんか。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人　1 点お尋ねします。

事業内容の確認です。子育てコミュニティ施設運営事業についてです。

事前の説明にもありましたけれども、キッズランド芝草についてですけども今年度の運営において集いの場としての利用が図られるようにということで、生涯学習課や関係団体地域の方々と協力し合いながら、活力ある施設運営に努めますということで、説明いただきましたけれども、今年度具体的にどういった形で集いの場として運用運営されるのか。

その点お示しいただきたいのと、あと対外的の関わりもそうなんですけれども、当初のお話から経緯も含めると、通常から通常の施設運営の中でも相談の場としての機能をつけて、相談の場としての確保見込んでいくということでありましたけれども、これまでずっと受け皿等の問題があって、その部分ははたされてなかった部分もありますが、今年度のキッズランド芝草の運営の中で、そういった通常の相談体制という部分についてはどのように、相談体制であったり施設の運用運営の中でその当初言われていた部分の運営についてはどのように運営されていくのかということで、お示しいただければと思います。

○議長　福祉介護課長、船橋政広君。

○福祉介護課長　荒海議員のご質問に、2 点ですね、お答えいたします。

まず集いの場としての取組ということでございます。集いの場としては現在ですけども地区のお祭りごとで活用をしていただいていたりするような状況がまずございます。ベストな取組としては、やはり利用されている保護者の方、お子さんも含めてその中でこういうことをやってみようとか、そういった発想によって利用していただくのが一番いいのかなというふうに感じているところですが、なかなかそういったところにまで発展せず、やはり現状を見てみますと、個人個人に施設の利用をお楽しみいただいているというような状況でありますので、そういったところはまた今年も、それぞれ利用者の方にお話をしながら、そういったことが進まないかということで取り組んでいきたいと考えているところであります。

2 点目、相談の場としてということでございます。

これも一番良い点とすれば、キッズランド芝草の管理を、例えばですけども民間の団体

の方をお願いできて、その中でご相談内容も対応できる方がいらっしやって、そういう対応ができれば一番いいのかなというふうに感じているところでございますが、ただ、なかなかそれも難しいという状況でございますので、一つの方法として、昨日説明の中では詳しくはお話できなかったんですけれども、それに代わる取組としてこども園で月・水・金曜日、3日間ですね。子育てひろばおいでおいで、という取組を実施しております。そこは令和7年度からは3日間とも、保育士あるいは保健師が相談を受けることができる体制をとりますので、ぜひそちらのほうをご利用いただきたいというふうに考えております。

生涯学習課等関係各所との連携という部分で、そういうことでございます。当初の計画において家庭教育力の向上という目指すところがあります。そういった部分については、当然ながら子育て支援でも取り組んでいく部分、あるいは生涯学習で法律に基づいて取り組んでいく部分というのがございますので、今後についても協議を重ねながら連携していきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 そのほかございませんか。

4 款、衛生費、5 款、労働費、6 款、農林水産業費。

5 番、小林雅弘君。

○小林雅弘 それでは2点お伺いいたします。

まず、農業公社の関係の予算が結構上げられてるんですが、令和7年度予算の農業関係公社の総額をお示しいただきたいと思います。また、昨年と比べてどうなのかも合わせてお示しいただきたいと思います。

さらに、農業公社、順調にいったほしいと思っておりますけれども、働いてくださる方々の確保は進んでいるのかどうか。これが第1点です。

第2点は、地域連携販売力強化施設運営事業でございます。562万6,000円予算がついておりますが、委託業務の内容についてお示しいただきたいと思います。さらに今後の課題についてお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 それではご質問の1点目の農業公社の予算額についてのご質問にお答えをいたします。

まず令和7年度の農業公社に対する支援の予算額でございますが、専門員配置に係る報酬、農業用機械の購入、あと団体育成補助金などを合わせまして1,270万円ほどの予算額を計上しているところでございます。

昨年度と比較しまして、まず大きなところで申し上げますが、団体育成補助金につきましては今年度300万円予算計上しておりますが、この部分昨年度、500万円の計上で200万円ほど昨年度と比較して計画減額となっておりますが、これにつきまして農業公社、令和5年に設立しまして、令和6年度が実質的な1年目の運営ということで、非常に自主財源がない中でのスタートということで、財政の支援は設立当初、運営が安定するまでは、しっかりと財政的な支援と自立的な支援をするということで設立いたしましたので、500万円ほど計上させていただきましたが、今年度につきましては農業公社設立のシミュレーションの段階では、おおむね毎年200万円から300万円程度の財政支援ということで考え

ておりますので、一応令和7年度はある程度通常、計画に合わせた形での支援をしていくということで減額をしたところでございます。

また昨年度もう一つの大きな減額としまして、農業公社や自動車を購入したわけなんです、今年度はその自動車購入がなかったということで、そのあたり160万円ほどですが減額になっているということでございます。

以上でございます。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 地域連携販売力強化施設運営事業のまず内容でございます。

こちらにつきましては地域連携販売力強化施設の指定管理料でございます。

内容なんですけれども、この部分につきましてはペレットの冷暖房の部分に充てている費用になっているというところでございます。

○議長 そのほか、ございませんか。

7款、商工費、8款、土木費。

3番、長谷川正君。

○長谷川正 道路橋梁費の中で町道改良舗装工事委託料を含むというところで、ちょうど向原1号線、新町出戸線ほか、野沢柴崎線とあります。その今後の予定とですね、完了予定ということでお聞きします。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 今回の工事は全て交付金の事業でありますので、交付決定があり次第、速やかに事業を進めまして、年度内完成を目指してきたいと思います。

向原については今年の測量と設計だけありますので、工事のほうには着手の予定はありません。

以上です。

○議長 3番、長谷川正君。

○長谷川正 それでは交付決定がなされてからということでよろしいでしょうか。

○議長 建設水道課長、佐藤広悦君。

○建設水道課長 そのようにご理解いただいて構いません。

○議長 7番、秦貞継君。

○秦貞継 1点だけお伺いいたします。

総括表の16ページ上から3番目、都市公園長寿命化計画策定業務委託料1,263万3,000円が計上されておりますが、勉強会でも確か設計というふうに私お聞きしてたんですけども、これのみの予算なのか。再度ちょっと確認と、これ調べたんだけど、何か似たようなのが平成29年3月ぐらいに計算してらっしゃるんですけど、そういったときのデータとかも使ってもこのぐらいの予算がかかるのか、ちょっと設計でこんなにかかるのかなと思ったものですから、その内容についてお示してください。

○議長 商工観光課長、齋藤正利君。

○商工観光課長 お答えいたします。

都市公園長寿命化計画策定業務の委託料でございます。さゆり公園の長寿命化計画の策定ということでございます。こちらにつきましては、基本的に5年ごとに10年の計画を策

定するというような事業でございます。前回策定から5年経過しましたので、再度、計画を新たに作るというようなことでございます。その前回の計画等も踏まえながら、それを更新する。新たに作るというようなものでございます。

○議長　そのほか、ございませんか。

9 款、消防費、10 款、教育費。

6 番、荒海正人君。

○荒海正人　総括表の中の教育改革推進事業の中に学びアイランド推進事業も含まれるということでその点についてお尋ねします。

説明の中で、中学校拠点に展開されていく事業ですけども、その中で町民の方も含めて町民の方も対象に小学校・中学生以外の町民の方も対象に開かれた学校を目指すということでしたけれども令和7年度においても町民の方が入って、中学校の中に入ってこられるような体制作りをされるのかという部分についてお尋ねします。

すみません、もう一つあって申し訳ないです。

公営塾についてですが、骨子として、学校教育アドバイザー含まれるが行われると、運営に関わられるという中で、学校教育、学校との関連もあるのかというところについて確認させてもらえればと思います。

○議長　教育長、五十嵐正彦君。

○教育長　荒海議員のご質問にお答えします。

学びアイランドのことについてですが、学びアイランド、今年度も幾つかの事業を展開しまして、例えば2月4日の日に、これ公民館講座と中学校の授業を合わせたような形で行ったんですが、田崎先生を講師という形で沼沢火山の噴火と西会津町というタイトルで、講座、授業なんですね。これは中学1年生を対象にした理科社会の授業としての位置づけもあり、そこに一般の方、これは募集して申し込まれた方、当日4名の方が参加されましたが、これは公民館講座の性質があるんですけども、そういうような形で実施しました。これ一つの例なんですけども、こういった形で今まで行われてきた公民館講座なんかを、今申し上げたような学校の授業なんかと合わせたような形にして、参加していただくとか、そういうような取組をさらに令和7年度は展開していきたいというふうに考えております。

それから公営塾について、学校との連携という部分についてですが、これは当然、学校の授業とこの公営塾での指導というものを連携させて、授業補完するような形で、学ぶ習慣づくりであったりとか学び方、そういったところを公営塾の中で、さらに子供たちに身につけてもらうような、そういった内容で展開していくと、学校の授業とうまく噛み合って、さらに子供たちの学力が向上していくものというふうに考えております。

以上です。

○議長　7 番、秦貞継君。

○秦貞継　1 点だけ伺いたいします。

給食センター蒸気配管更新工事、委託等を含むということで総括表に計上されておりますが、勉強会で工期、作業が2か月以上かかるということで、夏休み前の1か月程度どうしても保護者から弁当対応ということだったんですけど。これ一般質問にならないように聞きますが、どうしても今、家庭でも弁当を作りたくても仕事の時間上なかなか作れない

方も、いろんな働き手がいらっしゃいますので、そういった方々を含めて地元の業者さんとか、そういったものに保護者さんに通知するということは。先ほどの勉強会ではお話聞いたんですけども、その辺の配慮等はこの中に、工事だから駄目かもしれないけれど、とにかく周知はどのように行うのか、お伺いいたします。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 給食センターの蒸気管更新工事についてのご質問にお答えいたします。

給食センター調理場内での作業が2か月程度を要するというごことでございまして、基本的には夏休み1か月でやってしまいたいという考えがございましたが、現在建設業の働き方改革という部分で、夜間工事等もなかなかできないというごことでございまして、設計においては調理場内2か月の工事を要するというごことでございます。

入札してその請け負った業者とは、工期の短縮等についてはご相談をしていきたいという考えでございます。

また仮に2か月要して、夏休み前1か月が保護者の弁当対応ということになってしまいます。こちらについては、できるだけ早めに保護者の皆さんに周知を図っていききたい、ご協力をお願いをしていきたいというごことでございます。町内業者も含めまして、例えば弁当を小・中学生のお弁当を頼んで、その日に町内飲食店から仕出しの弁当で対応するというようなことも想定して、それぞれ確認をいたしました。が、なかなかそれは難しいと。実際の調理自体が難しいということでの結果を踏まえまして、大変申し訳ないですが、保護者の弁当対応というごことでご協力をいただきたいというふうに考えてございます。

○議長 10番、猪俣常三君。

○猪俣常三 この事項別明細の119ページ、見ていただきたいんですけども、ここでのスクールバス購入費という欄がございまして、これは耐用年数とかいうのも絡んでいるのか。それとも故障が頻繁に起きることがあって、購入ということが考えられるのか。それと併せて、700万ほど減額になっている要因なんかも併せてご説明いただければと思います。

○議長 学校教育課長、佐藤実君。

○学校教育課長 スクールバスの車両購入に関わる部分のご質問でございまして、事業費464万4,000円ということで、令和7年度については14人乗りのバスの更新を図って行きたいというごことでございまして、平成23年に購入いたしまして、13年が経過してるところでございまして。距離数については24万キロを超えた走行をしているというごことでございまして、かなり古くなって故障も頻発しているというような状況でございまして。

また、総括表の16ページにございまして、スクールバスの購入費の前年度比731万6,000円の減額というごことでございまして、前年度につきましては29人乗りのバスを購入しておりまして、7年度については14人乗りということで計上しているところでございます。

○議長 11款、災害復旧費、12款、公債費、13款、予備費。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号令和 7 年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号令和 7 年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休議いたします。(15時04分)

○議長 再開します。(15時30分)

日程第 2、議案第 19 号令和 7 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号令和 7 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号令和 7 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 20 号令和 7 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号令和 7 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 20 号令和 7 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 21 号令和 7 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 21 号令和 7 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号令和 7 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 22 号令和 7 年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。
ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号令和 7 年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号令和 7 年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 23 号令和 7 年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号令和 7 年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号令和 7 年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 24 号令和 7 年度西会津町簡易水道等事業会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号令和 7 年度西会津町簡易水道等事業会計予算を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号令和 7 年度西会津町簡易水道等事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 25 号令和 7 年度西会津町下水道事業会計予算の質疑を行います。ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号令和 7 年度西会津町下水道事業会計予算を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号令和 7 年度西会津町下水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会します。(15 時 39 分)

令和7年第3回西会津町議会定例会会議録

令和7年3月21日（金）

開 議 13時00分
閉 会 13時53分

出席議員

2番	仲 川 久 人	6番	荒 海 正 人	10番	猪 俣 常 三
3番	長谷川 正	7番	秦 貞 継	11番	青 木 照 夫
4番	上 野 恵美子	8番	伊 藤 一 男	12番	武 藤 道 廣
5番	小 林 雅 弘	9番	三 留 正 義		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町 長	薄 友 喜	建設水道課長	佐 藤 広 悦
副 町 長	大 竹 享	教 育 長	五十嵐 正 彦
総 務 課 長	伊 藤 善 文	学校教育課長	佐 藤 実
企画情報課長	玉 木 周 司	生涯学習課長	矢 部 喜代栄
会計管理者兼町民務課長	渡 部 栄 二	代表監査委員	鈴 木 和 雄
福祉介護課長	船 橋 政 広	農業委員会事務局長	小 瀧 武 彦
健康増進課長	岩 渕 東 吾		
商工観光課長	齋 藤 正 利		
農林振興課長	小 瀧 武 彦		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	五十嵐 博 文	議会事務局主査	品 川 貴 斗
--------	---------	---------	---------

令和 7 年第 3 回議会定例会議事日程（第 1 5 号）

令和 7 年 3 月 2 1 日 午後 1 時開議

開 議

日程第 1 提案理由の説明

日程第 2 議案第 28 号 令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 11 次）

日程第 3 議案第 29 号 令和 7 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）

日程第 4 ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会報告

日程第 5 議会案第 1 号 西会津町議会ハラスメント防止条例

日程第 6 請願第 1 号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての請願

日程第 7 請願第 2 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書」提出についての請願

日程第 8 常任委員会の継続審査申出について

日程第 9 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第 10 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（広報広聴常任委員会）

（広報広聴常任委員会 広報分科会）

○議長 令和7年第3回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、五十嵐博文君。

○事務局長 報告いたします。

町長より、追加議案として2件の議案が提出され、受理いたしました。

議会運営委員会にお諮りをし、提案理由の説明及び議案を本日の日程に加えております。

以上です。

○議長 日程第1、提案理由の説明を求めます。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、薄友喜君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第2、議案第28号令和6年度西会津町一般会計補正予算(第11次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第28号、令和6年度西会津町一般会計補正予算第11次の調製について、ご説明いたします。

今次補正の主な内容であります。今冬の除排雪に係る除雪委託料の追加であります。

それでは予算書をご覧ください。

令和6年度西会津町の一般会計補正予算第11次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,500万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ74億7,440万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。6ページをご覧ください。

まず歳入であります。18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金1,500万円の増は、今次補正において不足する財源を繰入れるものであります。

7ページをご覧ください。歳出であります。

8款土木費、1項2目道路維持費1,500万円の増は、除雪委託料の追加計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 28 号令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 11 次）を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号令和 6 年度西会津町一般会計補正予算（第 11 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 29 号令和 7 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤善文君。

○総務課長 議案第 29 号令和 7 年度西会津町一般会計補正予算第 1 次の調整について、ご説明いたします。

今次補正の内容であります。町議会議員の欠員に伴う補欠選挙の執行に係る経費のほか、今冬の大雪により被害を受けた農業用ハウスなどの施設復旧等の支援を目的に、県の大雪農業災害特別対策事業が創設されたことから、町におきましても被災した農業者の経営の継続に向け、農作物の生産に必要な施設復旧等を支援するための所要額を予算計上したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

令和 7 年度西会津町の一般会計補正予算第 1 次は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 2,010 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、66 億 9,310 万 3,000 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の内容であります。事項別明細書でご説明いたします。6 ページをご覧ください。

まず歳入であります。15 款県支出金、2 項 4 目農林水産業費県補助金 5,867 万 1,000 円の増は、大雪農業災害特別対策事業補助金の計上であります。

18 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 6,143 万 2,000 円の増は、今次補正において不足する財源を繰入れるものであります。

7 ページをご覧ください。歳出であります。

2 款総務費、4 項 4 目町議会議員補欠選挙費 481 万 6,000 円の増は、町議会議員補欠選挙の執行に係る消耗品やポスター掲示場設置撤去委託料、選挙運動交付金などの新規計上であります。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業費 1 億 1,528 万 7,000 円の増は、大雪農業災害特別対策事業補助金の新規計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　農業費のほうで質問します。

農業費の予算があるわけですが、この対象件数といいますか、どのくらい見ておられますか。

それと、この事業を実行するスケジュールってのはどんなふうに考えておられますか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　それでは、12 番武藤議員のご質問にお答えいたします。

まず、今回の補正予算計上に当たっての対象の件数ということでございますが、今回の県の通知に基づきまして補助の積算をしております、大きく三つの項目で予算を計上しております。

一つ目が、施設の復旧ということでハウスの復旧の部分と、あと果樹棚の復旧の部分がありますが、まずハウスの復旧につきましては、現在町及び J A で把握している倒壊の棟数が 78 棟ございます。今日現在ですが。さらに今後被害が見込まれるということで 22 棟を上乗せしまして、合計で 100 棟分のハウスの費用を見込んでございます。

ほかの果樹棚の復旧につきましては、面積ベースで 0.15 ヘクタールの被害があるのではないかとということで、現在積算をしているところでございます。

二つ目ですが、施設の撤去の部分につきましては、先ほどのハウスの復旧の棟数と同じ 100 棟ということで見込んでございます。

大きな三つ目としまして、農産物の再生産に必要な種苗等ということで、これにつきましても今時点では果樹、特にブドウの被害を想定しておりまして、被害面積 0.5 ヘクタールに係る生産確保資材、またブドウ棚などの被害の面積を 0.075 ヘクタールと見込みまして、その分の苗代などを今回計上させていただいております。

続きまして、スケジュールでございますが、現在県から示されているスケジュールで申し上げますと、今現在まだ補助の要領が制定されておりませんで、4 月上旬に県のほうで補助要領を策定しまして、併せて市町村の説明会を開催するということで示されています。その後 4 月中旬から申請の受付を開始しまして、5 月下旬末に申請の受付の期限ということで、ここまで県のほうからスケジュールが示されていますので、町でも県のスケジュールに沿った形で事務のほうを進めていきたいということで考えてございます。

○議長　12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣　大体内容は分かりましたけれども、スケジュールの関係が 5 月下旬までということですが、稲作関係の育苗棟なんかは、ちょっと間に合わなくなるんじゃないかなと思いますが、その辺はどのように対応されますか。

○議長　農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長　育苗などの作付への影響という部分でございますが、先日町に報告をいただいた方のうち、育苗のハウスが倒壊された方にお集まりいただきまして、そこに、J A さんと県の農業普及所も来ていただいて今後の対策など話し合いをしましたが、まだはっきりとその方々が今後どうするかということを決めかねている方もいらっしゃいました。中には、ハウスでの育苗からプール育苗に変更するという方もいたり、まだその辺は、は

っきり決まっておりますが、この後、作ることができなかった方については、J Aさんなどから苗を購入するという方もいらっしゃると思いますが、今年の作付にどれだけ影響があるかということについては今時点ではちょっとまだ見通せない状況でございます。

○議長 12 番、武藤道廣君。

○武藤道廣 大体分かりましたけれども、なるべく作付には影響ないよう対策を取っていたきたいと思います。

ただ、今言われておるのは資材です。ハウス資材が足りないんじゃないかと。会津一円でも相当な数だし、それに対して町側としては何らあってか、J Aあたりも足りないんじゃないかなと言われておりますけれども、その資材確保に関して町側から何か特別な支援とは何か考えておられますか。

○議長 農林振興課長、小瀧武彦君。

○農林振興課長 今後資材が足りなくなる部分への支援ということがございますが、今のところ J Aさんとも連携しながら取り組んでおりますので、そういった資材の確保の情報などは J Aさん、あるいは県の農業普及所と連携をして、有効な情報があれば農家の皆さんに情報提供をしていきたいということで考えてございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 29 号令和 7 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号令和 7 年度西会津町一般会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会報告を行います。

ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会委員長の報告を求めます。

ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会委員長、武藤道廣君。

○ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会委員長 ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会より朗読をもって報告をいたします。

報告先、西会津町議会議長、伊藤一男様。

報告者は委員長、武藤道廣です。

ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会結果報告。

本特別委員会は、下記調査事件についての調査結果を会議規則第 75 条の規定により、別

紙のとおり報告いたします。

記、議会議員によるハラスメント実態調査。

議会ハラスメント防止条例の制定に関する調査研究。

1 ページをお開きください。

ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会報告書。

調査事件。議会人によるハラスメント実態調査、議会ハラスメント防止条例の制定に関する調査研究。

調査の経過。令和6年9月議会定例会中間報告以降であります。

第6回特別委員会、令和6年9月11日。

9月議会定例会の初日6日に中間報告を行ったことから、今後の委員会の方針、活動内容などを確認する。研修会を開催し、年度内の条例制定に向け取り組んでいく。

次、第7回特別委員会、令和7年1月17日。

福島大学経済経営学類教授、吉高神明氏を講師に招き迎え、地方議会におけるハラスメント防止に向けた取組、最近の事例を中心に開催した。

参加者、議員10名、事務局員2名、町職員8名、計20名でした。

地方議会における最近のハラスメント事例、地方自治体におけるハラスメントを巡る法定刑、地方自治会におけるハラスメント対応状況について学習、意見交換を実施した。

次、第8回特別委員会、令和7年2月18日。

前回に引き続き、福島大学経済経営学類教授吉高神明氏を講師に迎え、地方議会におけるハラスメント防止条例の検討を開催した。

参加者、議員12名、事務局2名、計14名。

地方議会におけるハラスメント防止条例の展開、全国における先進的な事例の検討。東京都狛江市市議会、埼玉県川越市議会、千葉県柏市議会、福岡県議会、東京都議会、福島県における事例の検討。金山町議会、白河市議会、会津美里町議会、西会津町議会のハラスメント防止条例作成について学習、意見交換を実施した。

研修会終了後に、今後作成する西会津町議会ハラスメント防止条例案について委員、個人の意見などを集約し、条例案の骨子を作成することとした。

次、第9回特別委員会、令和7年3月13日。

講師から指導助言に基づき作成した西会津町系ハラスメント防止条例案を検討し、再度講師の指導助言を受けることとした。

1 ページをお開きください。

次に、第10回特別委員会、令和7年3月18日。

講師に確認した条例案を今議会に議員提出議案として提案することとした。

ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会は、以上の調査結果をもって、初期の目的を達成できたことから、本日をもって終結することといたしました。

以上であります。

○議長 お諮りします。

本報告については、会議規則第74条第2項の規定による少数意見の留保の手続きもな

かったことから、質疑討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本報告についての質疑討論は省略することに決しました。

これから、ハラスメント実態調査及び議会をハラスメント防止条例調査特別委員会報告を採決します。

お諮りします。

ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会報告は、委員長報告のとおり可決されました。

これをもって、ハラスメント実態調査及び議会ハラスメント防止条例調査特別委員会報告を終わります。

日程第5、議会案第1号西会津町議会ハラスメントハラスメント防止条例を議題とし提出者の説明を求めます。

12番、武藤道廣君。

○武藤道廣 朗読をもって提案いたします。

議会案第1号。

西会津町議会議長、伊藤一男様。

提出者、武藤道廣、青木照夫、小林雅弘、上野恵美子、荒海正人、仲川久人であります。

西会津町議会ハラスメント防止条例。

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

西会津町議会ハラスメント防止条例。

前文。議員は、町民の負託を受けた代表者であることから、調整に関わる機能と責務を深く自覚し、地方自治の本旨を対比するとともに、住民全体の奉仕者として、福祉向上に努めなければならない。

ハラスメントは、基本的人権及び個人の尊厳を著しく傷つけ、住民、福祉及び議会活動に支障をきたし、議会の基本的信用及び信頼を失うことにつながる人権侵害である。

西会津町議会は、議員及び議会としての役割を十分発揮するため、互いに人格を尊重し、相互信頼を深めることを通してハラスメントの防止に努め、信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

目的。第1条、この条例は、西会津町議会議員（以下議員という）間のハラスメント及び議員等職員とのハラスメントを防止するための処置を講じ、全ての議員及び職員が個人としての尊厳を尊重され、良好な勤務環境を確保することで、調整の効率的運用に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とする。

定義。第2条、この条例において、ハラスメントとは、次の各号に掲げるものをいう。

(1) パワーハラスメント。職務に関して優越的な関係を背景として行われる言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、相手方に対して精神的もしくは身体的な苦痛を与え、人格もしくは尊厳を害し、または当該相手方の勤務環境を害する行為をいう。

(2) セクシャルハラスメント。異性同姓を問わず、性的な言動により相手方に対して、不快感を与える行為、またはその行為により、その者の勤務環境を害し、勤務条件に不利益を与えることとなる行為をいう。

(3) 妊娠、出産、育児または介護に関するハラスメント。妊娠、出産、育児または介護に起因することにより勤務することができないなどを理由とする言動、または制度、処置の利用に関する言動によりその者の勤務環境が害される行為をいう。

(4) その他のハラスメント。前3号に掲げるもののほか、誹謗中傷、風評等により相手方に対して人権を侵害し、または不快にさせる行為をいう。

2、この条例において職員とは、地方公務員法、昭和25年法律第261号第3条第2項に規定する一般職に属する職員並びに同条第3項第1号、第2号、第3号、第3号の2及び第5号に規定する特別職に属する職員、議員を除く及び同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。

議長の責務。第3条、議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントがあると認めるときは、迅速かつ適切に必要な処置を講じなければならない。

議員の責務。第4条、議員は、町民の代表者として、町政に関わる権能及び責務を自覚するとともに、常に高い倫理意識を持ち、ハラスメントが個人の尊厳を不当に位置づけ、人権侵害に当たること及び職員の労働意欲を低下させることを自覚、認識し、議員間または職員の人格を尊重してハラスメントをしてはならない。

2、議員は議員によるハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明確にしなければならない。

3、議員は、ハラスメントがあると疑われる事態に遭遇したときは、当該議員に対し厳に慎むべき旨を指摘し解決するよう努めるとともに、議長に当該時自体について報告しなければならない。

調査及び研修等。第5条、議長は、議員によるハラスメントの根絶及び防止を図るため、必要に応じて実態を把握するための調査を実施するとともに、議員に対し必要な研修等を実施しなければならない。

相談窓口の設置。第6条、議長は、ハラスメントに関する申出及び相談に対応し苦情等の円滑かつ公正な解決を図るため、議会事務局内にハラスメント相談窓口を置くものとする。

事実確認等。第7条、議長は前条の規定により、ハラスメントに関する申出があったときは、必要に応じて申出者、当事者または関係者等に対して事情聴取及び事実確認を行い、公正で客観的な立場から問題の処理及び解決を図らなければならない。

2、前項の規定により、申出または報告をされたときは、議長は議会運営委員会に付託し、ハラスメントに係る事実関係の調査及び確認を行うものとする。

交渉等。第8条、議長は、前条第2項に規定する議会運営委員会の調査の結果を尊重し、

議員によるハラスメントを確認したときは、当該議員に対して指導、助言、注意または氏名の公表等の必要な処置を講じなければならない。

2、議長は、前項の事実確認等の結果、職員による議員へのハラスメントを確認したときは、町に対し当該職員への指導、助言、注意、その他改善のために必要な処置を講じることを求めるものである。

議長職務の代行。第9条、議長が調査の対象となったときは副議長が、議長及び副議長がともに調査の対象になったときは年長の議員がこの条例に規定する議長の職務を行う。

被害者等のプライバシーの保護。第10条、議員は、ハラスメントによる被害者及び関係者のプライバシー保護に十分配慮し、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

第11条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に監視必要な事項は、議長が別に定める。

附則。施行期日。この条例は公布の日から施行する。

検討。2、議会は、この条例の施行後3年を目途としてこの条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の処置を講ずるものとする。

以上、提言いたします。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、議会案第1号西会津町議会ハラスメント防止条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号西会津町議会ハラスメント防止条例は可決されました。

日程第6、請願第1号国に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についての請願から、日程第7、請願第2号国に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書の提出についての請願を一括議題とします。

なお、審議の方法は、委員長委員会の報告終了後、1議題ごとに質疑、採決の順序で行います。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、荒海正人君。

○総務常任委員長　総務常任委員会に付託されました請願について、請願審査報告書をもってご報告いたします。

令和7年3月21日、西会津町議会議長、伊藤一男様。総務常任委員会委員長、荒海正人。

請願審査報告書。

本委員会に付託された請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第92条第1項の規定によりご報告いたします。

請願第1号、令和7年3月7日付託。

国に対し、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出についての請願。

審査の結果、継続審査するものと決定いたしました。

請願第2号、令和7年3月7日付託。

国に対し、女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな基準を求める意見書提出についての請願。

審査の結果、継続審査するものと決定いたしました。

以上でございます。

○議長　これから請願第1号国に対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書の提出についての請願の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　ありませんか。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、請願第1号国に対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出についての請願を採決します。

お諮りします。

請願第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、請願第1号国に対し選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書提出についての請願は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、請願第2号国に対し女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな基準を求める意見書提出についての請願の質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから、請願第2号国に対し女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな基準を求める意見書提出についての請願を採決します。

お諮りします。

請願第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、請願第2号国に対し女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな基準を求める意見書提出についての請願は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第8、常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

各常任委員会より、お手元に配付しました申入書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第9、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第10、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会より、お手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町側より専決について発言したい旨の申出がありましたので、これを許します。

副町長、大竹享君。

○副町長 3月議会定例会の閉会に当たり、令和6年度中の専決処分についてお願い申し上げます。

まず、西会津町税条例の改正について申し上げます。

今国会において成立する見通しである地方税法の一部改正により、令和7年4月1日を施行日とする改正が必要となるものであります。

その改正内容であります、軽自動車税の標準税率の区分の見直しや、特定マンション

に係る移譲要件に該当する場合に特例を適用する規定の新設、及びマイナ免許証を利用した軽自動車税の減免申請に係る規定の新設などを行うものであります。

次に、令和6年度西会津町一般会計補正予算について申し上げます。

特別交付税及び地方譲与税等の交付額についてであります。特別交付税、その他の譲与税、各種交付金の額の決定が年度末となることにより、金額が確定後に予算を調整する必要があります。例年、確定後の余剰額を財政調整基金へ積立しておりましたが、余剰額の状況に併せ財政調整基金やその他基金へ積立を予定しております。条例の改正、予算の補正、いずれにつきましても議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をさせていただこうとするものでありますので、議員各位にはご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 町長より挨拶があります。

町長、薄友喜君。

○町長 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の一部改正及び令和6年度一般会計補正予算、並びに令和7年度当初予算案など、町政が当面する重要な案件29件、報告事項1件についてご審議をいただいたのでありますが、議員各位におかれましては、特段のご精励を賜り、全議案について原案のとおりご議決を賜り、厚く御礼を申し上げます。

今後は、一般質問及び議案審議の過程で皆様よりいただいたご意見を十分に尊重し、誠意をもって町政に反映させてまいる所存であります。

ようやく春めいてきましたが、寒の戻りがあるような予報もあるようであります。議員各位におかれましては、なお一層のご自愛の上、町政進展のために特段のご理解とご協力を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長 会議を閉じるにあたり、一言挨拶を申し上げます。

初めに、令和6年第5回議会定例会の議事において、議会運営委員会に諮問した事項に議事運営上一部好ましくない部分を確認されました。この場をお借りしおわびを申し上げます。

さて、今期定例会は、去る3月7日以来、本日まで15日間にわたり条例の改正をはじめ、令和7年度当初予算、令和6年度補正予算など多数の重要案件について、議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案議決成立を見ました。議員各位には、年度末を迎え何かとご多忙中にもかかわらず、熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

また、町当局におかれましても、審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されたことに対し深く敬意を表しますとともに、本会議において、議員各位から述べられました意見や要望事項につきましては特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町政進展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

結びに、議員の皆様方、執行部の皆様方におかれましては、健康に留意されまして、ますますのご活躍をご祈念いたしまして、閉会のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

これをもって、令和7年第3回西会津町議会定例会を閉会します。（13時53分）